国の施策等に関する提案・要望

令和８年（2026 年）１１月

熊 本 県

国におかれましては、令和８年熊本地震について、被災者の救命・救助活動、避難者への生活支援、激甚災害等への指定や一般予備費の使用決定、「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」の決定など、発災直後から切れ目のない御支援を賜り、改めて深く感謝申し上げます。

被災地では、仮設住宅の整備・入居や公共土木施設等の応急復旧が進められるとともに、被災事業者等に対する補助金申請の受付が開始するなど、復旧に向けた取組みが進捗しています。

今後は本格的な復旧及び創造的復興を進める必要があるため、本県では、被災地域の再生の指針となる「復旧・復興プラン」を10月末に策定しました。

同プランでは、「最速で目指す痛みの最小化」と「被災地の新たな創造的復興」を掲げ、被災者支援や社会基盤の早期復旧、地域経済・なりわいの再建等のほか、新時代を担う地域産業の再興や人材の育成・確保、「防災先進県くまもと」の更なる推進等を強力に進めていくこととしております。

加えて、「くまもとサイエンスパーク」の実現に向けた産学官連携拠点の整備や半導体関連産業の集積促進に向けた道路・鉄道の整備、新たな流水型ダムにおける水源地域の振興等の喫緊の課題解決にも、引き続き、全力で取り組んで参ります。

被災された方々の生活再建、地域の復旧・復興等を成し遂げ、私たちが目指す「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本」を実現するためには、国の御支援が不可欠です。

国におかれましては、本県の復旧・復興等に向け、引き続き、格別の御支援及び御配慮をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和８年１１月

熊本県知事　　木村　敬

熊本県議会議長　　内野　幸喜

目　　次

令和８年熊本地震関連

震災からの復旧・復興に係る特別な財政支援 1
「なりわい再建支援補助金」並みの特別な財政支援 4
文化財の早期復旧に係る特別な財政支援等 5
医療・福祉の確保、施設の早期復旧 7
県・市町村における災害対応のための継続的な人的支援 11
大規模災害時における応援職員等の活動及び派遣経費に係る災害救助法の弾力的な運用 12
警察活動に係る経費及び被災した警察施設の復旧に係る財政支援 14
被災したこどもに対する心のケア等及びＤＶ被害女性への支援 15
大規模災害発生に備えた避難所環境の整備・強化 17
日奈久断層帯における地震活断層調査及び地震・津波対策の推進 18
被災家屋等の解体、災害廃棄物の処理に向けた支援 19
被災者の住まいの再建への支援 20
復興まちづくりに係る支援 22
地域コミュニティ再生への支援 24
医療保険・介護保険の一部負担金・利用料、保険料（税）の免除等に対する財政支援 25
ライフラインの早期復旧 26
公共土木施設等の早期復旧 29
道路ネットワークの早期復旧及び強靱化 31
八代港の早期復旧 33
並行在来線（肥薩おれんじ鉄道）の復旧に対する財政支援 35
教育施設の早期復旧等への支援 37
私立学校施設等の早期復旧、生徒等への支援 40
熊本県立大学における修学支援に対する特別な財政支援 42
行政庁舎等の公共・公用施設の早期復旧 43
地域産業等の早期復旧・事業継続への支援 45
伝統的工芸産業の早期の事業再開・事業継続への支援 48
農林水産基盤の早期復旧、農林水産業への支援 49

令和７年８月豪雨関連

令和７年８月豪雨からの復旧・復興に向けた支援 53

令和２年７月豪雨関連

球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクトの着実な推進 55
令和２年７月豪雨による被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援 58
新たな流水型ダムにおける水源地域の振興 60
流水型ダム事業を契機とした球磨川流域の地域振興への支援 62
令和２年７月豪雨からの復旧及び創造的復興に向けた支援 63
令和２年７月豪雨による被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備 66

平成２８年熊本地震関連

平成２８年熊本地震からの復旧及び創造的復興に向けた支援 68

半導体産業集積関連

地域未来戦略の展開に向けた支援 70
くまもとサイエンスパーク実現に向けた支援 72
半導体を中心とした産業クラスター形成促進への支援 75
熊本県経済の活性化のための産業分野における中堅・中小企業支援 76
産業界が必要とする人材の育成・確保に向けた取組みへの財政支援 78
経済安全保障の強化につながる半導体関連産業の集積促進に向けた道路整備推進 80
阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及びJR豊肥本線輸送力強化への支援 82
阿蘇くまもと空港の機能強化 84
半導体関連産業の集積促進に伴う排水対策への支援 86
半導体関連産業の集積促進に係る新規工業用水供給への支援 87
外国人材の適正な受入環境の整備 88
教育環境の整備と人材確保 91
再生可能エネルギー等電力供給の円滑化に向けた支援 93

内閣府

地方創生の推進 95
女性の社会参画の加速化 97
あさりの産地偽装対策に対する支援 98
地方消費者行政の充実・強化のための財源の確保 99
こどもを安心して産み育てる施策の充実 100
こどもと向き合う保育士・幼稚園教諭等支援の充実 102

防災庁

防災・減災、国土強靱化の推進 105
「九州を支える広域防災拠点構想」の推進 111

総務省

地方税財源の充実確保 113

文部科学省

質の高い教育の提供 117
特別支援教育に係る環境整備 119
誰一人取り残さない教育環境の実現 121
魅力ある学校づくりの推進 123
高校教育改革の実現に向けた支援 125
学校給食費の抜本的な負担軽減 127
GIGAスクール構想の推進 128
教育環境の整備 129
外部人材等との連携による安全・安心な学校づくり 130
安心して私立学校で学べる教育環境の実現 131
高等学校専攻科における安心して学べる環境の実現 133
「阿蘇」の世界文化遺産登録に係る支援 134
選手育成と地域のスポーツ振興 135

厚　生　労　働　省

医療・介護・保育の人材確保・定着に向けた支援 136
長寿で安心して暮らせる施策の充実 137
障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実 143
こどもの歯の健康づくりに対する支援 151
公務員獣医師の確保 152
医療用医薬品等の安定供給への対策 153
認定就労訓練事業への財政支援の拡充 155

農　林　水　産　省

食料安全保障の一翼を担うくまもと農林水産業の実現 156
環境と調和のとれた農林水産業の実現に向けた支援 161
農林水産業の持続的発展に資する担い手の確保と経営安定対策の強化 162
中山間地域農業・農村の持続的な発展に向けた総合的な支援 167
燃料・肥料・飼料等生産資材の安定供給及び価格高騰対策 171
海洋環境の変化に伴う赤潮被害対策等への支援 174

経　済　産　業　省

地域経済の維持・発展に向けた中小・小規模企業等への支援の強化 177
ＦＩＴ期間終了を迎える再エネ施設に係る諸課題への対応強化 180
大規模災害発生時におけるエネルギー確保に向けた支援 182
燃料油価格高騰に伴う生活者・事業者に向けた支援 183

国　土　交　通　省

公共事業予算の安定的な総額確保 185
土砂災害から人命を守るために土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する交付金制度の要件拡充等 186
阿蘇山直轄砂防事業の促進 187
水道事業の経営基盤強化等に向けた取組への支援 188
九州の横軸をはじめとする幹線道路ネットワークの整備推進 189
熊本都市圏の新たな高規格道路の実現に向けた支援 191
住宅耐震化の推進 192
並行在来線（肥薩おれんじ鉄道）に対する支援 193
地域公共交通（路線バス・地域鉄道）の確保・維持等に対する支援 194
天草地域及び県南地域における交通基盤づくりへの支援強化 196
熊本港の整備推進 197
八代港の整備推進 198
天草エアラインへの支援 199

環　境　省

ゼロカーボン社会の実現 200
水俣病対策の推進／水俣・芦北地域の振興 202
「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進 205
有明海・八代海等の再生 206

国立公園への誘客等の推進に関する対策等への支援 209
プラスチックの資源循環等の促進に向けた支援 210

警　　察　　庁

治安基盤の整備充実 211

要望先省庁

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	防災庁	総務省	法務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	観光庁	環境省
震災からの復旧・復興に係る特別な財政支援	1				○	○	○		○							
「なりわい再建支援補助金」並みの特別な財政支援	4									○			○			
文化財の早期復旧に係る特別な財政支援等	5									○						
医療・福祉の確保、施設の早期復旧	7					○					○			○		
県・市町村における災害対応のための継続的な人的支援	11						○									
大規模災害時における応援職員等の活動及び派遣経費に係る災害救助法の弾力的な運用	12					○										
警察活動に係る経費及び被災した警察施設の復旧に係る財政支援	14			○												
被災したこどもに対する心のケア等及びDV被害女性への支援	15		○				○			○	○					
大規模災害発生に備えた避難所環境の整備・強化	17					○	○									
日奈久断層帯における地震活断層調査及び地震・津波対策の推進	18					○				○						
被災家屋等の解体、災害廃棄物の処理に向けた支援	19															○
被災者の住まいの再建への支援	20					○										
復興まちづくりに係る支援	22													○		
地域コミュニティ再生への支援	24						○			○						
医療保険・介護保険の一部負担金・利用料、保険料（税）の免除等に対する財政支援	25										○					
ライフラインの早期復旧	26					○	○					○		○		○
公共土木施設等の早期復旧	29						○							○		
道路ネットワークの早期復旧及び強靱化	31													○		
八代港の早期復旧	33						○							○		

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	防災庁	総務省	法務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	観光庁	環境省
並行在来線(肥薩おれんじ鉄道)の復旧に対する財政支援	35													○		
教育施設の早期復旧等への支援	37					○				○						
私立学校施設等の早期復旧、生徒等への支援	40					○				○						
熊本県立大学における修学支援に対する特別な財政支援	42						○			○						
行政庁舎等の公共・公用施設の早期復旧	43						○				○					○
地域産業等の早期復旧・事業継続への支援	45										○		○			
伝統的工芸産業の早期の事業再開・事業継続への支援	48												○			
農林水産基盤の早期復旧、農林水産業への支援	49						○					○				
令和7年8月豪雨からの復旧・復興に向けた支援	53						○		○	○		○	○	○		
球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクトの着実な推進	55						○		○			○		○		
令和2年7月豪雨による被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援	58		○				○		○					○		
新たな流水型ダムにおける水源地域の振興	60		○				○		○	○		○		○		
流水型ダム事業を契機とした球磨川流域の地域振興への支援	62		○				○		○	○	○	○	○	○	○	○
令和2年7月豪雨からの復旧及び創造的復興に向けた支援	63	○				○	○		○	○		○	○	○	○	
令和2年7月豪雨による被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備	66						○		○					○		
平成28年熊本地震からの復旧及び創造的復興に向けた支援	68					○	○		○	○		○		○		
地域未来戦略の展開に向けた支援	70	○	○				○		○				○			
くまもとサイエンスパーク実現に向けた支援	72	○	○				○		○	○			○	○		
半導体を中心とした産業クラスター形成促進への支援	75	○	○				○						○			
熊本県経済の活性化のための産業分野における中堅・中小企業支援	76	○	○										○			

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	防災庁	総務省	法務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	観光庁	環境省
産業界が必要とする人材の育成・確保に向けた取組みへの財政支援	78										○					
経済安全保障の強化につながる半導体関連産業の集積促進に向けた道路整備推進	80	○	○				○		○				○	○		
阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及びJR豊肥本線輸送力強化への支援	82	○	○				○		○					○		
阿蘇くまもと空港の機能強化	84							○	○		○	○	○	○		
半導体関連産業の集積促進に伴う排水対策への支援	86	○	○				○		○					○		○
半導体関連産業の集積促進に係る新規工業用水供給への支援	87	○	○				○		○				○			
外国人材の適正な受入環境の整備	88	○	○					○		○	○					
教育環境の整備と人材確保	91									○			○			
再生可能エネルギー等電力供給の円滑化に向けた支援	93												○	○		○
地方創生の推進	95	○	○		○	○	○		○							
女性の社会参画の加速化	97		○				○				○		○			
あさりの産地偽装対策に対する支援	98		○									○				
地方消費者行政の充実・強化のための財源の確保	99		○						○							
こどもを安心して産み育てる施策の充実	100		○				○									
こどもと向き合う保育士・幼稚園教諭等支援の充実	102		○				○			○						
防災・減災、国土強靱化の推進	105	○				○	○		○			○		○		
「九州を支える広域防災拠点構想」の推進	111					○			○					○		
地方税財源の充実確保	113		○				○		○				○			
質の高い教育の提供	117									○						

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	防災庁	総務省	法務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	観光庁	環境省
特別支援教育に係る環境整備	119						○			○						
誰一人取り残さない教育環境の実現	121									○						
魅力ある学校づくりの推進	123									○						
高校教育改革の実現に向けた支援	125									○						
学校給食費の抜本的な負担軽減	127									○						
GIGA スクール構想の推進	128									○						
教育環境の整備	129						○		○	○						
外部人材等との連携による安全・安心な学校づくり	130									○						
安心して私立学校で学べる教育環境の実現	131									○						
高等学校専攻科における安心して学べる環境の実現	133									○						
「阿蘇」の世界文化遺産登録に係る支援	134									○						
選手育成と地域のスポーツ振興	135									○						
医療・介護・保育の人材確保・定着に向けた支援	136		○								○					
長寿で安心して暮らせる施策の充実	137										○					
障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実	143		○							○	○					
こどもの歯の健康づくりに対する支援	151										○					
公務員獣医師の確保	152									○	○	○				○
医療用医薬品等の安定供給への対策	153	○									○					
認定就労訓練事業への財政支援の拡充	155										○					

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	防災庁	総務省	法務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	観光庁	環境省
食料安全保障の一翼を担うくまもと農林水産業の実現	156	○					○					○				
環境と調和のとれた農林水産業の実現に向けた支援	161											○				
農林水産業の持続的発展に資する担い手の確保と経営安定対策の強化	162						○					○				
中山間地域農業・農村の持続的な発展に向けた総合的な支援	167											○				
燃料・肥料・飼料等生産資材の安定供給及び価格高騰対策	171											○				
海洋環境の変化に伴う赤潮被害対策等への支援	174						○					○				○
地域経済の維持・発展に向けた中小・小規模企業等への支援の強化	177	○	○				○		○		○		○			
FIT期間終了を迎える再エネ施設に係る諸課題への対応強化	180												○			○
大規模災害発生時におけるエネルギー確保に向けた支援	182												○			○
燃料油価格高騰に伴う生活者・事業者に向けた支援	183		○								○	○	○			○
公共事業予算の安定的な総額確保	185						○		○			○		○		
土砂災害から人命を守るために土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する交付金制度の要件拡充等	186	○				○			○					○		
阿蘇山直轄砂防事業の促進	187								○					○		
水道事業の経営基盤強化等に向けた取組への支援	188						○							○		
九州の横軸をはじめとする幹線道路ネットワークの整備推進	189								○					○		
熊本都市圏の新たな高規格道路の実現に向けた支援	191													○		
住宅耐震化の推進	192								○					○		
並行在来線(肥薩おれんじ鉄道)に対する支援	193						○		○					○		
地域公共交通(路線バス・地域鉄道)の確保・維持等に対する支援	194						○							○		

要望項目	頁	内閣官房	内閣府	警察庁	デジタル庁	防災庁	総務省	法務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	観光庁	環境省
天草地域及び県南地域における交通基盤づくりへの支援強化	196													○		
熊本港の整備推進	197													○		
八代港の整備推進	198													○		
天草エアラインへの支援	199								○					○		
ゼロカーボン社会の実現	200	○											○			○
水俣病対策の推進／水俣・芦北地域の振興	202	○					○		○	○	○	○	○	○		○
「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進	205												○			○
有明海・八代海等の再生	206											○		○		○
国立公園への誘客等の推進に関する対策等への支援	209															○
プラスチックの資源循環等の促進に向けた支援	210						○						○			○
治安基盤の整備充実	211			○			○									

震災からの復旧・復興に係る特別な財政支援

【防災庁、総務省、財務省】

要望事項

○　復興基金創設のための特別交付税措置など、平成２８年熊本地震と同様の特別な財政支援

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等

本県では、令和８年熊本地震により、多くの尊い命が失われるなど甚大な被害が発生した。

県では、災害発生直後から災害救助活動、公共土木施設等の応急復旧に取り組むとともに、被災者の生活再建や被災事業者の生業再建の他、社会・産業インフラの本格復旧に要する事業についても早急に予算化し取り組んでおり、今後も多大な財政需要が見込まれる。

また、被災市町村では、発災以降、避難所運営や罹災証明書の交付などの応急対応に取り組んできたが、今後、災害関連事業の実施が本格化する中、財政基盤が脆弱であっても躊躇なく災害関連事業に取り組めるよう、財源を確保する必要がある。

平成２８年熊本地震や令和２年７月豪雨災害、令和７年８月豪雨災害といった過去の累似の大規模災害からの復旧・復興に係る起債償還が今後本格化する中、今回の令和８年熊本地震発生により、熊本県及び被災市町村の財政運営は一層厳しさを増すことが想定される。

・被害状況：死者・行方不明者 38 人、住家被害 81,777 棟（令和８年１０月２３日時点）

・総事業費：９月専決までの地震関係県予算：1,768 億 96 百万円

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①復興基金の規模に係る平成28年熊本地震と同様の支援	※復興基金への財政措置を講じる旨示された	平成28年熊本地震と同様の支援	510億円
②特別交付税の現年災（応急復旧）に係る特別な措置	り災世帯数等に基づく算定（り災世帯数等×単価）	・現年災（応急対応）に係るり災世帯数等の単価の引き上げ ・災害救助関係の経費として総務大臣が調査した額×0.8を加算（市町村分）	左記同様
③災害対策債の発行及び交付税措置率の嵩上げ	「著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、当該災害によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する場合」等において発行可能 ※交付税措置率：57%	・災害対策債の発行 ・交付税措置率の嵩上げ （57% → 95%） ・私立学校等の復旧支援事業及び新基本計画実装・農業構造転換支援事業（被災山地施設支援）を災害対策債の対象とすること	左記同様

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
④歳入欠かん債の発行及び交付税措置率の嵩上げ	「著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、当該災害によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する場合」等において発行可能 ※交付税措置率：47.5%～85.5%	・歳入欠かん債の発行 ・交付税措置率の嵩上げ （47.5%～85.5% → 75% ～85.5%）	左記同様
⑤災害復旧事業債等の償還期限の延長	例） ・補助、直轄、一般単独災害復旧事業債 → 10年償還(うち、据置2年) ・歳入欠かん等債 → ４年償還 （うち、据置１年）等	例） ・補助、直轄、一般単独災害復旧事業債 → 20年償還（うち、据置5年） ・歳入欠かん等債 → 15年償還 （うち、据置３年）等	左記同様
⑥補助災害復旧事業債の過年災の充当率の拡充（現年災と同率）	・公共土木施設 → 90% ・農地・農林漁業施設 → 80%	・公共土木施設 → 100% ・農地・農林漁業施設 → 90%	左記同様

３　要望の内容

① 復興基金については、１０月１日の要望において、自治体運営に支障が生じないよう財政措置を講じる旨お示しいただいた。この復興基金を活用しながら、１０月末に策定した被災地域の再生の指針となる復旧・復興プランに沿って、住民生活の安定、住宅再建支援、産業や教育文化の振興など、地域の実情に応じたきめ細かな取組みを中長期的に実施していく。

基金を活用した復旧・復興の需要について、家屋被害や商工関係の被害等は平成２８年熊本地震より少ないことから、住まいの再建や中小企業等の支援に係るニーズは１０年前に比べて減少が見込まれる。

一方で、被災家屋の耐震化・被災宅地の復旧など、本県がこの１０年間で複数の大規模災害に見舞われていることへの対応や、飲料用井戸の復旧、被災した八代港に関連するサプライチェーン等の維持・回復など、今回の被災地域特有の課題への対応については、ニーズの増加が見込まれる。加えて、地域経済の回復等に係るニーズへも今後対応していく必要がある。

このため、基金の規模については、上記のとおり多重被災や被災地域特有の課題への対応が必要なこと、さらには近年の労務単価や物価上昇も考慮いただき、平成２８年熊本地震と同様に、本県の復旧・復興に必要な支援をお願いしたい。

② 災害対応に従事する職員の時間外等手当や不足する人員を補うため任用する会計年度任用職員に係る経費、家屋被害認定調査の委託費等、災害救助に関連して実施する事業に係る経費において地方負担が生じているため、特別交付税の現年災（応急復旧）に係る単価の引き上げや加算等の特別な措置をお願いしたい。

③ 被災事業者の施設等の復旧支援に係る経費において、あらゆる視点から支援を検討いただいているが、それでもなお隙間となる部分について相当の地方負担が生じる見込みであるため、災害対策債の発行及び交付税措置率の嵩上げをお願いしたい。特に、「私立学校等（幼稚園～大学・専修学校）の復旧支援事業」について、「なりわい再建支援補助金」並みの高い補助率等での支

援対象としていただくよう、文部科学省へ要望しているところだが、その地方負担分を災害対策債の対象としていただきたい。

また、「新基本計画実装・農業構造転換支援事業（被災産地施設支援）」について、同じ被災農業共同利用施設の復旧事業である「強い農業づくり総合支援交付金（被災産地施設支援）」同様に、令和８年熊本地震による災害に係る特例分を災害対策債の対象としていただきたい。

④　今回の災害で被災した県民や事業者に対する地方税及び使用料・手数料の減免措置により、被災自治体の減収等による歳入不足が見込まれるため、歳入欠かん債の発行及び交付税措置率の嵩上げをお願いしたい。

⑤　今後、過去の災害の起債償還が本格化する中、今回の地震に係る起債の償還が重なることで、毎年度の公債費負担の増加により厳しい財政運営を強いられるため、災害復旧事業債等の償還期限の延長をお願いしたい。

⑥　公共土木施設等で活用する補助災害復旧事業債について、著しく異常かつ激甚な非常災害であり、財政運営に著しい支障が生じかねないため、過年災の充当率は現年災と同率としていただきたい。

「なりわい再建支援補助金」並みの特別な財政支援

【文部科学省、経済産業省】

要望事項

○　度重なる大規模災害に見舞われているという本県特有の事情を踏まえ、「なりわい再建支援補助金」並みの特別な財政支援

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等

・　「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」において、被災した中小・小規模事業者等による施設・設備の復旧については、繰り返す大規模災害による重複被災が生じたことを踏まえた特例として、自治体連携型補助金等における補助対象事業者の範囲等を柔軟化し、「なりわい再建支援補助金」並みの高い補助率での支援を行うという方向性が示された。

・　一方、各省庁との協議等において、未だ具体的な補助内容の決定までは至っていないものがあるため、各事業者等の早期の復旧に向け、補助内容の具体化が必要である。

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①-1 私立学校の災害復旧に係る特別な財政支援	幼稚園～大学 1/2 私立特定幼稚園 7/12 (激甚法)	・国庫補助率の嵩上げ、多重被災者への定額補助等によるなりわい再建支援補助金並みの支援	激甚災害（本激）、適用措置の指定による財政支援 グループ補助金活用可
①-2 専修学校等の災害復旧に対する国庫補助制度の創設等	―	・専修学校等の災害復旧に対する国庫補助制度の創設や多重被災者への定額補助等によるなりわい再建支援補助金並みの支援	国庫補助制度創設（1/2） グループ補助金活用可

３　要望の内容

運営の主たる収入を校納金、経常費補助金で賄っている学校法人等においては、地震により被害を受けた校舎等の災害復旧を図るには経済的負担が大きいため、学校負担がこれまでの大規模災害（平成２８年熊本地震、令和２年７月豪雨及び令和７年８月豪雨）と同様に軽減されるよう、私立学校、専修学校に対し、国庫補助率の嵩上げや国庫補助制度の創設及び多重被災者への定額補助などのなりわい再建支援補助金並みの支援をお願いしたい。

文化財の早期復旧に係る特別な財政支援等

【文部科学省】

要望事項

○　八代市の国指定名勝松浜軒（しょうひんけん）や熊本城の石垣崩壊など、損壊した文化財の早期復旧に対する技術的支援や特別な財政支援

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等（令和８年１０月１日時点）

被害状況　国指定４４件、国登録６４件、県指定３６件、市町村指定１５２件
　　未指定７１件、合計３６７件
うち、平成２８年熊本地震と重複被災した文化財：１７６件
　　令和２年７月豪雨と重複被災した文化財：　　１５件
　　令和７年８月豪雨と重複被災した文化財：　　１２件
被害総額（未指定を含む）：４０９億円

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①文化財の復旧・復興に向けた支援	－	継続的な財政支援及び人的かつ技術的な支援	－
②国庫補助率の嵩上げ	国指定：70～85％ 国登録：設計費のみ70％	国庫補助率の嵩上げ	熊本城のみ５％嵩上げ
③国指定以外の文化財に対する国庫補助制度の創設	－	国庫補助制度の創設	－
④平成２８年熊本地震等と重複被災した文化財に対する支援	－	＜国指定＞ 国庫補助率の嵩上げ ＜国指定以外＞ 国庫補助制度の創設	－

３　要望の内容

①　松浜軒や八代城跡、熊本城等、地域の宝である文化財が被災し、復旧のためには長い年月と多大な経費を要するとともに、高い専門性も必要である。そのため、復旧に向けた継続的な財政支援と人的かつ技術的な支援をお願いしたい。

②　国指定文化財の復旧には国庫補助制度があるものの、文化財所有者の負担があり、特に民間所有の国指定文化財では復旧が進まないことも懸念される。そのため、今回の災害復旧においては、事業予定総額が相当高額で地方公共団体及び個人の負担が相当困難と考えられることから、「激甚災害により被災した文化財の災害復旧に係る文化財補助金の補助率について」（平成２８年１１月１日文化庁長官決定、令和７年４月１日改正）を適用いただき、国庫補助率の嵩上げをお願いしたい。

③　県・市町村指定文化財、国登録文化財及び未指定文化財の多くが被災し、復旧のためには多大な経費を要するため、これらの復旧に対する国庫補助制度の創設をお願いしたい。

④　今回の地震では、平成２８年熊本地震、令和２年７月豪雨、令和７年８月豪雨といった過去の大規模災害で被害を受け、復旧した文化財が再度被災したものも多い。それらの文化財は民間所有のものも多く、所有者は文化財の復旧のために新たな経済的負担を強いられることとなる。このような文化財の復旧に対する所有者負担軽減のため、国庫補助率の嵩上げや国庫補助制度の創設など、特別な財政支援をお願いしたい。



国指定名勝　松浜軒



国指定史跡　八代城跡

医療・福祉の確保、施設の早期復旧

【防災庁、厚生労働省、国土交通省】

要望事項

○　被災した施設等の早期復旧に向けた十分な財政支援及び柔軟な対応等、医療機関、社会福祉施設や介護施設等の事業継続に向けた特別な財政支援

○　重複被災した医療施設等に対する特別な財政支援

○　透析医療機関の防災力強化のため、非常用自家発電設備及び給水設備整備事業（国庫補助事業）の補助対象施設への追加及び補助率の嵩上げ

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等（令和８年９月３０日時点）

施設類型	被害状況	配管故障や井戸枯渇等	避難実施施設
高齢者施設	1,005 施設	7 施設	4 施設
保護（救護）施設	3 施設	-	-
保育所等	498 施設	-	-
児童養護施設等	13 施設	-	-
障害福祉サービス事業所	359 施設	2 施設	2 施設
医療施設等	385 施設	-	-

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時等
①被災施設の実地調査及び査定の早期実施と柔軟な対応、予算の確保	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金 医療施設等災害復旧費補助金 保健衛生施設等災害復旧費補助金	被災施設の実地調査及び査定の早期実施と柔軟な対応、予算の確保	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 グループ補助金
②補助金等の事務費に係る特別な財政支援	―	各種災害復旧費国庫補助金等の申請受付・審査等の事務費に係る特別な財政支援	―
③断水解消までの給水活動への支援及び利用者への入浴支援	国等による給水支援 民間団体による入浴支援	・自治体等による給水活動への技術的及び財政支援 ・施設利用者への入浴支援に係る財政支援	国等による給水支援の実施

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時等
④被災介護・障害福祉事業所等の事業継続支援制度の創設	―	被災介護・障害福祉事業所等の事業継続に向けた支援制度（減収補填等）の創設	能登半島地震では、通所介護等において災害発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、3%加算等の実績あり
⑤被災介護・障害福祉事業所等の介護人材確保緊急対策支援制度の創設	―	被災介護・障害福祉事業所等の事業継続に向けた人材確保に要する支援制度（割増賃金等の給付）の創設	能登半島地震では、福祉・介護サービス提供体制緊急整備事業（介護分）として国9/10（特別交付税8割）の実績あり
⑥被災介護・障害福祉事業所等の避難時かかりまし費用支援制度の創設	―	被災介護・障害福祉事業所等の避難時に要するかかりまし費用（移送費等）に要する支援制度の創設	―
⑦地域包括支援センター、居宅介護支援事業所の事業継続等支援制度の創設	―	災害発生により一時的に増加する包括、事業所の業務継続に対する支援制度（応援職員を派遣した事業所に対する助成）の創設	―
⑧社会福祉施設等の災害復旧に係る財政支援	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金	重複被災事業者の更なる負担軽減のための特例措置	―
⑨医療施設等の災害復旧に係る財政支援	医療施設等災害復旧費補助金	補助上限額の引上げ又は撤廃等	―
⑩透析医療機関の防災力強化	非常用自家発電設備及び給水設備整備 事業（医療提供体制施設整備交付金：国庫補助事業）（補助率１／２）※透析医療機関は対象外	透析医療機関を対象に追加し、補助率を３／４とすること	―

３　要望の内容

【社会福祉施設・医療施設等】

①　社会福祉施設・医療施設等の建物の災害復旧について、被災した施設の早期復旧につなげるため、実地調査及び査定の早期実施、予算の確保について、特段の措置をお願いしたい。

また、被災した施設の中には、移転復旧の検討を余儀なくされるケースも想定されるため、厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和６年６月２１日会発第０６２１第１号）の第７「復旧費算出の原則」について、地震により施設の立地する地形・地盤自体に大きな変動や危険が生じている場合は、査定において安全な場所への移転・建替えによる復旧を認めるなど、柔軟な取扱いをお願いしたい。

併せて、再度災害防止に係る工事等についても、柔軟な取扱いをお願いしたい。

② 各種災害復旧費国庫補助金については、多くの申請が見込まれるが、補助金の申請受付や審査事務等に係る事務量が膨大となることから、民間団体等への委託費も含めた事務費についての特別な財政支援をお願いしたい。

【社会福祉施設等】

③ 今回の地震により、井戸水が枯れたこと等を原因として断水が発生している施設等が多数ある。断水解消のためには、業者による配管等の修理や井戸の掘り直し等が必要な場合があり、業者の確保が困難な場合、断水が長期化し、食事や入浴等のサービスの質が低下することが懸念される。そのため、施設等の復旧工事が完了し断水が解消するまでは自治体等による給水活動への継続した支援をお願いしたい。

また、断水で入浴ができない施設に対する訪問入浴支援について、現状、災害救助費では旅費や宿泊費は支弁されるが人件費は支弁されないため、新たに災害救助費の支弁対象とするか、若しくは、訪問入浴事業者等に対する新たな補助制度の創設をお願いしたい。

④ 被災地域の施設等においては、被災による受入停止や避難に伴う利用者減等による大幅な減収のために事業継続が困難となることが懸念される。要介護者等が被災前と同じく住み慣れた地域で介護サービス等を継続して受けられる体制を維持することができるよう、被災の影響により一時的に収入が減少した施設等の事業継続を可能とするため、令和６年能登地震と同様の減収補填等の財政支援制度の創設をお願いしたい。

⑤ 被災地域の施設等においては、被災による職員の負担増や離職等のため、事業継続が困難となることが懸念される。要介護者等が被災前と同じく住み慣れた地域で介護・障害福祉サービスを継続して受けられる体制を維持することができるよう、被災の影響により人材難を抱える施設等の事業継続を可能とするため、令和６年能登地震と同様の割増賃金の給付等の人材確保に係る財政支援制度の創設をお願いしたい。

⑥ 被災に伴い、利用者の安全確保やサービスの質の確保等のために利用者の避難を実施した施設等においては、避難の際の移送費や避難先の家賃等のかかり増し経費の発生が想定される。また、避難した利用者が本人の希望に基づき避難前の施設に復帰するためのケアプランの練り直し等をはじめとした職員の負担増への対応や災害の影響により休業・縮小した施設等の再開に向けた準備のための時間外勤務手当等のかかり増し経費の発生も想定され、これらのかかり増し経費が事業運営を圧迫することが懸念される。

そのため、施設からの避難や避難元への復帰、施設等の再開等に当たって発生するかかり増し経費（移送費、避難先家賃、時間外勤務手当等）に対する財政支援制度の創設をお願いしたい。

⑦ 地域包括支援センターでは、通常業務が多く、平時から負担軽減が求められているところ、保健師による訪問や被災高齢者等把握事業により把握された支援を必要とする高齢者への対応が困難な状況となっている。また、被災で生活環境が大きく変化したことにより、要支援・要介護認定申請、変更申請も増加することが想定され、居宅介護支援事業所でも業務増加が見込まれる。

被災地域の地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所を被災地域以外から支援するための経費に対する財政支援制度の創設をお願いしたい。

⑧　平成２８年熊本地震や令和７年８月豪雨で被害を受け、更に令和８年熊本地震で被災した社会福祉施設等の重複被災事業者については、利用者の安全確保や入所継続のため、災害復旧を早急に行う必要があるが、既往債務を完済していない中での度重なる復旧となる場合、事業者の財政負担が事業運営を圧迫することが懸念される。そのため、通常の補助に加え、更なる負担軽減のための特例措置をお願いしたい。

【医療施設等】

⑨　今回「なりわい再建支援補助金」並みの補助率３／４、１医療施設あたり補助上限１５億円の支援が行われるとともに、二重債務対策として５億円を上限とする定額補助が決定されたところであるが、大規模に被災し移転を要する精神科病院等もあり、復旧には多額の費用を要するため、補助上限額を引上げ又は撤廃していただきたい。

また、国におかれても、難病やがん治療等をはじめとする、地域において必要なセーフティーネット医療の維持確保をお願いしたい。

⑩　透析中断は患者の生命の危機に直結することから、災害により停電又は断水が発生した場合でも、給水などの公的支援が届くまでの一定期間（３日以上）各透析医療機関が自力で透析を継続できるよう非常用自家発電設備及び給水設備を整備することが重要である。しかし、今回の対応を通じて、県内の透析医療機関の大部分がおおむね１日分の透析に要する水しか確保できておらず、電源の確保も不十分であることが分かった。

そのため、非常用自家発電設備及び給水設備整備事業（国庫補助事業）において、透析医療機関を補助対象に追加するとともに、次に発生する災害に備え迅速に防災力を強化するため、補助率を３／４にしていただきたい。

なお、今回の対応を通じ、高層階（２階以上）に受水槽があるケースでは、給水支援が困難であったことを踏まえ、地上１階又は地下に受水槽及びその関連設備を設置する場合に限り補助対象とすることが適当と考えられる。

おって、「なりわい再建支援補助金」では、元々あった設備等の復旧が対象となるため、このような追加整備は対象とならないものと認識している。

県・市町村における災害対応のための継続的な人的支援

【総務省】

要望事項

○　災害復旧事業に係る道路や河川、公共施設、農地等の工事関係業務や生活再建支援などの膨大な業務が生じるため、令和９年度の中長期の人員体制確保への継続的な支援

○　特に、土木職員や農業土木職員、建築職員をはじめとした技術職員確保への支援

【現状・課題等】

１　令和９年度の中長期応援職員派遣要望状況

①市町村要望

・１１市町において、合計１５４人を派遣要望（令和８年１０月２１日時点）

②熊本県要望

・技術職４９人を派遣要望（令和８年１０月２１日時点）

※　本県としては、全国的な技術職員不足に加え、毎年災害が多発しており、多くの技術職員が被災地に派遣されている状況を踏まえ、被災市町の業務支援や当該市町に派遣される応援職員のマネジメント等を行うことで、県と市町が一体となって復旧・復興に取り組むこととしている。

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
中長期の人員体制確保への継続的な支援	・総務省、全国知事会、全国市長会・全国町村会による中長期職員派遣制度 ・復旧・復興支援技術職員派遣制度 ※令和８年度は、県分４９人、市町村分１８１人の派遣が決定（うち総務省において被災１１市町に１１５人の技術職員の派遣を調整）	中長期の人員体制確保への継続的な支援 特に、土木職員や農業土木職員、建築職員をはじめとした技術職員の確保への支援	【県分】 １１５人の県外団体への派遣要望に対し、１０９人を派遣調整 【市町村分】 ２０６人の県外団体への派遣要望に対し、１６９人を派遣調整

３　要望の内容

令和８年熊本地震の発災からこれまでの復旧期において、延べ３．６万人（令和８年９月２５日時点）を超える対口支援団体等からの短期応援職員の派遣を調整いただき、多岐にわたる業務支援により、被災市町における早期の復旧を力強く後押しいただいている。

令和８年度の中長期派遣については、県分４９人、市町村分１８１人の派遣が決定している（令和８年１０月７日時点）。このうち、市町村分の技術職員については、総務省の復旧・復興支援技術職員派遣制度による調整が行われ、１１５人の派遣が決定し、大変感謝している。

今後、復旧・復興が本格化していく中で、県、市町村ともに、災害復旧事業に係る道路や河川、公共施設、農地等の工事関係業務や、生活再建支援などの膨大な業務が生じ、事務職・技術職ともに令和８年度と同程度の派遣要望が見込まれるため、令和９年度における中長期の人員体制確保への継続的な支援をお願いしたい。特に、復旧・復興に向けて不足が見込まれる土木職員や農業土木職員、建築職員をはじめとした技術職員の確保への引き続きの支援をお願いしたい。

大規模災害時における応援職員等の活動及び派遣経費に係る災害救助法の弾力的な運用

要望事項　　**【防災庁】**

○　自治体職員、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ、ＤＷＡＴ等が円滑かつ迅速な救助活動を実施できるよう災害救助法の弾力的な運用

・災害救助活動に不可欠な本部業務、情報収集、報告書作成等の業務も対象に追加

・活動場所に関わらず、活動目的に即した対象の適否判断

・被災状況や支援ニーズの変化に伴う合理的・回避困難なキャンセル料も対象に追加

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等

今般の災害では、被災自治体のみでの対応が困難となり、自治体職員、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ、ＤＷＡＴ等による広域的な応援を受け、避難所運営、医療・福祉支援等を実施している。

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①本部・調整業務等を対象に追加	避難所等における直接的な救助活動が対象であり、本部・リエゾン業務、情報収集、協議・調整、引継ぎ、報告書作成等は対象外となる場合がある。	直接的な救助活動に不可欠な本部・リエゾン業務、情報収集、協議・調整、引継ぎ、報告書作成等も対象とすること。	－
②活動目的に即した判断	同一の目的で行う活動でも、避難所以外の庁舎、医療機関、福祉施設等の活動場所によって、対象・対象外が区分される場合がある。	活動場所で一律に判断せず、被災者の生命・身体の保護、避難生活の維持及び応急救助の継続に必要な活動かという活動目的に即して判断すること。	－
③合理的かつ回避困難なキャンセル料を対象に追加	実際の派遣に要した経費が対象であり、派遣の中止・変更に伴う交通機関、借上車両、宿泊施設等のキャンセル料は、原則として対象外となる。	円滑かつ迅速な救助活動に必要な臨機応変な派遣調整を可能とするため、派遣元の責めに帰することのできない事情により発生した合理的かつ回避困難なキャンセル料も対象とすること。	－

３　要望の内容

①②　大規模災害時における円滑かつ迅速な救助活動を確保するため、自治体職員、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ等が行う本部・調整業務その他の直接的な救助活動に不可欠な業務について、活動場所にかかわらず、その内容及び必要性を踏まえて災害救助法の対象とするなど、実態に即した弾力的な取扱いをお願いしたい。

③　被災状況や支援ニーズの変化に応じた機動的な派遣調整を可能とするため、派遣元の責めに帰することのできない事情により発生したキャンセル料についても、必要かつ合理的な範囲で同法の対象としていただきたい。

警察活動に係る経費及び被災した警察施設の復旧に係る財政支援

【警察庁】

要望事項

○　警察の災害警備活動に必要な経費に対する十分な財政支援

○　機動隊員の超過勤務手当に対する十分な財政支援

○　被災した警察施設の早急な復旧に向けた特別な財政支援等

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等（令和８年９月１５日時点）

警察施設の被害状況

警察本部・警察署：１１施設、交番・駐在所：２０施設、宿舎：１２施設

総事業費（推計額）：４５７百万円

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①警察の災害警備活動に係る国庫補助金の予算の確保	補助率は原則として警察官数等の基準となる事項から算定した所要額の１／２（予算の範囲内において補助）	災害警備活動に係る国庫補助金の確実な予算措置	熊本県からの申請額を踏まえた予算措置
②捜索活動等を実施した機動隊員の手当の全額国庫補助	大規模な災害における警備のための出動に係る機動隊員、管区機動隊員等の超過勤務手当の所要額を補助	機動隊員の超過勤務手当の全額補助	左記同様
③被災した警察施設の補助対象施設の拡大、補助率の嵩上げ等	補助率は１／２で、既存施設の改修工事や交番・駐在所の整備は補助の対象外、原形復旧の原則	・補助対象施設の拡大 ・補助率の嵩上げ（2/3） ・補助対象の拡大（改良復旧費用まで拡大）	・対象施設の拡大 ・補助率の嵩上げ（2/3）

３　要望の内容

①　全国から延べ２万人を超える警察災害派遣部隊の応援を受け、捜索活動や交通対策、犯罪抑止対策等に取り組んでいるところ、活動に伴う車両等の燃料や災害警備用資機材等に係る費用の負担が極めて過重となることから、平成２８年熊本地震と同様に国庫補助金による負担軽減措置をお願いしたい。

②　救出救助活動、安否不明者の捜索活動等を実施した機動隊員の超過勤務手当に多額の経費を要することから、平成２８年熊本地震と同様に全額国庫補助による負担軽減措置をお願いしたい。

③　治安を維持する上で被災した警察施設の早急な復旧が必要不可欠であるところ、修繕工事費等に多額の経費を要すると見込まれることから、平成２８年熊本地震と同様に補助対象施設の拡大及び補助率の嵩上げによる負担軽減措置をお願いしたい。

併せて、被災前の原形復旧が原則のところ、今回の甚大な被害及び警察施設が災害対応の重要な拠点であることに鑑み、補助対象をより耐震性に優れた改良復旧費用まで拡大をお願いしたい。

被災したこどもに対する心のケア等及びＤＶ被害女性への支援

【内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省】

要望事項

○　こどもたちの心のケアに対する取組みへの支援等

○　地震後のストレスによる女性へのＤＶ等増加に対応するため、民間シェルター開設費への国庫補助制度の創設

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等

①　被災したこどもが抱えるリスクを早期に把握するため、乳幼児健診での「こころとからだの相談問診票」の活用や、避難所、保育所、学校等にチラシを配布するなど早期のスクリーニング・支援対応を行っているが、被災後のストレス状態・環境変化は長期化が予想されることから、元通りの生活に戻るまで息の長い取組みが必要。

　また、こどもたちは、被災していなくとも、災害の経験、印象が深く残りやすいため、きめ細やかな対応が必要。

②　再開後の公立学校において、今回の被災で家庭環境が大きく変化した児童生徒に対しては、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）による支援が必要であり、追加配置が急務となっている。

・配置時間：２８，８６３時間（Ｒ８当初分２７，９６３時間＋追加分９００時間）

・総事業費：１５６百万円（Ｒ８当初分１５１百万円＋追加分５百万円）

③　災害後は、ＤＶ被害を受ける女性が増える傾向にあり、また、地震で被災した民間シェルターもある状況。

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①こどもの心のケア活動への支援等	※1 ※2	継続的な支援	※2
	心のケア事業費補助金 (初年度) 補助率10/10	被災者等の心のケアを行う「こころのケアセンター」運営のための継続的な支援	心のケア事業費補助金 (初年度) 補助率10/10 (翌年度以降) 補助率3/4
②スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の全額国庫補助による追加配置	補助率1/3	通常配置分(1/3)と地震による追加分(10/10)の確実な財政支援	－
③ＤＶ被害女性を一時保護する民間シェルター開設費への財政支援	－	国庫補助制度の創設 補助率10/10	－

※1　こども家庭庁において、令和８年熊本地震で被災したこどもの心の負担軽減や回復等に資するこどもの居場所づくりに要する経費の補助について、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業（補助率10/10）」を創設。

※２　平成２８熊本地震において、被災した妊産婦・乳幼児等の心身の健康等に関する相談体制の確保に係る経費については、母子保健医療対策総合支援事業（母子保健衛生費補助金：補助率 3/4）の対象となっており、今回も同様の措置あり。

３　要望の内容

①　「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」により、被災したこどもの居場所づくりへの支援が拡充されたが、支援者等を対象にした研修なども対象としていただくとともに、来年度以降の長期的なケアについて継続的な支援をお願いしたい。

　また、県や市町村、こども支援団体・ＮＰＯ等が行う被災後のこどもの心のケアに関する活動をはじめ、被災者等の心のケアの拠点となる「こころのケアセンター」への継続的な支援をお願いしたい。

②　ＳＳＷの配置は、いじめ・不登校等の未然防止及び解消に顕著な効果があり、高いニーズがある。とりわけ、被災した児童生徒の生活環境の改善は喫緊の課題であることから、「ＳＳＷ活用事業」について規模を拡大する必要がある。

　今回の被災により家庭環境が大きく変化した児童生徒も多く、福祉面を中心とした関係機関との連携を図るＳＳＷの効果も高い状況であるため、通常分（１／３）と地震分（１０／１０）の追加措置についての確実な財政支援をお願いしたい。

③　民間団体が運営するシェルターの費用は県単独で支援を行っているが、地震後の急増するニーズに応えていくためには、既存シェルターが被害を受けた場合の代替場所の確保や新たに開設するシェルター（追加分）に対し、行政からの手厚い支援が必要であるため、国庫補助制度の創設（補助率１０／１０）をお願いしたい。

大規模災害発生に備えた避難所環境の整備・強化

要望事項

【防災庁、総務省】

○　今後の大規模災害発生に備えた避難所環境の整備・強化（空調設備整備、非常用電源整備、水の確保等）に対する特別な財政支援

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等

令和８年熊本地震では、連日の大変厳しい酷暑・猛暑が続く中、最大で 466 か所の避難所に、10,467 人が避難し、厳しい避難生活を余儀なくされた。

避難所の環境改善については、発災後、国のプッシュ型による支援物資（スポットクーラー、電源車、水・食料等）が避難所に順次発送されるとともに、関係団体等と連携した避難者への保健・医療支援、熱中症予防、エコノミークラス症候群対策等が行われている。

今回の地震でも明らかとなったように、このような避難所環境の整備については、本来的には大規模災害の発生前に行っておくべきところ、緊急防災・減災事業債等の地方負担が発生することから、市町村における整備が進んでいないところである。

＜避難所環境の整備状況（R6.11.1 時点）＞　　（単位：%）

	空調設備		非常用電源	水の確保状況	
	冷房機器	暖房機器		飲料水	生活用水
本　県	79.9	79.3	60.0	71.1	31.6
全国平均	74.3	77.9	61.1	68.7	22.2

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①防災力強化総合交付金	補助率1/2 ※空調設備等（常設）の整備は対象外	・交付対象経費の拡充及び国庫補助率の嵩上げ ・避難所整備に係る新たな国庫補助制度の創設	－
②緊急防災・減災事業債（地方債）	交付税算入率 7/10	・交付税算入率の拡充	－
③緊急防災・減災事業（特別交付税）	交付税措置率7/10	・交付税措置率の拡充	－

３　要望の内容

①②③　平成 28 年熊本地震、令和２年７月豪雨、令和７年８月豪雨に加え、今回の令和８年熊本地震に見舞われた本県として、今後、大規模災害が発生した場合においても、県民が安全かつ安心して避難生活を送ることができるよう、平時から、空調設備等の整備、「ＴＫＢ（トイレ・キッチン・ベッド）」の確保に向けた備蓄を進めるとともに、避難所の開設・運営を円滑に行うための訓練を継続的に行うことが重要である。

そのため、避難所環境の整備・強化に向け、国の備蓄体制を強化するとともに、防災力強化総合交付金の交付対象経費の拡充や国庫補助率の嵩上げ、新たな国庫補助制度の創設、緊急防災・減災事業に係る交付税の算入率及び措置率の拡充等の財政支援を講じていただきたい。

日奈久断層帯における地震活断層調査及び地震・津波対策の推進

【防災庁、文部科学省】

要望事項

○　日奈久断層帯における地震活断層調査の迅速な実施、日奈久断層帯に起因する大規模地震に備えた地震・津波対策の推進に係る技術的助言及び財政支援

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等

国の地震調査研究推進本部地震調査委員会による「活断層の長期評価」において、日奈久断層帯の八代海区間は、今後の地震発生確率の相対的評価が、最も高いランクであるＳランクに位置付けられている。

また、同調査委員会による「令和８年熊本地震の評価（令和８年７月 29 日）」において、令和８年熊本地震における地震活動は、「日奈久断層帯の３つの区間（高野－白旗区間、日奈久区間、八代海区間）のうち、主に高野－白旗区間及び日奈久区間に沿って分布している。M7.1の震源断層は、日奈久断層帯の日奈久区間の北東部及び高野－白旗区間の一部に及んでいると考えられる。」とされており、活動したと考えられる範囲に八代海区間は含まれていない。

これらの状況から、今後の日奈久断層帯（特に八代海区間）における地震発生の可能性等に関する調査や新たな地震・津波対策の推進が急務となっている。

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

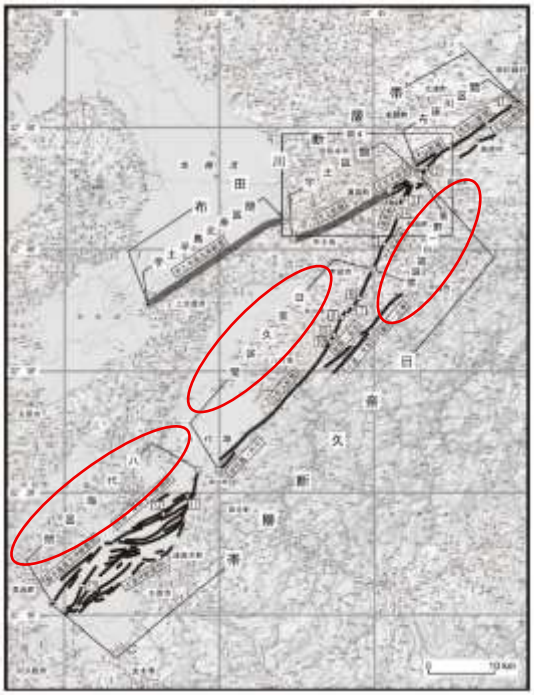
項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
日奈久断層帯における地震活断層調査及び新たな地震・津波対策の推進	令和８年熊本地震活断層調査（文部科学省）	・調査の迅速な実施 ・調査の進捗状況や結果を踏まえた地震・津波対策の推進に係る技術的助言及び財政支援	―

３　要望の内容

現在、文部科学省において進められている「令和８年熊本地震活断層調査」については、予定よりスケジュールを前倒ししていただき、令和 11 年度中に完了する予定となっている。

しかしながら、地震はいつでも発生する可能性があり、県民から不安の声も上がっていることなどから、更なる調査スケジュールの前倒しをお願いしたい。

また、調査が完了するまでの間においても、それまでの調査で得られたデータや知見等を提供いただくとともに、本県や市町村が取り組む地震・津波対策を推進するため、技術的助言や財政支援をお願いしたい。



被災家屋等の解体、災害廃棄物の処理に向けた支援

要望事項　　**【環境省】**

○　今後本格化する被災家屋等の公費解体、撤去等に伴う災害廃棄物の円滑な処理のための特別な財政支援

○　災害廃棄物の円滑な処理に向けた技術的支援及び人的支援の継続

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等

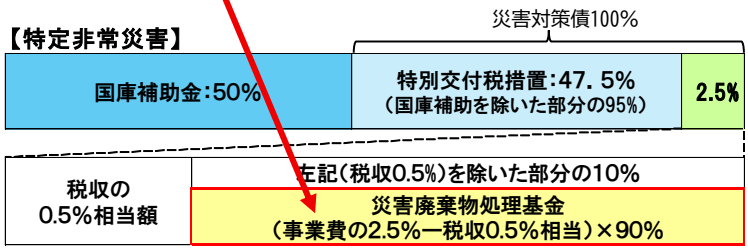
・住家被害　８１，７７７棟（うち全壊：2,583 棟、大規模半壊：980 棟、半壊 7,840 棟）
※令和８年１０月２３日時点
・災害廃棄物発生量　６０～１００万トン（推計値）
・公費解体棟数　６，０００～１３，０００棟（推計値）
・総事業費　　精査中

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

災害等廃棄物処理事業費補助金

	特定非常災害（平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨）	激甚災害（令和7年8月豪雨）	通常災害
対象市町村	被災市町村	被災市町村	被災市町村
国庫補助率	５０%	５０%	５０%
地方財政措置	(1) 災害対策債（充当率100%）の発効要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に参入 (2) 災害対策債の発効要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置	地方負担分の80%に加え、残りの20%について災害対策債（充当率100%）により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置	地方負担分の80%について特別交付税措置
合計（補助+地財）	９７．５%	９５．７%	９０%
災害廃棄物処理基金	事業費が標準税収入の一定の割合を超えた市町村は基金（国補助）による更なる軽減措置有※基金は県に設置	―	―
半壊家屋の解体	対象	対象外	対象外

既措置済み　今回要望



３　要望の内容

被災市町村の負担の最小化を図るため、平成２８年熊本地震と同様の特別な財政支援をお願いしたい。

また、仮置場の運営や公費解体、災害廃棄物の処理に係る技術的支援や人的支援など、円滑な事業の実施のため、継続的な支援をお願いしたい。

被災者の住まいの再建への支援

要望事項

【防災庁】

○　足もとの物価動向等を踏まえた応急修理の費用限度額の引上げ等の特別な財政支援

○　応急修理の対象範囲である「最小限度の部分の修理」の見直し

○　自宅敷地内への建設型応急住宅の設置に係る判断基準の明示や弾力的な運用

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等

住家被害　８１，７７７棟（うち全壊：2,583棟、大規模半壊：980棟、半壊7,840棟）
※令和８年１０月２３日時点

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①応急修理の費用限度額引上げ等	「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」 半壊以上：757,000 円以内 準半壊　：367,000 円以内	被災者の負担軽減を図るため、近年の物価や労務費の高騰、施工実態も踏まえた費用限度額の引上げ等	半壊以上：576,000円以内 準半壊：対象外
	「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」 基準額：56,400円		―
②応急修理の対象範囲の見直し	対象となる修理内容が非常に詳細かつ複雑に設定	被災自治体職員の事務負担が非常に大きいため、「最小限度の部分の修理」に限定された対象範囲の見直し	―
③自宅敷地内への建設型応急住宅の設置に係る判断基準の明示等	設置可否の判断に当たっては、個別事情を整理し、あらかじめ内閣府に個別協議の上、判断される	設置可否に係る一定の判断基準を定めていただき、疑義が生じたものを内閣府に個別協議する等の弾力的な運用	―

３　要望の内容

①　住宅の応急修理は、平成２８年熊本地震で約３３，０００件、令和２年７月豪雨で約２，２００件、令和７年８月豪雨で約１，４００件（令和８年６月３０日現在）と利用件数が非常に多い制度であるが、近年の物価高騰や労務費の上昇に加え、住宅の高性能化に伴い修理費用が高額化していることから、費用限度額の引上げをお願いしたい。

なお、令和２年７月豪雨の半壊以上の実績ではあるが、約９割のケースで限度額以上の修理費がかかっており、本制度のみで、床、壁、住宅設備等の修理をすべて実施できる事例は少なく、多くの被災者は自費で別途修理を行っているのが実情である。

また、令和８年熊本地震における住宅の緊急修理について、緊急対応として８月６日から２７日までに、八代市、宇城市、氷川町で３８１軒の施工を県が主体となり実施したところ。施工現場では当初の想定以上の作業員（７～８人程度）が必要となるケースが多く、基準額と実態との間に乖離があることから、基準額の引上げをお願いしたい。

また、市町村が窓口となって受け付けている通常の手続きによる緊急修理については、基準額を超えた分について市町村の独自支援により対応している自治体があるため、こうした自治体の負担軽減に向けた財政支援をお願いしたい。

② 日常生活に必要な最小限度の部分のみを応急的に修理するものとされ、その対象が詳細に定められているため、被災者への説明や施工業者との調整等に時間を要し、被災自治体職員の事務負担が非常に大きく、災害時の迅速な被災者支援の隘路となっている。そのため、現在の基準で標準的な設備であれば認めるなど、現行の「最小限度の部分の修理」に限定された対象範囲を見直していただきたい。

③ 自宅敷地内への建設型応急住宅の設置については、「被災者の自宅敷地内への建設型応急住宅の設置について」（令和８年８月１４日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）事務連絡）により、被災者の個別の事情、敷地の状況、経済合理性等を個別に判断した上で、設置することを認めていただいているところ。

設置可否の判断に当たっては、被災者への個別事情の聴取、敷地状況等の内容を整理し、被災者ごとに個別に内閣府協議を行っているが、内閣府への協議後、さらに詳細な事情の聴き取りが発生する等、迅速な被災者支援に支障をきたし、被災自治体職員の事務負担も非常に大きなものとなっている。また、個別の事情を判断する上での基準が明確に示されていないことから、基本的には全ての相談案件を内閣府に協議しているところ。

自宅敷地内への建設型応急住宅の設置を円滑かつ迅速に進めるためにも、当該個別事情に係る一定の判断基準を明示いただいた上で、個別事情の判断が困難なものに限定して内閣府協議を行う等のような設置可否の判断につき県の裁量を認める弾力的な運用をお願いしたい。

復興まちづくりに係る支援

要望事項

【国土交通省】

○　復興まちづくりを着実に推進するための技術的助言及び財政支援

○　被災した土地区画整理事業区域内における復旧への十分な財政支援

○　国家基準点の改定による補正が困難な地域における、国直轄の被災地域境界基本調査実施による局所変動補正パラメータの作成

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等

① 今回の地震により、被災した市街地・集落においては、多くの家屋が倒壊するとともに、道路・公園等の公共施設にも甚大な被害が生じている。これらの地域において安全・安心な復興まちづくりや集落再生を図るためには、国の支援を受けながら新たな将来像を描く復興まちづくり計画を策定していく予定である。

② 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業地内においては、地震により区画道路の路面クラックや宅地擁壁の傾き等の被害が発生している。

※（総事業費）約５００百万円（９月１５日時点　※現在調査設計中であり、金額は未確定）

③ 地震により局所的で複雑な変動が生じている地域（熊本市の一部、八代市の一部、宇城市の一部、美里町の一部、御船町の一部、嘉島町の一部、益城町の一部、甲佐町の一部及び氷川町）においては、地籍調査の位置情報が現況に適合しない状態となっている。国において局所変動補正パラメータを作成いただけない場合、既に地籍調査が完了している地域については、再度、土地所有者の立会に基づき筆界を確定する必要があるため、復旧・復興事業の推進に大きな支障となることが予想される。

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①復興まちづくりに関する支援	―	復興まちづくりに必要な技術的助言及び財政支援	―
②土地区画整理事業の復旧事業への財政支援	都市再生区画整理事業	復旧に向けた財政支援	―
③被災地域境界基本調査実施に伴う局所変動補正パラメータの作成	○地籍調査の再調査 ・実施主体：市町村	○被災地域境界基本調査 ・局所変動補正パラメータの作成 ・実施主体：国	左記同様

３　要望の内容

① 被災市町の復興まちづくりを着実に推進するため、今後策定する復興まちづくり計画の実現に向け、技術的助言及び財政支援をお願いしたい。

② 今回の地震により、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業で整備した区画道路及び宅地において、路面のクラックや、擁壁の傾き・開き等が多数発生している。

区画道路や擁壁の復旧には多額の費用が必要となるが、復旧費用における地方負担が過大となる。

そのため、令和８年熊本地震により発生した道路・擁壁等の復旧費用を含め、引き続き、十分な財政支援をお願いしたい。

③　被災地域の早期の復旧･復興に向け､局所的で複雑な変動が生じている地域において、国直轄による被災地域境界基本調査の実施により詳細な局所変動補正パラメータの作成をお願いしたい。

地域コミュニティ再生への支援

要望事項

【総務省、文部科学省】

○　地域コミュニティの再生のために必要となる地域コミュニティ施設・用具等の復旧に要する経費や、建替及び修繕に要する経費に係る特別な財政支援

○　被災した消防団の詰所・消防車両等の復旧に要する経費に係る特別な財政支援

○　被災した私立博物館の復旧に要する経費に係る特別な財政支援

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等

①　今回の地震により、地域における憩いの場や地域防災の場として長年利用・維持管理されてきた地域コミュニティ施設・用具等が被害を受けている（下表の数値は令和８年１０月１日時点）。

区　　分	被災件数	被害額（億円）	備考
地域コミュニティ施設・用具等	1,164	25.8	用具等については調査中

②　消防団の詰所・消防車両等が被災し、使用できない状態となっている（令和８年９月４日時点）。
・詰所　　３３箇所　　・消防車両　１３台
・車両格納庫　１２０箇所　　・防火水槽　４２基　　・消火栓　１７基

③　私立博物館１件が被害を受けている。（被害額は調査中）

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①地域コミュニティ施設・用具等の復旧に係る国庫補助制度の創設	－	国庫補助制度の創設	－
②消防団の詰所・消防車両等の復旧に係る国庫補助制度の創設	－	国庫補助制度の創設	－
③私立博物館の復旧に係る国庫補助制度の創設	－	国庫補助制度の創設	－

３　要望の内容

①　地域コミュニティ施設は地域の憩いの場であり、地域防災の場としても重要である。被災した施設・用具等の復旧は、被災地域住民等の自己負担のみでは困難であるため、特別な財政支援をお願いしたい。

②　消防団の詰所・車両等は、地域の安全・安心に必要不可欠であり、被災地域の消防機能の回復のため、特別な財政支援をお願いしたい。

③　私立博物館は公立博物館と同様に地域における文化的役割を担う重要な施設であることから、特別な財政支援をお願いしたい。

医療保険・介護保険の一部負担金・利用料、保険料（税）の免除等に対する財政支援

要望事項

【厚生労働省】

○　被災した被保険者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金免除並びに介護保険のサービス利用料免除に係る財政支援について、平成２８年熊本地震及び令和２年７月豪雨と同等の期間まで延長

○　被災した被保険者に対する国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料（税）減免に係る財政支援について、平成２８年熊本地震及び令和２年７月豪雨と同等の期間まで延長

【現状・課題等】

１　被害の状況等（令和８年１０月２３日時点）

・人的被害：４２０名　うち死亡３８名
・住家被害：８１，７７７棟　〈内訳〉全壊：2,583 棟、大規模半壊：980 棟、半壊 7,840 棟、一部破損：66,996 棟、分類未確定：3,378 棟
・避難所開設数：２１か所（７市町）、避難者数：１，０７４名（７市町）

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時等
①一部負担金・利用料の免除に対する財政支援	令和９年２月末まで	平成２８年熊本地震、令和２年７月豪雨と同等の期間	H28熊本地震 H28.4.14～H29.9.30 （約18ヶ月間） R2年7月豪雨 R2.7.4～R3.12.31 （約18ヶ月間）
②保険料（税）の減免に対する財政支援	令和８年度分まで	平成２８年熊本地震、令和２年７月豪雨と同等の期間	同上

３　要望の内容

①②　令和８年熊本地震により住家の全半壊等の被害を受けた被保険者に対して、保険者が国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金、介護保険の利用料及びそれぞれの保険料（税）を免除等した場合、国から保険者に対し免除額等に対する財政支援を講じていただいているが、度重なる甚大な災害に見舞われた被災者の生活再建を後押しする必要があるため、当該支援を平成２８年熊本地震及び令和２年７月豪雨と同等の期間まで延長していただきたい。

ライフラインの早期復旧

要望事項

【防災庁、総務省、農林水産省、国土交通省、環境省】

○　上下水道等のライフラインの早期復旧のための地方財政措置の拡充等

○　上水道以外の井戸や地域水道施設等の早期復旧のための地域の実情を踏まえた技術的な支援及び特別な財政支援の継続等

○　浄化槽の早期復旧に向けた財政支援の拡充

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等

＜上水道＞

・　被害状況：最大１０．８万戸断水

・　総事業費：２，４５０ 百万円（災害復旧分）（令和８年８月２６日 時点）

＜集落で管理している井戸等の上水道以外の地域水道施設等＞

・　井戸：八代市（水道普及率が県内１４市で最低の５２．１％）では、約４，５００世帯の井戸で被害

・　地域水道施設：被害は確認されているが詳細は調査中。

＜下水道等＞

・　下水道や集落排水等の集合処理施設では、処理場、管渠等に甚大な被害が発生し、被害総額は約３６６億円に上っている。（令和８年８月２７日時点）

・　処理場においては、水処理施設の一部損傷のほか、管渠のズレやクラックに伴う漏水等、多数の被害が確認された。

・　浄化槽についても、槽本体や配管の破損による漏水や、ブロア配管の損傷による曝気不能等の機能不全も発生しており、被害基数は２，１１２基（令和８年９月２５日時点）に及んでいる。

○下水道の被害額

市町村名	被害施設	被害額（百万円）
熊本市	管渠等	1,715
八代市	処理場、管渠	17,499
宇土市	管渠	518
宇城市	処理場、管渠	6,790
氷川町	管渠	6,620
天草市	ポンプ場	15
合志市	処理場	5
御船町	管渠	1,140
益城町	処理場	420
県流域下水道	管渠	1,210
合計		35,932

※熊本市は令和８年９月３０日時点

○集落排水施設の被害額

市町村名	被害施設	被害額（百万円）
熊本市	処理施設、集水施設	41
宇城市	処理施設、集水施設	618
合計		659

○浄化槽の被害

区分	被害基数	
	取替え	修繕
合併浄化槽	65	959
単独浄化槽	78	1,010
合計	143	1,969

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

	項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
上下水道等	①上下水道に係る災害復旧事業の地財措置の拡充	元利償還金に対する一般会計繰出金の50%を特別交付税措置	財政規模に対し過大な地方負担が生じる自治体を対象に交付税措置を普通交付税95%に拡充	能登半島地震では、「地方負担額/営業収益」が100%超える事業を対象に、交付税措置を95%に拡充
飲用井戸・民営水道施設	②飲用井戸の復旧に対する技術的支援・財政支援	－	支援の継続及び着実な実施	－
	③民営水道施設の復旧に対する財政支援	－	特別な財政支援	補助率 1/2又は8/10 （復興基金で対応）
浄化槽	④個人設置型浄化槽の早期復旧に向けた財政支援の拡充	循環型社会形成推進交付金浄化槽設置整備事業災害復旧事業 ※補助率1/3→1/2への嵩上げ要件あり	補助率1/3→1/2への嵩上げ要件の適用除外	補助率 1/2に嵩上げ



水道管の被害

出典：令和８年８月２８日国土交通省報道資料
「令和８年熊本地震における水道施設の応急復旧完了のお知らせ」



井戸復旧の様子

出典：令和８年８月３１日「熊本県災害対策本部会議 国土交通省報告資料」

３　要望の内容

① 現行制度では、上下水道に係る災害復旧事業の地方負担には地方公営企業災害復旧事業債を充当し、その元利償還金に対して一般会計が繰出を行った場合に繰出金の５０％の特別交付税措置がなされているが、甚大な被害を受けた自治体の財政負担の軽減のために、補助災害復旧事業債を適用し、能登半島地震同様に、普通交付税措置９５％に拡充いただきたい。

② 被災地における重要な生活基盤である飲用井戸において、詰まる、濁りが生じる、水が出ない等の不具合が生じる中、政府には発災早期から支援をいただき、支援パッケージにおいても、被災井戸に対する洗浄・補修等に係る掛かり増し経費への支援等、手厚い支援を盛り込んでいただいたところである。

飲用井戸の復旧は、被災者の生活再建のために不可欠であることから、引き続き、技術的な支援及び財政支援の着実な実施をお願いしたい。

③ 被災地のうち水道未普及地においては、集落や住民の組合で管理している水道施設により生活用水を賄っている地域も多く存在する。これら民営の水道施設も地域の生活に不可欠なインフラとなっていることから、公共土木施設の災害復旧と同様に、災害復旧費等に対する特別な財政支援をお願いしたい。

④ 個人設置型の浄化槽の復旧については、循環型社会形成推進交付金(災害復旧事業)を活用することで、協議により交付対象事業費の全額を交付金の交付対象とすることが可能になり、また、一定の要件を満たせば、補助率が１/３から１/２に嵩上げされる等、被災地に寄り添った制度改正が行われてきた。

しかし、補助率の嵩上げには「特定非常災害に指定されること」に加え「市町村の財政力に比して特に過大な負担が生じると見込まれる事業」であることが要件となっており、被災した市町村によっては、この要件が満たされない場合、財政負担が大きな課題となる。

そのため、補助率嵩上げに係る要件のうち「市町村の財政力に比して特に過大な負担が生じると見込まれる事業」の適用除外をお願いしたい。

公共土木施設等の早期復旧

【総務省、国土交通省】

要望事項

○　公共土木施設等の災害復旧事業における財政支援及び従前の機能・安全性の向上に資する改良復旧を含む最大限の支援

○　災害査定や復旧における事業監理に係る技術的助言及び特別な財政支援

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等

・　令和８年熊本地震により、公共土木施設全体では２，１９１箇所、被害総額約１，５６７億円に及ぶ甚大な被害を受けた。

・　道路では、路面陥没や隆起、落石等が発生し、県管理道路で最大２６箇所が全面通行止めとなったほか、八代鏡線植柳橋が一部落橋するなど橋梁にも甚大な被害が発生した。また、河川や海岸施設においても護岸のひび割れなどの被害が発生し、港湾施設では、八代港で岸壁の亀裂・沈下、液状化が発生するなど、多数の被害が確認された。

○被害の概要（令和８年８月２７日時点）

種　別	河川	道路	橋梁	港湾	その他	計	H28 熊本地震
箇所数(箇所)	288	754	137	125	887	2,191	3,556
被害額(億円)	492	135	163	255	522	1,567	1,454

※熊本市の施設被害を含む　　※箇所数及び被害額ともに調査中であり、変更の可能性あり

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①公共土木施設等の早期復旧	国庫補助2/3（公営住宅は1/2）、地方財政措置	予算総額確保	予算総額確保
②改良復旧事業の採択	国庫補助1/2 地方財政措置	改良復旧事業の積極的な採択	提案事業について、全て採択
③災害査定や復旧における事業監理に係る支援	－	災害査定や復旧における事業監理に係る技術的助言及び特別な財政支援	―

３　要望の内容

①　令和８年８月７日には、「令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が閣議決定され、激甚災害の指定により国庫補助率の嵩上げ措置が公表されるなど、特別な財政支援が早期に公表された。

　今後、被災した公共土木施設等の迅速な復旧・復興を着実に進めるため、必要となる予算の総額確保をお願いしたい。

②　令和８年熊本地震からの復旧・復興を真に実現するためには、再度災害を防止する観点から公共土木施設の原形復旧の災害復旧事業のみならず、横江大橋などの橋梁等の災害復旧における「改良復旧事業」の積極的な採択をお願いしたい。

③　令和８年熊本地震により甚大な被害が発生した八代市、宇城市、氷川町などでは、技術職員が不足しており、災害査定に係る資料作成にも十分に手が回らない状況である。

更に今後、本格的な復旧に向けて、複数の工事に対する優先順位を明確化した上での事業実施計画の作成や、関係機関との事業間調整などの膨大な業務が必要となり、現状の自治体の体制では対応が困難である。そのため、これらの業務に対して包括的に高度な事業監理の観点から、専門的な知見を有する民間企業を活用できる制度の創設及び特別な財政支援をお願いしたい。

＜被災の状況：道路、橋梁、河川、港湾＞









道路ネットワークの早期復旧及び強靭化

【国土交通省】

要望事項

○　九州縦貫自動車道、南九州自動車道、国道３号の本格的な復旧及び強靭化

○　災害に強い道路ネットワークの早期形成

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等

①　九州縦貫自動車道においては、発災直後に植木ＩＣ～栗野ＩＣ間で通行止めが発生したものの、迅速な復旧作業により発災から１７日という短期間で全線が通行可能となった。また、南九州自動車道においても、８月１８日までに八代南ＩＣ～水俣ＩＣ間の通行が可能となった。

しかしながら、橋梁等の構造物に大きな損傷を受けた区間では依然として支障をきたしており、九州縦貫自動車道の宇城氷川スマートＩＣ～八代ＩＣ（川田橋付近）での対面通行措置に加え、南九州自動車道の八代ＪＣＴ～八代南ＩＣ（妙見第一橋付近）では現在も通行止めが継続しており、この影響により、国道３号や県道４２号等への迂回を余儀なくされている状況が続いている。（令和８年８月２５日時点）

また、並行する国道３号では、発災直後から高速道路や主要幹線道路通行止めが発生しているなか、通行を確保しながら応急措置が講じられた。一方で、九州縦貫自動車、南九州自動車道の通行止め等の影響により、慢性的な交通渋滞が発生し、国道３号にも交通が集中するなどの課題も生じた。現在、国道３号は緊急的な応急復旧であるため、早期の本復旧及び将来的な災害リスクに備え更なる強靭化が必要である。

②　令和８年熊本地震では、九州縦貫自動車道や南九州自動車道が通行止めとなり、国道３号や県道１４号等の周辺道路に交通が集中し渋滞が発生した。災害時における人命救助、緊急輸送、復旧・復興活動及び地域経済を支える物流機能を確保するため、高規格道路と直轄国道が相互に補完し合う「ダブルネットワーク」の構築が極めて重要であることを改めて認識したところ。

熊本県内においては、高規格道路の未整備区間が多く残されており、道路ネットワークの早期形成及び強靭化が必要である。

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①九州縦貫自動車道、南九州自動車道及び国道３号の本格的な復旧及び強靭化	－	九州縦貫自動車道の宇城氷川スマートＩＣ～八代ＩＣ間における一部対面通行の解消 （川田橋の早期復旧）	－
		南九州自動車道の八代ＪＣＴ～八代南ＩＣ間の通行止めの解消 （妙見第一橋の早期復旧）	－
		国道３号の早期の本格的な復旧及び強靭化	－
②災害に強い道路ネットワークの早期形成	－	高規格道路の早期整備及び必要な予算の確保	－

３　要望の内容

① 九州縦貫自動車道においては、宇城氷川スマートＩＣ～八代ＩＣ間における一部対面通行を解消するとともに、南九州自動車道においては、妙見第一橋の早期復旧により八代ＪＣＴ～八代南ＩＣ間の通行止めを解消し、両路線の早期の本復旧をお願いしたい。また、国道３号の本格的な復旧及び強靭化をお願いしたい。

② 本県においては、中九州横断道路をはじめ、九州中央自動車道や南九州自動車道など、高規格道路ネットワークの整備が着実に進められているところではあるが、災害に強い道路ネットワークの早期形成と強靭化を図るため、これら高規格道路の整備を一層強力に推進いただくとともに、必要な予算の確保をお願いしたい。



宇城氷川スマートＩＣ～八代ＩＣ（川田橋付近）



八代ＪＣＴ～八代南ＩＣ（妙見第一橋付近）



国道３号応急復旧状況（八代市）

八代港の早期復旧

【総務省、国土交通省】

要望事項

○　直轄港湾等災害復旧事業による施設の早期復旧

○　災害復旧事業対象外の施設復旧に対する特別な財政支援

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等

八代港では、震度６強の揺れにより、岸壁の変状やふ頭用地の液状化による亀裂・沈下、ガントリークレーンの損傷等、甚大な被害が発生した。

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①直轄港湾等災害復旧事業による施設の早期復旧	・国庫負担率2/3 ・地震等の異常な天然現象により生じた災害で、1箇所あたりの工事費が500万円以上であることが条件	直轄港湾等災害復旧事業による施設の早期復旧	－
②災害復旧事業対象外の施設復旧等に対する特別な財政支援	－	災害復旧事業対象外の港湾施設の復旧について、国庫補助制度の創設及び地方財政措置	－

３　要望の内容

① 八代港外港地区は、韓国・台湾への国際コンテナ定期航路や神戸への国際フィーダー航路を有しており、県内最大の物流拠点として、南九州の経済・産業活動において重要な役割を担っている。

今回の地震により、岸壁の変状やふ頭用地の液状化による亀裂・沈下、ガントリークレーンの損傷等、多くの施設で甚大な被害が発生し、貨物の荷役及びヤード作業の大半が停止するなど、本県の物流活動に大きな影響を及ぼしているため、直轄港湾等災害復旧事業による施設の早期復旧をお願いしたい。

② 今回の地震では、ふ頭用地やガントリークレーン等の荷捌き施設、上屋等の保管施設等、港湾関係起債事業で整備した施設の被害も多数発生している。

港湾関係起債事業で整備した施設については、現行制度では当該施設の復旧に対する国庫補助制度が無く、地方負担が過大となるため、新たな補助制度の創設及び地方財政措置による特別な財政支援をお願いしたい。

【港湾関係災害復旧事業対象施設（赤字）】





ガントリークレーンの被災



荷さばき地の液状化による被災（外港地区）

並行在来線（肥薩おれんじ鉄道）の復旧に対する財政支援

要望事項

【国土交通省】

○　令和８年熊本地震で被災した並行在来線の復旧のための特別な財政支援

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等

地震により１０５カ所の線路変状、架線断線、乗降場破損等の被害が確認された。８月５日の部分運行再開後、徐々に運行区間を拡大し１０月１３日に全線で運行を再開した。

なお、８月１０日から全線運行再開までの間、貸切バスによる代替輸送を実施し、沿線住民の移動手段を確保した。

今後、災害復旧工事の本格的な実施が予定されているが、肥薩おれんじ鉄道の負担が課題となっている。

【被害箇所】軌道土木６４箇所、建築２６箇所、電気１５箇所
【被 害 額】約４．５億円
（内訳：軌道土木約３．６億円、建築約０．４億円、電気約０．５億円）





２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
肥薩おれんじ鉄道の復旧のための特別な財政支援	1/4補助 （鉄道軌道整備法による災害復旧事業）	国庫補助率の嵩上げ	―

３　要望の内容

令和８年熊本地震により、並行在来線（肥薩おれんじ鉄道）においては、施設・設備に大きな被害が発生している状況である。

経営状況が厳しい肥薩おれんじ鉄道にとって、これらの大きな被害は、令和７年８月豪雨災害に続く被災で、今後の路線維持・事業存続をも脅かすものである。

ついては、復旧に要する経費について、肥薩おれんじ鉄道の負担軽減につながるよう、国庫補助率の嵩上げをお願いしたい。

教育施設の早期復旧等への支援

【防災庁、文部科学省】

要望事項

○　学校及び社会教育施設等の施設・設備（ＩＣＴ環境含む）の早急な災害復旧等についての十分な財政支援等

○　全ての公立学校や社会教育施設における空調設備整備への特別な財政支援

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等

①（1）学校施設（令和８年１０月１日時点）
- 被害状況：県立学校６４校、市町村立学校２９２校
- 総事業費：算定中　数１００億円を想定

（2）社会教育施設（図書館、公民館、博物館、体育館、武道館、文化施設等）
（令和８年１０月１日時点）
- 被害状況：２４６ 施設
- 総事業費：９，６８３ 百万円

※　総事業費については、現在調査、設計中のものもあり、今後増加の見込み。

（3）設備（備品）（令和８年１０月１日時点）
- 被害状況：県立学校３０校において、転倒等により備品教材等が破損している。
- 総事業費：１，２４５百万円

② 公立学校及び社会教育施設（青少年教育施設）の体育館における空調設備設置の状況
- 県立高等学校　５０校中　０校設置済（　０．０％）
- 県立特別支援学校　２０校中　１校設置済（　５．０％）
- 市町村立小中学校　４８３校中　９９校設置済（２０．４％）
- 市町村立特別支援学校　３校中　０校設置済（　０％）
- 県立青少年教育施設　４施設中　１施設設置済（２５．０％）

（Ｒ８．５．１現在）
- 総事業費：　県立高等学校　約６０億円、光熱費：約４億円／年
県立青少年教育施設（３施設）　約１．５億円

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①-1 学校施設･設備復旧のための確実な予算確保	学校施設・設備の復旧 補助率　原則2/3	確実な予算確保	激甚法に基づき、学校設置者の財政状況に応じて補助率嵩上げ
①-2 特定地方公共団体の指定外地域の社会教育施設への災害復旧国庫補助制度の創設	－	災害復旧国庫補助制度の創設	―

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①-2 特定地方公共団体指定の基準となる自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加	―	対象事業への追加	―
①-3 学校の設備（備品）復旧のための確実な予算確保	設備（備品）の復旧に対する補助 補助率　原則2/3 激甚災害指定による補助率の嵩上げあり	確実な予算確保	激甚法に基づき、学校設置者の財政状況に応じて補助率嵩上げ
②-1 公立学校の空調設備整備に対する補助対象の拡充	避難所指定されている市町村立学校及び特別支援学校の体育館空調設備整備の補助率1/2 ※高等学校は補助対象外	補助対象に高等学校体育館を追加	―
②-2 社会教育施設の空調設備整備に対する財政支援措置	―	支援制度創設等の財政措置	―

３　要望の内容

①　学校施設及び設備に甚大な被害が生じており、完全な復旧までには期間を要することが懸念される。児童生徒の学びの継続と心身の安全を確保するためには、施設・設備の復旧が不可欠であるため、確実な予算措置を講じられるようお願いしたい。

　また、今回の地震により、県内２４６の社会教育施設に甚大な被害が生じ、少なくとも約９６億円が必要と見込まれる。

　しかし、現行制度では、激甚法に基づく特定地方公共団体の基準に満たない（指定されない）場合は災害復旧補助制度がなく、被害が生じていても補助を受けることができない。社会教育施設が社会に果たす役割は大きく、復興を目指すうえで欠かせない存在であるため、特定地方公共団体の指定外地域の社会教育施設に対する災害復旧費国庫補助制度の創設をお願いしたい。

　さらに、公立社会教育施設は、平成２８年熊本地震や令和２年７月豪雨、令和７年８月豪雨、そして今回の地震でも各自治体の指定避難所として活用されるなど地域で重要な役割を果たしている。地域における防災拠点としての公立社会教育施設の重要性を考えると、今後の激甚災害においては、特定地方公共団体の基準に該当しない地方公共団体でも、被災した施設の確実な復旧のための支援が必要であるとともに、基準の算定上も公立社会教育施設を公共土木施設等と同様に取り扱っていただきたい。

　加えて、今回の災害では、学校施設における設備（備品）にも大きな被害が発生している。被害は広範囲、複数校にわたり、復旧には県立学校では約１２億円が必要と見込んでいる。地方負担を軽減するために、確実な予算措置を講じられるようお願いしたい。

② 災害発生時、学校施設は地域住民の避難所として重要な役割を担う。しかしながら、避難所となる体育館への空調設備設置率は依然として低く、記録的な酷暑の中、避難所としての活用が難しい状況である。

住民の安全を確保するため、現在、小中学校を中心に進められている空調設備整備の補助対象を拡充し、高等学校を追加いただきたい。

また、社会教育施設についても、災害発生時には避難所や緊急消防援助隊、自衛隊等の活動拠点として重要な役割を担っているが、避難所等として活用される体育館の空調設備設置率は２５％（青少年の家４施設中１施設）にとどまっており、夏季の猛暑時における避難者の生活環境の確保が困難な状況にある。このため、避難者の安全・安心の確保や災害対応機能の強化を図る観点から、社会教育施設の体育館への空調設備整備について、特別な財政支援をお願いしたい。

私立学校施設等の早期復旧、生徒等への支援

【防災庁、文部科学省】

要望事項

○ 私立学校施設等の早急な災害復旧のための特別な財政支援等

○ 私立学校におけるスクールカウンセラー等の活用に対する補助率の嵩上げ等の特別な財政支援

○ 日本私立学校振興・共済事業団の融資について、平成２８年熊本地震と同様の特例制度の創設

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等（令和８年９月１４日時点）

・県内の私立学校１１２校（園）のうち、７２校（園）から被災報告あり。

	幼稚園	中学・高校	専修・各種	短大・大学	計
被害校（園）数	11 園	19 校	34 校	８校	72 校（園）
被害額	51 百万円	556 百万円	1,454 百万円	3,402百万円	5,463 百万円





私立学校の被害状況（左：大学、中央：高等学校、右：専修学校）

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①-1 私立学校の災害復旧に係る特別な財政支援	幼稚園～大学 1/2 私立特定幼稚園 7/12 (激甚法)	・国庫補助率の嵩上げ、多重被災者への定額補助等によるなりわい再建支援補助金並みの支援 ・仮設校舎リース料を補助対象に追加 ・復旧事業についての柔軟な取扱い	・激甚災害（本激）、適用措置の指定による財政支援※ ・グループ補助金活用可 ・仮設校舎リース料補助対象追加
①-2 専修学校等の災害復旧に対する国庫補助制度の創設等	―	・専修学校等の災害復旧に対する国庫補助制度の創設や多重被災者への定額補助等によるなりわい再建支援補助金並みの支援 ・仮設校舎リース料を補助対象に追加	・国庫補助制度創設（1/2） ・グループ補助金活用可 ・仮設校舎リース料補助対象追加

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
②スクールカウンセラー等の追加配置に係る全額国庫補助制度による支援	国1/3、県1/3、 学校法人1/3	補助率の嵩上げ（国10/10） や補助単価の引上げ	―
③日本私立学校振興・共済事業団融資に係る特例制度の創設	金利2.8% (R8.9現在)	低利融資の適用 （１～５年無利子等）	左記同様

※　激甚法１／２（特定私立幼稚園は７／１２）に加え、幼稚園～高等学校は、私立高等学校等経常費助成費補助金（国１０／１０）、大学は私立大学経常費補助金（日本私立学校振興・共済事業団１０／１０）で１／６を加算。

３　要望の内容

① 運営の主たる収入を校納金、経常費補助金で賄っている学校法人等においては、地震により被害を受けた校舎等の災害復旧を図るには経済的負担が大きいため、学校負担がこれまでの大規模災害（平成２８年熊本地震、令和２年７月豪雨及び令和７年８月豪雨）と同様に軽減されるよう、私立学校、専修学校に対し、国庫補助率の嵩上げや国庫補助制度の創設及び多重被災者への定額補助などのなりわい再建支援補助金並みの支援をお願いしたい。

また、校舎の被災により実習の実施が不可能となった生徒の早急な就学機会の確保のため、仮設校舎のリース料について、災害復旧補助事業の補助対象への追加をお願いしたい。

さらに、地震により施設の立地する地形・地盤自体に大きな変動や危険が生じている場合は、移転復旧の検討を余儀なくされるケースも想定されるため、安全な場所への移転・建替えによる復旧を認めるなど、柔軟な取扱いをお願いしたい。

② 生徒等が一刻も早く通常の学校生活を送ることができるよう、児童生徒の心のケア等には継続的な支援が必要であり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用が不可欠だが、現行の制度では、県１/３、学校１/３の負担が生じている。

被災したすべての私立学校児童生徒が相談できる体制を整えるため、今回の地震に係るスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー追加配置費用に対しては、補助率の嵩上げ等の特別な財政支援をお願いしたい。

③ 今回の地震により、多くの私立学校施設が被害を受けており、教育環境の復旧には災害復旧工事等を適切に実施する必要がある。学校法人の経営状況に関わらず復旧に取り組むことができるよう、災害復旧に係る資金需要に対し、日本私立学校振興・共済事業団の融資制度において、平成２８年熊本地震と同様の低利融資をお願いしたい。

熊本県立大学における修学支援に対する特別な財政支援

【総務省、文部科学省】

要望事項

○　県が行う公立大学法人熊本県立大学への授業料・検定料・入学金の減免に係る運営費交付金追加支援事業に対する特別な財政支援

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等

・熊本県立大学に在籍する学生数は２，１９６人（大学院生含む）。そのうち本人、保護者又は保証人が災害救助法適用地域に居住している学生は２，０３８人。特に被害の大きかった熊本市南区、八代市、宇土市、宇城市、美里町、嘉島町、氷川町、芦北町に関係する学生は３５６人存在する。
・自宅・実家が損傷した学生がいることを一部学生からの聞き取りで把握しており、被災地域の罹災証明書の発行状況から自宅・実家が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊した学生が８０名程度いるものと推測している。
・令和８年熊本地震により、大きな損害を被った学資負担者（保護者等）が少なくないため、学生が経済的な理由により修学を断念することがないような対応が必要である。

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
公立大学法人が行う授業料・検定料・入学金減免に対する特別な財政支援	－	県が行う熊本県立大学への授業料等の減免に係る支援事業に対する特別な財政支援	特別交付税措置 (算定基礎額の８割)

（参考）国立大学・私立大学への支援
国立大学：国立大学法人運営費交付金（特別運営費交付金・災害復旧分等）等により国が財政補填。
私立大学：私立大学等経常費補助金（特別補助）等により、国が一部補助。

３　要望の内容

今回の地震では、多くの学生が被災し、その学資負担者も住宅や勤務先が被災するなど、生活への不安を抱えながら日々を過ごされており、経済的理由により学業を断念することは復興や地域社会の将来にとっても損失であり、授業料減免等の措置が不可欠である。

こうした特別の授業料減免等を行った場合、公立大学法人の収入減となるため、県において運営費交付金の追加交付を検討しているが、現行制度では国の財政支援措置が無く、甚大な震災被害を前に地方単独財源による対応には限界がある。

このため、災害対策の観点から特別に、平成２８年熊本地震時と同様、特別な財政支援をお願いしたい。

行政庁舎等の公共・公用施設の早期復旧

【総務省、厚生労働省、環境省】

要望事項

○　平成２８年熊本地震等による災害復旧に係る起債償還を行っている中で、新たな財政負担がのしかかることとなる本県の事情を十分に考慮いただき、復旧工事等に躊躇なく取り組めるよう、特別な財政支援

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等

①県庁舎等

・被害状況：１２庁舎（県本庁舎及び出先機関１１庁舎）　・総事業費：精査中

②市町村庁舎（震度６弱以上を計測した市町村に限る）

・被害状況：八代市他１３市町村庁舎　・総事業費：精査中

③試験研究機関

（設備）

・被害状況：保健環境科学研究所及び八代保健所試験検査室における食品・医薬品検査関係分析設備（地方衛生研究所関係）及び大気、水質、飲用井戸関係分析設備（地方環境研究所関係）が破損

・総事業費：１７６百万円（大気、水質、飲用井戸関係の分析設備）
５３百万円（食品・医薬品検査関係分析設備）

（施設）

・被害状況：保健環境科学研究所において、配管破損に伴う水漏れ（天井材の落下等）や外壁・内壁・床の亀裂及び脱落等の被害が発生

・総事業費：精査中

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①② 庁舎等災害復旧	補助：なし 起債 ：一般単独災害復旧事業債 充当率100％ 交付税措置47.5～85.5％	交付税措置率の引上げ等	充当率･交付税措置率の引上げ等はなし ※建替に係る面積特例措置あり
③-1 試験研究機関の設備機器の復旧	補助：なし 起債 ：一般単独災害復旧事業債 充当率100％ 交付税措置47.5～85.5％	交付税措置率の引上げ等	－
③-2 試験研究機関の庁舎の復旧	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金： 年度毎に要綱が定められ、補助率は現時点で不明。	財政負担に配慮した補助率の設定	－

３　要望の内容

①②　県庁舎等、市町村庁舎

平成28年熊本地震で数多くの行政庁舎が大きな被害を受ける中、県では、防災センターの合築整備や耐震化等を含む復旧を進めてきたが、建物損傷が残る中で再度の大地震による損壊の影響は大きく、機能回復のためにはより強固な補修工事が必要である。

また、市町村庁舎は、建替えを進めた中での再度の被災となり、特に八代市庁舎では免震装置損傷等の大きな被害が発生した。

県・市町村庁舎とも、今後同程度の地震や南海トラフ地震に対応するため、職員や来庁者の安全確保を図るとともに、九州を支える広域防災拠点としての機能を回復するためにも、早急な復旧が求められている状況である。

「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」において、「適切に地方財政措置を講ずる」とともに、「財政運営に支障が生じないよう、適切に対応する」とされたところであるが、平成２８年熊本地震や令和２年７月豪雨等の災害復旧に伴う起債償還が本格化している中、新たな財政負担がのしかかることとなる本県の事情を十分に考慮いただき、広域防災拠点としての公益性を有する本県庁舎等の災害復旧に躊躇なく取り組めるよう、特別な財政支援をお願いしたい。

③　試験研究機関

県保健環境科学研究所（宇土市）及び八代保健所試験検査課（八代市）では、食品及び医薬品（地方衛生研究所関係）及び大気環境・水環境・飲用井戸等（地方環境研究所関係）に関する調査研究及び行政検査等の業務を実施しているが、今回の地震で調査、分析に使用する機器及び消耗品の多くが損傷する等の被害を受け、業務の実施が不可能となった。

損傷した機器は、分析業務等を実施する上で不可欠な機器であるため、機器の更新及び修理に伴う特別な財政支援をお願いしたい。

さらに、保健環境科学研究所の庁舎の災害復旧は「保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となることは確認できているものの、災害査定を経て、年度毎に要綱が定められるため、現時点では補助率が不明である。財政負担に配慮した補助率の設定をお願いしたい。

地域産業等の早期復旧・事業継続への支援

要望事項

【厚生労働省、経済産業省】

○　事業者が再建を断念することなく確実に再建できるよう、複数年度にわたる必要額及び事業実施に関する事務費への特別な財政支援

○　地域経済の牽引役であり、地域の雇用維持や取引先事業者の事業継続に重要な役割を担う大企業や中堅企業への新たな国庫補助制度の創設や既存の制度の拡充といった特別な財政支援。

○　被災企業への金融面での力強い支援とともに、雇用調整助成金の特例措置の拡充や産業雇用安定助成金の活用に向けた体制強化など、地域の雇用の維持・確保につながる手厚い支援

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等

・　令和８年熊本地震では、災害救助法が適用された２１市町村を中心に県内全域で甚大な被害が発生し、多くの中小企業者が被災した。
・　また、地域経済の牽引役である大企業や中堅企業においても、液状化による地盤沈下で生産設備が傾くなど、深刻な被害が発生し、幅広い事業者が事業活動に大きな影響を受けている。
・　現時点では被害の全容把握に至っていないものの、令和２年７月豪雨のおよそ２倍、平成２８年熊本地震にも迫る被害が生じており、被害額は今後さらに増加することも見込まれる。
・　加えて、近年の燃料・資材、人件費の高騰により、実際の復旧に要する費用は従来を大きく上回ることが想定される。
・　平成２８年熊本地震、令和２年７月豪雨、令和７年８月豪雨と相次ぐ自然災害に加え、近年の物価高騰や中東情勢悪化等の影響により、事業者の経営が極めて厳しい状況になる中で、復旧に多額の費用が必要となることから、地域経済に与える影響は甚大である。

中小企業者等の被災状況　（商工業、観光業、交通関係）※令和８年８月１９日公表時点

	事業者数	被害額（億円）
中小企業（推計含む）	7,745	1,339
資本金 10 億円未満の中堅企業	37	41
資本金 10 億円以上の中堅企業・大企業	99	179
合計	7,881	1,559

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①複数年度にわたる必要額（自治体連携型補助金、利子補給制度）及び事業実施に関する事務費への特別な財政支援	自治体連携型補助金において、対象範囲を中堅企業まで拡大、多重被災者においても定額補助（上限５億円）を実施 ※国からの財政支援は上限120億円	・自治体連携型補助金の複数年度にわたる必要額への特別な財政支援 ・利子補給制度への国補助 ・自治体連携型補助金の申請受付・審査等の事務費に係る特別な財政支援	・グループ補助金 ・「グループ補助金等無利子貸付制度」への国補助（９９％）

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
②大企業や中堅企業の復旧に係る特別な財政支援	－	大企業や中堅企業に対する新たな国庫補助制度の創設や既存の制度の拡充等	－
③被災事業者等に対する雇用の維持・確保支援の強化	雇用調整助成金 ＜現在の特例措置＞ 雇用量要件・残業相殺・教育訓練減算の撤廃、生産量要件の緩和 ※助成率（中小企業2/3）、支給日数（１年100日）は現行制度のまま	本激並みの特例措置 助成率：中小企業4/5 支給日数：１年300日	＜本激＞ 助成率：中小企業4/5 支給日数：１年300日
	雇用保険（失業給付） ＜現在の特例措置＞ 一時離職を支給対象に追加 ※現行制度は失業のみ	本激並みの特例措置 （休業を支給対象に追加）	一時離職を支給対象に追加
	産業雇用安定助成金 ＜現在の特例措置＞ 「令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース」の創設 →熊本県内が対象エリア、生産量・雇用量要件の緩和、10月1日に遡及適用、計画届の事後申請可、申請手続きの簡素化	在籍型出向を行う被災企業への支援体制の強化	－

３　要望の内容

①　平成２８年熊本地震、令和２年７月豪雨、令和７年８月豪雨と相次ぐ自然災害に加え、近年の物価高騰や中東情勢悪化等の影響により、中小事業者にとって極めて厳しい経営環境が続く状況にある。地域経済の回復のためには、被災した施設等の復旧を支援し、事業の再建・継続を強力に後押しする必要がある。

大規模な工場・店舗の復旧や特殊な生産設備の調達においては、設計から施工完了まで数年を要す場合があり、また、被災地での建設需要の集中や人手不足により、事業者の復旧計画に多大な時間を要することが想定されるため、事業者が再建を断念することなく確実に再建できるよう、複数年度にわたる必要額への特別な財政支援をお願いしたい。

また、被災事業者の自己負担分について、令和２年７月豪雨の際と同様に金融機関からの借り入れに対する利子補給に係る財政措置を講じていただきたい。

さらに、「なりわい再建支援補助金」並みの支援に係る膨大な事務を効率的かつ迅速に実施するとともに、自治体職員の負担軽減を図るべく、民間団体等への委託費も含めた事務費についての特別な財政支援をお願いしたい。

② 大規模災害発生時において、被災した施設等の復旧や事業の再建・継続を支援するため、なりわい再建支援補助金や自治体連携型補助金が制度化されているが、いずれも大企業は対象外となっている。

また、中堅企業については、今般の支援パッケージの中で自治体連携型補助金において対象としていただいたものの、対象となる中堅企業は資本金要件が１０億円未満であり、対象企業が限定されているところ。

そのため、今回の地震で多大なる被害を受けた大企業や中堅企業における被災施設等の復旧（液状化被害に伴う地盤改良等を含む）や事業の再建・継続に向けた新たな国庫補助制度の創設や既存の制度の拡充、資金繰り支援などをお願いしたい。

③ 地震に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小や休業等を余儀なくされている事業者があり、被災事業者の事業継続及び従業員の雇用維持に向けた支援が必要である。

また、資材調達の遅れや人手不足、サプライチェーンへの影響等により、復旧・復興の長期化も懸念される。

そのため、雇用調整助成金及び雇用保険に係る本激並みの特例措置を講じていただきたい。併せて、被災企業の産業雇用安定助成金「令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース」の活用を強力に推進するため、在籍型出向のマッチングを担う（公財）産業雇用安定センターの体制強化をお願いしたい。



上益城地域：製造業



八代地域：医薬品卸売業



八代地域：製造業

伝統的工芸産業の早期の事業再開・事業継続への支援

【経済産業省】

要望事項

○　被災した伝統的工芸品の製造事業者等が行う事業再開のために必要な道具、原材料確保等に要する経費に係る特別な財政支援

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等（令和８年８月３１日時点）

被害状況　：　２２業者（国指定の伝統的工芸品３事業者を含む）

被害総額　：　約１億円

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
伝統的工芸産業の早期の事業再開・事業継続への支援	自治体連携型補助金（施設・設備の復旧のみ補助率3/4）	伝統工芸産業の事業継続に必要な道具、原材料の確保等、迅速な事業再開に向けた補助制度の創設	施設・設備の復旧については、グループ補助金を活用 能登半島地震では、国指定の伝統的工芸品の製造事業者等への事業継続に必要な設備や道具、原材料の費用補助（補助率3/4、最大1,000万円）の実績あり ※県指定は、復興基金で対応。

３　要望の内容

県内では、７０品目、１２９人・団体の国指定を含む伝統的工芸品の技術が受け継がれ、県内各地で職人によるものづくりが行われている。

今回の地震では、県指定の伝統的工芸品である「高田焼」の工房をはじめ、県南地域を中心に国指定の伝統的工芸品３事業者を含む２２事業者の被災が確認され、作品・商品の破損、道具や設備の損壊等、１億円近くの被害額が報告されている。

近年の物価高騰の影響により、極めて厳しい経営環境が続く中での被災であり、復旧の見込みの立たない事業者も多くなっている。

被災事業者の早期の事業再開・継続のため、必要な道具、原材料の確保及び試作品製作に係る費用への支援など、迅速な事業再開に向けた補助制度の創設をお願いしたい。





県指定伝統的工芸品：高田焼（伝七窯）
商品の９割が破損。粘土や釉薬を貯蔵していていた甕など、設備も損壊。





国指定伝統的工芸品：小代焼（たけみや窯）
商品の破損

農林水産基盤の早期復旧、農林水産業への支援

【総務省、農林水産省】

要望事項

１　農林水産基盤の早期復旧に向けた各種事業の必要かつ十分な予算の確保及び事務手続きへの柔軟な対応並びに地方財政措置の充実等

２　農林水産業共同利用施設災害復旧事業において、被災地域を被害激甚市町村として告示

３　我が国唯一のいぐさ産地の維持・活性化に向けた新たな体制づくり等に対する支援

４　全国３位の生乳生産を誇る本県酪農業を支える乳業工場の復旧に向けた要件緩和及び補助率の嵩上げ等

５　製紙工場や輸出港等の被災に伴う流通網の維持等に必要なかかり増し経費に対する支援創設等の特別な財政支援、木造建築が地震に弱いとの風評被害が生じないための必要な措置

【現状・課題等】

１　被害の状況及び総事業費等（令和８年９月18日時点）

被害の内容	被害額
農作物等（果実の落果等）	約　4億円
農業施設（農業用機械の損壊、農舎・倉庫の損壊、共同利用施設等）	約　490億円
農地等　（ため池、水路の損壊、海岸堤防のクラック等	約　960億円
林務関係（林産物加工施設等の損傷等）	約　30億円
水産関係（防波堤の破損等）	約　70億円
合　計	約1,550億円

２　現行制度及び平成２８年熊本地震時の対応等

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①-1 農林水産基盤の早期復旧に向けた各種事業のうち ・農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）	○農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ） ・要望調査は年内終了 ・施設等が復旧するまでの代替施設等は補助対象外 ・物価高騰による計画変更は不可 ・都道府県付帯事務費1.7%以内、市町村付帯事務費0.4%以内	・十分な周知期間、申請受付期間の確保及び必要かつ十分な予算の確保 ・農舎等農業用施設復旧までの代替施設の確保 ・物価高騰による計画変更等の柔軟な対応 ・補助金等の申請手続きの簡略化、申請を支援するシステム等の提供、増加する事務経費に対する支援	―
①-2 農林水産基盤の早期復旧に向けた各種事業	○強い農業づくり総合支援交付金（被災産地施設支援） ○持続的生産強化対策事業 ○新基本計画実装・農業構造転換支援事業（被災産地施設支援）ほか	・支援パッケージで示された各種事業の必要かつ十分な予算の確保、取組期間の延長及び県負担分への災害対策債の適用等の地方財政措置の充実	左記同様

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
①-3 農林水産基盤の早期復旧に向けた各種事業のうち ・農地等災害復旧事業	○農地等災害復旧事業 ・国→県（市町村、事業者） ・補助率：農地50%、農業用施設65% ・暫定法等による補助率嵩上げ：農地約97%、農業用施設約99%（直近平均）	・技術的支援の継続、補助事業の必要かつ十分な予算の確保	左記同様
①-4 農林水産基盤の早期復旧に向けた各種事業のうち ・農業農村整備事業	○農業農村整備事業 ・国→県（市町村、事業者） ・補助率：1/2等	・災害からの復旧と併せて、農地の大区画化等の生産性向上に資する基盤整備を進めるための各種事業の必要かつ十分な予算の確保	左記同様
①-5 農林水産基盤の早期復旧に向けた各種事業のうち ・多面的機能支払交付金	○多面的機能支払交付金 ・国→県（市町村、事業者） ・補助率：1/2	・地域ニーズに対し不足が生じないよう同交付金の十分な予算の確保	左記同様
①-6 農林水産基盤の早期復旧に向けた各種事業のうち ・林業・木材産業循環成長対策交付金	○林業・木材産業循環成長対策交付金（被災施設の再整備の適用） ・国→県（市町村、事業者） ・補助率：1/2	・事業者分に係る地方財政措置の拡充	グループ補助金による3/4（国1/2・県1/4）の支援　等
①-7 農林水産基盤の早期復旧に向けた各種事業のうち ・浜の活力再生・成長促進交付金（共同利用施設の災害復旧）等	○浜の活力再生・成長促進交付金（共同利用施設の災害復旧）等 ・補助率：国1/2 ・地方負担分への財政措置 ※共同利用施設では、被害額等の要件を満たさず、補助対象外となる施設が多数存在 ○マーケットイン型養殖業等実証（令和8年熊本地震被災者支援メニュー） ・補助率：国1/2 ※個人や法人所有の施設では、補助対象等の要件を満たさず、補助対象外となる事業者が多数存在	・地方負担分に係る地方財政措置の継続 ・共同利用施設に係る補助要件の緩和 ・個人や法人所有の施設に係る補助対象等の拡充 ・県の上乗せ分への必要な地方財政措置	グループ補助金による3/4（国1/2・県1/4）の支援　等
② 被害激甚市町村の告示	・例年３月頃告示される	・例年の告示時期はまだ来ていないが、必ず告示いただきたい	H29.3告示

項　　目	現行制度等	要望内容	H28熊本地震時
③ いぐさ産地の維持・活性化に向けた支援	－	・持続可能ないぐさ産地創造計画の策定と計画の実現に必要な財政支援	－
④ 乳業工場の復旧に向けた要件緩和及び補助率の嵩上げ等	○生乳需給調整高度化・輸出拡大事業 ・単価×1日当たり処理能力で上限事業費が定められており、補助率は1/2以内、補助上限は31.5億円/年	・十分な予算確保、単価引き上げによる上限事業費拡充、補助率の嵩上げ（国補助率58.3%）及び地方財政措置の充実	－
⑤ 木材の安定的な流通に必要な措置、木造建築に対する風評被害対策	－	・流通網の維持等に必要なかかり増し経費に対する支援の創設等 ・木造建築の安全性について、科学的根拠に基づいた正確な情報発信等	－

３　要望の内容

震度７の地震に襲われた八代地域、宇城地域を中心に、農業用機械や共同利用施設、農地・農業用施設、林業関係施設、水産関係施設等に被害が発生しており、被災地域の農林水産業を衰退させないための継続的な支援が重要である。

①-1　農地利用効率化等支援事業については、支援パッケージに「被災農業者支援タイプ」の発動が明記され、国の補助率が３割から５割に増加するという要望は実現したが、要望調査は年内で終了することや、施設等が復旧するまでの代替施設等は補助対象外であること、物価高騰による計画変更は認められないこと、都道府県や市町村の付帯事務費が少ないことが課題となっている。

そこで、被災農家のライフラインの確保や避難等へ配慮し、十分な周知・申請受付期間の確保や必要かつ十分な予算の確保、施工業者の不足等に伴う事業完了の遅れに対し、農舎等農業用施設復旧までの代替施設の確保や、物価高騰による事業費増に伴う計画変更や変更交付等の柔軟な対応をお願いしたい。また、連続被災等に伴う事務的負担の増加に対し、補助金等の申請手続きの簡略化、申請を支援するシステム等の提供、増加する事務経費に対する支援をお願いしたい。

①-2　共同利用施設等の復旧については、支援パッケージに強い農業づくり総合支援交付金（被災産地施設支援）等の各種事業を盛り込んでいただいた。これらの事業を着実に遂行し、早期の復旧・復興を果たすため、事業の実施に必要かつ十分な予算の確保、取組期間の延長及び県負担分への災害対策債の適用等の地方財政措置の充実をお願いしたい。

①-3　甚大な被害を受けた農地・農業用施設の速やかな復旧を進めるため、技術的支援の継続と併せて、災害復旧事業等の必要かつ十分な予算の確保をお願いしたい。

①-4　災害復旧と併せて、将来にわたる持続的な農業の実現に向けた農地の大区画化等の生産性向上に資する基盤整備を進めるため、農業農村整備に係る各種事業の必要かつ十分な予算の確保をお願いしたい。

①-5　地域の活動組織等が行う農地周辺の水路等の自力復旧には多面的機能支払交付金を活用しており、地域のニーズに対して不足が生じないよう同交付金の十分な予算確保をお願いしたい。

①-6　木材加工流通施設などの林業関係施設等は、支援パッケージにおいて林業・木材産業循環成

長対策交付金での施設の再整備等を実現いただいた。しかし、被災した施設の大半は個人や法人所有の施設であるため、これら民間事業者分についても、地方財政措置の拡充をお願いしたい。

①-7　水産関係施設は、支援パッケージにおいて共同利用施設の災害復旧や、被災した養殖業者が行う養殖生産用資機材の導入等の支援を実現いただいた。しかし、被害を受けた共同利用施設の大半が補助要件を満たしていないという実態を踏まえ、地方負担分に係る地方財政措置の継続と補助要件の緩和をお願いしたい。

　また、個人や法人所有の施設では、陸上養殖施設でのコンクリート水槽の亀裂や配管の損傷などの大きな被害が発生しているが、当該施設の補修等の復旧に要する経費は補助対象外となるため、既存支援制度における補助対象等の拡充及び県の上乗せ分を軽減できるよう、必要な地方財政措置をお願いしたい。

②　被害激甚市町村の告示については、例年３月頃告示されており、例年の告示時期はまだ来ていないが、必ず告示されるよう、改めてお願いしたい。

③　八代地域等のいぐさ産地は、令和７年８月豪雨でも甚大な被害を受けており、産地の維持がますます困難になっている。いぐさ産地の復興を推進するためには、関連産業も含めた産地の現状把握・課題整理や、持続可能な産地づくりに向けた新たな体制づくりが必要であることから、その計画の策定及び実現に必要な財政支援をお願いしたい。

④　被災した乳業工場の再建に係る総事業費は膨大であり、強い農業づくり総合支援交付金（被災産地施設支援）の活用のみでは被災事業者の負担が大きい状況であるため、通常事業である生乳需給調整高度化・輸出拡大事業を組み合わせた活用を検討している。そこで、通常事業について、十分な予算確保、単価引き上げによる上限事業費拡充、補助率の嵩上げ及び地方財政措置の充実をお願いしたい。

⑤　製紙工場や輸出港等の被災に伴い、原木やチップ等の流通に停滞が生じ、原木価格の低下や森林整備の滞りが懸念されている。このことは、今回の特有かつ甚大な被害であるため、木材の安定的な流通網の維持等に向け、原木やチップ等の他工場や代替港への輸送経費や一時的な保管などに要するかかり増し経費に対する支援の創設等をお願いしたい。

　また、木造建築の安全性に対する誤ったイメージが先行し、木材利用の促進が妨げられることのないよう、木造建築の安全性について科学的根拠に基づいた正確な情報発信をお願いしたい。

令和７年８月豪雨からの復旧・復興に向けた支援

提案・要望事項　【総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

１　公共土木施設等の早期復旧
（１）公共土木施設等の復旧等に係る予算の確保
（２）「補助災害復旧事業債」の被災年度以降の起債充当率の拡充
２　農地・農業用施設や山地等の復旧に係る予算の確保等
３　文化財等の復旧に対する技術的支援を含めた全面的な支援
４　復旧・復興に向けた取組みに係る財政負担の最小化に向けた支援
５　被災市町村の人員体制強化に向けた支援の継続

【提案・要望の内容】

１（１）被災地の迅速な復旧・復興のための公共土木施設等の災害復旧等に係る予算の総額確保をお願いしたい。

（２）地方の財政負担の最小化のため、「補助災害復旧事業債」について、過年の充当率（９０％）を、現年（１００％）と同様の充当率としていただきたい。

２　被災した農地・農業用施設や山地等の復旧に向けて、農地等災害復旧事業及び治山事業、林道災害復旧事業等の災害関連事業に必要な予算の確保とともに、市町村道など他事業との調整により事業が長期に及ぶことが見込まれるため、中長期的な財政支援をお願いしたい。

また、豪雨等の災害への備えとして、災害応急用のポンプの調達、設置、運転等に要する経費についても、補助対象に追加していただきたい。

３　国重要文化財祇園橋（天草市）や国史跡八代城跡群（八代市）をはじめ、熊本県民の宝である県内の文化財が被災し、復旧のためには長い年月と多額の経費を要するとともに高い専門性が必要となることから、引き続き、復旧に向けた技術的支援を含めた全面的な支援をお願いしたい。

４　被災地域において、引き続き令和７年８月豪雨からの復旧・復興に向けた取組みを着実に進めるため、国庫補助対象とならない細かなニーズを単独事業で実施する場合の特別交付税などによる財政支援をお願いしたい。

５　被災市町村の再生に向けた人員体制強化のため、令和９年度以降も引き続き人的支援等を講じていただきたい。

【現状・課題等】

１　玉名、熊本、上益城、宇城、八代、天草地域では、河川氾濫による市街地への浸水や土石流・がけ崩れなどによる宅地への土砂流入などの被害が多く発生し、県内の広範囲で甚大な被害をもたらした。国道２６６号、国道２１８号や県道氷川八代線等では法面崩壊や道路決壊等が多数発生し、現在も全面通行止めとなっている箇所が残っており、住民生活に支障をきたしている。

被災した公共土木施設等については、本格復旧に向け国の災害査定が完了し、現在、復旧工事を進め、一日も早い完成を目指しているところである。一方で、被害箇所が膨大であり、地形条件も厳しいことから、一部においては本年度中の復旧工事の着手が難しい状況にある。

○公共土木施設被害の概要（令和８年２月６日の査定結果）

種　別	河 川	道 路	砂 防	その他	計	(参考) R2 年７月豪雨
箇所数(箇所)	951	954	149	27	2,081	3,620
被害額(億円)	205	168	33	14	420	812

2　農林畜水産業において県内の広範囲にわたって被害が生じ、被害額は約８６１億円に及んだ。
　国における激甚災害指定や営農継続をはじめとした特段の支援策により、産地の復旧も進んでいるところであるが、農地・農業用施設や山地等の復旧については、事業が長期に及ぶことが見込まれており、中長期的な支援が必要である。

3　文化庁の国庫補助事業（令和７年度文化財補助金（第１次補正予算））を活用し、被災した文化財の復旧を開始したところ。令和８年度以降も継続して技術的な支援を含む全面的な支援を受けられるかが課題となっている。ついては、文化財の早期復旧に向けた財政的支援をお願いしたい。

4　熊本県及び被災市町村では、平成２８年熊本地震や令和２年７月豪雨、令和７年８月豪雨に加え、令和８年熊本地震からの復旧・復興も重なり、財政運営は一層厳しさを増す状況。度重なる大規模災害から一日も早い復旧・復興が実現できるよう、被災者の住まいの再建や被災中小企業者の資金繰り等に係る国庫補助の対象とならない細かなニーズに対し、単独事業で支援を実施する場合の特別交付税などによる財政支援をお願いしたい。

5　県内各市町村の多くが被災し、また、被災していない市町村においても技術職員の配置が少なく計画的な採用も出来ていないなど、県内での技術職員の確保・調整は困難な状況が継続している。
　総務省による全国を対象とした中長期派遣調整等の御尽力により、令和８年度分の中長期派遣要望については、おおむね充足したが、平成２８年熊本地震や令和２年７月豪雨などの過去の例を見ても、災害からの復旧・復興には、多大な労力と時間を要することが見込まれるため、令和９年度以降の人員確保に関し、引き続きの支援が必要。

（被災地における令和８年度中長期派遣の状況）　【令和８年４月１日時点】

被災市町村	要望数	派遣数
６市町	３０人	１５人

※　応援職員派遣で充足できなかった要望数については、被災市町村において任期付職員を採用する等の対応※注により、最終的な未充足数は０人となった。
※注：任期付職員採用７人、民間委託４人、その他４人

球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクトの着実な推進

提案・要望事項

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

「緑の流域治水」の理念の下、「命と環境の両立」の早期実現に向けた、流水型ダム建設を含む球磨川水系河川整備計画及び流域治水プロジェクト（以下「プロジェクト」）の着実な実施

１　ダム本体工事の早期着手など流水型ダム建設の着実な推進

２　河川整備計画（国管理区間）及びプロジェクトに掲げた国対策メニューの着実な実施

３　河川整備計画（県管理区間）及びプロジェクトに掲げた県・市町村対策メニューへの技術的、財政的支援

【提案・要望の内容】

１　ダム本体工事の早期着手など流水型ダム建設の着実な推進

「流水型ダム」について、県としても国に最大限の協力を行うので、引き続き、本体工事に向けた取組みを着実に進め、目標とする令和１７年度完成はもとより、可能な限り工期短縮に努めていただき、一日も早い安全・安心の実現に向けた事業の推進のため、令和９年度の本体工事着手に必要な予算を確保いただきたい。

また、安全・安心を最大化するとともに、「川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザリー会議」の助言を踏まえ、球磨川・川辺川の環境に極限まで配慮し、清流を守るため、更なる環境への影響の最小化及び環境保全措置の具体化並びに川辺川の環境再生や創出に向けた取組みについて検討を進めていただきたい。

さらに、事業の推進に際しては、今もなお、様々な御意見が寄せられており、住民に対する丁寧な説明をお願いしたい。加えて、県が実施する流域市町村や流域住民と一体となって行う「新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み」への対応を、引き続きお願いしたい。

２　河川整備計画（国管理区間）及びプロジェクトに掲げた国対策メニューの着実な実施

（1）「流水型ダム」をはじめとする国事業については、鋭意取り組んでいただいているところである。引き続き、令和２年７月豪雨で被災した地域の一日も早い安全・安心の確保のため、河道掘削、遊水地、輪中堤、宅地嵩上げ等の取組みを迅速かつ着実に進めていただきたい。

（2）「市房ダム再開発」について、早期の事業着手に向けて、洪水調節機能の増強に向けた調査・検討を推進していただきたい。

（3）土砂・流木流出防止や水源涵養機能を高めるなど、流域治水に資する森林整備・保全対策を強化していただきたい。また、近年、土砂流出に伴う河床の上昇や、川の濁りの長期化が発生していることから、調査・検討を含めた総合的な治山・砂防対策をお願いしたい。特に川辺川流域において、重点的な対策の実施をお願いしたい。

（4）地域社会への情報提供等によるリスクコミュニケーションなどにより、地域の人々の「迅速かつ的確な避難」と「被害最小化」に向けた取組みを推進していただきたい。

（5）河川環境の保全・再生など自然環境が有する多様な機能を生かすグリーンインフラの取組みを推進していただきたい。

（6）流域のあらゆる関係者の協働のもと、流水型ダムを含む「緑の流域治水」の各取組みを推進するため、流域住民等の理解を深める周知・広報等の取組みについて更なる推進をお願いしたい。特に、今後本格化するダム関連工事に伴う大型ダンプの通行に係る安全対策を徹底するなど、地域への影響緩和について、説明を含む丁寧な対応をお願いしたい。

（7）これらの対策を推進するため、国土強靭化の取組みに必要な予算・財源については、令和７年６月に策定された第一次国土強靭化実施中期計画に基づき、今後の資材価格・人件費の高騰等を

適切に反映した上で、当初予算を含め、継続的かつ安定的な予算措置をお願いしたい。

（8）水系として一貫した河川整備が実施されるよう、引き続き、河川整備計画（県管理区間）との連携をお願いしたい。

3　河川整備計画（県管理区間）及びプロジェクトに掲げた県・市町村対策メニューへの技術的、財政的支援

（1）県、市町村が取り組む次の対策メニューについて、支援対象の拡大等をお願いしたい。

① 国管理区間の影響を受ける県管理区間の対策について、特に被災者の生活再建に直結する宅地嵩上げが円滑かつ確実に進められるよう、支援対象の拡大等の積極的な支援をお願いしたい。

② プロジェクトに掲げる雨庭などの雨水貯留、浸透施設の整備について、経済的比較に関わらず流域貯留浸透事業の対象とし、補助率の嵩上げをお願いしたい。また、整備効果の定量化等に関する技術的支援をいただきたい。

③ 「田んぼダム」の取組みについて、自然災害への備えとして有効な手段であり更なる普及拡大を図る必要がある。取組面積拡大及び取組の継続性を確保するため実施農家への負担軽減につながる支援を拡大頂きたい。

流域治水と連携した森林整備及び治山施設の整備を着実に推進するため、事業実施に必要かつ十分な予算確保をお願いしたい。

④ 「被害最小化」に向け、球磨川流域において、これまで県では水災保険料に対する補助を実施しているが、流域の治水安全度を踏まえると、引き続き、水災保険への加入を促進する必要がある。水害リスクの高い地域における水災保険料補助等に対する財政的支援をお願いしたい。

⑤ 球磨川と支川の合流部で内水氾濫が発生する箇所について、内水被害軽減に向けた積極的な支援をお願いしたい。

項　　目	現行制度等	要望内容
①宅地嵩上げ	事業名：土地利用一体型水防災事業 交付対象：現に存する住家又は現に建築の工事中の住家のみが対象	○交付対象の建物用途の拡充による支援
②雨水貯留・浸透施設	事業名：流域貯留浸透事業 交付対象：通常の河道改修方式と比較して経済的で４要件のいずれかに該当する事業 補助率　：１／３	○支援対象の要件緩和と補助率の嵩上げによる財政的支援 ○整備効果の定量化等に関する技術的支援
③農林水産分野の取組み	国庫補助事業等を活用し事業を実施	○農林水産分野の取組みを推進するための財政的支援
④水災保険加入促進	なし	○水災保険料補助に対する財政的支援
⑤内水対策	防災安全交付金（下水道）等	○被害軽減に向けた積極的支援

（2）令和７年６月に策定された第一次国土強靭化実施中期計画に基づき継続的かつ安定的な財政支援及び、流域治水の一環として新たに取り組む県、市町村対策メニューの着実な実施に必要な予算確保をお願いしたい。

【現状・課題】

○ 令和２年７月豪雨は、球磨川流域で観測開始以来最高の雨量・水位を記録。河川の氾濫等により５２名が亡くなられ、家屋流失、国道や鉄道などの１７橋梁が流失する等、甚大な被害が発生。

○ 令和２年７月球磨川豪雨検証委員会における検証結果を踏まえ、国、県、流域市町村で構成する「球磨川流域治水協議会」は、令和３年３月に「球磨川水系流域治水プロジェクト」を策定。

○　令和３年１２月、河川整備基本方針を「気候変動」と「流域治水」を踏まえたものに変更。河川整備基本方針検討小委員会においては、気候変動による降雨量の増加等を考慮した基本高水のピーク流量と配分流量が示された一方で、令和２年７月豪雨と同規模の洪水に対し、水位は、計画堤防高を上回らないものの、人吉地点から下流の大部分の区間で計画高水位を超過することも明らかとなった。

○　これを受け、令和２年７月豪雨と同規模の洪水を含め、基本高水を超過する洪水に対してもさらに水位を低下できるよう、施設の運用技術の向上や、流域治水の多層的な取組みを推進していく必要があり、令和４年８月に策定した河川整備計画にも流域治水を具体的に盛り込んだ。

○　現在もなお、１６名の方々（Ｒ８．６末時点）が仮設住宅等での生活を余儀なくされており、住まいの再建と球磨川流域の安全・安心の確保に資する取組みを加速化する必要がある。

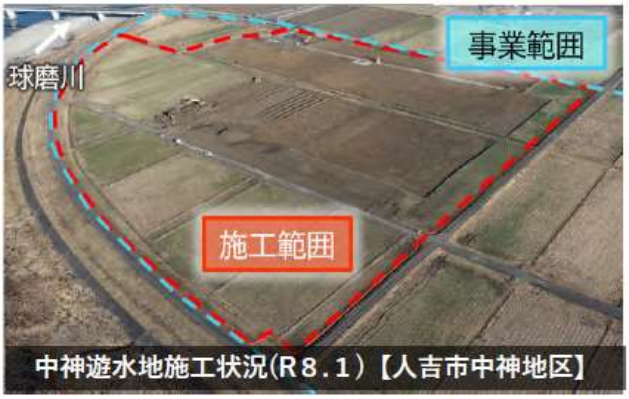
○　県では、令和６年１２月に、「復旧・復興プラン」を、「緑の流域治水」の更なる推進による１日も早い安全・安心の実現と、若者が“残り・集う”産業・雇用の創出を柱とする「新時代共創復興プラン」として改訂した。

○　「流水型ダム」関連では、環境アセスメントの一連の手続きが令和６年１１月に完了し、その後、「川辺川の流水型ダムに係る環境保全対策アドバイザリー会議」において、更なる環境への影響の最小化及び環境保全措置の具体化並びに川辺川の環境再生や創出に向けた取組みについて検討が進められている。

○　引き続き、「流水型ダム」をはじめとする「緑の流域治水」の推進と、五木村・相良村振興、被災市町村の復興を着実に推進するため、広く県民に「流水型ダム」を含む「緑の流域治水」の理解醸成を図るとともに、安定的な予算の確保が必要である。



「新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み」会議の様子



令和２年７月豪雨による被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援

【内閣府、総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

１　令和２年７月豪雨における洪水を踏まえた新たなまちづくりや集落再生に躊躇なく取り組むための制度の創設等

２　復興まちづくり計画の施策実現に向けた特段の配慮

【提案・要望の内容】

１　令和２年７月豪雨における洪水を踏まえた新たなまちづくりや集落再生に躊躇なく取り組むための制度の創設等

（１）球磨川水系流域治水プロジェクトが目指す浸水被害の軽減を図るまでに相当の時間を要する地域等において、個別に高台移転や治水対策後水位を踏まえた高さまでの宅地嵩上げ等の安全対策を希望する住民への支援制度を創設いただきたい。

（２）宅地嵩上げ安全確保事業については、河川事業とまちづくり事業による嵩上げを一体的に実施する必要がある。令和５年度からそれぞれの事業主体が協定を締結し、本格的に工事に着手しており、引き続き必要な予算措置及び技術的支援に特段の配慮をお願いしたい。

（３）八代市坂本町や芦北町をはじめとする、球磨川中流域での輪中堤・宅地嵩上げの実施に当たり、整備後の内水対策、避難路整備等の新たな課題に対する技術的支援等について、引き続き、特段の配慮をお願いしたい。

（４）国道２１９号及び対岸道路をはじめとするインフラ復旧事業に取り組んでいただいているが、市町村が行うまちづくり関係事業との連動も含め、住民をはじめ地域関係者への丁寧な情報提供及び工期短縮に努めていただきたい。

２　復興まちづくり計画の施策実現に向けた特段の配慮

（１）人吉市における２地区の被災市街地復興土地区画整理事業をはじめ、各市町村の復興まちづくり計画に位置付けられた取組みを着実に進めるため、引き続き、予算の確保及び技術的アドバイス等の支援をお願いしたい。

（２）復旧から復興に向けた取組みの進展に伴い、市町村の復興まちづくり拠点施設整備や新たに整備される遊水地の平常時の利活用等のハード対策のほか、地域コミュニティの維持・再生に必要なまちづくり組織の設立及び人材の育成・確保、球磨川流域の資源を活用した持続可能な地域づくり等のソフト対策への支援をお願いしたい。

（３）球磨川流域市町村では、将来の災害に備えるため、地域防災拠点の整備に向けた検討が進められているところもあり、早期整備に向けた特段の配慮をお願いしたい。

（４）将来の市町村の財政負担軽減のため、災害公営住宅家賃低廉化事業について、引き続き、十分な予算措置をお願いしたい。

【現状・課題】

１　令和２年７月豪雨における洪水を踏まえた新たなまちづくりや集落再生に躊躇なく取り組むための制度の創設等

（１）令和２年７月豪雨で甚大な被害が発生した球磨川流域市町村においては、住民の意向を踏まえながら、新たなまちづくりや集落再生に向けた取組みが進んでいる。しかし、流域治水プロジェクトが目指す浸水被害の軽減までには相当の時間を要するため、更なる人口減少や地域の衰退が懸念されている。当該洪水からの１日も早い生活再建や市街地及び集落再生を進めるためにも、高台等への移転や安全対策等を行う住民に対する支援が必要である。

（２）球磨村や八代市坂本町、芦北町などの球磨川中流域は、数戸から数十戸の集落が多数点在

し、集落同士が１ｋｍ以上離れている箇所もある。そのような点在する集落の宅地嵩上げに当たっては、国道２１９号や公民館等の公共施設を一体的に嵩上げ、従前の地域コミュニティを維持していくことが必要である。令和５年２月の球磨村神瀬地区を皮切りに嵩上げ事業に着手しているが、引き続き、球磨川流域の事業推進を図ることが必要である。

（３）球磨川中流域では、輪中堤・宅地嵩上げが計画されているが、後背地の内水対策や高台への避難路整備など、治水対策後に生じる新たな課題についても、流域住民の不安に丁寧に対応していく必要がある。

（４）発災から６年となり、インフラ復旧事業とともに、市町村が行う復興まちづくり関係事業も進んでいる。それらを含めた復興まちづくりの全体像について、住民はじめ地域関係者への幅広い説明が求められている。

２　復興まちづくり計画の施策実現に向けた特段の配慮

（１）球磨川の“かわまちづくり”とも連携して取り組む人吉市における２地区の被災市街地復興土地区画整理事業については、共に令和６年度に仮換地指定を完了し、現在、造成工事が本格化している。被災市街地における生活再建が着実に進められるよう、目標とする令和１０年度の事業完了に向けて、引き続き、予算確保や技術的アドバイス等の支援が必要である。

　併せて、人吉市の被災市街地復興推進地域内における街路事業や都市防災推進事業等の復興事業について、平成２８年熊本地震と同水準の交付税措置の継続や予算確保が必要である。

（２）令和２年７月豪雨から６年となり、人吉市では新たに復興まちづくりデザイン会議が設置され、公民連携まちづくりに向けた取組みが開始するなど、各市町村で「復興まちづくり計画」に位置付けられた事業が本格化しているところである。また、被災市町村では令和２年７月豪雨を契機とした人口減少が深刻化していることから、復興まちづくり事業が急務となっている。現在、各市町村では、かわまちづくり等と連携した拠点施設整備や流域治水プロジェクトに基づき整備が予定されている遊水地の平常時の利活用の検討が進められている。このほかにも山江村では、令和２年７月豪雨からの創造的復興、持続可能なむらづくりの実現を目指し、地域振興拠点「栗の駅」の整備をはじめとした地域活性化に向けた事業の検討が進められているが、財政基盤の脆弱性から、交付金等による支援が必要である。

　拠点施設の整備と併せて、地域コミュニティの維持や復興を加速化するためには、まちづくり組織の設立や核となる人材の育成・確保等を早期かつ強力に進めることが必要である。

　また、球磨川流域では復興の旗印として、国・県・流域１２市町村が連携し、交流人口の増加や防災力の強化を図るための取組みも始動したところである。

（３）球磨川流域市町村では、令和２年７月豪雨における洪水を踏まえた防災・減災に資する拠点整備が必要であり、球磨村では策定予定の賑わい拠点施設整備計画において検討されていることから、早期整備に向けた特段の配慮が必要である。

（４）災害公営住宅については、国からの財政支援をいただき、各市町村で事業が進められた。入居開始後の災害公営住宅家賃低廉化事業については、引き続き、各市町村の財政負担軽減のため十分な予算措置が必要である。



新たな流水型ダムにおける水源地域の振興

提案・要望事項

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省】

１　五木村の生活再建基盤整備の計画的かつ継続的な実施及び新たな振興策の推進と川辺川上流域の安全・安心の確保

２　流水型ダムの建設地となる相良村の振興への特段の配慮

３　水源地域整備計画に基づく事業への必要な予算の確保

【提案・要望の内容】

１　五木村の生活再建基盤整備の計画的かつ継続的な実施及び新たな振興策の推進と川辺川上流域の安全・安心の確保

（1）“ひかり輝く”新たな五木村振興計画に基づく国事業については、鋭意取り組んでいただいているところであり、引き続き、国・県・村が一体となった取組みを進めていただきたい。中でも、村から要望が強い平場の確保や付替村道の整備などの生活再建基盤整備や、平場利活用の検討について、特段の配慮をお願いしたい。併せて、県及び五木村が実施する村の振興に必要な事業に対し、引き続き、補助・交付金の配分等で特段の配慮を講じていただきたい。

（2）川辺川上流域に住む五木村民の安全・安心を一日も早く確保するため、必要な河川整備や土砂・流木対策についても、引き続き、国・県で一体となった取組みを進めていただきたい。

２　流水型ダムの建設地となる相良村の振興への特段の配慮

相良村の振興については、村から提案があった振興策の実現に向け、国・県・村が一体となった取組みを目に見える形で進めていただきたい。特に、県及び村が実施する各種基盤整備等の事業に対し、補助・交付金の配分等で特段の配慮を講じていただきたい。

併せて、流水型ダムの整備に係る環境影響等についても、引き続き、五木村・相良村に対して丁寧な対応をお願いするとともに、更なる環境影響の最小化に向けて取り組んでいただきたい。

３　水源地域整備計画に基づく事業への必要な予算の確保

水源地域となる五木村・相良村においては、水源地域整備計画の前提となる川辺川ダム事業が貯留型ダムから流水型ダムに変更されたことに伴い、令和７年６月には、６事業を追加する等の計画変更を国土交通大臣が決定された。計画に基づく両村の事業を着実に推進するため、水源地域対策特別措置法第９条に基づく、補助率のかさ上げの特例措置等を踏まえ、必要な予算の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

○　昭和４１年の川辺川ダム建設計画の発表以降、湛水区域の多くを占める五木村では、村民の村外移転等による人口減少と少子高齢化が著しく進んでいる（Ｒ８．６末時点＝人口：８６５人、高齢化率：５３％)。

○　一日も早く人口減少に歯止めをかけるため、引き続き、新たな振興計画に基づく取組みを、国・県・村が一体となって強力に推進する必要がある。

○　二度の方針転換により、長年ダム問題に翻弄され続けてきた五木村においては、令和６年４月２１日の村民集会において、村長が、流水型ダムを前提とした村づくりに向けて新たなスタートラインに立つことを表明。同年７月に、『「“ひかり輝く”新たな五木村振興計画」の一部改訂等に関する確認式』を開催し、村、県、国の三者で、流水型ダムを前提とした新たな振興計画の内容を確認した。

○　令和９年度のダム本体基礎掘削工事着工を見据え、県・五木村による村の生活再建事業を着実に進めるためにも、引き続き、国による財政面及び技術面の支援が必要不可欠である。特に、本年度は、義務教育学校開校に伴い、新しい校舎等の整備が進められているが、昨今の物価高騰等を踏まえると、村の財政負担が著しく増加する見込みである。

○　国交省において、五木村との協議が整った箇所から工事実施いただいている平場の整備については、住まいの確保に加え、企業誘致や産業・観光振興など、様々な地域振興を実現するうえで不可欠な基盤である。このため、五木村では平場利活用の検討が進められているが、整備にあたっては、村の優先順位などの意向を十分に踏まえて対応いただくなど、特段の配慮が求められる。

○　ダム問題で大きな影響を受ける相良村においては、清流川辺川を子々孫々まで残してほしいという村民の思いが強いことから、環境や景観に最大限配慮するとともに、国・県・村が一体となって、村から提案のあった１９０項目にわたる振興策について迅速かつ着実に取組みを進める必要がある。特に、地域の基幹道路である国道４４５号は、ダム工事を含めた河川整備等に伴い、大型車両通行の増加が見込まれることから、住民の安全・安心の確保のため、車両のすれ違い対策をはじめとする道路整備を加速化させていく必要がある。

○　また、村では、地域の宝である川辺川を核とした各種拠点整備をはじめ、地域活性化に向けた多様な取組みが進められているが、財政基盤の脆弱性から、交付金等による支援が必要である。

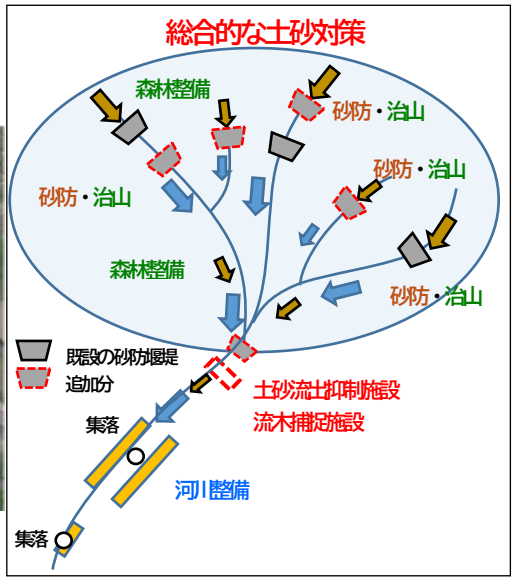
○　さらに、令和６年１１月に環境アセスメント手続きが完了したが、五木村・相良村では、土砂（ヘドロ）の堆積・粉塵・臭気・生物への影響など新たな流水型ダムの影響を心配する声が根強いことから、河川環境へ最大限配慮するとともに、国・県が一体となり、村及び村民に対して、丁寧に対応する必要がある。

○　水源地域整備計画については、令和７年度に追加した事業に基づき、川辺川上流域をはじめとした水源地域における安全・安心な生活環境の確保や地域振興に向けた取組みなどを加速化させていく必要がある。

【五木村振興の主な取組み】



五木東小学校前の平場整備予定地（R7～）



川辺川上流域の総合的な洪水対策、土砂・流木対策（イメージ）

【相良村振興の主な取組み】



国道４４５号のバイパス整備



川辺川魅力創造事業（廻地区）の交流拠点（イメージ）

流水型ダム事業を契機とした球磨川流域の地域振興への支援

提案・要望事項　【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省】

球磨川流域における地域の未来を見据えた新たなモデル構築への支援

【提案・要望の内容】

○　球磨川流域は、国・県・市町村をはじめ、あらゆる関係者が参画してダムを含む「緑の流域治水」に取り組んでいる。県としては、流水型ダム事業を、球磨川流域の安全・安心の実現に向けた中心的な事業として位置付けるだけでなく、地域の未来を見据えたモデルを構築し、創造的復興につなげていきたいと考えているため、国におかれても、関係省庁が一体となった後押しをお願いしたい。

○　また、ダム事業の経済効果を流域全体に、効果的かつ広域的に波及させるための国・県・市町村等が連携した取組みが円滑かつ持続的に進められるよう、技術的助言等の継続的な支援をお願いしたい。

○　特に、ダム事業により多くの村民が移転した五木村及びダム本体の建設地である相良村については、両村への経済効果の最大化に向けた必要な措置等、特段の配慮をお願いしたい。

【現状・課題等】

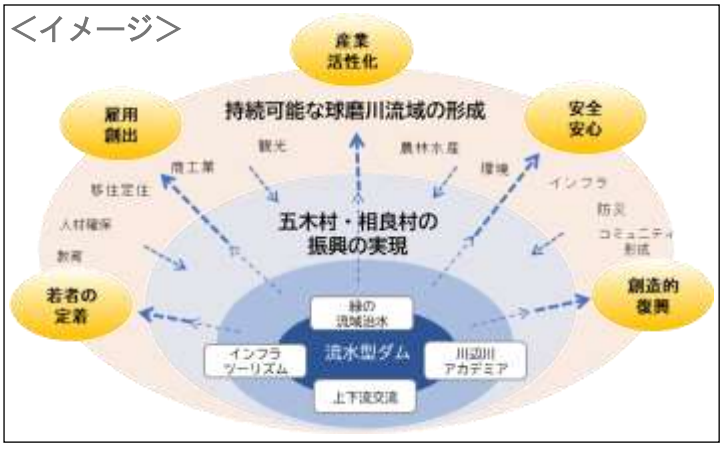
○　球磨川流域の令和２年７月豪雨からの復旧・復興は「インフラの復旧・すまいの再建」から「地域の再生・発展」へと段階が移行してきており、県では「令和２年７月豪雨からの新時代共創復興プラン」に基づき、「愛する地域で誰もが安全・安心に住み続けられ、若者が“残り・集う”持続可能な地域の実現」を目指し、安全・安心の確保や産業・雇用の創出に向けた取組みを進めている。

○　しかし、令和２年７月豪雨により被災した球磨川流域市町村は、県内都市部で起きた熊本地震（Ｈ２８発災）以上に、災害を契機とした人口減少や産業衰退の危機に直面している。

○　そのため、創造的復興の実現に向けては、環境に極限まで配慮された日本最大規模の流水型ダム事業に伴う経済効果を流域全体に最大限波及させ、『持続可能な球磨川流域の形成』を目指すことが不可欠である。一方で、球磨川流域においては、小規模自治体も多いことから、国・県・市町村等、流域のあらゆる関係者が連携して取り組むことが必要である。

○　また、「緑の流域治水」の取組みの核となるダム事業については、国において令和９年度の本体着工に向けて、鋭意取り組んでいただいているところであり、着工に向けた準備段階から、地域がダム事業の経済効果を最大限享受できる取組みを推進することが重要である。

○　特に、持続可能な球磨川流域の形成に向けては、昭和４１年の川辺川ダム建設計画の発表から６０年間の長きにわたりダム問題に翻弄され続けてきた五木村、ダム問題で大きな影響を受ける相良村への波及効果の最大化を図ることで、両村の振興を加速化していく必要がある。



令和２年７月豪雨からの復旧及び創造的復興に向けた支援

提案・要望事項　【内閣官房、防災庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁】

１　ＪＲ肥薩線の復旧に対する支援

２　被災地の産業復興に対する支援

（１）「なりわい再建支援補助金」及び「なりわい再建資金利子補給事業」等による被災企業等の復興に係る予算の確保並びに中小企業信用保険法による「災害関係保証」の特例期間延長

（２）農林水産業関連施設の早期復旧に向けた所要額の確保

（３）観光関連産業の復興に向けた支援の継続

（４）球磨焼酎の輸出拡大に向けた台湾市場における関税引き下げ等の実現

３　地方の財政負担の最小化と中期的な財源確保のための財政支援の継続

（１）復旧・復興事業に対する継続的な財政支援

（２）人口減少市町村への確実な地方財政措置

４　固定資産税等の特例期間の延長

【提案・要望の内容】

１　ＪＲ肥薩線の鉄道復旧については、国、県、ＪＲ九州による協議を重ね、令和７年４月にＪＲ九州と合意書を取り交わしたところである。ついては、復旧に向け、次の支援をお願いしたい。

①　復旧までに各種の施策（観光列車の導入や駅の再整備等）を実施するために多額の費用を要することから、運行再開の数年前に「地域公共交通再構築実施計画」を認定いただくとともに、復旧までの施策にも社会資本整備総合交付金を活用させていただくなど、国による強力な財政支援をお願いしたい。

②　鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされ、財政的な負担が極めて大きいため、地方債の適用などの財政支援の拡充をお願いしたい。

③　復旧後の持続可能な運行を確保するために、「社会資本整備総合交付金」の対象経費の幅広い適用や過疎債の特別な配慮など、国による強力な財政支援をお願いしたい。

２（１）　「なりわい再建支援補助金」及び「なりわい再建資金利子補給事業」について、令和９年度以降の事業実施にも対応できる予算を確保し、事業の継続をお願いしたい。また、中小企業信用保険法による「災害関係保証」の特例期間について、令和９年３月以降の延長をお願いしたい。

（２）　農林水産業の復旧・復興に向けて、令和９年度以降も事業に取り組む必要があるため、復旧・復興に必要な予算の確保等をお願いしたい。

（３）　被災地の観光関連産業は依然として厳しい状況が続いており、県としても重点交付金を活用した観光需要回復支援事業や「人吉球磨豪雨被災地観光復興戦略」に基づき、地域資源を活かした観光地域づくりなどを実施してきたが、引き続き被災地復興の取組みを要することから、国による継続的な支援をお願いしたい。

（４）　GI（地理的表示保護制度）産品でもある球磨焼酎は、被災した人吉球磨地域の基幹産業の一つであり、台湾を重要市場の一つとして輸出に取り組んでいる。しかし、日本産焼酎には40%の関税が課せられ、輸出拡大の障壁となっていることから、日台間の経済対話やＥＰＡ等の枠組みを通じ、日本産焼酎への関税の引き下げに向けた交渉をお願いしたい。

３（１）　球磨川流域における被災の大きさに鑑み、既存の国庫補助制度では、弾力的かつきめ細かな対処が困難な部分に適切に対応するため、別途特別交付税で措置された復興基金を財

源とした平成２８年熊本地震復興基金事業を参考に、単独事業として球磨川流域復興基金を創設して各種支援策を実施しているが、県及び被災市町村においては財政負担が生じている。引き続き、県及び財政基盤が脆弱な市町村であっても復旧・復興に向けた取組みが着実に実施できるよう、復旧・復興事業についての継続的な財政支援をお願いしたい。

（主な事業）

木造仮設住宅利活用等支援事業、復興まちづくり拠点施設整備等支援事業など

（２）　甚大な被害が生じた球磨村においては、地勢的な影響もあり、村外避難者を含め、極めて多くの人口流出が生じたところ。

令和７年国勢調査の結果、村外避難者は概ね帰村したものと考えられるが、災害を契機とした人口減少の影響が残る中で、復旧事業の進展に合わせ、新たなまちづくりを進めていく必要があることから、財政力が低い団体にあっても必要な事業を着実に進められるよう、継続的な財政支援をお願いしたい。

４　復興関連の公共工事の未完了などにより、住宅再建に着手できない被災者に対して、固定資産税及び都市計画税に係る被災住宅用地特例、被災代替家屋特例による軽減を図る必要があるため、特例期間の延長をお願いしたい。

【現状・課題等】

１（１）①　ＪＲ肥薩線の復旧を巡る協議の状況

ＪＲ肥薩線の概算復旧費は約２３５億円（令和４年３月２３日ＪＲ九州公表）であり、球磨川第一橋梁・第二球磨川橋梁の流失、鎌瀬駅～渡駅間で土砂流入・道床流出等、被災件数は４５０件である。

復旧に向け、国、県、ＪＲ九州で構成する「ＪＲ肥薩線検討会議」を令和４年３月から令和７年３月にかけて１１回開催し、河川や道路の公共事業との連携による復旧費の圧縮及び復旧後の在り方の検討を行った。また、県・地元市町村で構成する「ＪＲ肥薩線再生協議会」を、令和４年４月から令和７年３月にかけて１０回開催した。

令和７年４月１日に、県及びＪＲ九州の間で、鉄道での復旧について最終合意書を取り交わした。２０３３年の運行再開に向けて、「ＪＲ肥薩線復興アクションプラン」に位置付けた各種の施策（観光列車の導入や駅の再整備等）を実施中である。

②　鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされており、地方財政法第５条により起債の発行が認められていない。そのため多額の一般財源が必要となるが、特別交付税措置が５０％であるため、財政負担が極めて大きい。

③　２０３３年の再開後は「上下分離方式」により、地元自治体において鉄道施設等を保有し、維持管理費を負担する予定。

２（１）　公共事業の影響など、やむを得ない事情によって令和９年度以降の申請とならざるを得ない事業者や、令和７年度までに交付決定した事業者の中に建設資材や設備の供給遅れなどにより令和８年度中の復旧が完了しない事業者が存在することが想定されることから、すべての被災事業者の再建が完了するまでに必要な予算を確保し、事業を継続する必要がある。

同様に、中小企業信用保険法による「災害関係保証」を利用した「熊本県金融円滑化特別資金（豪雨分）」については、なりわい再建支援補助金の自己負担分や補助金支給までのつなぎ資金として活用する事業者の存在が想定されるため、「災害関係保証」の特例期間を延長する必要がある。

（２）　農林水産業への被害額は、約１，０１９億円にも及び、現在も国から措置いただいた支援策を活用し、緑の流域治水の理念の下、官民一体となって迅速な復旧に向けて全力で取り

組んでいるところであり、長期間を要する復旧工事を着実に推進するための十分な予算の確保が必要である。

（3）　被災した宿泊施設のうち、復旧を目指していた施設は全て再開を果たしたが、延べ宿泊者数は被災前の水準まで戻り切れておらず、被災地の観光関連産業は依然として厳しい状況が続いており、未だ復興には至っていない。

現在、令和８年９月に全線運行を再開したくま川鉄道を軸とした誘客・周遊促進施策等を講じているものの、これまで多くの観光送客を担ってきたＪＲ肥薩線の復旧までには相当の期間を要する見込みであり、引き続き、誘客・周遊促進施策等の展開により、観光関連産業の復興につなげる必要がある。

（4）　球磨焼酎組合には被災した酒蔵が１１箇所あり、復旧を完全に果たせていない蔵もある。そのような中で、輸出にも積極的に取り組んでいるが、輸出拡大が期待できる台湾は、ウィスキー等は無税品目であるのに対し、日本産焼酎には40%の関税が課せられており、日本に比べ現地での販売価格が約３倍となり、輸出拡大の障壁となっている。

３　本県は、平成２８年熊本地震関連事業に係る県債の償還が本格化するとともに、豪雨災害関連事業に係る県債の償還も増加する見込み。

また、被災市町村においては、道路・橋りょう・宅地嵩上げ等の復旧事業が当分継続する一方で、防災拠点施設等の整備等の規模な復興事業が予定されており、人口減少が著しい被災市町村が躊躇なく復旧・復興事業に取り組めるよう、継続的な財政支援が必要である。

４　今後も、公共工事の未完了などにより、住宅再建に着手できない被災者が見込まれることから、固定資産税等の特例期間の延長により、被災者の負担軽減を図る必要がある。

<table>
<tr><th colspan="2">課税年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9～</th></tr>
<tr><td rowspan="2">被災住宅用地特例
（固定資産税を１／６
都市計画税を１／３）</td><td>復興推進
地域外</td><td colspan="2">法による特例期間</td><td colspan="2">税制改正
による延長</td><td colspan="2">税制改正
による延長</td><td>特例期間の延長</td></tr>
<tr><td>復興推進
地域内</td><td colspan="4">法による特例期間</td><td colspan="2">税制改正
による延長</td><td>特例期間の延長</td></tr>
<tr><td>被災代替家屋特例
（固定資産税・都市計画税
被災家屋の
床面積相当分を１／２）</td><td>全域</td><td colspan="4">法による特例期間</td><td colspan="2">税制改正
による延長</td><td>特例期間の延長</td></tr>
</table>

令和２年７月豪雨による被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

１　被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備に係る予算の総額確保

２　復興係数及び復興歩掛の継続

３　球磨川に架かる橋梁５橋及び道路復旧方針に基づく両岸の国道・県道・市町村道の災害復旧事業について、国の直轄権限代行による一日も早い完成

４　国の人員体制の充実・強化

【提案・要望の内容】

１　被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備（公共土木施設等の災害復旧等）に係る予算の総額確保をお願いしたい。

２　復旧・復興工事を着実に進め、安全・安心な社会基盤の形成を図るため、円滑な施工体制の確保に必要な復興係数及び復興歩掛の継続等の今後の取扱いについては、令和７年８月豪雨及び令和８年熊本地震の影響の有無を含め、現場実態を十分考慮頂きたい。

３　球磨川に架かる橋梁５橋及び両岸の道路は、地域住民の重要な生活道路であるとともに、物流や観光を支える重要な道路であり、道路嵩上げを含む強靭で信頼性のある創造的復興と一日も早い完成をお願いしたい。

４　災害時の現場対応や自治体支援において大きな役割を担う国（地方整備局等）の人員体制の充実・強化をお願いしたい。

【現状・課題】

１　令和２年７月豪雨による公共土木施設等の被害については、国において、県・市町村（※直轄権限代行分及び熊本市分は含まない）の合計で３，６２０箇所、約８１２億円の災害復旧事業の決定、また、佐敷川水系や関川の災害復旧助成事業など計２０箇所、約１２０億円の改良復旧事業の採択をいただいた。更に、災害復旧事業の施行にあたり、補助率の嵩上げや、過年の充当率を現年と同率に拡充するといった財政的な支援措置もいただいた。

今後、復旧・復興を真に実現するためには、被災地域の経済を支え、観光地域へのアクセスを強化する道路整備や、被災地域の安全安心を確保する河川管理施設等のインフラ整備が不可欠である。そのため、迅速な復旧・復興に必要となる予算の総額確保が重要である。



被害状況（令和２年７月時点）　　復旧状況（令和８年７月完了）

県管理の川辺川（相良村）の護岸復旧状況

２　平成２８年熊本地震に伴う工事に必要な資材等の不足や作業効率の低下等を受け設定された復興係数及び復興歩掛について、令和７年８月豪雨災害等もあり、今年度も終了を猶予していただいているところである。

今後、令和７年８月豪雨に係る復旧工事の本格化や、令和８年熊本地震の影響により、資機材確保の難航や、作業効率低下が懸念されることから、復興係数及び復興歩掛の継続等の判断にあたっては、その影響を十分注視していく必要がある。

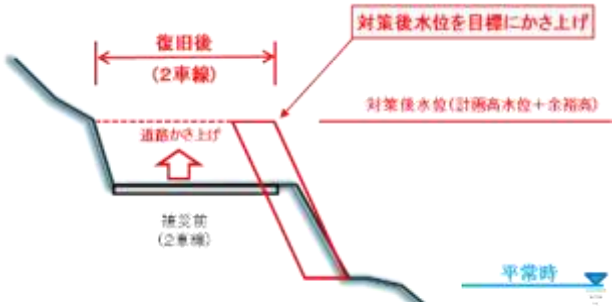
３　豪雨により被災した球磨川に架かる橋梁１０橋及び球磨川両岸の国道・県道・市町村道約１００ｋｍについては、国による直轄代行として復旧事業に取り組んでいただいている。

橋梁の本復旧については、令和７年度末までに５橋（西瀬橋、沖鶴橋、天狗橋、松本橋、坂本橋）の復旧工事が完成しており、残る５橋についても国により、復旧工事が進められている。

国道２１９号では、令和８年２月には八代市渡町～坂本橋間が完成し、一般車両の通行が可能となった。さらに、九州縦貫自動車道の坂本ＰＡを活用したスマートインターチェンジの設置に向けた地区協議会が開催されるなど、創造的復興に向けての取組みが着実に進められている。

しかしながら、国道２１９号及び対岸道路では、未だ多くの区間で一般車両の通行が制限されており、一日も早い全線復旧が望まれている。





国道 219 号　復旧イメージ



神瀬橋施工状況
（令和８年８月）

４　国土交通省においては、全国各地で大規模災害が頻発し、人員体制が厳しいにもかかわらず、令和８年度は、八代復興事務所に職員３７人を配置していただいている。

今後も気候変動の影響により、大規模な災害発生が想定される中、災害時の現場対応や我々地方自治体の支援に大きな役割を担う、国土交通省職員の人員体制の充実・強化が必要である。

平成２８年熊本地震からの復旧及び創造的復興に向けた支援

【防災庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

１　地方の財政負担の最小化と中長期の財源の確保のための財政措置の継続

（１）熊本城の復旧事業に係る財政支援の継続

（２）大切畑ダムの復旧事業に係る財政支援の継続

（３）災害公営住宅に係る家賃低廉化事業に係る財政支援の継続

（４）益城町の復旧・復興を加速させるまちづくり事業（土地区画整理事業、街路事業等）に係る財政支援の継続等

（５）宅地液状化防止事業におけると液状化対策施設の長寿命化費に関する財政支援等の実施

【現状・課題、提案・要望の内容】

１　地方の財政負担の最小化と中長期の財源の確保のための財政措置の継続

（１）熊本城の復旧事業

復旧のためには、長い年月と多大な経費を要するとともに高い専門性が必要となる。現在復旧を進めているが、復旧完了は令和３４年度（２０５２年度）となる見込みであることから、熊本城が復旧するまで、引き続き復旧に向けた財政支援をお願いしたい。

項　　目	現行制度	要望内容
熊本城の復旧･復興に向けた支援の継続	①建造物保存修理事業：90% （通常 65%＋災害復旧 20%嵩上げ＋５%嵩上げ） ②史跡整備事業：75% （通常 50%＋災害復旧 20%嵩上げ＋５%嵩上げ）	熊本城の復旧終了まで、災害復旧 20%と５%嵩上げの継続的な財政支援

（２）大切畑ダムの復旧事業

令和７年度までにダム堤体工事が概ね完了し、今後はダム周辺の復旧・整備を進めていく予定である。ダム全体の復旧が完了する令和９年度まで、引き続き国からの財政支援をお願いしたい。

（３）災害公営住宅に係る家賃低廉化事業

入居開始後の災害公営住宅家賃低廉化事業については、通常の公営住宅等整備事業等と同様に社会資本整備総合交付金事業により財政措置されるが、配分率が低下すると、市町村に過度な負担が生じる。

また、災害公営住宅建設に係る起債の償還も必要となることから、市町村における財政負担軽減のため、家賃低廉化事業に係る十分な予算の確保を引き続きお願いしたい。

（４）益城町の復興まちづくり事業（土地区画整理事業、街路事業等）

被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るために進めてきた益城中央線街路整備事業（県道熊本高森線４車線化、約３．２ｋｍ）は、令和８年３月に全線での供用を開始。並行して進めてきた無電柱化についても、令和１０年度中の完了を目指し、事業の推進を図っている。

また、県が町に代わって施行する益城中央被災市街地復興土地区画整理事業（約２８．３ｈ

ａ：４８４画地）は、令和６年度に仮換地指定を完了し、これまでに全体の約６割にあたる造成済の宅地を権利者へ引き渡しが完了しており、残りの宅地については、令和９年度中の引き渡しを目指している。

町においても、街路事業による幹線道路整備や都市防災総合推進事業による避難路や避難地等の整備を進めており、令和８年２月には都市計画道路第二南北線の一部が供用され、今後も公民連携によるにぎわいづくり施設等の整備が計画されている。

平成２８年熊本地震からの創造的復興を果たすためにも、これら事業への確実な予算措置と、技術的アドバイス等の支援をお願いしたい。

【復興まちづくり事業の進捗状況】









益城中央被災市街地復興土地区画整理事業　　益城中央線街路整備事業

（５）宅地液状化防止事業における液状化対策施設の長寿命化費に関する財政支援等の実施

熊本市と甲佐町において、液状化による宅地被害の抑制のために整備された液状化対策施設は、定期的にポンプや集水管等の施設更新（長寿命化対策工事）が必要だが、現在、補助対象外であるため、長寿命化費に対する財政的・技術的支援をお願いしたい。

地域未来戦略の展開に向けた支援

提案・要望事項　【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

１　「戦略産業クラスター計画」に基づく拠点整備やインフラ整備等に対する支援

２　「地域産業成長プラン」に対する支援

３　地域の実情に応じた十分かつ継続的な地方財政措置

【提案・要望の内容】

１　九州地域の半導体産業のクラスターを戦略的に形成し、「新生シリコンアイランド九州」を実現するためには、半導体関連企業の集積が進む本県が先陣を切って「くまもとサイエンスパーク」等の整備・推進を図ることが重要である。九州地域の「半導体戦略産業クラスター計画」に位置付けられた道路、工業用水道、特定公共下水道をはじめとするインフラ整備に加え、空港アクセス鉄道やＪＲ豊肥本線の輸送力強化などの拠点整備、イノベーションを生み出す「くまもとサイエンスパーク」等の中核拠点整備、さらには熊本県立大学半導体学部の設置をはじめとする半導体人材の育成など、本県が推進する各種取組に対し、戦略産業クラスター計画の推進において検討を進められている「戦略産業クラスターインフラ整備費」（仮称）及び「戦略産業クラスター拠点整備等補助金」（仮称）の対象とする等、強力な財政支援等をお願いしたい。

また、同じく「次世代船舶戦略産業クラスター計画」に位置付けられた土砂処分場整備や道路整備をはじめとした本県のインフラ整備に加え、次世代船舶の開発や船舶建造体制の強靭化に向けて民間企業が実施する生産設備の導入や航路整備、就労環境整備等の取組についても、強力な財政支援等を講じていただきたい。

さらに、半導体及び造船関連産業以外にも、本県ではライフサイエンス関連産業のクラスター形成に向けた取組を進めており、これらの取組についても同様に「戦略産業クラスター計画」に位置付けていただき、強力な財政支援等をお願いしたい。

２　地域産業クラスターの形成や地場産業の付加価値向上と販路拡大に向け、地域産業成長プランを「半導体産業と半導体ユーザー産業」、「『食のみやこ熊本県』の創造とライフサイエンス産業」、「観光交流関連産業」の３分野を対象に策定している。地方の伸び代を最大限生かすため、本プランに基づく施策に対する強力な財政支援等をお願いしたい。

３　地域産業クラスターの形成や地場産業の付加価値向上と販路拡大に向け、地方交付税における地域未来基金費が創設されたところ。本県では半導体関連産業の集積が進む中、１、２のとおり様々な拠点整備やインフラ整備といった投資事業をはじめ、地域未来戦略の展開に向けた更なる財政需要が見込まれることから、令和９年度以降もこれらの需要に引き続き対応できるよう、地域の実情に応じた十分かつ継続的な地方財政措置を講じていただきたい。

【現状・課題】

１　本県では、ＪＡＳＭやソニーセミコンダクタマニュファクチャリング等の半導体関連企業を中心とした民間投資が活発に行われており、「新生シリコンアイランド九州」の実現に向け、産学官連携拠点となる「くまもとサイエンスパーク」の整備を進めている。また、半導体関連産業のクラスター形成を一層促進し、当該集積地への投資を呼び込むためには、企業活動等の円滑化に向けた環境整備が重要である。このため、従業員の重要な通勤手段の一つであるＪＲ豊肥本線の輸

送力強化や、国内外からの出張等ビジネス往来に必要な、空港とＪＲ豊肥本線を繋ぐ空港アクセス鉄道の整備など、周辺インフラ整備を一体的に推進する予定である。

加えて、「熊本県立大学半導体学部」の設置など、人材の確保・育成に直結する取組も予定しており、これらは高市内閣が掲げる地域未来戦略における「ＡＩ・半導体」分野の戦略産業クラスターの形成に資するものである。

また、本県では、荒尾・玉名地域や天草地域を中心に造船関連産業が集積している。なかでも荒尾・玉名地域には、国内屈指の大型船建造拠点であるジャパンマリンユナイテッド有明事業所が立地しており、現在、次世代船舶として期待される大型アンモニア燃料船の建造が進められているほか、将来的な生産能力拡大に向けた設備投資等についても検討が進められている。これらの取組は地域未来戦略における「造船」分野の戦略産業クラスターの形成に資するものである。

なお、本県では、空港周辺地域を拠点として、医療をはじめとする本県の強みであるライフサイエンス分野を中心に、ビジネス創出の好循環（エコシステム）の形成を目指す「ＵＸプロジェクト」を推進している。今年度中には同プロジェクトの中核拠点となるＵＸイノベーションハブを整備する予定としており、今後も引き続き半導体・自動車関連に続く新たな産業基盤の創出に向けた取組を進めることとしている。これらの取組は地域未来戦略における「創薬・先端医療」、「合成生物学・バイオ」分野等の戦略産業クラスターの形成に資するものである。

２　本年７月の知事定例記者会見において、以下の３分野の計画案をとりまとめた旨を発表し、国による確認期間を経て、策定を完了した。なお、本県の「半導体産業と半導体ユーザー産業」の計画については、国が選定する先行事例にも選出されている。

１つ目の「半導体産業と半導体ユーザー産業」は、熊本が半導体を支える「世界の拠点」になりつつあり、半導体を使う産業も振興して県経済を牽引する姿を目指す。

２つ目の「『食のみやこ熊本県』の創造とライフサイエンス産業」は、農業算出額全国５位、生産農業所得全国２位という熊本のポテンシャルを最大限に活用した農林畜水産業の付加価値向上・販路拡大を通じて食のみやこ熊本を目指すことに加えて、国内有数のワクチン、医薬品製造企業が立地する医療分野などライフサイエンス産業の更なる発展を目指す。

３つ目の「観光交流関連産業」では、熊本県内各地にある豊富な資源を活用して観光の高付加価値化を図るとともに、スポーツツーリズムやコンテンツ産業などの振興、交通アクセスの充実等によって県内の周遊を促して、地域経済の活性化、そして持続的な観光関連産業を軸とした地域づくりを目指すこととしている。

３　地域産業クラスターの形成や地場産業の付加価値向上と販路拡大に向け、地方交付税における地域未来基金費が令和８年度に創設されたが、本県では半導体関連産業の集積が進む中、様々な拠点整備やインフラ整備といった投資事業をはじめ、地域未来戦略の展開に向けた更なる財政需要が見込まれる。

そのような中、地域未来基金費は、半導体関連産業分野の支援をはじめとした地域産業成長プランに掲げる各種施策を強力に推進するため、令和９年度までにその大半を活用する予定である。半導体関連産業の集積など本県特有の課題に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、地域の実情に応じた十分かつ継続的な地方財政措置を講じていただきたい。

くまもとサイエンスパーク実現に向けた支援

提案・要望事項　【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省】

１　くまもとサイエンスパークの核となる産学官連携の新たな拠点整備に対する支援

２　半導体関連産業や半導体を使うユーザー企業の集積に対する支援

３　半導体人材育成に特化した大学・研究機関等に対する支援

４　熊本県立大学の半導体学部設置による人材育成に対する支援

【提案・要望の内容】

くまもとサイエンスパークの実現を図り、九州全域への波及、ひいては日本経済の活力向上及び経済安全保障強化の一翼を担うため、既存の交付金・補助制度の継続・拡充及び国家戦略特区制度の活用による規制緩和等に加えて、下記事項のとおり、補助制度の創設・拡充、規制緩和や税制優遇等、国からの格別な御支援をお願いしたい。

１（１）くまもとサイエンスパークの核となる、産学官連携の新たな拠点の整備に係る民間事業者及び自治体が行う用地取得・工事費用等について、検討を進められている「戦略産業クラスター拠点整備等補助金」（仮称）または「戦略産業クラスターインフラ整備費」（仮称）の対象とするとともに、十分な予算の確保による財政支援をお願いしたい。

（２）新たな拠点の円滑かつ迅速な整備に向けて、土地利用に関する開発要件の緩和とともに、開発事業者に対する投資促進税制や自治体独自の課税減免等への減収補てん等の税制優遇を併せてお願いしたい。

２（１）国が推進する半導体の安定供給の確保に向け、本県に立地するＪＡＳＭ、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング等の今後の追加投資に対して、必要な補助制度の継続及び優先採択等による積極的な支援をお願いしたい。

（２）半導体の安定供給を確保するため、既に補助制度を措置いただいている前工程だけでなく、後工程生産拠点への財政支援制度の創設をお願いしたい。

（３）新産業の創出につながる研究開発、産官学連携、人材育成を推進するため、ＡＩ、自動運転、ロボット、遠隔医療等の将来的な社会実装が期待される分野の半導体ユーザー企業の集積に係る財政支援の創設をお願いしたい。

（４）企業の集積にあたり必要となる迅速かつ円滑な産業用地の確保に向けて、首都圏や近畿圏以外の地域でも、自治体による用地整備について特例的に認められている収用適格事業の対象としていただきたい。

３　クリーンルーム等の学生・企業・研究者が共同で利用できる施設の整備について、検討を進められている「戦略産業クラスター拠点整備等補助金」（仮称）の対象とするとともに、十分な予算の確保による財政支援をお願いしたい。また、産学官連携を目指す国内外の大学・研究機関の立地や県内大学等が半導体人材の育成・供給のために行う施設整備等に対する財政支援の新設及び拡充をお願いしたい。

４　特に、熊本県立大学では、令和８年（２０２６年）８月２８日に文部科学大臣から我が国初となる『半導体学部』の設置に係る認可（定員６０人／１学年）をいただき、現在、令和９年４月開設に向けた準備を行っているところ。当該学部において充実した研究と実践的な教育を実施することで、半導体に関する専門知識と技術並びに半導体に関わる様々な分野についての横断的な知識を修得した人材を養成し、地域社会及び国際社会の発展に貢献するため、次の事項について

格別のご支援をお願いしたい。

（1）『半導体学部』における教育・研究を充実させるには、多額の機器・備品が必要となることから、学部転換により新設される理系学部の教育・研究に直接必要な機材・備品購入に活用可能な「大学・高専成長分野転換支援基金」のうち、「学部等の開設から当該学部等の完成年度までにおける、自走化戦略の深化に向けた取組を実施する期間（フェーズ３）」について、上限額引き上げと既交付決定大学への増額交付をお願いしたい。

なお、本件については、日本成長戦略の実現に資するものであり、半導体関連産業の発展に不可欠な人材育成のため、特段の配慮をお願いしたい。

（2）近年の物価高騰や人件費の上昇等も踏まえ、普通交付税の算定について、基準財政需要額の学生１人当たりの算入単価の大幅な引上げをお願いしたい。

【現状・課題】

本県では、これまでのくまもと半導体産業推進ビジョンや新大空港構想の理念を踏まえ、令和７年３月に「くまもとサイエンスパーク推進ビジョン」を策定した。ビジョンでは、「半導体関連企業や半導体を使うユーザー企業の集積」「新たな産学官連携拠点「イノベーション創発エリア」の整備」「「パークマネジメント法人」の設立」「半導体人材育成に特化した大学・研究機関の誘致」「学生・企業・研究者が共同で利用できる施設の整備」という５本の矢を掲げ、くまもとサイエンスパークの実現を図り、本県のみならず、九州全域へ波及させ、日本の経済安全保障の一翼を担うことを目指している。

現在、サイエンスパークの実現に向け、新しい地方経済・生活環境創生交付金や地方大学・地域産業創生交付金など、各省庁の既存の交付金・補助制度を有効に活用しながら、個別の取組みを着実に進めているところであるが、新たな産学官連携拠点の整備や更なる半導体関連企業等の集積、大学・研究機関の誘致等の新たな展開につなげていくためには、これまで以上の国からの強力な支援が必要である。

１　くまもとサイエンスパークの実現に向けては、技術革新の促進や人材確保等の観点が極めて重要であるため、半導体関連企業の製造拠点の集積だけでなく、産学官連携による取組みが不可欠。そのため、現在、民間事業者と協定を結び民間事業者が主体となり、プレーヤーの集積、人流の促進、イノベーション創発の拠点となる新たな産学官連携拠点の整備を進めているが、地価の上昇等の影響により、その拠点整備に係る費用が大きな課題となっている。また、当該拠点を早期に整備するため、土地利用に関する各種手続きを円滑かつ迅速に進めていく必要がある。



２　日本が目指すべき安全安心な未来社会を実現するため、Society 5.0 を実現するキーデバイスとなるべく医療、自動運転、スマートファクトリー、スマートシティ向けのイメージセンサ

の量産技術を確立し量産していく必要があり、このことは経済安全保障の観点からも重要である。そのため、引き続き、半導体関連企業への追加投資を促進することが必要である。

また、半導体は、前工程企業・後工程企業、装置メーカー、それらのサプライチェーンを構成する川上から川下まで、裾野の広い産業であり、それら多岐にわたる半導体技術を新産業の創出につなげ、社会実装していくためにも、ＡＩ、自動運転、ロボット、遠隔医療等の分野の半導体ユーザー企業の集積も今後の取り組むべき課題となっている。

加えて、産業用地の確保に向けた自治体による用地整備について、首都圏や近畿圏の地域のみが収用適格事業の対象として特例的に認められており、県や市町村が迅速かつ円滑な工業団地整備を進めていくためには、適用地域の拡大が必要。

３　半導体関連産業が拡大する一方、それらを担う人材不足は課題となっており、今後、さらに顕在化していくことが予想されている。そのため、くまもとサイエンスパークの実現に向けては、半導体分野を担う人材の確保・育成は喫緊の課題であり、半導体関連企業の集積だけでなく、県内大学における半導体人材の育成・供給力を高めるとともに、大学・研究機関の誘致を積極的に進めていく必要がある。加えて、企業と連携して、産学連携教育を積極的に行い、実践的な能力の高い人材を輩出していく必要がある。

４　このような状況の中、県が設立団体となっている熊本県立大学においても、令和９年４月、新たに「半導体学部」を設置予定である。

既存３学部に加え、４つ目の学部を新設することとなり、新たな教職員の配置や新施設の整備が必要となる。

なお、半導体学部設置に合わせて既存３学部のうち総合管理学部（文系）については、２８０人／１学年の定員を６０人／１学年削減し、２２０人／１学年とする。

半導体を中心とした産業クラスター形成促進への支援

提案・要望事項　【内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省】

半導体産業クラスターの形成促進に向けた産学官連携拠点の整備や中小企業振興、新産業創出等の環境整備に対する支援等

【提案・要望の内容】

本県の半導体関連産業を確実に発展させるためには、半導体を中心とした産学官連携による人材育成や新産業の創出、中小企業の更なるサプライチェーン参入、スタートアップ企業の集積等を戦略的に推進し、我が国を代表する産業クラスターの一つとして産業の競争力を高めていくことが不可欠である。

その中心的な拠点として、本県は「くまもとサイエンスパーク」の実現に向けて取り組んでおり、既存生産拠点への必要な補助事業の継続とともに、新たな産学官連携拠点の整備や、今後集積が期待される後工程生産拠点や大学・研究機関も補助対象とする補助制度の創設等、財政的支援をお願いしたい。

また、自治体と連携した民間事業者による産学官連携拠点の整備における税制優遇・規制緩和をお願いしたい。

なお、半導体を中心とした本県の産業競争力の強化に向けては、産学官連携拠点の整備と並行して、大企業だけでなく中小企業がスタートアップ・ベンチャーなど様々なステージの企業が活躍し、ＡＩ、自動運転、ロボットなど半導体と掛け合わせた新しい産業が次々と生み出されていく環境整備が必要である。

本県では、中小企業の産学連携や企業間連携の活性化を目指し、中小企業のコア技術のデータベース整備、将来の技術予測を踏まえた適切なマッチングを行う目利き人材の育成・確保に取り組んでいる他、新産業創出に向けた産学連携のための大学・企業向けの体制整備支援スタートアップ・ベンチャー支援に取り組んでいる。

これらの連携先となる産業支援機関や公設試験研究機関等の機能強化を含め、総合的な環境整備のための財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

本県では、これまでの半導体産業の集積という強みを生かし、令和７年（２０２５年）３月に「くまもとサイエンスパーク推進ビジョン」を策定し、更なる地域の経済・産業の発展を目指している。この「くまもとサイエンスパーク推進ビジョン」は、単に半導体関連企業の更なる集積のみならず、産学官連携によるイノベーション拠点の民間活力を活用した整備、大学、研究機関の共同研究の促進と誘致による人材育成、スタートアップ企業の支援、新技術による地域課題の解消を目指しており、政府が推し進める「強い経済」の実現に向けた産業クラスター形成に合致する取組みである。本県の「くまもとサイエンスパーク」を中心とする取組みへの財政支援、官民連携による産学連携拠点の土地利用に関する開発要件の緩和、中小企業やスタートアップ・ベンチャー企業が活躍するための総合的な環境整備に対する財政支援など、格別の御支援をお願いしたい。

熊本県経済の活性化のための産業分野における中堅・中小企業支援

提案・要望事項　【内閣官房、内閣府、経済産業省】

１　地場企業の半導体サプライチェーン参入に向けた支援

２　中堅・中小企業が人材不足等の課題に対応し成長していくための省力化及び生産性向上に関する支援

３　中堅・中小企業が成長するための支援機関に対する支援

【提案・要望の内容】

１　ＴＳＭＣ進出を始めとする半導体関連企業の集積に伴う地場企業の取引拡大に向けて、地場企業の半導体関連の技術力向上に繋がる研究開発や設備投資への支援の継続をお願いしたい。また、ＴＳＭＣをはじめとする大手半導体関連企業及びそのＴｉｅｒ１、Ｔｉｅｒ２との取引拡大を目的とした展示会の開催や技術マッチングプロジェクトの実施について、支援をお願いしたい。

２　ＪＡＳＭ第１工場の令和６年末の稼働等を受け、本県で顕著化している人手不足等の課題解決のため、中堅・中小成長投資補助金（中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化などの大規模成長投資補助金）の継続及び採択数の拡大をお願いしたい。また、企業の成長フェーズに応じた支援をお願いしたい。

３　半導体関連企業の集積が進みつつある本県において、半導体分野等における目まぐるしい技術発展に中堅・中小企業が追従し、ＴＳＭＣなど大手半導体関連企業やそのＴｉｅｒ１、Ｔｉｅｒ２との取引を拡大するためには、公設試験研究機関（熊本県産業技術センター）による中堅・中小企業への技術支援が重要であり、公設試験研究機関が行う最新機器導入に対する補助金の創設もしくは地域未来交付金の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

１　２０２４年４月の民間調査によると、ＴＳＭＣが日本進出を発表した２０２１年１１月以降、国内でＴＳＭＣ関連取引を開始した企業は一定の増加が見られるものの、そのほとんどが関東の企業であり、九州の企業は６社の増加にとどまっている。また、株式会社九州フィナンシャルグループ（２０２６年１月２７日記者会見）の推計では、熊本県の電子デバイス産業・周辺産業における年間の原材料等総調達額に対する県内調達額は約１４．９％（６１６億円／４，１２４億円）にとどまっている。これらの調査は、地場企業にとってＴＳＭＣなど大手半導体関連企業のサプライチェーンへの参入障壁が高いことを示すものであり、県内の商工団体等からも参入に向けた支援強化の要望を受けている。

ＴＳＭＣなど最先端技術を有する大手半導体関連企業と取引をするためには、地場企業が最先端技術に見合う技術力を獲得する必要があり、そのための研究開発や設備投資に対する一層の支援が不可欠である。

加えて、地場企業の半導体サプライチェーンの参入は、県経済の更なる活性化だけでなく、経済安全保障の観点からもサプライチェーンの強靭化に繋がり、国内の半導体の安定供給に大きく寄与するものである。行政としても、地場企業の大手半導体関連企業との取引拡大に向けた取組みの強化が必要である。

２　ＪＡＳＭ第１工場の令和６年末の稼働等を受け、県内の中堅・中小企業、とりわけ製造業においては、人手不足が顕著化しており、その解決には、最新設備の導入やＤＸ化による省力化及び生産性向上が重要である。また、新たに定義された中堅企業等を対象とした中堅・中小成長投資補助金は、採択倍率が約４倍とハードルが高く、県内企業では８社のみの採択であった（採択倍率及び採択社数は、１～５次公募の合計）。

３　県の公設試験研究機関である熊本県産業技術センターでは、県内中小企業に対する技術支援を行っているが、財源確保の問題で機器更新が進まず耐用年数を超えて使用しているものが２００機以上あり、また必要な仕様を満たしていない機器もある。

一方で、機器導入には地域未来交付金を一部活用しているものの、ハード事業経費に総事業費に対する割合等の制限があり、必要な機器導入を進められていない。

当センターでは、ＴＳＭＣ進出決定後、半導体関連の技術相談件数は増加傾向にあり、県内半導体サプライチェーンの強化等のために最新技術に対応した機器を導入し、目まぐるしい技術発展に対応する必要がある。

TSMC関連取引

	2021年	2024年	増減	2024年構成比
	（社数）	（社数）	（社数）	（%）
北海道	0	0	0	0.0%
東北	26	26	0	5.5%
北陸	3	3	0	0.6%
関東	194	229	+35	48.6%
中部	11	14	+3	3.0%
近畿	38	38	0	8.1%
中国・四国	8	8	0	1.7%
九州・沖縄	147	153	+6	32.5%
合計	427	471	+44	100%

（TDB　Business View　2024年4月10日記事、
TDB熊本支店特別企画　2021年11月19日記事を基に作成）

産業界が必要とする人材の育成・確保に向けた取組みへの財政支援

提案・要望事項　【厚生労働省】

職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設における半導体関連産業の人材育成や拠点化への財政支援の継続

【提案・要望の内容】

職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設である以下の２施設に対して、引き続き、国の手厚い財政支援をお願いしたい。

１　熊本県立技術短期大学校における半導体関連産業の人材育成に要する経費（ソフト経費（講師人件費、外部講師謝金等）、ハード経費（設備整備等））の十分な予算確保

２　熊本県立高等技術専門校の拠点化のためのハード経費に対する、離職者等職業訓練費交付金（運営費交付金）や職業能力開発校設備整備費等補助金（施設整備費等補助金）の十分な予算確保等

【現状・課題】

県内産業界における人手不足が深刻となる中、産業人材の育成・確保は喫緊の課題であり、本県では、熊本県立技術短期大学校及び熊本県立高等技術専門校において、熊本の将来を担う産業人材の育成に取り組んでいるところである。本県の産業人材育成のため、ひいては我が国の経済安全保障の一翼を担う人材育成のため、以下の施設等の早急な整備に向けて、引き続き国の手厚い財政支援が必要である。

１　熊本県立技術短期大学校においては、令和６年４月の半導体技術科の設置に伴い、令和７年度まで施設整備や実習設備の導入等を進めてきた。当校は、半導体技術科を含む各学科から半導体関連企業に必要とされる即戦力の実践技術者を輩出しており、今後も、産業界が求める人材の育成に向けた専門性の高い教育を行っていくうえで、実習設備の計画的な更新や指導力の強化等は必要不可欠である。

２　昭和３８年に整備した熊本県立高等技術専門校においては、老朽化が激しく、設備も時代に適応しておらず、現場のニーズに即した高度な技術習得が困難な状況となっていることから、令和５年度から令和１４年度を工事期間として、敷地内に技能検定の安定的実施や技能者の能力向上に資する技能振興センターの整備と合わせ、職業能力開発施設の拠点として同専門校の再整備を実施しているところである。

これから事業完了予定である令和１４年度にかけては、自動車車体整備科などの実習棟の新築や設備の更新等を計画しており、国庫補助の十分な措置がなければ計画的な事業の施行は困難である。

＜今後の計画＞

（単位：千円）

施設名等		令和８年度	**令和9年度**	令和10～15年度
技術短期大学校	主な整備の内容	・サーバーシステム　等	**・ネットワークシステム** **・機械系コンピュータシステム** **・学生貸与ノートパソコン更新　等**	・本部棟等屋上防水改修工事 ・本部棟等内部等改修工事 ・旋盤 等
	所要額（国費）	7,115（内示額）	**111,000**	精査中
高等技術専門校	主な整備の内容	・自動車車体整備科実習棟新築工事 ・自動車リフト等実習機器整備等 ・洗浄用工具類等	**・ノートパソコン** **・温水ワッシャ** **・製図室プロジェクター等**	・電気配管システム科実習棟新築工事 ・屋外トイレ・シャワー棟新築工事等
	所要額（国費）	131,562（内示額）	**4,000**	精査中

※所要額＝総事業費×補助基準面積等となるため、令和１０年度以降は設計後に算出

＜これまでの国費の所要額及び内示額の推移＞

（単位：千円、％）

施設名等		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
技術短期大学校	所要額	207,747	268,052	70,887	35,439
	内示額	207,747	230,071	70,887	7,115
	内示率	100	85.8	100	20.1
高等技術専門校	所要額	116,491	236,572	41,217	146,191
	内示額	102,141	55,927	31,217	131,562
	内示率	87.7	23.6	75.7	90.0

経済安全保障の強化につながる半導体関連産業の集積促進に向けた道路整備推進

提案・要望事項　【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省】

１　中九州横断道路の整備推進

２　半導体関連産業の集積に伴う交通渋滞解消に向けた道路整備への財政的支援

【提案・要望の内容】

１　国家プロジェクトである半導体関連産業の生産性をさらに高めるとともに、その効果を全国に波及させるため、中九州横断道路「大津熊本道路」、「熊本環状連絡道路」の整備加速化をお願いしたい。また、「大津道路」の事業推進、及びこれらに関する予算の重点確保について、特段の御配慮をお願いしたい。

２　半導体関連産業の集積に伴う物流の効率化・人流の円滑化を図るため、県及び周辺市町では、セミコンテクノパーク周辺の道路整備を短期・集中的に進めている。これらの整備に必要な予算の確保のため、令和５年度に新たに創設いただいた「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」を通常予算とは別枠による所要額の配分や補正予算から当初予算への移行に伴い、事業の確実な推進のため、県が独自に補正予算を措置した場合においても、地方財政措置を行うなど、引き続き、国による最大限の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

１　中九州横断道路は、本県のみならず九州全体の産業や地域の活性化、観光振興に資する路線であり、沿線地域では半導体関連産業の集積が進んでいる。令和７年４月に「熊本環状連絡道路」が事業化され、令和７年１０月には熊本西環状道路（池上工区）が開通するなど、半導体関連企業の集積地と熊本市中心部、熊本港等が結ばれる道路ネットワークの整備が大きく進展している。さらに、令和８年４月には、「大津西 IC～下硯川 IC」間の有料道路事業導入が決定しており、整備の加速化が期待される。国家プロジェクトであるＴＳＭＣの進出を契機として新生シリコンアイランド九州を実現させ、経済の安全保障につなげていくために、重要な道路ネットワークである中九州横断道路の整備を更に加速させる必要がある。

２　世界的半導体企業であるＴＳＭＣが進出するセミコンテクノパーク周辺地域は、従前より、通勤時間帯を中心に激しい交通渋滞が発生しており、そうした中、当該地域では、ＪＡＳＭの第１工場が令和６年１２月から量産を開始し、さらに第２工場についても国内初となる３ナノメートルの先端半導体を生産する計画が発表された。今後も更なる企業集積が進展し、周辺道路では交通渋滞の更なる悪化が懸念される。

国には、令和５年度に道路などの必要なインフラ投資を追加的に複数年かけて安定的に対応できる機動的な仕組みとして、通常予算とは別枠となる「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」を創設していただき、最大限の財政支援をいただいている。

県としては、当該地域の交通渋滞解消に向けた抜本的対策として優先して取組みを進めている菊陽空港線を令和８年度までに、合志インターチェンジアクセス道路及び県道大津植木線（原水工区）について、令和１０年度内の供用に向け着実に整備を推進している。

引き続き、県と市町が一体となり周辺の道路整備を概ね１０年以内を目途に集中的に進める必要があると考えており、安定的な財源の確保が極めて重要である。



セミコンテクノパーク周辺の渋滞状況（大津植木線）



大津植木線（原水工区）整備状況

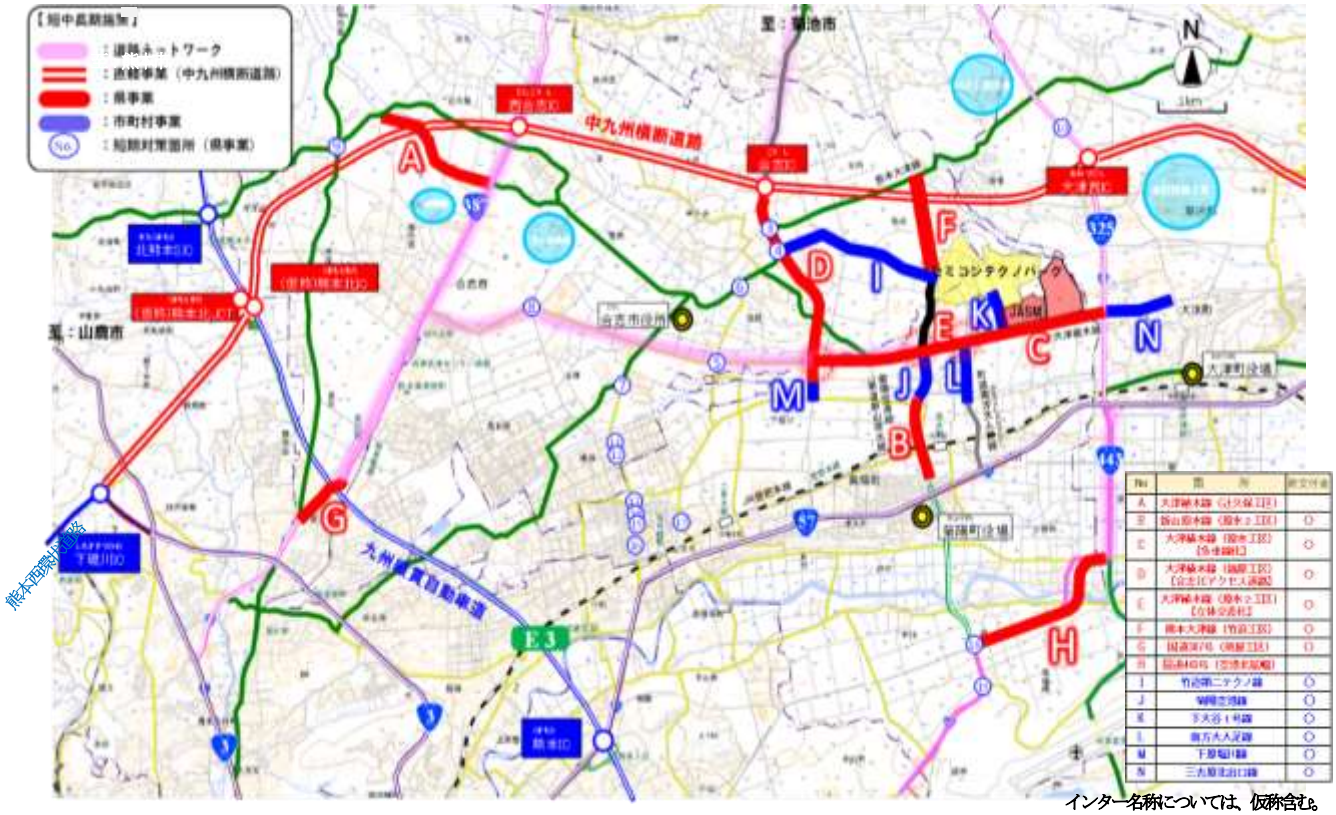


大津植木線多車線化及び合志ICアクセス道路 着工式（令和7年9月23日）



新山原水線（菊陽空港線）　整備状況

半導体産業集積地（セミコンテクノパーク）周辺の道路整備



インター名称については、仮称含む。

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及び
ＪＲ豊肥本線輸送力強化への支援

提案・要望事項　【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、国土交通省】

令和９年度からの事業着手に向けた阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備及びＪＲ豊肥本線輸送力強化に対する最大限の財政支援

【提案・要望の内容】

半導体関連産業の集積やインバウンドの拡大に伴う人流の大幅な増加に対応し、企業活動の円滑化や、訪日外国人旅行者の円滑な移動・滞在を実現するため、空の玄関口である阿蘇くまもと空港とＪＲ豊肥本線を繋ぐ空港アクセス鉄道を整備し、空港アクセスの抜本的な改善を図ることとしている。

この空港アクセス鉄道と接続するＪＲ豊肥本線は熊本都市圏地域における移動手段の要であり、鉄道が持つ優位性としての「定時性」「速達性」「大量輸送性」を確保する観点からは、運行本数の維持と安定的な運行の確保が欠かせないことから、これらの確保を前提としつつ、空港アクセス鉄道の実現とその定時性・速達性・大量輸送性の確保に向けた熊本駅から空港間の直通快速を含む運行本数の確保を実現するには、ＪＲ豊肥本線の輸送力強化（行違い施設整備等）を空港アクセス鉄道整備の一環として実施することが必要である。

これらの事業は、今後、半導体関連産業の更なる集積を進めていく上で、国際競争力の強化等のために必要不可欠であり、我が国の成長戦略や経済安全保障に大きく貢献する大規模かつ重要な事業であるとともに、訪日外国人旅行者等の更なる周遊促進を図るためにも重要な取組であることから、早期に事業化を図っていく必要がある。

加えて、国の地域未来戦略において、「空港アクセス鉄道整備等利子補給金」や「地域未来交付金」などを活用し、戦略産業クラスターの形成に真に必要となる空港アクセス鉄道等の周辺拠点整備を実施していくことが盛り込まれたことや、地域未来戦略に関する関係副大臣等会議（第６回）において、地域未来戦略予算パッケージに『「戦略産業クラスター拠点整備等補助金」（仮称）の創設』が示されたことも踏まえ、次のとおり、本事業に対して最大限の財政支援をお願いしたい。

①国際観光旅客税を活用した「空港アクセス鉄道整備等利子補給金」について、本事業を対象としていただくとともに、地域の実情を踏まえた利子補給率の嵩上げや利子補給対象の柔軟化などの手厚い財政支援をお願いしたい。

②本事業については、我が国の成長戦略や経済安全保障に大きく貢献する取組であることを踏まえ、戦略産業クラスター計画等に位置付けられている。そのため、本事業における拠点整備である駅の整備等について、地域未来戦略予算パッケージとして検討を進められている「戦略産業クラスター拠点整備等補助金」（仮称）又は「地域未来交付金(拠点整備事業等)」の対象としていただくとともに、大規模な取組であることを踏まえ、１事業当たりの国費上限額の撤廃や補助対象経費に係る柔軟な運用をお願いしたい。

③海外からの観光客の増大や企業活動における移動需要の増加に適切に対応するため、鉄道車両の導入に係る支援をお願いしたい。

④本事業は、我が国の成長戦略や経済安全保障に大きく貢献する大規模な取組であることを踏まえ、県負担に対する手厚い地方財政措置をお願いしたい。

【現状・課題】

・令和７年度の阿蘇くまもと空港旅客数は、約385万人と過去最高を更新し、特に国際線旅客数は

約64万人と、ＴＳＭＣ本社が立地する台湾路線の充実により、前年度から３割以上増加した。

・空港運営会社である熊本国際空港(株)は、2051年度の旅客数目標値を622万人（うち国際線175万人）と見込んでおり、今後さらに増加が見込まれる航空旅客需要に対応する公共交通の輸送力を確保するためにも、空港アクセスの充実は必要不可欠な状況である。

・ＪＲ豊肥本線の現行の運行水準を保ちつつ、駅から空港へ直接アクセスできる直通快速運行を可能とするためには、新線整備だけでなく、ＪＲ豊肥本線の輸送力強化が必須である。これにより、所要時間が現状（バス）に比べて約20～40分短縮される見込みであり、豊肥本線沿線の半導体関連産業を中心とした企業活動の円滑化や観光目的の訪日外国人旅行者の周遊促進によるインバウンド拡大に大きく寄与するものと期待される。

・本事業は国の「フィジカル・インテリジェント・システムの中核を担う半導体戦略産業クラスター計画（九州地域)」に明記された。(令和８年７月３１日　関係副大臣等会議（第５回))

・空港アクセス鉄道整備の事業主体となる「阿蘇くまもと空港アクセス鉄道株式会社」が、令和８年１０月１日に設立された。

【事業概要】

〔空港アクセス鉄道整備計画の概要〕

整 備 内 容：ＪＲ豊肥本線肥後大津駅から阿蘇くまもと空港まで鉄道を新設
（Ｒ８年度：鉄道事業許可取得予定、Ｒ９年度：整備着手予定）

整 備 延 長：約6.8㎞

概算事業費：約610億円

〔ＪＲ豊肥本線輸送力強化の概要〕

整 備 内 容：武蔵塚駅及び原水駅の同時進入化、東海学園前駅の行違い施設整備及び同時進入化、一部区間の複線化等

概算事業費：約60億円

【各種データ】

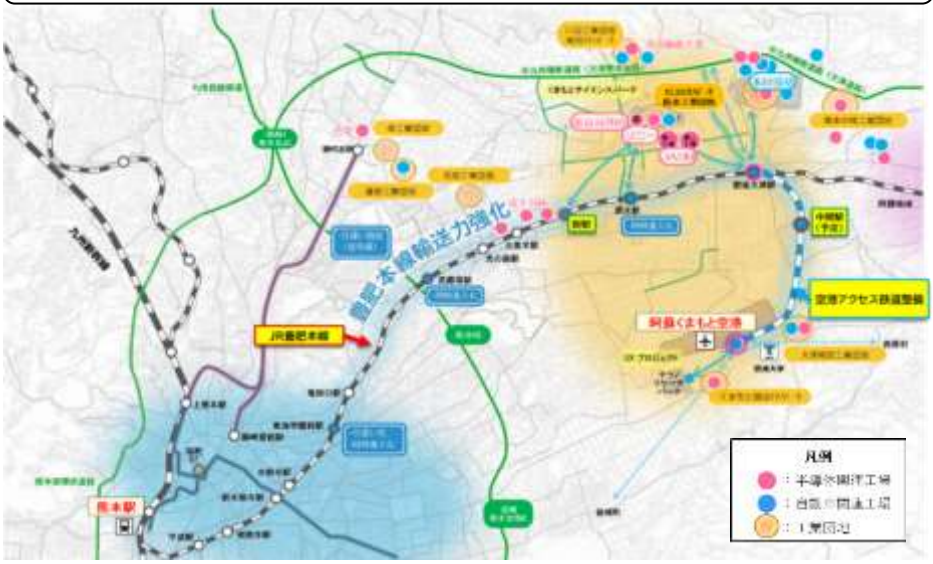
・阿蘇くまもと空港利用者数　約370万人→約385万人（R6→R7年度）　※過去最高
うち国際線 約48万人→約64万人（R6→R7年度）

・阿蘇くまもと空港国際線定期便数　６路線・週46便（R8年6月13日～）

・豊肥本線平均通過人員　4,902人/日→13,568人/日(S62→R7年度)

・豊肥本線沿線人口の増加率（H27→R7年度）　合志市：10.0%、菊陽町：8.8%、大津町：8.7%

各交通拠点と企業集積地間の交通ネットワーク将来像



阿蘇くまもと空港の機能強化

提案・要望事項　【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

１　空港機能強化の一環としてのＣＩＱ体制の充実・強化

２　航空機地上支援業務（グランドハンドリング）に係る体制整備の支援

３　航空需要に即した航空燃料の安定供給体制の確保

【提案・要望の内容】

阿蘇くまもと空港では、ＴＳＭＣ進出による波及効果や空港運営会社によるエアライン誘致の加速化等により空港利用者数が急速に増加するとともに国際空港貨物輸送の拡大にも期待が寄せられている。更なる路線拡大や空港運営の円滑化のため、以下について支援をお願いしたい。

１　増加する出入国者の円滑な手続きや国際航空貨物の取扱い拡大のため、ＣＩＱ（税関、出入国管理、検疫）について、人員増や自動化ゲート（顔認証ゲート）等の機器導入、また、空港での在留カード即時発行体制の整備等、体制の充実・強化をお願いしたい。

２　阿蘇くまもと空港を含む地方空港において、航空機の離発着に不可欠な航空機地上支援業務（グランドハンドリング）の人材が充足する状況になく、新規路線誘致の障害となっているため、引き続き、国による積極的な支援をお願いしたい。

３　航空会社に復便や新規就航の意向があるにも関わらず、航空燃料の供給不足や、給油事業者の人員不足により実現しないケースが多々発生していることから、引き続き、航空需要に即した航空燃料の安定供給に必要な措置をお願いしたい。

【現状・課題】

１　現在、阿蘇くまもと空港の国際線は、ＴＳＭＣの熊本進出の影響等により東アジアを中心に国際路線ネットワークが急速に拡大し、令和８年９月末時点で６路線・週４６便と過去最大の就航便数となっている。

一方で、複数機の到着、出発が重なる時間帯には入国審査に係る待ち時間が１時間を超える事例が常態化し、時には２時間を超えるケースも発生している。これにより利用者に多大な疲労やストレスを与えるだけでなく、後続の二次交通等にも影響を及ぼしている状況。

今後、空港運営会社は、将来目標（２０５１年度国際線１７路線、利用者数１７５万人）を達成するため、エアライン誘致を更に加速化させることとしており、また、現在、ＪＡＳＭ第２工場の建設が進行しており、更に国内外の人流・物流の増加が見込まれるため、入出国審査の人員増や自動化ゲート（顔認証ゲート）の設置等による体制強化をお願いしたい。

更に、２０２７年にＪＡＳＭ第二工場の稼働を間近に控え、県内への在留資格者も増加傾向にあるが、阿蘇くまもと空港は在留カード交付空港の指定を受けていないため、中長期在留者及び受け入れ企業等に負担が生じており、企業からも在留カード即時発行への強い要請を受けていることから、阿蘇くまもと空港での在留カード即時発行の体制の整備をお願いしたい。

また、県産品の輸出拡大の取組を行うにあたり、航空貨物の輸出に際しては、動物検疫や植物検疫の実施が必須となることから、荷主やフォワーダーからの要請に対し、柔軟な対応が可能となるよう人員体制の充実も必要である。

2　航空機地上支援業務（グランドハンドリング）は航空機の離発着に不可欠であるが、コロナ禍での離職者の急増、厳しい労働環境等による採用競争力の低下等により、人材が充足している状況になく、阿蘇くまもと空港においても国際線の復便や新規就航の支障となるケースがある。

現在、国土交通省の「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」により、体制整備のあり方等について検討が行われているが、引き続き関係機関が連携した実効性のある支援が必要である。

3　地方空港においてはコロナ禍からの国際航空路線の復便・新規就航が行われているところであるが、航空燃料の供給量の不足により石油元売会社から航空会社への航空燃料の供給が困難なケースや、給油事業者の人員不足が原因で機体への給油が対応できないケースが生じている。阿蘇くまもと空港においても、燃料供給が新規就航や増便の課題となるケースが発生している。

燃料不足や人員不足が原因でこれに対応できないことは、経済成長のけん引役として期待されるインバウンド需要の回復を妨げ、空港利用者の利便性を阻害することになるため、航空需要に即した航空燃料の安定的な供給と人員育成に向けた助成が可能となるよう、引き続き、国における必要な措置が必要である。

半導体関連産業の集積促進に伴う排水対策への支援

提案・要望事項　【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、国土交通省、環境省】

半導体関連産業の集積促進に伴う排水対策への財政的支援

【提案・要望の内容】

半導体の国内安定供給の基盤を強化するため、集積に伴い増加する工場からの排水を処理する熊本セミコン特定公共下水道事業について、令和５年度新たに創設いただいた「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」による重点配分など、所要の財政措置をお願いしたい。

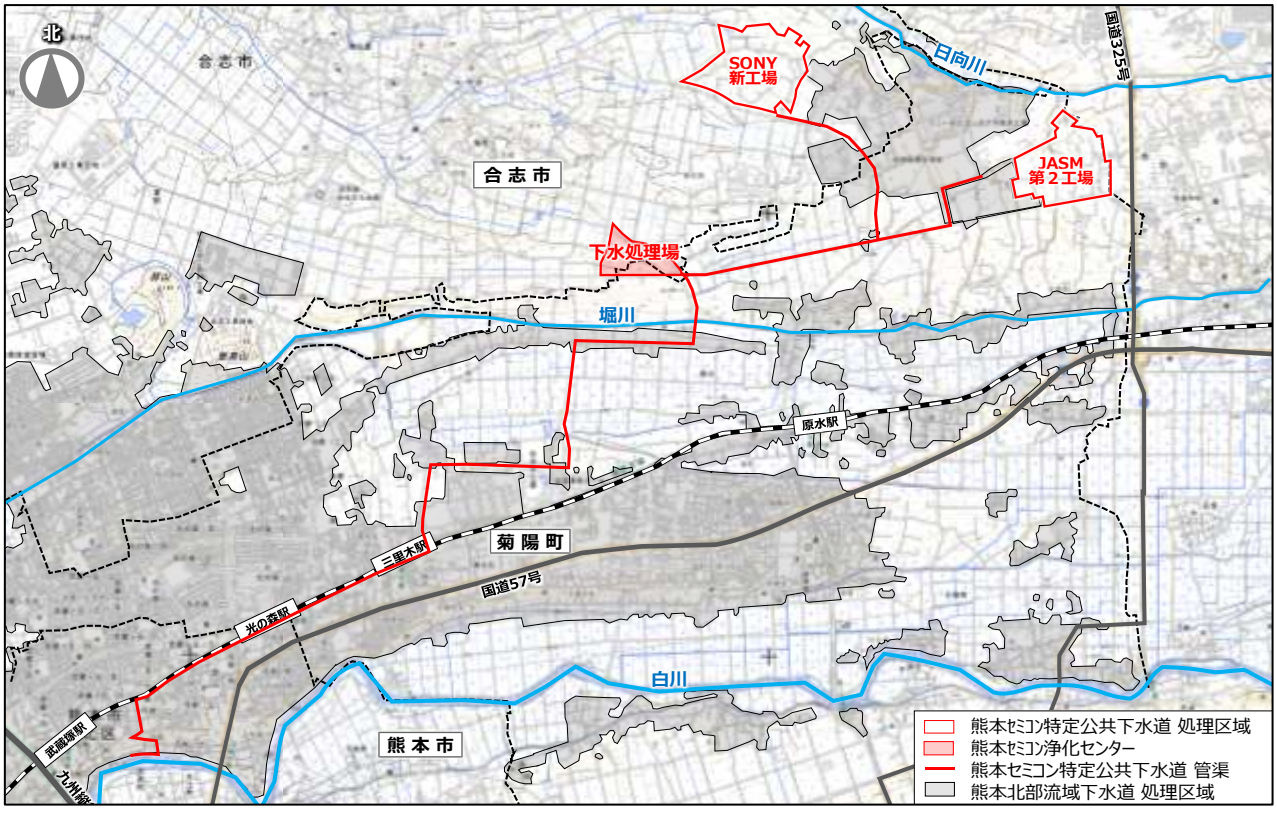
【現状・課題】

世界的半導体企業であるＴＳＭＣが進出するセミコンテクノパーク周辺地域では、ＪＡＳＭの第１工場が令和６年１２月から量産を開始し、令和７年秋に建設が開始された第２工場では、国内初となる回路線幅３ナノメートルの最先端半導体の量産計画が明らかになった。また、本県に立地するソニーや東京エレクトロンなどのほか、関連企業の進出も相次ぎ、今後、更なる半導体関連産業の集積に伴い工場排水の増加が見込まれている。

一方、既存処理場の容量不足が懸念されることから、工場排水に対応する新たな処理場の整備が必要になる。

そのため、令和５年度から工場排水を処理するための下水道事業である特定公共下水道事業について、当該箇所への新規採択を認めていただき、令和６年度末から事業に着手をしたところ。

事業実施に際して、企業の操業までの限られた期間で大規模な下水道施設の整備が必要となる状況を勘案し、国において、必要なインフラ投資を追加的に複数年かけて安定的に対応できる機動的な仕組みとして、通常予算とは別枠となる「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」を令和５年度に創設いただいており、引き続き、最大限の財政支援が不可欠である。



半導体関連産業の集積促進に係る新規工業用水供給への支援

提案・要望事項

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

半導体関連産業の集積促進に係る新規工業用水供給に伴う浄水場等の整備に対する財政支援

【提案・要望の内容】

半導体の国内安定供給に資する工場の進出に伴い、地下水のみに頼らない工業用水の新規供給に必要な浄水場の建設、管路整備等の大規模施設整備に対して、令和５年度に創設された「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」による、事業の進捗や物価高騰などに応じた格別の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

ＪＡＳM第１工場が立地する熊本県北部においては、ＪＡＳM第２工場やソニーグループの新工場の建設など半導体関連企業集積の動きが活発化。一方で、局地的な地下水採取量の大幅増加による地下水位低下等への影響が懸念されている。

こうした中、河川水を水源とする有明工業用水道の未利用水を活用した工業用水を供給するため、現在、浄水場建設工事や管路布設工事等を進めている。

既設の農業用パイプラインの利用によりコスト縮減や工期短縮を図るものの、浄水場等の整備に多額の初期投資が必要であり、民間活力を利用しても供給単価が高額となることから、国による継続的な財政支援が不可欠。

令和11年度中の給水開始に向け、工事が本格化する中、物価高騰による影響も懸念される状況にあり、半導体の安定供給確保に向けた国家プロジェクトの一環として、必要となる事業費に対し、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金による最大限の財政支援をお願いしたい。

【事業イメージ】



外国人材の適正な受入環境の整備

提案・要望事項　【内閣官房、内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省】

１　増加する在留外国人に対し、県や市町村が実施する日本語教育等に対する継続的で十分な財政支援

２　多文化共生社会実現に向けた市町村の受入環境整備への支援

３　共生社会の推進に向けた政策立案及び災害時の安全・安心の確保のための情報提供

４　外国人材の適正な受入管理体制づくりへの支援・協力

５　外国人材の就労に係る在留資格認定証明書交付申請の審査体制の充実・強化

【提案・要望の内容】

１　ＴＳＭＣの熊本進出に伴い、台湾をはじめとする外国人の来熊が増加しており、今後も更なる増加が見込まれていることから、県や市町村が実施する日本語教育等の取組強化が必要であり、国による継続的で十分な財政支援をお願いしたい。特に、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進補助金については、申請額に対する国庫補助内示額が大幅に不足しているが、多文化共生を推進する大事な時期であること、地域においては多文化共生を推進する人材の育成・確保が必要であることを踏まえて、拡充されるようお願いしたい。

２　在留外国人の増加により、県内の各市町村において、外国人が安心して働き生活していくための受入環境整備や、外国人との多文化共生への取組みを積極的に推進することが求められており、国による支援をお願いしたい。

３　地域の実情に即した政策立案とその効果的な展開の必要性が増す中、市町村毎の外国人の就労状況や、外国人が多く在籍する企業等の情報が把握できず、外国人に対して、効果的な情報発信ができないなどの課題が生じている。地域の課題に沿って、特色を活かした政策を立案するため、一定数の外国人を雇用する企業情報や特定技能１号への移行の際の都道府県をまたぐ住居地の異動における転出・転入状況等、関係省庁が保有する情報の提供をお願いしたい。

また、令和８年熊本地震では、一定数の外国人が被災していると考えられたが、雇用する企業や居住地域が分からないことから、被災者数、被災状況、避難場所、直面する課題等についての把握が進まなかった。その一方で、各外国人コミュニティや現地聞き取りの結果では、物資の不足、余震への不安等の情報が寄せられ、言葉の壁や文化・習慣等の違いから孤立する可能性の高い外国人に対して十分な配慮ができなかったことが浮き彫りとなった。災害発生時には、被災市町村は住民全体への支援に追われており、外国人住民に特化した支援や、各国大使館等からの照会に対応することは困難である。災害時における外国人の安全・安心の確保や被災市町村の負担軽減のため、緊急時に備えた都道府県への外国人の個人情報（勤務先、住所、氏名、国籍、連絡先等）の提供をお願いしたい。

４　熊本県では、人手不足等により今後も外国人材の増加が見込まれており、安全・安心な共生社会の実現には、適正な受入管理を行うことが必要である。ついては、国と県の連携のもと、育成就労制度の円滑な移行や適切な就労環境の整備、外国人材のトラブルの未然防止、また、問題発生時の速やかな対応等に向け、国の機関の参加・協力をお願いしたい。併せて、日本人及び外国人材の安全・安心確保のために、出入国在留管理庁や厚生労働省が保有する外国人材の氏名や国籍、在留資格、住所などの情報について、速やかに共有される体系的な情報提供の仕組みを構築していただくようお願いしたい。

5　半導体関連産業や在住台湾人向けサービス等に従事するために入国する台湾をはじめとする外国人材の在留資格認定証明書交付申請の審査について、円滑かつ迅速になされるよう体制の充実・強化をお願いしたい。

【現状・課題】

1　県内では地域日本語教室設置市町村数が１７で停滞している現状である。このため、令和８年度からは、日本語教育の関係者や外部有識者、行政で構成する総合調整会議で全体調整しながら、生活日本語サポーターの養成・掘り起こしや人材バンク構築、日本語教室空白地域でのモデル日本語教室開催、「やさしい日本語」の啓発などを複合的に展開し、日本人と外国人とが地域で共生するための環境づくりを推進している。この取組みは、文科省の地域日本語教育の総合的な体制づくり推進補助金を活用しており、継続的で十分な財政支援が必要である。

〇地域日本語教育の総合的な体制づくり推進補助金（国庫１／２、県１／２）

（単位：千円）

	事業費Ａ	内示額Ｂ	B/A	備考
令和８年度	13,999	4,045	28.9%	

2　県内における在留外国人の数は３２，３７２人（Ｒ７．１２月末時点）と過去最高を記録し、今後も増加を続ける見込み。県では、地域住民と在留外国人がともに安心して生活できる多文化共生のまちづくりを進めるため、市町村による「外国人受入連絡協議会」の設置支援を実施している。今後、県及び市町村におけるこうした取組に係る負担が増大する見込み。

【法務省入国管理局　在留外国人統計】（単位：人）

	H30.12	R1.12	R2.12	R3.12	R4.12	R5.12	R6.12	R7.12
全　国	2,731,093	2,933,137	2,887,116	2,760,635	3,075,213	3,410,992	3,768,977	4,125,395
熊本県	**15,576**	**17,942**	**17,751**	**16,686**	**20,660**	**25,589**	**29,385**	**32,372**
（外国人割合）	**0.89%**	**1.03%**	**1.02%**	**0.97%**	**1.19%**	**1.50%**	**1.73%**	**1.93%**
ベトナム	4,877	6,178	6,396	5,804	6,251	6,714	7,038	7,015
インドネシア	498	690	690	652	1,577	2,675	3,628	5,032
フィリピン	2,286	2,661	2,536	2,523	3,044	3,754	4,091	4,409
中国	3,842	3,856	3,645	3,238	3,201	3,363	3,444	3,543
ミャンマー	202	301	322	358	720	1,119	2,077	2,542
ネパール	349	424	507	581	1,069	1,351	1,726	2,151
台湾	**294**	**295**	**221**	**183**	**349**	**1,549**	**1,919**	**1,982**
カンボジア	355	498	575	542	1,112	1,380	1,578	1,603
韓国・朝鮮	1,078	1,096	999	892	949	1,069	1,091	1,111
タイ	298	347	326	304	377	434	460	467
米国	356	367	352	363	394	429	449	450
英国	110	117	99	103	108	111	116	126

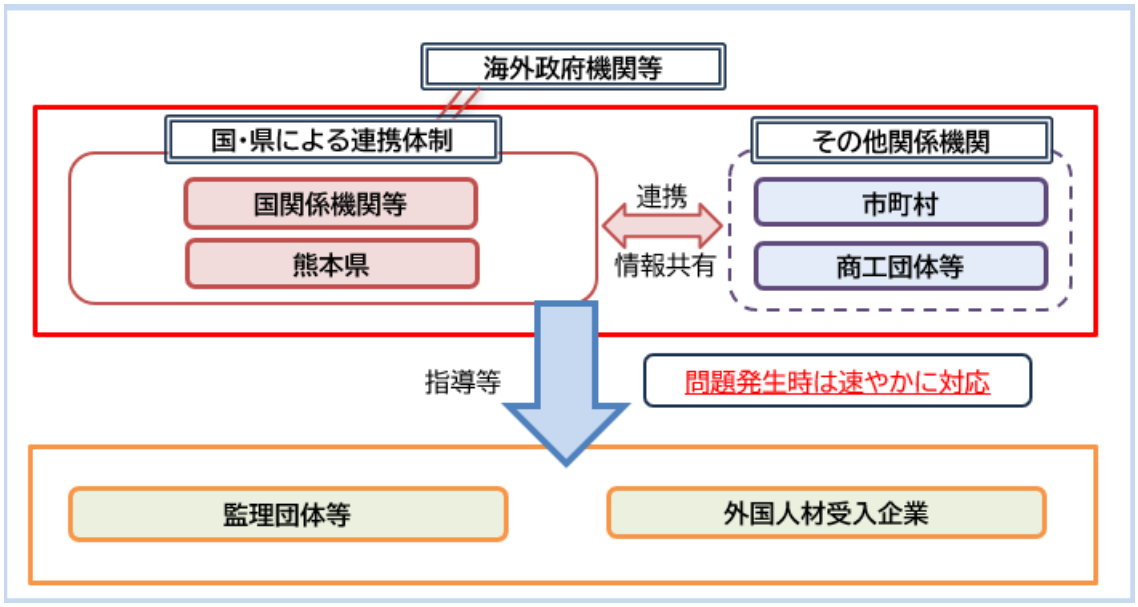
3　上述のとおり県内の外国人数は今後も増加する見込み。在留外国人数に関する情報として、国籍・地域毎、在留資格毎、都道府県毎の情報、外国人労働者に関する情報として、職業安定所毎の情報が公開されているものの、集計範囲が広く、実際に在住外国人に向けて情報発信等を行う際に、効果的にアプローチできていないため、市町村毎等の情報公開が必要である。

4　国においては、今年１月に「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を公表され、令和９年度には育成就労制度が導入されるなど、外国人材をめぐる制度は大きな転換点を迎えている。

熊本県においても、日本人も外国人も安全・安心に暮らせる共生社会の実現に向けた取組みを進めているが、外国人の受入れに関する現状として、入国手続きや不法就労等の取締りを行う出入国在留管理局、技能実習生の受入れを行う監理団体を監督する外国人技能実習機構、受入企業の指導を行う労働局等それぞれの機関が対応している。

今後は、国の動向も踏まえ、日本人も外国人も安全・安心な外国人材の受入れ環境づくりに向け、国の機関等と県が連携して取り組むことが不可欠であり、国が保有する必要な業務情報を県が速やかに把握できる体制が求められる。ついては、国家戦略特区の家事支援外国人受入事業における第三者管理協議会を参考に、国と県による連携体制づくりに取り組むことを想定している。

【連携体制イメージ】



5　熊本労働局によると、令和７年１０月末時点の県内外国人労働者数が調査開始以来過去最高を記録する中、出入国管理局における就労目的の在留資格審査には、企業経営状況確認等のため、相応の日数を要している。

本県ではＴＳＭＣをはじめとする半導体関連企業等の進出により今後も外国人材が増加する見込みであるため、令和７年１月から国家戦略特区（「産業拠点形成連携“絆”特区」）を活用し、半導体・ＩＴ関連産業の人材が入国する際の審査期間を短縮する事業を開始した。

今後もＪＡＳＭ第２工場の稼働開始等もあり半導体産業の更なる集積が進むほか、在住台湾人向けサービスなど他産業への従事者も含め、外国人材は引き続き増加する見込みである。

また、令和８年７月２８日の閣議決定により入国管理体制の増員が決定されたものの、熊本出張所への具体的な人員配置は不明であり、在留資格認定証明書交付申請の円滑かつ迅速な審査体制の充実・強化が必要である。

【就労を目的とする主な在留資格の在留資格認定証明書交付申請に係る処理期間（日数）】

在留資格	令和７年度							令和８年度	
	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月
技術・人文知識・国際業務	57.5	58.8	63.2	64.1	59.5	71.8	69.7	68.7	62.9
特定技能１号	68.5	71.6	75.1	69.0	73.5	73.8	68.3	58.6	68.6
企業内転勤	41.3	38.5	40.6	42.7	47.3	40.9	44.2	54.4	45.1

出典：出入国在留管理庁

教育環境の整備と人材確保

提案・要望事項　【文部科学省、経済産業省】

１　外国人児童生徒の教育環境整備に対する財政支援

２　児童生徒急増市町における公立学校施設の教育環境整備に対する財政支援

３　県立高校における産業人材の育成等に対する財政支援

４　私立学校における産業人材の育成のための外部スタッフ配置に対する財政支援

【提案・要望の内容】

１（１）公立学校においては、外国人児童生徒に対応するための教職員の配置増に必要な措置（加配等）、支援員配置等の教育環境整備に対する補助制度創設等の財政支援をお願いしたい。

１（２）私立学校や各種学校（インターナショナルスクール）においては、外国人児童生徒に対応するための教職員や支援員配置等の教育環境整備に対する補助制度創設をお願いしたい。

２　児童生徒が急増している市町における公立学校施設の新増築に係る国庫負担割合の引上げ特例の復活など、教室確保に係る負担を軽減するための財政支援をお願いしたい。

３　県立学校における半導体産業等の産業人材育成の取組及び地域産業の持続的な振興のための若年者の地域定着の取組に対し、財政支援をお願いしたい。

４　私立学校における半導体関連産業の人材育成のための業務支援員等の外部スタッフ配置に対し、財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

１　ＴＳＭＣからの出向者が家族とともに数多く来熊し、外国人児童生徒が急増しており、これらの児童生徒に適切な支援が必要である。

（１）公立学校においては、教職員の適正配置、市町村教育委員会や県教育委員会による支援員及び通訳の確保、日本語指導者の養成などの教育環境整備に対する財政支援が必要である。

（２）私立学校や各種学校（インターナショナルスクール）においては、英語等の外国語による授業等を行う指導体制の構築が求められ、人員配置費用や研修等の教育環境整備に対する補助制度創設などの財政支援が必要である。

２　ＴＳＭＣ及び関連企業等の進出に伴い、当該市町においては児童生徒数が急増し、教室不足や校舎の新築に係る土地の確保が難しいなど、特有の課題が生じている。このため、児童生徒急増市町を対象とした国庫補助金の負担割合の引上げ特例の復活等、教室確保に係る負担を軽減するための特別な財政措置が必要である。

３　ＴＳＭＣの進出は、半導体関連産業の活性化の一方で、県内産業の人材育成と確保が喫緊の課題となっている。

本県では、文部科学省の指定を受けて、令和３年度から令和７年度まで「マイスター・ハイスクール事業」に取組み、学校と産業界等が連携した持続可能な産業人材のエコシステムの構築を図ってきた。高校生が日常的に地域を支える産業・職業を体験することができたことで、主体的に進路を選択する生徒の増加に繋がり、結果として地元定着率も向上した。

令和８年度からは、マイスター・ハイスクールの成果を踏まえて、全ての県立高校で「熊本県

版マイスター・ハイスクール」を展開しており、学校と産業界等が連携・一体となった授業実践やキャリア教育に取組んでいる。具体的には、産業実務家による出前講座や企業見学・実習、インターンシップなどを通して、高校生が地域を理解し、熊本で働く良さを知る機会を創出している。しかし、高校生が主体的に地元企業を自ら選択するためには、持続的かつ組織的な取組みにしていく必要があり、補助金等の創設が必要である。

4　私立学校において、半導体関連産業の人材を育成するため、新たに専門的知識を有する非常勤講師などの外部スタッフ配置に対して、補助制度創設などの財政支援が必要である。

再生可能エネルギー等電力供給の円滑化に向けた支援

提案・要望事項

【経済産業省、国土交通省、環境省】

１　ＲＥ１００を目指す県内企業に対し、再生可能エネルギー発電施設から最大限の電力供給が可能となる電力系統の強化及び余剰電力の活用推進

２　余剰再エネ等を活用した低炭素水素製造

３　水素の社会実装に向けた体制の構築

【提案・要望の内容】

１　ＲＥ１００を目指す製造業等に再エネ電力を確実かつ安定的に供給できるよう、再エネ導入の最大の隘路となっている送電系統の容量不足や日中の余剰再エネの要因となる出力制御という課題解決に向けて、地域間連系線の早期増強、地域内の系統強化、自営線敷設の負担軽減等を行うとともに、余剰再エネを活用するために、地域と共生した系統用蓄電池の導入推進に向けたガイドライン策定などの必要な対応をお願いしたい。

２　ＴＳＭＣの進出を契機として、半導体製造にも必要で、使用時にCO^2を排出しない「水素」の需要の高まりが見込まれる。特に、出力制御が頻発する九州において、余剰となる電力を無駄にしないよう、再エネ由来の余剰電力を用いた低炭素水素が製造できるよう、課題となる託送料金の減免など、必要な支援措置を講じていただきたい。

３　産業に必要な水素の輸送、貯蔵に必要な基盤整備、今後物流面で脱炭素に向けて活用が期待されるＦＣトラックの普及につながる水素ステーションの全国的な設置拡大等、水素の利活用を促進する体制の構築をお願いしたい。

【現状・課題】

１　本県においては、製造業、特に半導体・自動車関連を中心に集積が高く、これらの産業は経済安全保障上重要であり、その安定的操業が求められる。また、ＴＳＭＣがＲＥ１００を標榜されるなど、このような製造業においては、サプライチェーン全体でCO^2排出削減を求められるなど、再エネ電力需要が多い。今後、ＲＥ１００を目指す企業の進出等による更なる需要の高まりも見込まれている。一方、県内の再生可能エネルギーは、高いポテンシャルを有しているものの、九州内では、再エネの開発により電力の供給が需要を上回る場合には、出力が制御される状況が頻発（Ｒ７：年間１２９回）している。

電力広域的運営推進機関（ＯＣＣＴＯ）は、本州と九州の連系線増強を図る計画を公表したが、当該計画では、実現は令和２１年（２０３８年）３月と相当の期間を要するため、依然として九州と本州等を結ぶ送電容量が小さく、九州の余剰電力を本州等の需要地に供給できないという「地域間」の課題が残る。

また、山間地域等ではもともと送電線の容量が小さく、また、接続できる系統が遠く、地熱等の再エネ電源からの送電が困難という「地域内」の課題がある。

連続運転を前提とする地熱発電は、構造上、発電の完全停止は避ける必要があり、実際、系統線工事に伴い発電を一時停止した地熱発電所では、停止による生産井の圧力変動が確認されている。事業者からは、発電設備への影響や事業性に懸念が生じるとの意見もあったため、課題解決に向けた系統の増強工事を行ううえでは、出力調整が困難という地熱発電の特性への配慮が必要である。

地方における再エネの活用を加速し、エネルギーの地産地消を実現するとともに、非常時も含めた電力供給の安定化・円滑化を図るためには、速やかに地域間及び地域内の系統を増強するとともに、再エネ開発の大きな負担となる自営線敷設の負担軽減等が必要である。

さらに、系統用蓄電池については、国において導入を推進しているが、令和８年度に本県が実施した都道府県アンケートでは、系統用蓄電池の設置計画について周辺住民の反対運動が起きていることが明らかになったほか、周辺住民の不安に対応するための指針がないことや、都市計画法上の開発許可に関する具体的な開発許可基準（運用基準）が定まっておらず個別判断を強いられることなどが課題との意見がみられた。

系統用蓄電池は、再エネを最大限活用するうえで有効な手段の一つであり、導入推進のためにも、国を挙げたこれらの課題への対応が重要である。そのため、地域と共生した系統用蓄電池の導入推進が図られるよう、統一的なガイドライン策定などを行う必要がある。

２　ＲＥ１００宣言企業であるＴＳＭＣをはじめ、半導体関連企業の進出による再エネ需要が高まる一方、出力制限時の太陽光発電など、余剰となる再エネの有効活用が課題となっている。

この点、太陽光発電などの余剰電力を利用して水素を製造・貯蔵すれば、必要時に電気に変換し、電力需給を調整することが可能となる。しかし、余剰電力は昼間に多く発生し、かつ天候等によってその量が左右される傾向にあるため、電解装置の稼働率が上がらないといわれている。このようなことから、採算性を高めるために、託送料金の減免など余剰電力をより活用できる支援措置が必要である。

３　水素の輸送は非常に効率が悪く、産業で水素を活用する場合、製造・輸送・貯蔵を一定のエリア内で行うことができる基盤整備も必要である。

物流面での脱炭素には、ＦＣトラックが有効であるが、現状では、本県には商用水素ステーションが１箇所しかなく、宮崎や長崎など空白県さえあるなど、九州内の水素を活用するためのインフラのネットワークは極めて脆弱である。

「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」に指定された九州内で、中でも中核地方公共団体に指定された福岡市を中心に、航続距離や交通の利便性等も考慮し、ＦＣトラックを支障なく運用できる規模の水素ステーションを計画的に配置するなど、水素の社会実装に向けて、国を挙げた体制構築が必要である。

地方創生の推進

提案・要望事項　【内閣官房、内閣府、デジタル庁、防災庁、総務省、財務省】

１　地方創生の実現に向けた地方の取組みを継続的かつ主体的に進めていくための確実な地方財政措置

２　地域未来交付金による強力かつ継続的な財政支援

３　デジタルを活用した地域課題の解決に向けた財政支援及び柔軟な制度運用

（１）市町村の情報システムの標準化に係る移行経費、運用経費に係る確実な財政支援

（２）エリア・データ連携基盤の運用に対する財政支援

（３）大規模災害を見据えたデジタル環境の整備及び継続的な支援体制の構築

【提案・要望の内容】

１　地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた取組みを継続的かつ主体的に進めていくため、確実な地方財政措置をお願いしたい。また、地方財政計画上の「地方創生推進費」について、今後も更なる充実・強化を図っていただきたい。

２　地方創生の実現に向けた取組みを更に推進するため、地域未来交付金の安定的な確保を図るとともに、今後も地域の特性を活かした幅広い事業に活用できるよう柔軟な対応をお願いしたい。

３（１）情報システムの標準化に係る移行については、令和８年熊本地震の応急対応や復旧・復興業務の影響により、更に遅れる自治体が生じていることから、特段の配慮をお願いしたい。

まず、移行経費については、各自治体の個別事情等を踏まえた補助金上限額の設定や、基金の積み増し等を確実に行うことにより、各自治体が移行経費の増額分を負担することのないよう、全額を国により措置していただきたい。

次に、移行後の運用経費については、平成３０年度（２０１８年度）比で少なくとも3割の削減を目指すとされていた目標達成に向けて、短期・中長期の両面で必要な対策を確実に実施していただき、各自治体の運用経費が、標準化移行前よりも低額となる水準に達するまでの間、運用経費の増加相当額を、国により継続的に財政支援していただきたい。

（２）地方創生の実現には、産学行政により創生されたデータを、広く連携、活用するためのインフラとなるエリア・データ連携基盤（以下「基盤」という。）の利用が重要である。

そのため、地域未来交付金（デジタル実装型）において、既に実装しているサービスについても、基盤と連携することで付加価値が向上する場合は、接続費用などの必要な経費を支援対象としていただきたい。

また、基盤の維持、運営は地方自治体の大きな負担となっており、ＳＥ等人件費の高騰で大幅な負担の増加も見込まれていることから、地域におけるＤＸ推進を支えるため地方自治体が構築する基盤の維持・運営について、財政支援をお願いしたい。

（３）大規模災害発生時において、被災地で業務上必要となるパソコン・タブレット等の機器の円滑な確保や、関係機関との情報共有基盤の整備について、平時から国において十分な準備を進めていただきたい。

また、災害対応時に生じる大量の申請受付等の業務を円滑に処理するためには各種デジタルツールの活用が非常に有益であることから、国において優良事例の情報蓄積・自治体への共有をお願いするとともに、災害発生時に各自治体が当該デジタルツールを迅速・円滑に活用できるための環境整備をお願いしたい。

【現状・課題】

1　本県及び県内市町村が、地方版総合戦略に掲げた熊本の地方創生の取組みを着実に進めていくためには、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保する必要がある。

2　度重なる自然災害からの創造的復興や新たな技術・ビジネスの創出、半導体関連産業をはじめとした地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かした地方創生・地域未来戦略の推進に向けた取組みを着実に推進するためには、地域未来交付金の長期的かつ十分な財源の確保及び柔軟な制度運用が重要である。

3（1）移行経費については、デジタル基盤改革支援補助金が、令和７年度補正予算で約５５９億円追加計上され、本県においては、令和８年度末までの執行予定額を踏まえた補助金上限額が設定された。一方、ベンダーのリソース不足等の理由により、令和８年度以降に標準化移行を延期した県内自治体が令和７年度末の時点で８割を超えていること、また、令和８年熊本地震の応急対応や復旧・復興業務の影響により、移行が更に遅れる自治体が生じている。

以上から、移行を延期した団体は、その時期に応じて移行経費が増加することが想定されるが、当該補助金が確実に措置されるか懸念される状況にある。

運用経費については、令和７年度補正予算で「地方公共団体システム運用最適化支援事業費補助金」が創設され、３５０億円が計上された。また、その他の地方負担分については、普通交付税において措置することとされ、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」により、県内自治体においても見積精査支援やガバメントクラウドコスト最適化ワークショップ等運用経費の低減に向けた支援を受けている。しかしながら、大半の自治体で運用経費が増加する見込みとなっており、令和９年度以降も継続的に当該財政支援がされるか懸念される。

（2）国は、デジタル田園都市国家構想基本方針（令和４年６月７日閣議決定）において、同構想を支えるハード・ソフトの一つとして基盤の構築を求めていたところ、本県では、県内４５市町村が利用可能な基盤を構築し、令和８年度は２８市町村と共同運用を行っている。

基盤は、複数のデータやサービスをつなぎ合わせることで、付加価値を生み出すことから、新規、既存に関わらずサービスの接続を進めることが重要だが、接続費などが負担となり、接続が進んでいない。また、現行制度上、基盤構築時には財政支援があるが、その後の維持、運営に対する支援がなく、財政規模の小さな市町村を含めて基盤の利用を進めるためには、運用費についても財政支援が必要である。特に、ＳＥ等人件費やクラウド利用料の高騰により、データ連携基盤の運用保守費用が大幅に増額する見込みとなっている。

地域におけるＤＸ推進を支えるため、地方自治体が構築する基盤の利用促進につながる支援が必要である。

（3）今回の令和８年熊本地震においては、被災自治体における災害対応業務のために必要となるパソコンやタブレット、関係機関との情報共有基盤等の確保に時間を要し、円滑な災害対応に影響が生じた。

また、本県では、災害により発生した業務について、ノーコードツール等のクラウドサービスを活用した業務効率化を進めているが、その実現には、民間企業からのクラウドサービスの無償提供や、その活用のための無償の技術的支援が大きく寄与した。

今回のような災害時におけるデジタルツール活用のノウハウは、今後災害対応に従事する自治体において有用な情報であることから、こうした情報を蓄積・横展開できる仕組みの構築が求められる。また、本県の取組みは民間企業の無償支援なしに実現しなかったものであることから、民間の無償支援の有無にかかわらずデジタルツールを活用した迅速な災害対応が可能となる環境整備が必要である。

女性の社会参画の加速化

提案・要望事項　【内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省】

１　地域の取組を幅広く、継続的に支援する制度の充実

２　新たな基金の創設等の国の積極的な取組

【提案・要望の内容】

１　女性の社会参画が加速化し、女性が輝いていくためには、男女を問わず力を発揮できる社会づくりが必要である。これまで以上に各地域の実情に応じた様々な取組を幅広く、継続的に支援する制度の充実をお願いしたい。

２　女性が活躍する社会づくりによって、新たな発想によるイノベーションを促し、様々な分野で経済を活性化する力につながることが期待される。新たな基金の創設等、女性の社会参画加速化を継続的・安定的に進めるための積極的な取組をお願いしたい。

【現状・課題】

１　国においては、令和８年６月に決定した『女性版骨太の方針 2026』により、「健康」、「成長戦略分野」、「地域」の３つの重点分野について、戦略的・体系的に取組を強化、あわせて、全ての取組の前提となる「安全・安心」が確保される社会の実現に向けて取組むこととされている。

本県でも、令和８年（２０２６年）に「第６次熊本県男女共同参画計画」を策定し、「多様な幸せ（well-being）の実現に向けた価値観の醸成」等を基本方針に掲げ、各種施策を進めることとしているが、固定的な性別役割分担意識や女性管理職への登用等の課題があるため、意識改革、就業環境整備、人材育成等に継続して取り組むほか、多様な働き方の選択肢として、起業の支援に取り組むこととしている。

２　本県では、上記計画の目標達成に向け、国の地域女性活躍推進交付金を活用し各種取組を推進しているが、事業の不採択もあり、必要と考える事業の実施が困難となっている。事業効果の定着には、新規性や短期的な成果の追求ではなく、県内市町村も含め継続的な取組が不可欠であるため、同交付金の総額を拡充するとともに、地域の実情に合わせて活用しやすくするほか、女性が活躍する社会づくりを継続的・安定的に進めるための新たな基金の創設等、国において積極的に取り組んでいただきたい。

【交付金を活用した取組】



「ヒゴロッカサミット 2025」

※ 男女共同参画社会の実現に向けて、フォーラム、アワード、若年層向け交流会を実施。

あさりの産地偽装対策に対する支援

提案・要望事項　　【内閣府、農林水産省】

１　国によるトレーサビリティ制度の構築

２　書類保存の義務化

３　育成（養殖）あさりの表示義務化

４　資源回復に向けた生産技術の早期普及と取組支援

【提案・要望の内容】

１　国において、産地偽装を防ぐため、あさりを始めとした輸入品と競合する農林水産物等におけるトレーサビリティ制度の構築をお願いしたい。また、国においてトレーサビリティ制度が構築されるまでは、本県独自のトレーサビリティシステム（監視業務、システムの運用、ＤＮＡ分析経費等）への予算措置をお願いしたい。

２　あさりの原産地表示に関する書類の保存義務化について、食品表示法などにおいて法的に位置付けるとともに、保存期限についても、一定期間（３年間程度）を設定していただきたい。

３　外国産あさりを国内で育成（養殖）し、「長いところルール」を適用して育成地を原産地として表示するあさりについては、消費者が純粋な国産あさりと明確に区別できるような表示を義務化していただきたい。

４　産地偽装が行われる背景には、天然あさりの減少があり、今後、産地偽装を根絶するためには、天然あさりの資源回復が必要である。このため、水産庁が進めている技術開発においてあさり資源の回復に効果があると認められたものについては、速やかに現場普及を行うとともに、現場での展開に当たっては、必要となる予算措置を行うなど、積極的な支援をお願いしたい。

【現状・課題】

１　農林水産物に対する消費者からの信頼を得ていくためには、国内産、外国産問わず産地を正しく表示する仕組みを構築することが不可欠である。熊本県産あさりについては、本県独自の流通・販売体制の仕組みづくりを行い、その信頼性向上に努めているところであるが、本県だけの取組には限界がある。そのため、国における、あさりを始めとした輸入品と競合する農林水産物及びその加工品のトレーサビリティ制度の構築が必要である。また、国において、トレーサビリティ制度が構築されるまでは、本県独自のシステムにより、県産あさりの産地偽装を抑止していく必要があることから、その運用に係る予算措置が必要である。

２、３　あさりの産地偽装対策に関する本県の緊急要望を契機に、令和４年３月に国は、蓄養を「長いところルール」から除外する見直しを行った。しかしながら、引き続き長いところルールが適用される場合があり、産地偽装を根絶するためには、育成（養殖）や蓄養、さらにはいわゆる下関ルートなどを悪用した産地偽装が起こらないよう取り組む必要がある。

４　あさりの資源回復に向けては、国や有明海沿海の３県と連携して有明海の産卵用母貝団地の形成に取り組み、その効果として、浮遊幼生の発生数は増加傾向にある。しかしながら、稚貝から成貝になる前に漁場から消失することから、生産につながっていない。

　このような中、水産庁において、高密度着生稚貝を低コストで移植する技術や、漁業者の利便性を考慮した技術開発が進められており、得られた成果については、早期に現場普及を行うとともに、展開に当たって必要となる予算措置を行うなど積極的な支援が必要である。

地方消費者行政の充実・強化のための財源の確保

提案・要望事項　　【内閣府、財務省】

地方消費者行政の充実・強化のための財源の確保

【提案・要望の内容】

消費生活相談体制の充実、消費者教育・啓発、高齢者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク活動、適格消費者団体等に対する活動支援、高度・専門的な消費者問題対応等の先駆的取組等、地方公共団体が地方消費者行政強化交付金を活用して行ってきた取組が後退・衰退することがないよう、新たな交付金制度の財源の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

本県では、交付金を活用して、全市町村に消費生活相談窓口を設置し体制の充実を図ってきた。

令和７年度調査における本県の住民１０万人当たりの消費生活相談員数は５．４人で、全国平均の２．７人を上回っており、全国３位の状況である。

一方で、近年、高齢化の進行やデジタル化の進展等に伴い、相談内容も複雑かつ多様化している。

県内でも高齢者からの相談の割合が約３４％と高く、インターネット通信販売に関する相談が約２５％を占めている。

このような状況を踏まえ、今後も県民が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、県民に身近な市町村における相談体制を引き続き充実していくことが非常に重要と考える。

また、本県における高度・専門的な消費者問題対応の先駆的取組等として交付金を活用し実施する事業の１つに、多重債務者等への生活再生総合支援事業がある。本事業は、「多重債務問題改善プログラム」（平成１９年4月２０日多重債務者対策本部決定）に基づき、相談者に寄り添った家計見直しの助言や債務整理に関する法律相談など伴走型の支援を行うものである。平成２２年度の事業開始当初からの債務整理額等が約１００億円にのぼるなど相談者の生活再生に効果を上げており、多重債務者対策として大きな役割を果たしている。

本県においては、令和８年３月に「第５次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」を定め、消費生活相談体制の充実や多重債務者対策はもとより、高齢者等の被害防止のための見守り活動や、幅広い世代への消費者教育、消費者トラブルに係る周知啓発など、市町村、関係団体と連携し消費者行政の推進に取り組むこととしているため、新たな交付金制度の財源の確保が必要である。

こどもを安心して産み育てる施策の充実

提案・要望事項

【内閣府、総務省】

１　こども・子育て政策の充実に係る地方財政支援
（１）幼児教育・保育、副食費及びひとり親家庭等の放課後児童クラブ利用料の無償化
（２）人口減少地域における安定した保育所運営のための支援制度の拡充
（３）全国一律のこどもの医療費助成制度の創設
（４）不妊治療における先進医療に対する助成制度の創設
（５）こども・若者等に意見を聴く取組みの支援

２　先天性代謝異常等検査の公費検査対象疾患の追加

【提案・要望の内容】

１　こども家庭庁の創設を機に、本県としても市町村と連携しながらこども・子育て政策の充実を図る必要がある。地域間格差が生じることのないよう地方財政措置の拡充を含めたこども関連予算を拡大するとともに、特に以下の項目について、財源の安定確保及び制度拡充をお願いしたい。

（１）子育てに係る経済的負担を軽減し、切れ目なく全ての子育て世帯を応援するため、幼児教育・保育の無償化の対象となっていない住民税非課税世帯以外のこどもの保育料の無償化及び副食費の支援をお願いしたい。また、所得に関係なく発生する放課後児童クラブの利用料のうち、ひとり親家庭、多子世帯、貧困世帯等の特に支援を必要とする家庭の利用料について無償化をお願いしたい。

（２）人口減少地域においても施設を安定的に運営できるよう、現下の課題に対応した公定価格となっているかの検討をお願いしたい。特に、運営費に占める割合が少数定員園ほど大きい主任保育士専任加算について、公定価格上の配置基準に含み、専任を必置化するよう見直しを行うなどの支援制度の拡充をお願いしたい。

（３）こどもに対する医療費助成については、自治体の財政力等によってサービス水準に格差が生じており、自治体によってこどもが受けられる助成内容に差が生じることは望ましくないため、国において全国一律のこどもの医療費助成制度の創設をお願いしたい。

（４）不妊治療のうち、保険診療と同時に行われる先進医療について、早期に保険適用を行っていただくとともに、保険適用されるまでは、医療費に対する支援をお願いしたい。

（５）こども・子育て政策を進める上で重要なこども・若者等からの意見聴取について、ガイドラインの周知やファシリテーター派遣の支援だけでなく、こども計画を策定した後も含めて財政支援をお願いしたい。

２　新生児のうちに先天性代謝異常等を早期に発見し、早期に治療・療育することで重篤な症状や心身の障がい、発達不良等を予防し、こどもの健やかな成長を促すため、現在の公費検査 20 疾患に加えて、脊髄性筋萎縮症（ＳＭＡ）、重症複合免疫不全症（ＳＣＩＤ）、ライソゾーム病（ＬＳＤ）について、公費検査の対象項目に追加をお願いしたい。

【現状・課題】

１　こども・子育て政策の強化においては、その役割の多くを担う地方自治体と連携して課題を解決し、支援していくことが重要であり、そのためには十分かつ安定した財源の確保及び制度の拡充が必要である。

また、令和６年（２０２４年）３月２日の衆議院・総務委員会で全会一致の決議がなされた「持続可能な地方税財政基盤の確立及び大規模災害等への対応に関する件」において、「こども・子育て政策の強化等の重要課題に取り組んでいくためには、地域のそれぞれの実情に応じた諸施策を中長期にわたって実施していく必要があることに鑑み、その実施に必要な歳出を継続的かつ安定的に地方財政計画に計上すること」とされたことも踏まえた上で、適切に財源を確保すべきである。

（1）令和元年１０月から幼児教育・保育の無償化が開始され、３歳から５歳までの全てのこども及び0歳から２歳までの住民税非課税世帯のこども等が対象とされたが、0歳から２歳までの住民税非課税世帯以外のこども等は対象となっておらず、また、副食費についても、一部のこどもだけが免除となっていることから、保護者に経済的負担が生じている。

また、放課後児童クラブについては「放課後児童対策パッケージ２０２６」に基づき、放課後児童クラブの計画的な整備が進められているものの、放課後児童クラブ利用料は無償化制度がなく、小学校入学とともに、放課後児童クラブの利用料が所得に関係なく発生するため、ひとり親家庭、多子世帯、貧困世帯等など、やむを得ずこどもが一人で留守番をするケースもある。

（2）主任保育士専任加算は、主任保育士が保育計画の立案や地域の子育て支援の業務に専任できるよう、代替保育士等を配置するための加算が設けられているが、その要件の中には乳児が３人以上利用している施設であることという少数定員施設では厳しい要件が含まれている。このことをはじめとして、現在の公定価格が人口減少等の課題に対応しているか、また現状に即した単価設定となっているかの検討が必要である。

（3）こどもに対する医療費助成については、令和８年４月１日現在で、１４府県が入院、１９道府県が通院に係る医療費を就学前（５歳未満含む）まで助成している。また、３３都道府県が入院、２８都府県が通院に係る医療費の助成対象を小学生以上とするなど全国的な取組みとなっているが、各自治体で受給者基準や受給内容が異なっているのが現状である。

（4）不妊治療については、令和４年４月から保険適用になったが、治療の効果を高めるために実施される先進医療は全額自己負担であり、これまでの助成制度より自己負担額が増加する場合もある。保険適用されたことによる影響を調査した上で、保険適用範囲の拡充など保険制度の見直しが必要である。また、現時点では先進医療について、自治体独自に医療費助成が行われているが、自治体の財政状況によって差が生じている。

（5）こども・若者等からの意見聴取については、令和６年度の「こどもまんなか熊本・実現計画」（こども基本法に基づく県こども計画）の策定に当たって、本県は、アドボケイトの協力も得つつ、こども・若者、子育て世代、保育・教育の現場で働く方々等から多くの意見を聴取し、計画に反映させたところ。こども基本法第１１条に基づき、計画策定後も引き続きこども・若者等からの意見聴取を継続的かつ安定的にこども・子育て政策に活かしていく必要があるが、アドボケイト等から十分な協力を得つつ意見聴取を行うのは財政上の制約に直面する。

２　先天性代謝異常等検査においては、熊本県は検査機関との連携のもと、県内産科医療機関の協力により、全国で最も早く拡大スクリーニングの検査体制を確立し、ＳＭＡ、ＳＣＩＤ、ＬＳＤの３疾病への検査について全国初の公費助成を実施していたところ。現在は、「新生児マススクリーニングに関する実証事業」により、ＳＭＡ、ＳＣＩＤが補助対象疾患となったことから、県の公費助成対象疾患を左記の２疾患としている。今後、ＳＭＡ、ＳＣＩＤについて公費検査対象疾患への追加が検討されるが、ＬＳＤについても早期治療の効果が認められるため、３疾病を公費検査の対象項目へ追加すべきである。

こどもと向き合う保育士・幼稚園教諭等支援の充実

提案・要望事項

【内閣府、総務省、文部科学省】

１　保育士・幼稚園教諭等への支援の拡充と人材確保策の推進

（１）保育士等配置に係る新たな加算制度等の創設

（２）保育士・幼稚園教諭等の育児休業等の取得促進に向けた支援制度等の創設

（３）保育士修学資金の貸付対象期間の拡充等

（４）保育補助者雇上費貸付けの返還免除条件の緩和

（５）保育士が養育する就学前児童の保育料の貸付制度の見直し

（６）潜在保育士の再就職支援に向けた支援制度の拡充

（７）保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

２　社会的養育が必要なこどもたちへの安全･安心な生活に必要な児童養護施設等における職員体制の充実

【提案・要望の内容】

１　こどもの権利と尊厳を守り、ウェルビーイングを高めるためには、幼児教育・保育に携わる職員が、こどもに笑顔で接することができる環境を整えることが必要である。そのための人材確保等の課題解決に向けた制度の創設及び拡充をお願いしたい。

（１）幼児教育・保育の質の向上や、特別な配慮を要するこどもの増加等により、保育士一人当たりの負担が増加しているほか、年度後半に向けて高まっていく保育需要に対応する必要もあり、現行の配置基準よりも多く保育士等を配置した場合の新たな加算制度等（１歳児の配置を４：１等）の創設をお願いしたい。

　また、人口減少地域において、園児数が２０名に満たない保育所等の運営維持のため、柔軟な制度運用や基礎的経費の補助等の創設をお願いしたい。

（２）保育士・幼稚園教諭等の産前産後休暇や育児休業、年休・休憩の取得促進のため、保育士等を代替的に雇用する施設に対する支援制度等の創設をお願いしたい。

（３）保育士・幼稚園教諭等の人材確保のために、現在行われている２年間の修学資金の貸付期間について、２年超の修学期間が設定されている養成校入学者には、貸付期間が修学期間と同じ期間となるよう制度の見直しをお願いしたい。また、養成校を卒業後、保育園以外の施設に就職する場合も対象となるケースがあるため、名称を「保育士等修学資金」に変更をお願いしたい。

（４）保育補助者の雇上げを行う施設等への貸付けについて、保育補助者から保育士になる人材確保への後押しとなるよう、貸付修了後１年以内に保育士資格を取得しなければ返還免除とならない条件について、期間延長により緩和していただきたい。

（５）未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付について、貸付額及び貸付期間の拡充をお願いしたい。

（６）保育士・保育所支援センターによる潜在保育士の再就職支援を強化するため、保育士登録情報がマイナンバーにより情報連携・更新できるよう早期の法令等の改正をお願いしたい。

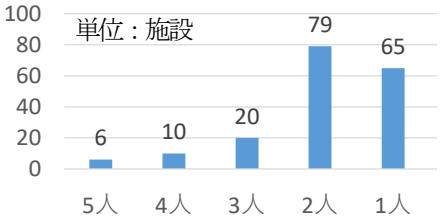
（７）保育士・幼稚園教諭等について、これまでの処遇改善等加算措置の取組みにより、給与改善が進められてきたものの、依然として他産業平均との給与差があることから、質の高い幼児教育・保育を実践するために、また、高い専門性を持つエッセンシャルワーカーに見合うよう、更なる処遇改善をお願いしたい。

2　児童養護施設等に入所しているこどもたちが、より家庭的な環境の中で生活ができ、必要な支援が十分に受けられ、安全・安心な生活ができるよう、必要な職員定数及び加算職員の定数設定について、要保護児童の実情を踏まえた柔軟な見直しを行い、児童福祉法に基づく児童入所施設措置費として財政措置が行われるようお願いしたい。

【現状・課題】

1　全国と同様に、本県では、保育士の有効求人倍率が全職種の平均を上回る状況や指定保育士養成施設の入学者が減少傾向にあるなど、幼児教育・保育人材の確保に大きな課題がある。さらに、国が進める「こども未来戦略」を踏まえた保育士配置基準の改善や、こども誰でも通園制度の創設などにより、人材確保策の推進が急務となっている。そのため、国と地方自治体が連携して取り組むために、補助事業や制度の拡充、創設が必要である。

◆　熊本県保育士不足に関するアンケート：R5. 12. 13～12. 25 実施
対象：県内 444 認可保育所、回答総数 315 施設（回答率 70. 9%）



不足している保育士の人数
合計 353 人　全体推計 498 人

保育士不足により生じていること（上位５項目）

業務量の増大や休暇取得が困難	116 施設
配慮が必要な園児への対応が不十分	91 施設
年度途中の入園に対応できない	75 施設
年度途中の離職に対応できない	63 施設
各種加算が取得できない	53 施設

※３つまで複数選択可

（1）保育士の配置基準については、３歳児は給付費等の加算制度（２０：１→１５：１）が既に設けられている。４・５歳児の職員配置基準の改善（３０：１→２５：１）及び加算制度が令和６年度に、１歳児についての改善した場合の加算制度等（５：１以上）が令和７年度に実施されたが、より一層の改善が必要である。

また、乳児及び１・２歳児の保育所等への入所が増加している中、調理従事職員についても、離乳食や食物アレルギーへのきめ細かな対応が求められている。よって、保育士及び調理従事職員の加算制度の創設により、負担軽減を図る必要がある。さらに、無償化等に伴う事務量の増加による負担が増している事務職員についても専任職員１名分の人件費の確保が必要である。

保育士についても、年度途中に入園する乳幼児が多く見込まれる施設において、年度当初から保育士を雇用し、年度後半においてもなるべく待機児童が発生しないように取り組んでおり、加算制度等の創設により実態に見合う改善が求められる。

（2）育休等の取得を予定している保育士と代替保育士が同時に配置される期間や復帰後の配置などを継続することで費用が嵩むことから一定の負担軽減が必要となる。また、保育士不足により生じる課題として最も回答の多かった項目は「業務量の増大や休暇取得が困難」となっており、保育士の負担軽減を図る必要がある。

（3）令和７年度保育士修学資金貸付事業対象者８８人のうち、４年制大学の人数は３０人となっている。専門性を高めていく基盤となる人材育成や、高校生等への進学支援のためには、４年間の貸付期間の拡充が有効である。補助金の名称については、制度の対象となるにもかかわらず、幼保連携型認定こども園等への就職控えが発生しているとの声もあり、「保育士等修学資金」と名称を変更する必要がある。

（4）施設等が保育士資格を持たない保育補助者を雇い上げる場合、３年間を限度として雇上げ費用を貸し付ける制度（年額上限２，９５３千円）については、貸付修了後１年以内に保育士資格を取得できなければ、返還免除とはならない。保育士試験の受験資格は、高校卒業者の場合、実務経験が２年必要であるため、この場合、実質２年以内に保育士資格を取得しなければ返済免除とはならず、施設等にとっては利用しづらい。多様な保育士人材確保策が必要な中、保育補助者から保育士へとなる人材の確保は有効であることから、当該貸付けの免除条件の緩和により施設側にとって使い勝手の良い制度とすることが必要である。

（5）県内の保育所等に再就職又は育休から復帰する保育士に対する未就学児の保育料の貸付額については、現在、半額（月額上限２７千円）となっている。また、貸付期間は、当該保育所等に勤務を開始した日から起算して１年間が限度となっている。貸付額や期間を拡大することで、配置基準の見直しや、こども誰でも通園制度の実施、配慮が必要な子の増加等による保育士不足に対し、潜在保育士の再就職支援や離職防止対策として有効である。

（6）令和７年１０月に保育士・保育所支援センターが法定化され、都道府県は潜在保育士の再就職の支援等を行うための必要な体制の整備を行うこととされたが、潜在保育士に再就職を働きかける取組みを強化するため、保育士登録情報についてマイナンバーによる情報連携・更新ができるよう法令等の改正が必要である。

（7）熊本県　　全職種：年収 4,607.6 千円（Ｒ７年度）
保育士（男女）：年収 3,684.5 千円　年収差▲923.1 千円（月額差▲76.9 千円）
幼稚園教諭等（男女）：年収 4,205.5 千円　年収差▲402.1 千円（月額差▲33.5 千円）

2　社会的養育が必要な児童については、里親等による家庭的な養育を推進している。しかし、里親等による養育が困難な児童も存在しており、その場合には、小規模化、地域分散化された児童養護施設等で、可能な限り家庭的環境で養育を行っている。

近年、施設入所児童は、虐待の影響などで医療的なケアが必要な児童が増加しており、各施設では、服薬管理、発作時や病院受診時の対応など、支援が必要な児童への適時、適切な対応が課題となっている。

各施設では、児童福祉法に基づく児童入所施設措置費の支弁が認められる範囲で看護師などの必要な職員を配置しているが、入所児童への支援はもとより、家庭的な養育環境の確保や施設の多機能化などの取組みにより業務量が増大、マンパワー不足に苦慮している状況。

このため、児童入所施設措置費の支弁対象となる職員数については、支援対象児童の数に応じた累進的設定を行うなどの見直しを行い、各施設の実態に応じた柔軟な職員配置を可能にし、入所児童の最善利益に資する生活環境を整える必要がある。

防災・減災、国土強靭化の推進

提案・要望事項　【内閣官房、防災庁、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

１　国土強靭化の推進に必要な予算総額の確保と地方財政措置の充実・強化

２　国の人員体制の充実・強化

３　農地海岸保全施設等の整備及び支援の充実

【提案・要望の内容】

１　我が国では、近年、気候変動の影響等により、全国各地で毎年のように大規模な自然災害が発生している。本県においても、県民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靭化の取組みは一層重要となっていることから、国土強靭化地域計画に基づき、「災害に強く安全・安心な熊本づくり」を推進している。しかしながら、その取組みは未だ道半ばであり、令和８年熊本地震など度重なる災害からの復旧・復興に加え、国土強靭化の取組みを強力に進めるためには、中長期的な見通しのもと、計画的かつ継続的に取り組む必要がある。

そのため、国土強靭化の取組みに必要な予算・財源については、令和７年６月に策定された第１次国土強靭化実施中期計画の目標達成に向け、現下の資材価格・人件費の高騰等を適切に反映し、通常予算とは別枠での必要かつ十分な予算確保をお願いしたい。

また、国において、補正予算が組まれることを前提とした予算編成ではなく、必要な予算を可能な限り当初予算で措置することが実現した場合、予見可能性が高まり計画的な事業執行が可能となることが期待される一方、必要な事業量に対する十分な予算の確保や有利な起債である補正予算債が活用できないことによる地方財政負担の増加が懸念される。

これまで補正予算で多額の予算が措置されてきた国土強靭化の投資事業等に引き続き躊躇なく取り組めるよう、必要な事業量に対する当初予算での十分な予算の確保とともに地方財政措置の充実・強化をお願いしたい。

２　防災・減災、国土強靭化対策を着実に推進するとともに、今後起こりうる大規模災害に備えるため、地方自治体の支援に大きな役割を担う、国土交通省をはじめとする国の人員体制の充実・強化を図っていただきたい。

３　本県の農業生産を支える干拓地は、大規模災害時に高潮や津波等のリスクが高い地域にあり、それらを守る農地海岸保全施設は、耐震対策を要する堤防が多く、多額の予算と高度な技術力を要するため、直轄事業による整備をお願いしたい。

また、有明海・八代海では干潟が発達しているという地域性から、排水路等の土砂堆積が進み、排水機能を阻害しているため、時限措置である「緊急浚渫推進事業債」の恒久的な制度設計をお願いしたい。

【現状・課題】

１　令和８年熊本地震や令和７年８月豪雨をはじめ、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、これまでも、国の支援を最大限活用して、河川改修や、砂防堰堤の整備、道路ネットワークの構築等、災害に強い熊本の実現に向けて取組みを進めてきた。

令和８年熊本地震においては、耐震補強を実施していた橋梁では、損傷が限定的なものに留まり、緊急輸送道路ネットワークの機能を維持するなど、その効果を発揮した。また、震度６強の

揺れにより被害を受けた八代港においても、耐震対策を実施した岸壁では大きな被害がなく、発災直後から船舶の着岸が可能であったことから「はくおうⅡ」等による被災者支援活動に大きく貢献した。

さらに、令和７年８月豪雨においては、河道掘削や遊水地整備を実施してきた坪井川で河川水位の低減が図られたほか、甲佐町などでは、これまでに整備した砂防堰堤が、土砂や流木を捕捉し、人家や県道への被害を防ぐなど、被害の軽減に大きな効果を発揮した。

一方、令和７年１月には埼玉県八潮市内において、下水道管の破損に起因すると思われる陥没が起き、周辺住民への日常生活に支障が生じるなど、全国的にも高度経済成長期に整備されたインフラは老朽化が進行しており、その対策は喫緊の課題となっている。

本県では、国の第１次国土強靭化実施中期計画を踏まえ、平成２９年に策定した「熊本県国土強靭化地域計画」を令和８年３月に改定したところであり、改定に当たっては、インフラ老朽化対策の推進や半島地域における緊急輸送ネットワークの強靭化などのハード事業に加え、新たな防災道の駅の選定、建設 DX の取組による生産性向上といったソフト事業、さらに令和７年８月豪雨を踏まえた浸水対策の推進等も含め、必要な施策を幅広く計画に位置付けた。

また、経済財政運営と改革の基本方針 2026 において、「補正予算は真に緊急性の高い施策に限定し、恒常的な施策については当初予算で措置する」こととされた。当初予算への一本化が実現した場合、予見可能性が高まり計画的な事業執行が可能となることが期待される一方、投資事業等の必要な事業量に対する十分な予算の確保や有利な起債である補正予算債が活用できないことによる地方財政負担の増加が懸念される。

これまで補正予算で多額の予算が措置されてきた国土強靭化の投資事業を引き続き推進するためには、国による十分な予算の確保とともに地方財政措置の充実・強化が必要である。

２　国土交通省においては、平成２８年熊本地震における熊本復興事務所（現：阿蘇砂防事務所）の設置や、令和２年７月豪雨における八代復興事務所の設置など、本県で発生した災害からの復旧・復興に御尽力いただいており、今後も全国的に大規模災害の発生が想定されるため、災害時の現場対応や我々地方自治体の支援に大きな役割を担う、国土交通省等の職員の人員体制の充実・強化が必要である。

３　本県の農地海岸の堤防は、大部分が海抜ゼロメートル地帯の干拓地に造成されており、広大な優良農地の保全に加え、地域住民の安全・安心に大きく寄与している。しかし、耐震対策が必要な堤防の大部分が未対策の状況であり、大規模地震時の高潮や津波発生のリスクが高まる状況下において、農地海岸の堤防の耐震対策が急務である。

また、有明海・八代海沿岸では、干潟の発達という地域特性に加え、近年の土砂流入量の増加なども影響し、排水路等に大量の土砂が堆積している。その結果、内水排除の流れが阻害され、大雨時には排水機能が十分に発揮されていない。現在は「緊急浚渫推進事業債」を活用して浚渫を進めているものの、堆積土砂の量は多く、地域の防災力を高めていくためにも、継続的かつ計画的に浚渫を行っていく必要がある。

【令和８年熊本地震における国土強靭化の取組みの効果】

橋梁

【(主) 八代鏡宇土線 八間川橋】(八代市)
耐震補強を実施していた橋梁では、損傷が限定的なものに留まり、緊急輸送道路ネットワークの機能を維持するなど、その効果を発揮した。





（主）八代鏡宇土線 八間川橋



耐震補強事例

港湾

【八代港】
震度６強の揺れにより被害を受けた八代港においても、耐震対策を実施した岸壁では大きな被害がなく、発災直後から船舶の着岸が可能であったことから「はくおうⅡ」等による被災者支援活動に大きく貢献した。



八代港



発災後も機能した耐震岸壁





非耐震化岸壁箇所の亀裂や陥没

【国土強靭化の取組み及び令和７年８月豪雨災害におけるその効果】

河川

【遊水地整備等（熊本市坪井川）】

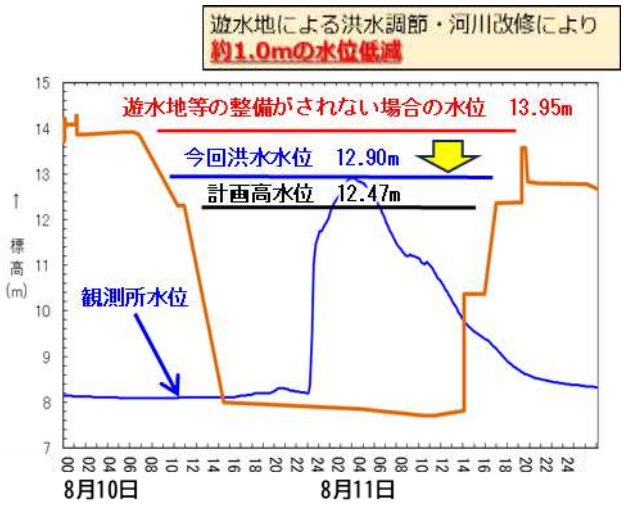
坪井川では、河川激甚災害対策特別緊急事業等により、市街地上流部の引堤や河道掘削等の河川改修、遊水地整備を実施してきたこと、「防災・減災、国土強靭化のための５ヵ年加速化対策」を活用し、市街地上流部の堤防補強や流下能力を確保する河道掘削をしたことにより、遊水地の下流にある観測所において河川水位を約1.0m低減させ、遊水地下流にある市街地の浸水被害を軽減した。



■ 整備状況（坪井川遊水地）

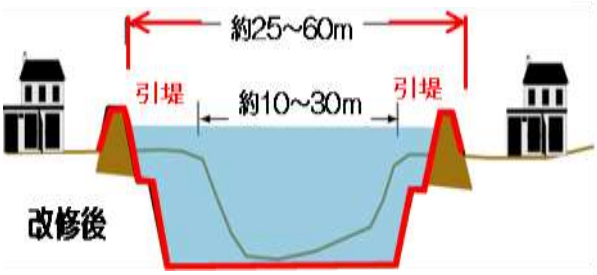


■ 観測水位（坪井水位観測所）



※本資料の数値は速報値及び暫定値であるため、
今後の調査結果等で変わる可能性があります。

■ 整備状況（坪井川本川の河道改修は概成）



■ 雨量比較（坪井川流域平均雨量）



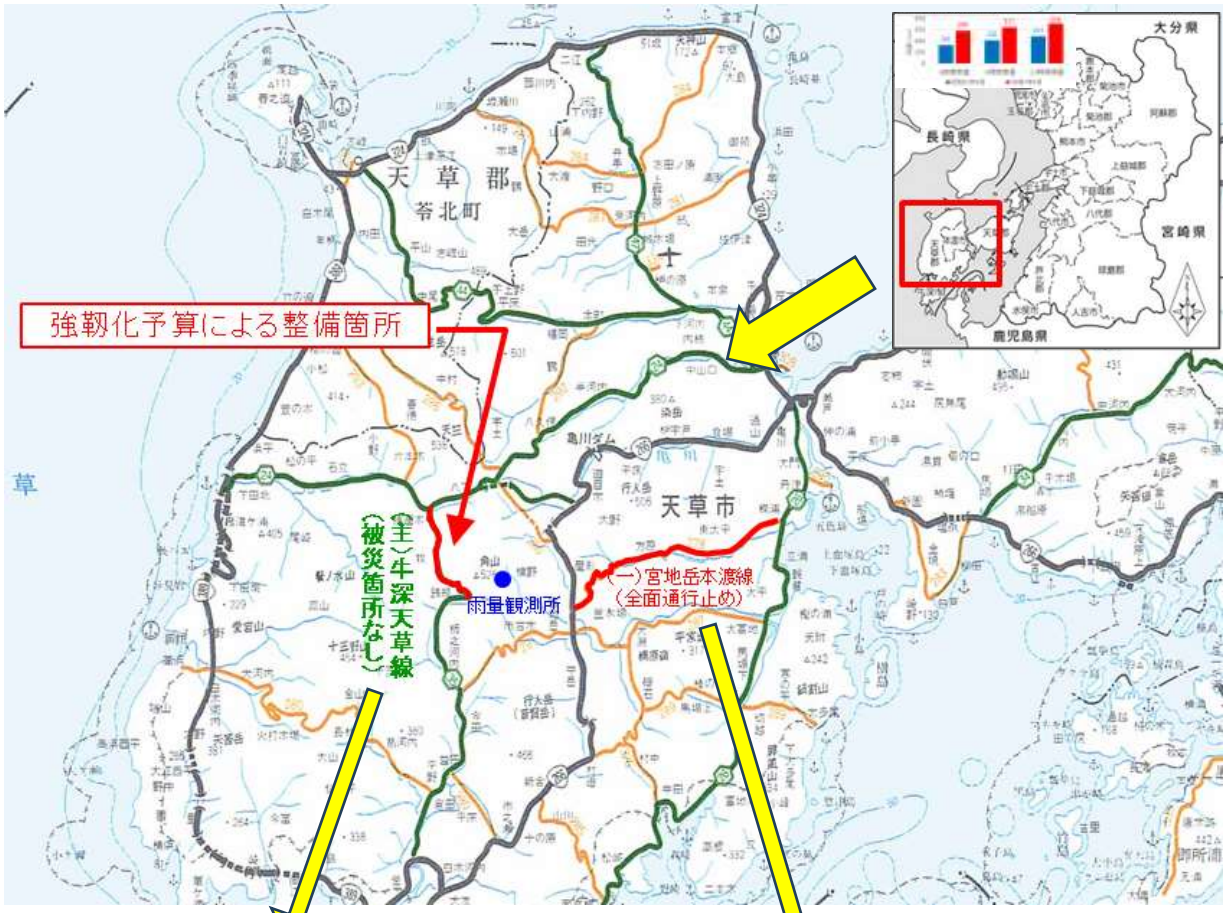
■ 浸水戸数比較



令和７年８月豪雨は、熊本市内で甚大な被害のあった昭和５５年８月の集中豪雨よりはるかに多い雨量だったが、対策を行っていたことで浸水戸数は96%減少した。

道路

１２時間雨量が、２２１㎜（角山雨量計）を観測した天草市において、防災対策の進んでいない一般県道宮地岳本渡線（方原地区）では複数箇所の法面崩壊が発生し、一時全面通行止めとなった。一方、強靭化予算を活用し防災対策を進めている近隣の主要地方道牛深天草線（福連木地区）は、今回の大雨でも法面崩落は発生しなかった。





（主）牛深天草線

国土強靭化予算により防災対策を進めた箇所は被害が発生しなかった。

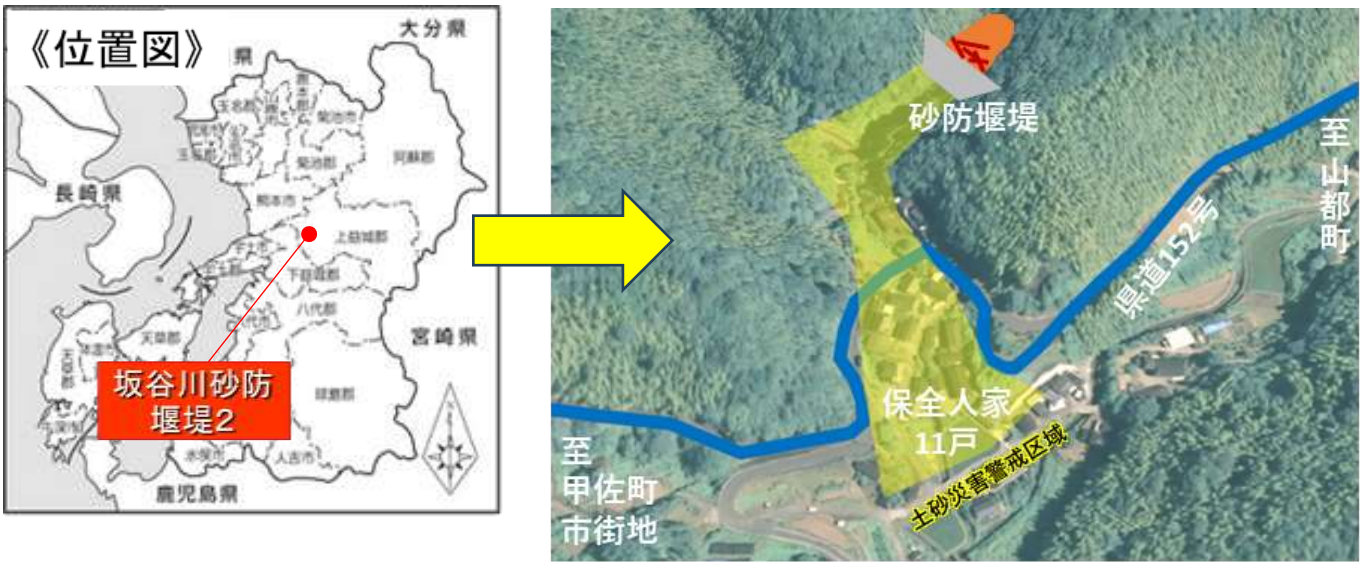


（一）宮地岳本渡線

未対策の箇所は法面が崩落し、一時全面通行止めとなった。

砂防

【砂防堰堤（甲佐町）】
８月１１日の大雨により土石流が発生したが、国土強靭化のための３ヶ年緊急対策により前倒して整備した砂防堰堤が土砂・流木約2,000㎥を捕捉し、人家11戸、県道への被害を防いだ。








土石流発生後の下流の住宅

←↑砂防堰堤が土砂や流木を捕捉したことで、人家や県道に被害は発生しなかった。

「九州を支える広域防災拠点構想」の推進

提案・要望事項　　【防災庁、財務省、国土交通省】

１　災害時に司令機能を担う防災庁の地方機関である防災局の本県への設置

２　南海トラフ地震等の大規模広域災害に備えた防災訓練への継続的な技術的支援及び財政支援

３　九州の横軸となる九州中央自動車道や中九州横断道路の早期整備

【提案・要望の内容】

１　南海トラフ地震が発生した場合、相対的に被害規模が小さいとされる九州地域の中央に位置する本県は、地理的優位性と併せ、平成 28 年熊本地震及び令和２年７月豪雨をはじめ、この度の令和８年熊本地震においても初動対応から復旧・復興までを国等関係機関と一体となって対応している。また、本県はすでに、南海トラフ地震発生時の九州地域における政府の現地対策本部の設置場所や国のプッシュ型支援用物資の分散備蓄拠点、調整役を担う九州地方知事会の会長代行県に選定されていることに加え、平時から各種訓練や施設整備に取り組むなど、広域防災拠点としての機能強化を着実に進めている。こうした優位性を有する本県に、令和８年７月に成立した防災庁設置法等に基づく防災庁の地方機関である防災局が置かれることで、災害対応の即応性が高まり、九州さらには日本全体の防災力向上に貢献できることから、本県に防災局を設置いただきたい。

２　「九州を支える広域防災拠点構想」を掲げる本県では、国や九州・山口各県等の関係機関と連携し、南海トラフ地震を想定した広域的な防災訓練を継続して実施しているところ。

大規模広域災害発生時に被災県への迅速な支援を行うことができるよう、本県の広域防災拠点としての機能を高めるためには、実践的かつ効果的な訓練を今後も繰り返し実施していくことが必要である。そのため、訓練に係る国からの継続的な技術的支援及び防災力強化総合交付金の柔軟な運用等を含めた財政支援をお願いしたい。

３　大規模災害時に近隣県と相互に支援・受援が速やかに行えるよう、九州の横軸となる九州中央自動車道や中九州横断道路の整備推進をお願いしたい。

【現状・課題】

１　本県は、「九州を支える広域防災拠点構想」に基づき、南海トラフ地震等大規模広域災害の発生に備え、九州における広域防災拠点としての役割を果たすため、防災センターの整備や広域応援訓練による機能強化を図っている。

また、本県は、南海トラフ地震発生時の九州地域における政府現地対策本部の設置場所や国のプッシュ型支援用物資の分散備蓄拠点、九州地方知事会の会長代行県に選定されており、九州において重要な役割を担うこととなる。

大規模災害が発生した場合には、被害状況の把握や被災自治体への迅速な応援体制の構築、フェーズに応じて刻々と変化する被災地・被災者ニーズの俯瞰的な把握や機動的な対応など、発災時から復旧・復興までの司令機能が重要となる。

このことは、今回の令和８年熊本地震において、発災後速やかに司令機能を担う政府非常災害現地対策本部を熊本県防災センター内に設置され、的確かつ機動的に対応いただいた結果、「被

災井戸に対する洗浄・補修に対する支援」や「被災者の自宅敷地における仮設住宅の建設に向けた支援」など、これまでに前例のない様々な事項について支援策を講じていただいたことからも明らかとなった。

2　国の地震調査委員会において、南海トラフ地震が今後３０年以内に発生する確率が６０％～９０％程度以上と公表されているなど、大規模広域災害への対応力の確保が急務。

　また、令和７年２月には、九州地域における国のプッシュ型支援用物資の分散備蓄拠点（県消防学校の備蓄倉庫）に選定され、協定を締結し、国と連携を図りながら物資供給拠点としての役割を担うなど、本県の九州における広域防災拠点機能の重要性は高まっているところ。本県においては、南海トラフ地震を想定し、県外応援に特化した広域的な訓練を継続して実施しているところであり、令和７年１０月に実施した南海トラフ地震広域応援訓練では、内閣府防災から訓練計画への助言や訓練への参加をはじめ、訓練における国の新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）の活用に向けた支援等の技術的支援をいただいた。

　このような中、繰り返し訓練を実施し、練度を高めていくためには、国の継続的な技術的支援や、財政支援として、地域の実情に応じ、訓練経費のみでも活用できるよう「防災力強化総合交付金」の柔軟な運用が必要である。

3　本県が、九州の広域防災拠点としての役割を担うための機能強化を図るうえで、大規模災害時に隣接する大分県や宮崎県と相互に物資や人員を迅速かつ円滑に輸送するために、九州の横軸となる九州中央自動車道及び中九州横断道路の整備が急務である。

地方税財源の充実確保

【内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

提案・要望事項

１　地方財政計画の歳出総額と地方一般財源総額の充実確保
２　地方税財政に大きな影響を与える制度見直しに伴う代替財源の確保
３　国の新たな予算編成方針に係る適切な対応
４　持続可能な地方交付税制度の確立
５　安定的な地方税体系の構築
６　過疎対策の充実強化及び公共施設の長寿命化等の推進
７　公立病院の経営安定化支援

【提案・要望の内容】

１　令和８年度地方財政計画では、社会保障関係費や人件費の増加、官公需の価格転嫁、地方創生・人口減少対策、国土強靭化、インフラ老朽化対策等に係る歳出増を踏まえ、歳出総額と地方一般財源総額について、前年度を上回る水準が確保されたところ。

令和９年度以降も、引き続き、社会保障関係費の増加に加え、物価高等を踏まえた価格転嫁、金利上昇の影響、給与改定への対応など、避けることができない歳出増が見込まれるとともに、国土強靭化やインフラ老朽化対策等の重要課題への対応、地方創生・人口減少対策など地方の実情に沿ったニーズへの対応も求められている。

これらの事業に円滑に取り組むとともに、地方創生に向けた兆しのある本県において将来に向け発生する投資事業に躊躇なく取り組めるよう、引き続き、地方財政計画の歳出総額及び安定的な財政運営に必要不可欠な地方一般財源総額を充実確保していただきたい。

２　消費税は交付税原資も含めると税収の約４割が地方の財源となっており、社会保障の充実・安定化を支える貴重な財源である。そのため、消費税率の時限的な引き下げに当たっては、地方に負担を転嫁することがないよう国の責任において確実な代替財源を措置していただきたい。また、「給付付き税額控除」の制度設計にあたっては、事務負担の最小化を徹底するとともに、財政負担については目に見える形で措置し、地方公共団体の財政運営に支障が生じないようにしていただきたい。

ガソリン税等の暫定税率、自動車税環境性能割廃止に伴う令和８年度の減収については、地方特例交付金で全額補填されたが、地方の安定的な行政サービスの提供及び財政運営に支障が生じないよう、代替の恒久財源を確保いただきたい。

「年収の壁」の更なる見直しについて、今後、個人住民税の諸控除等について検討がなされる場合は、地方が担う行政サービスに支障を来すことのないよう、事前に地方の声を確認しながら、国の責任において代替となる恒久財源の確保の必要性も含めて丁寧に議論を進めていただきたい。

３　国において、補正予算が組まれることを前提とした予算編成ではなく、必要な予算を可能な限り当初予算で措置することが実現した場合、予見可能性が高まり計画的な事業執行が可能となることが期待される一方、必要な事業量に対する十分な予算の確保や有利な起債である補正予算債が活用できないことによる地方財政負担の増加が懸念される。

これまで補正予算で多額の予算が措置されてきた国土強靭化やインフラ老朽化対策、半導体関連産業の集積に伴うインフラ整備などの投資事業等に引き続き躊躇なく取り組めるよう、必要な事業量に対する当初予算での十分な予算の確保とともに地方財政措置の充実・強化をお願いしたい。

4　地方交付税については、その総額を確保するとともに、更なる法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、引き続き臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指していただきたい。

5　償却資産課税、ゴルフ場利用税、収入金額課税については、地方財政を支える貴重な財源となっているため、現行制度を堅持（なお、償却資産課税にあっては、特例措置の確実な終了）していただきたい。また、自動車関係諸税に関する今後の検討にあたっては、道路ネットワークの改良や維持補修等行政サービスの提供に必要な貴重な財源であることを十分に踏まえ、税財源を確実に確保していただきたい。

6　過疎市町村を取り巻く状況は人口減少や少子高齢化の進展等により厳しさを増しているが、過疎地域持続的発展市町村計画に基づき実施する、水道未普及地域の解消や大型ごみ処理施設の集約などの必要な生活基盤の整備、地域医療の確保等住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る事業について躊躇なく取り組めるよう、過疎対策事業債の必要額（ハード分、ソフト分）を確保していただきたい。

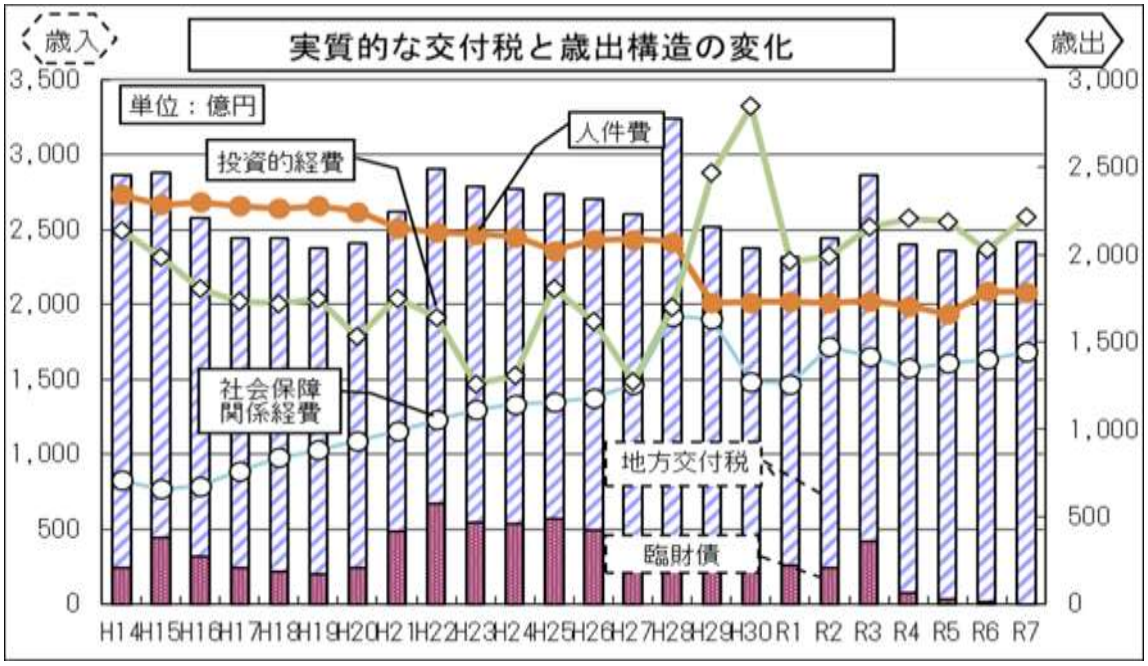
　また、自治体が長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、令和８年度に期限を迎える公共施設等適正管理推進事業債を延長していただきたい。

7　公立病院を取り巻く環境は厳しさを増している中、令和８年度においては、診療報酬のプラス改定、地方財政措置の拡充がなされたところ。しかしながら、職員給与費や物価高騰による材料費の上昇の影響は大きく、公立病院は経営改善に取り組んでもなお極めて厳しい経営環境が続くことが見込まれる。こうした状況を踏まえ、賃金や物価の上昇が適時適切に反映される仕組みを診療報酬制度等に組み込むよう、総務省からも引き続き厚生労働省に働きかけていただきたい。

　また、都市圏と比べ、人口減少・少子高齢化が急速に進む地方において、必要な医療を継続的かつ安定的に提供できるよう、地域の実情に合わせた地方財政措置の充実・強化をお願いしたい。

【現状・課題】

1、2、3、4　これまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分については、給与関係経費や投資的経費などの懸命な歳出削減努力により吸収してきたが、平成 28 年熊本地震、令和２年７月豪雨、令和７年８月豪雨災害、令和８年熊本地震と相次ぎ大規模災害に見舞われ、災害関係の県債償還が本格化する中、本県の財政運営は、厳しい状況にある。



その中で、消費税は地方にとって社会保障制度の基盤となる極めて重要な財源であり、減税による減収となれば社会保障制度の維持が困難となる。なお、令和６年の給付金・定額減税の一体措置では地方の現場に大きな事務負担が生じた。

また、社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業等への財政需要が今後一層高まることが見込まれており、財源を安定的に確保していく必要がある。その中で、「ガソリン税等の暫定税率や自動車税の環境性能割の廃止」は、地方の安定的な行政サービスの提供及び財政運営に支障が生じる恐れがある。

さらに、「年収の壁」に係る個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、地方税財源への影響等を総合的に勘案され、給与所得控除のみ９万円引き上げられることとなり、地方財政に与える影響は限定的なものにとどまったものの、令和８年度与党税制改正大綱（以下「大綱」という。）において、「今後、所得税の基礎控除等が定期的に見直されていくことを踏まえ、見直し後の給付や負担の決定基準のあり方については、所管省庁において検討し、必要な対応を行う」とされているところ。

加えて、経済財政運営と改革の基本方針2026において、「補正予算は真に緊急性の高い施策に限定し、恒常的な施策については当初予算で措置する」こととされた。当初予算への一本化が実現した場合、予見可能性が高まり計画的な事業執行が可能となることが期待される一方、投資事業等の必要な事業量に対する十分な予算の確保や有利な起債である補正予算債が活用できないことによる地方財政負担の増加が懸念される。

これまで補正予算で多額の予算が措置されてきた国土強靭化やインフラ老朽化対策、さらには半導体関連産業の集積に伴うインフラ整備等の投資事業を引き続き推進するためには、国による当初予算での十分な予算の確保とともに地方財政措置の充実・強化が必要である。

（参考：Ｒ７年度補正予算債の起債が叶わず、従来の事業債での起債となった場合、交付税措置額は約２０億円の減額となる。）

５　市町村税の基幹税目である償却資産課税の縮減・廃止は、市町村の財政運営に極めて重要な影響を及ぼすことから、地方六団体からも現行制度堅持、特例措置の確実な終了等の強い要望が行われている（令和７年度県内市町村決算額：２７７億円）。

ゴルフ場利用税の７割は、ゴルフ場所在の市町村へ交付されている。本県のゴルフ場所在市町村の多くは中山間地域であり、とりわけ財政基盤が弱い市町村にとっては、貴重な財源となっている（令和７年度決算：６億円）。

また、自動車税は県税収の基幹税であり、大綱においても「令和１０年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、その課税趣旨を踏まえつつ、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和９年度税制改正において結論を得る。」とされている（令和７年度決算：２３９億円）。

電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、長年、地方税収の安定化にも大きく貢献している。大綱においても「地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する」とされている（令和７年度決算：２６億円）。

６　過疎対策の主な財源である過疎対策事業債について、県内の過疎市町村（３２団体、うち全部過疎２６団体、みなし過疎１団体、一部過疎５団体）の起債要望額に対する内示率は以下のとおりとなっている。

ソフト分の内示率は、各過疎団体の発行限度額内においては１００％となるが、現行の発行限度額を最大２倍まで引き上げる運用の弾力化については、令和６年度、令和７年度においては、

ハード事業の年間所要額が地方債計画額を超過する見込みであるため実施されていない。

単位：百万円

各年度内示率	令和３年度			令和４年度			令和５年度			令和６年度			令和７年度		
	要望額	内示額	内示率	要望額	内示額	内示率	要望額	内示額	内示率	要望額	内示額	内示率	要望額	内示額	内示率
過疎債（ハード）	11,119.2	11,109.9	99.9%	18,877.1	16,947.6	89.8%	19,514.7	16,695.3	85.6%	20,303.3	15,952.3	78.6%	22,745.8	18,480.6	81.2%
過疎債（ソフト・限度内分）	2,067.7	2,067.7	100.0%	2,262.7	2,262.7	100.0%	2,395.9	2,395.9	100.0%	2,478.9	2,478.9	100.0%	2,367.5	2,367.5	100.0%
過疎債（ソフト・限度超分）	147.5	66.1	44.8%	168.1	72.9	43.4%	555.1	205.8	37.1%	実施なし			実施なし		

公共施設等適正管理推進事業債については、県・市町村ともに多く活用しており、市町村等からも延長について強く要望されているところ。

【公共施設等適正管理推進事業債同意実績】　（単位：億円）

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
県	41.4	33.0	61.6	97.8	78.1	105.0	108.8
市町村	19.9	24.5	14.9	16.9	29.3	47.2	35.7

※県・市町村実績共にR8年度は一次協議に対する同意予定額

7　公立病院の経営状況については、職員給与費、材料費等の医業費用の増加や国庫補助金等の減少等のため、令和６年度決算では全国で約８割が赤字となったところ。本県市町村下の公立病院においても同様の状況で、令和６年度決算では、ほぼすべての病院（全１６病院中１５病院）が赤字となった。令和７年度決算（速報）においても、引き続き全１６病院中１５病院で赤字となる見込み。

（参考）　令和６年度決算における全国の赤字病院（公立）の割合

Ｒ５　７０．４％ → Ｒ６　８３．３％（経常収支ベース）

（総務省（自治財政局準公営企業室）資料「公立病院の現状と課題について（令和７年１０月２８日))」より）

また、公立病院については、人口が少ない不採算地区、へき地及び小児や救急等、医療コストが高い一方、地域に必要不可欠な医療を提供しているところ。今般の人件費上昇や物価高は、こういった公立病院が担っている不採算部門医療の経営悪化に拍車をかけている。

質の高い教育の提供

提案・要望事項　【文部科学省】

１　学校における働き方改革及び教員不足解消に向けた取組の更なる推進

２　教員採用選考試験の全国共同実施に向けた取組の推進

３　少人数学級によるきめ細かな指導体制の計画的な整備等

４　学校現場における支援体制強化

【提案・要望の内容】

１　各校種に係る標準法定数の改善を実現するとともに、業務改善や効率化などの学校における働き方改革及び教員不足解消に資する地方自治体の取組に係る財源確保をお願いしたい。また、現在任用している教職員を確保するため、初任者に対する拠点校指導の算定基準の引き下げを検討いただきたい。

２　教員採用選考第一次考査の全国共同実施については、協議会において令和９年度の「共通問題配付方式」による実施が決定したところであるが、今後はさらなる質の向上や業務効率化に資するよう、参画自治体の財政負担に引き続き配慮されつつ、将来的な統一試験方式の実現に向けた検討を推進していただきたい。

３　児童生徒の学力向上及び教員の質の向上のために以下の改善をお願いしたい。

（１）小学校及び中学校における３５人以下学級の導入に伴う財政支援

（２）特別支援学級の学級編制の標準の引き下げ

（３）少人数指導に係る指導方法工夫改善加配総数の維持及び通級指導・日本語指導教室のための加配の基礎定数化における要件緩和

（４）専科指導加配における指導者に係る要件緩和

（５）水産系高校の実習船船員の標準法算定の対象化や加配措置創設等による財政支援

４　地震等で被災した児童生徒への支援体制の充実のための加配措置の継続や国庫補助制度創設等の検討をお願いしたい。

また、学校現場における障がい者の雇用促進のため、新たな加配措置など合理的配慮に係る人員配置をお願いしたい。

【現状・課題】

１　全国的に問題となっている教員不足は本県においても深刻化しており、教職員の定数増の前提として、働き方改革を進め、教員のなり手を確保することが喫緊の課題である。本県でも教育職員の在校等時間に関する「上限方針」を定め、業務量の適正な管理等に取り組んでいるが、令和７年度調査では、月４５時間超の教職員が２４．９％であり、上限時間の範囲内としていくためには、業務見直し及び教職員の配置増などマンパワーの充実が不可欠である。

このため、外部委託やＤＸを活用した業務改革、教員のイメージアップのための取組等、制度改正や十分な予算措置が必要である。

２　優れた教師人材の確保に向けて、公立学校教員採用選考に係る第１次選考の全国共同実施については、現在、令和９年度からの「共通問題配付方式」による実施に向けて進められているところ。この業務の外部化により従来と比べ業務負担及び経費の軽減が認められるものの、受験案内、

出願・試験運営及び採点・成績処理といった業務が残り、負担軽減の範囲は限定的である。

このため、第三者機関が業務を一括受注することによる大幅な負担軽減とともに、併願等による受験者増に寄与する「統一試験方式」の導入に向けて、段階的に取組を進めていく必要がある。

3（1）令和７年度をもって、小学校の全学年での３５人以下学級編制が完了し、さらに令和８年度以降、中学校においても中学１年生から段階的に３５人編制に引き下げる方針が国から示された。このことについては確実な実施をお願いしたい。少人数学級編制においては、学級数増加に伴い、十分な教室数の確保等、学校施設の整備に対して十分な予算措置が必要である。

（2）本県では、特別支援教育を必要とする児童生徒数が増加し、学級数が年々増加していることから、よりきめ細かに個に応じた指導ができるよう教職員数の増員が必要である。

【参考】特別支援学級数の推移（※熊本市を除く（R8.5.1時点））

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
小中計	844	869	911	976	1022	1059	1091	1104	1116	1104	1078

（3）本県では、基準に満たない２００人未満の小規模な小・中学校が全体の約６割を占めているため、今後基礎定数化が進むことで加配数の減少が想定される。また、通級及び日本語指導加配の基礎定数化においても、小規模校が多い本県では、広範囲の小・中学校を担当することになり支援ニーズに的確に対応できなくなるおそれがある。

（4）文部科学省は、小学校教科担任制を計画的に推進するために、それに必要な加配定数を拡充する方針を掲げている。本県においても、当該加配措置により、学びの質の向上及び教員の持ち授業時間数の削減を図っている。今後も当該加配措置を行っていきたいものの、要件として、高い専門性（小学校英語教育専科：中学校・高等学校の免許状保有またはＣＥＦＲＢ２相当以上の英語力等。教科担任推進加配：中学校・高等学校の免許所有者、対象教科の専門指導を３年程度実施していた者等。）が求められていること、また、教員不足が深刻な状況にあることから、この要件を満たす人材を十分に確保することが困難な状況にある。

（5）実習船の船員が標準法の対象外では、地方財政が厳しくなる中、公立の水産・海洋系高等学校から、日本の水産・船舶業界に貴重な人材を供給することが困難になりつつある。

4　令和８年７月２８日に発生した令和８年熊本地震によって被災した児童生徒等の心のケアを最優先に学習支援等に係る教職員の加配措置等が必要である。

また、障害者雇用促進法に基づき、障がい者の採用を進めるとともに、県独自に障がいを有する事務補助員を雇用している。今後、法定雇用率が段階的に引き上げられることを踏まえ、新たな加配や障がいを有する教職員をサポートする支援員等、合理的配慮に係る人員配置が必要である。

特別支援教育に係る環境整備

提案・要望事項　　【総務省、文部科学省】

１　高等学校における「特別支援教育支援員」の増員

２　「特別支援教育支援員」の配置実態に即した地方財政措置の実施

３　高等学校における「通級による指導」の実施に係る加配教員の拡充

【提案・要望の内容】

１　生徒の障がい状況の重度化・複雑化に対応するため、高等学校の特別支援教育支援員の配置水準を、段階的に義務教育段階に近づけていただきたい。

２　特別支援教育支援員の地方財政措置について、高等学校での特別な支援を必要とする生徒の増加に伴い配置実態に即した財政措置をお願いしたい。また、市町村で配置している特別支援教育支援員についても、財政措置の拡充をお願いしたい。

３　高等学校における「通級による指導」を充実するため、加配教員の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

１　特別支援教育支援員の各学校段階及び１校当たりの配置人数の推移は下表のとおりである。高等学校では、令和８年度は全国で１０００人の措置予定で、１校当たりの配置人数に換算すると０．２９人／校となるが、義務教育段階の２．４９人／校との乖離がある。本県においては障がいの程度が非常に重度な生徒の高等学校への入学が増加しており、義務教育段階で提供されていた合理的配慮を特別支援学級がない県立高等学校で継続して提供することに大きな困難が生じている。

２　本県では特別な支援を必要とする生徒の入学増加に伴い、特別支援教育支援員の配置を拡充してきた（Ｒ５：１０人、Ｒ６：１５人、Ｒ７：１６人）。令和８年度は国の水準を超える２０人（０．３１人／校）を配置しているが、今後もインクルーシブ教育を求め、障がいのある生徒の高等学校への進学ニーズは拡大することが想定されるため、特別支援教育支援員の更なる増員が必須であり、配置実態に即した国からの財政措置が必要である。

　また、本県の市町村においても、特別支援教育支援員を多数配置しており、その負担が更に増大していることから、財政措置拡充の要望が数多く上がっている状況である。

【表】

公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校等における特別支援教育支援員の地方財政措置人数の推移（全国）

	幼稚園			小・中学校等			高等学校等		
	総設置園数	地財措置人数	１校当の配置人数	総設置校数	地財措置人数	１校当たりの配置人数	総設置校数	地財措置人数	１校当たりの配置人数
H30	4,391	7,600	1.73	29,154	55,000	1.89	3,594	500	0.14
R1	4,217	7,800	1.85	28,894	56,600	1.96	3,582	600	0.17
R2	4,083	7,900	1.93	28,664	57,000	1.99	3,570	900	0.25
R3	3,966	8,200	2.07	28,587	56,900	1.99	3,556	900	0.25
R4	3,833	8,400	2.19	28,394	58,100	2.05	3,524	800	0.23
R5	3,691	8,200	2.22	28,200	60,500	2.15	3,490	800	0.23
R6	3,548	8,600	2.42	28,038	63,700	2.27	3,473	900	0.26
R7	3,421	8,300	2.43	27,562	67,200	2.44	3,461	900	0.26
R8	**3,421**	**7,800**	**2.28**	**27,562**	**68,600**	**2.49**	**3,461**	**1,000**	**0.29**

※Ｒ８の総設置校数は調査前のため、令和７年度と同数にしています。

３　令和５年度、６年度、７年度に新たな県立高等学校で「通級による指導」を行うため、文科省に加配の追加申請を行ったが認められなかった。

本県では、中学校で「通級による指導」を受けている生徒のうち約９７％、「特別支援学級」に在籍していた生徒のうち約６６％が高等学校へ進学している。このように、中学校で特別な場で特別支援教育を受けてきた多くの生徒が高等学校に進学しており、「通級による指導」のニーズが高い。これらのニーズに対応するため、本県では新たに他校通級や巡回指導の実施を見据え、現通級実施校以外での通級を開始することで、県内全域での通級による指導の実施を目指している。県立学校教員定数内による措置では、今後実施校数を増やすことができないため、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令」第２条第３号第１項に係る通級加配教員の拡充が必要である。

誰一人取り残さない教育環境の実現

提案・要望事項　　【文部科学省】

１　校内教育支援センターに係る財政支援の拡充

２　教育支援センター及びフリースクール等民間施設に係る支援制度の創設・拡充

３　メタバース等を活用した不登校児童生徒に対する支援に関する財政支援

４　いじめ重大事態における調査委員会に係る委員確保に関する財政支援等

５　日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援体制整備に必要な予算の拡充

【提案・要望の内容】

１　不登校児童生徒が通う校内教育支援センターの新規設置の促進を図るため、今後も継続して効果検証を進める必要がある。そのため、「教育支援体制整備事業費補助金」において、減額されることなく、学校のニーズや地域の実情に応じた予算の拡充をお願いしたい。

２　不登校児童生徒への支援として学校以外の居場所である教育支援センター及びフリースクール等民間施設の運営費の一部補助や当該施設を利用している児童生徒の保護者への利用料や交通費などの支援制度の創設・拡充をお願いしたい。

３　主に家庭で過ごしている不登校児童生徒に対して、自宅で安心して学べる機会を提供するとともに、支援に関する地域間格差をなくし、支援の手が届きにくかった児童生徒を支援するため、全国的に広がりつつあるメタバース等を活用した不登校児童生徒への支援に対する財政支援をお願いしたい。

４　いじめ重大事態調査委員会の委員報酬等に対する財政支援制度を創設するとともに、委員確保が困難な場合に他自治体等から専門人材を派遣する仕組みの整備をお願いしたい。

５　「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の予算額の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

１　校内教育支援センターは、県内２３市町村に７９教室設置されている（令和８年３月末現在）。不登校対策として、教室には入れないが、同センターには登校することができる生徒もおり、取組が効果を上げている。県としては、市町村に対して校内教育支援センターの設置を働きかけているが、同センターを設置する際の経費や人員の確保、開設時間などに課題がある。

２　近年、本県においても教育支援センター及びフリースクール等民間施設を利用する児童生徒が増加しており、不登校児童生徒の安定的な居場所の確保に一定の役割を担っている。不登校児童生徒への支援で連携をしているフリースクール等民間施設からは、不登校児童生徒数の増加により、財政運営状況が厳しいとの声がある。また、保護者の経済的負担も大きく、その軽減が必要である。

３　熊本市を含む本県の公私立小中学校の不登校児童生徒数について、令和６年度は５，７８１人であり、依然として高止まりの状況が続いている。不登校児童生徒の学校欠席時の主な居場所は、５割を超える児童生徒が日中は家庭で過ごしており、支援の手が届きにくくなっている。メタバース等を活用した不登校児童生徒への支援を継続していくためには、空間利用等に関する利用料や支援員などの人件費を確保する必要がある。安定的な運営を行うためには、国の財政支援が必要である。

４　熊本県においても、いじめの早期発見・早期対応に努め、本人や保護者の意向を踏まえながら慎重な対応を行う中でも、毎年、いじめ重大事態に至る事案も生じている。事案に応じて、速やかに法律・心理・福祉等の専門家による調査委員会を設置できるよう平時から準備を進めているが、専門人材（特に弁護士）の確保や、委員報酬等の財政負担も大きく、継続的・安定的な調査体制の確保が課題となっている。

５　本県内で日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向にあり、令和６年度からのＪＡＳＭ操業開始により、今後もさらなる増加が見込まれる。一方で、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」では、本県の申請額に対する内示額が、令和６年度は２３．７％、令和７年度は３２．５％、令和８年度は４５．０％減額と年々圧縮されており、本事業を十分に実施できない状況が続いている。

魅力ある学校づくりの推進

提案・要望事項　　【文部科学省】

１　高度な知識・技能や国際的素養を身に付けた人材の育成に係る事業費の確保

２　高校生キャリアサポート事業に必要な予算の確保

３　国際バカロレア教育に係る財政支援及び加配措置

４　小規模校の学びの充実のための遠隔授業に係る教員配置等の財政支援

５　全国産業教育フェアの実施に係る負担金の増額

【提案・要望の内容】

１　（1）「スーパーサイエンスハイスクール（ＳＳH)」の事業について、指定の継続、指定枠の拡大、管理機関におけるＳＳＨコーディネーター活用支援の継続及び十分な事業費の確保をお願いしたい。

（2）高等学校ＤＸ加速化推進事業（高等学校ＤＸハイスクール）の国指定事業について、来年度以降の事業費の確保をお願いしたい。

２　くまもとキャリアサポート事業及び熊本県特別支援学校キャリアサポート事業に伴う「教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業)」に関し、交付申請に応じた十分な事業費の確保をお願いしたい。

３　国際バカロレア認定に関し、申請及び認定後のプログラム運営に係る財政支援と、認定後の学びの効果を最大限発揮するための加配措置をお願いしたい。

４　今年度から採択された「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」の類型３「多様な学び」を通じた遠隔授業の更なる推進に向け、配信側・受信側の双方における指導・支援体制を確保するため、配信側には公立高等学校の教員定数の増員を、受信側にはそれに必要な人員配置に係る十分な財政支援をお願いしたい。

５　全国産業教育フェアの実施に要する経費に対する負担金の増額をお願いしたい。

【現状・課題】

１　本県では各種指定校を「熊本スーパーハイスクール（KSH)」と位置付け、合同研究発表会や教員向けの研修を行い、特に「探究活動」の充実における先導役となっている。また、令和５年度から採択いただいている管理機関におけるＳＳＨコーディネーター活用支援については、科学技術人材育成を促進するための大学・企業等外部連携事業の拡大やＳＳH指定校の研究成果の普及等で実績を挙げており、さらなる取組の推進が望まれる。

以上のことから、高度な知識・技能や国際的素養を身に付けた人材の育成に向け、現在の指定校の指定及び管理機関におけるＳＳＨコーディネーター活用支援の継続と、更なる指定枠の拡大、これらの先進的な取組が可能となるよう十分な事業費の確保が必要である。

また、高等学校ＤＸ加速化推進事業（高等学校ＤＸハイスクール）について、各学校においてＩＣＴを活用した文理横断的な探究的な学びを推進するためのＩＣＴ機器整備に対する十分な事業費が必要である。

２　就職を希望する生徒が多い高校や工業関係高校、特別支援学校に計２４人の就職支援員を配置して事業を行っている。

就職支援員の配置には、国の教育体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）を活用しているが、近年、交付決定額が申請額に対して大幅に減額されているため、県の超過負担が生じており、事業実施に支障をきたしている。

現在、ＴＳＭＣの本県進出によって、半導体関連企業からの求人等がこれまで以上に増えており、就職支援員が果たす役割がますます大きくなっている。地域の産業人材の育成及び地元定着のためにも、本補助金の満額交付が必要である。

３　令和８年６月に熊本県立八代中学校が九州の公立学校で初めてミドル・イヤーズ・プログラムの認定校となった。令和９年度に同八代高校へのディプロマ・プログラム導入を目指して取り組みを進めており、令和９年４月から同校普通科に国際バカロレアコースの設置を決定したところだが、施設・設備の整備や教員の確保及び育成に当たって、国からの財政支援措置がない中で、費用負担が課題となっている。また、上記プログラムを実施するためには専任教員が必要であり、教員の加配措置が必要である。



４　本県では、今年度から文部科学省の「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」における類型３「多様な学び」の指定を受け、小規模校等の生徒に対する多様な学びの機会保障に向け、遠隔教育の取組を更に推進している。

遠隔授業を持続的かつ効果的に実施するためには、配信側（配信センター等）における配信体制の構築だけでなく、受信側における学習サポートや個別の生徒対応など、双方向でのきめ細かな指導・支援体制が不可欠である。

しかし、配信授業拡充に伴う必要人員については、現状は既存の教員定数の範囲内で対応せざるを得ず、現場教員の負担増や指導体制の確保・維持が大きな課題となっている。

遠隔教育の更なる推進と地域による教育格差の解消に向け、配信・受信双方の人員の増員や、国の責任による十分な財政支援が必要である。

５　全国産業教育フェア（以下「さんフェア」という。）は、専門高校の学びと産業界等と連携した取組みなどを発信し、小・中学生はもとより、広く国民に専門高校の魅力的な教育内容について理解・関心を高めることが目的である。また、さんフェアで開催される競技会やコンテスト等への出場を目標に掲げる専門高校生も多く、都道府県の代表者が切磋琢磨することで、高度な知識や技術を有する産業人材の育成に資する場ともなっている。

令和１０年度に本県で初めて開催されるが、物価や人件費の高騰の影響もあり、都道府県の財政的負担が大きく実施には大きな困難が伴っている。本県専門高校及び産業界等が連携・一体となり、熊本の地から新しい時代に即した専門高校等における産業教育の活性化を図るためにも、実施に要する経費に対する負担金の増額が必要である。

高校教育改革の実現に向けた支援

提案・要望事項　　【文部科学省】

１　県立高等学校の学びを支える教育環境の整備等への支援の拡充

２　高校教育改革のための自由度の高い交付金制度創設の実現

３　高等学校等教育改革促進事業費補助金の柔軟な運用

４　いわゆる「高校無償化」に係る安定財源の確保等

【提案・要望の内容】

１　県立高校は、地域の将来を担う人材を育成する地方創生の中核的な存在であり、特に地方部においては、地域コミュニティの維持・発展を支える重要な役割を果たしている。そのため、地域における学びの場を将来にわたり確保していく観点から、持続可能な県立高校づくりが強く求められている。

しかしながら、本県では少子化が急速に進行し、地方部を中心に県立高校の定員割れが拡大している。加えて、いわゆる高校授業料無償化を背景とした生徒の進学動向の変化により、今後、県立高校を取り巻く環境はさらに厳しくなることも懸念される。

このような中、本県では、自治体や企業、大学等と連携した特色ある学びの充実を図り、生徒や保護者から選ばれる魅力ある県立高校づくりを各地域において推進しているところ。

一方で、生徒が地域の中で質の高い教育を継続して受けられる環境を確保するためには、教育内容の充実のみならず、通学手段の確保や寮・下宿等の居住環境の整備、さらには学校施設や教育設備の充実など、学びを支える教育環境全体の整備が不可欠である。

ついては、地域の高校教育を将来にわたり維持・発展させ、持続可能な県立高校づくりを推進するため、以下の事項について特段の支援をお願いしたい。

（1）学びを支える教育環境の整備
- 通学支援に対する新たな補助制度の創設
- 寮や下宿等の住まいの確保に対する補助制度の拡充
- 地方部における学校施設の改修等への支援拡充
- 専門高校における産業教育設備更新に向けた新たな仕組みづくりの構築

（2）教育の質の向上に向けた取組み等への支援拡充
- 地方部における少人数学級制度導入に係る教員加配への新たな財政支援
- 特別な配慮が必要な生徒への支援等に係る特別支援教育支援員の配置拡充
- 県立高校の遠隔授業に係る人員配置に対する教職員定数の増員や財政支援　等

２　令和８年２月１３日公表の「高校教育改革に関する基本方針（高校教育改革グランドデザイン）～2040 年に向けたN-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想～」において、「都道府県が作成する「高校教育改革実行計画（仮称）」に基づく改革を計画的かつ円滑に進めるため、安定財源を確保した上で、令和９年度に新たに創設する「高等学校教育改革交付金（仮称）」等により支援」すると明記されたところである。

令和７年６月１１日の「三党合意に基づく大枠整理」に示された通り、「教育環境整備や老朽化対策等を支援する交付金等の新たな財政支援の創設が必要」であり、高校教育改革の実現に向け、上記１の内容を含むハード・ソフト両面に柔軟に活用できる自由度の高い交付金制度創設の実現をお願いしたい。

３　本県では、国の高等学校等教育改革促進事業費補助金を活用し、基金を造成の上、４つの改革先導拠点校（菊池農業高校、天草工業高校、熊本高校、人吉高校）において高校教育改革のパイロットケース創出に向けた取組みを進めているところである。しかしながら、昨今の資機材や工事費等の高騰による事業費の圧迫に加え、令和８年７月に熊本地方で震度７を記録する「令和８年熊本地震」が発生したことに伴い、入札の不調・不落等により令和１１年３月末までの事業完了が極めて困難となることが予想される。本事業を形骸化させることなく、将来の地域社会を担う人材育成に資する「実のある高校改革」を確実に成し遂げるため、国におかれては、実情をご賢察の上、状況に応じた事業計画の機動的な見直しや事業終期の延長等について特段の柔軟な対応をお願いしたい。

４　公立学校へ通う生徒の保護者の経済的負担軽減については、令和８年度からいわゆる「高校無償化」が実施されたが、本来は国の責任において全額国庫負担で実施すべきところ、急遽、都道府県が１／４負担することとされた。その負担分を地方に転嫁することがないよう、国が責任をもって恒久的な財源を確保し、別枠で一般財源総額の増額確保を図っていただきたい。

【現状・課題】

本県の中学校卒業予定者数は、令和９年度以降、急速な減少期を迎え、令和２０年度には、現在から更に約４，６００人減少することから、特に地方部の県立高校においては定員割れが加速し、更に厳しい状況を迎えることとなる。

このような厳しい状況を踏まえ、本県では、有識者会議「県立高等学校あり方検討会」において１０年先を見据えた県立高校の魅力化や今後の方向性について議論を行い、同検討会による提言書（令和７年９月１０日提出）を踏まえた取組みを推進していくこととしている。

しかし、いわゆる高校無償化により、令和８年度から私立高校の授業料も実質無償化されたことから、令和８年度高校入試の結果では、県立高校の定員充足率は７７．０％（対前年度比▲０．９％）、うち熊本市内が９７．１％（対前年度比▲１．１％）、熊本市外が６６．１％（▲０．９％）と、特に、熊本市内の県立高校の定員充足率に影響が出ている。

また、施設・設備面が充実する私立高校に対し、県立高校の施設や設備面の老朽化対策は喫緊の課題である。特に、専門高校に設置されている産業教育設備の更新が進まないことによる実社会に実装されている産業設備との乖離は、加速度的に大きくなっている。若者が魅力を感じる産業教育を推進するためには産業教育施設の更新は喫緊の課題であると同時に、全国的にも高卒者向け求人倍率が上昇していることも踏まえると、企業側のニーズに応える高卒人材育成は国レベルで取り組む必要があることから、国主導による財源の確保や持続可能な産業教育設備更新の仕組みづくりも必要である。

このため、今般の高校授業料無償化に伴う急激な環境変化にも耐えられる、こどもたちに選ばれる県立高校づくりを進めていくためには、教育環境の整備（ハード面）と教育の質の向上（ソフト面）の双方に対して一体的かつ柔軟に活用できる国の財政措置が不可欠である。

さらに、「令和８年熊本地震」からの復旧・復興という極めて困難な状況下にあっても、本県が高校教育改革を力強く推進していくためには、現場の実情に即した財政支援が不可欠であり、高等学校等教育改革促進事業費補助金の柔軟な運用が必要である。

学校給食費の抜本的な負担軽減

提案・要望事項　　【文部科学省】

１　物価等を反映させた実態に即した基準額の設定

２　給食の質・量の確保と地域の特色ある取組を維持させるための交付金の活用

３　中学校における速やかな検討及び、将来を見据えた持続可能な制度の構築

【提案・要望の内容】

１　基準額については、物価により見直すこととされているものの、本県市町村においては、約７割を超える団体で基準額の 5,200 円を超えており、実態に即した基準額の設定をお願いしたい。

２　給食が食育等を含む教育の一環であることを踏まえ、いわゆる給食無償化によって質・量が低下することのないようにするとともに、地場産物や有機農産物の活用など地域の特色ある取組を維持するため、基準額を超える部分に食育・農育・地方創生関連の既存の交付金を活用できるよう、当該交付金の充実・強化・柔軟な運用をお願いしたい。

３　中学校給食の無償化についても速やかに検討を進め、将来を見据えた持続可能な制度を構築していただきたい。

【現状・課題】

令和８年度の県内の小学校における学校給食費は、4,927 円から 9,000 円と幅広く設定されている。また、県内の７割を超える 33 市町村で、学校給食費が 5,200 円の基準額を超えている。

なお、中学校段階において、３１市町村が学校給食費を保護者から徴収していない状況である。

ＧＩＧＡスクール構想の推進

提案・要望事項　　【文部科学省】

１ 学校におけるＩＣＴ環境の持続的活用のための財政支援

２ 高等学校の１人１台端末の整備のための財政支援

３ 学校が取り扱う電子情報のセキュリティ対策のための財政支援

【提案・要望の内容】

１　物価高騰が顕著になる中、国策であるＧＩＧＡスクール構想の下で整備した学校のＩＣＴ環境を持続的に活用できるよう、大幅な財政負担増が見込まれるＩＣＴ機器の保守管理、端末の更新、ＩＣＴ支援員の配置等に係る費用について、継続かつ十分な財源の確保をお願いしたい。加えて、デジタル教科書や学習用ソフト等の導入など、ＩＣＴ活用に必要不可欠な費用に係る財源の確保のほか、生成ＡＩをはじめとした新たな技術に対応するためのＩＣＴ支援員増員のための費用の確保、家庭学習に必要な通信費の支援制度に係る通信費の拡充や低所得世帯に限らない制度にするなどの見直しをお願いしたい。

２　ＧＩＧＡスクール構想は国策であるものの、第２期では、高等学校の１人１台端末の整備費用は補助対象ではなく、物価高騰の中においても、切れ目なくＩＣＴを活用した学びを保障するため、端末価格の高騰等を考慮し、補助制度創設等の国費による財政支援をお願いしたい。

３　学校が取り扱う電子情報の保全のため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に示されたセキュリティ対策の技術的対策を計画的に推進するために必要な経費については、補助制度の創設等の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

１　令和７年１月に国の学校のＩＣＴ環境整備３か年計画（２０２５～２０２７年度）が策定され、義務教育段階の１人１台端末の更新に係る費用は、３分の２の国費支援がなされ、３分の１の費用については地方財政措置も確保されているが、補助上限を超えるレベルで端末価格が上昇しており、ＩＣＴ機器の保守管理、回線（ネットワーク）費、ＩＣＴ支援員の配置などについては、多大かつ長期的な財政負担が見込まれる。さらに、デジタル教科書の無償化や学習用ソフト等の導入など、ＩＣＴを活用した学びを推進するための費用が必要である。加えて、家庭学習に必要な通信費の支援制度は、低所得世帯のみ対象で年間１４，０００円（月額約１，１７０円で１Ｇ（動画約１２０分）程度）の最低水準である。

２　本県においては、令和３年度までは公費（国費）負担により整備した県立高等学校の１人１台端末について、令和８年度入学生から生徒・保護者負担による整備としたが、端末の購入費用はもとより高価である上、近年は円安や半導体価格の高騰の影響等もあり価格の高騰が進んでおり、生徒・保護者にとっての負担がますます大きくなることが予想される。生徒・保護者負担による場合においても生徒数の３分の１程度の地方財政措置が確保されているが、小・中学校から切れ目なくＩＣＴを活用した学びを保障する上で、公費による負担軽減を図り１人１台端末を確実に整備するためにも、更なる国による財政支援が必要である。

３　国のガイドラインに示されたセキュリティ対策のうち、校務系と学習系のネットワークの統合を前提としたパブリッククラウド活用における強固なアクセス制御などの技術的な対策には、多大な財政負担が生じる。そのため、都道府県及び市町村の財政負担を軽減する補助制度の創設等の財政支援が必要である。

教育環境の整備

提案・要望事項　【総務省、財務省、文部科学省】

１　公立学校施設整備等に係る予算の確保及び財政支援

２　特別支援学校の教育環境整備のための予算の確保

【提案・要望の内容】

１　公立学校施設及び社会体育施設の整備について、各設置者が、老朽化対策に係る長寿命化改良事業等の各種事業を計画どおりに進めることができるよう、当初予算において必要な予算を確保するとともに、実情に見合う補助単価の引上げなど、県立学校施設整備等（体育館空調を含む）に対する国庫補助化を含めた十分な財源措置及びその拡充をお願いしたい。また、人口が急増している地域等における公立学校施設の新増築に係る負担割合の引上げなど、財政措置の充実をお願いしたい。

さらに、高等学校の体育館についても、避難所に指定されているものはもとより、酷暑の中での教育環境を確保する観点から、学校施設環境改善事業の補助対象とするとともに、空調設備に係る光熱費を地方交付税措置の対象としていただきたい。

２　特別支援学校の教室不足の解消に向けて、既存の特別支援学校の整備等を行うため、学校施設環境改善交付金の予算確保をお願いしたい。

【現状・課題】

１　今後急務となる老朽化対策に係る長寿命化改良事業や環境改善のためのトイレ改修及びバリアフリー化工事等、令和９年度以降に各設置者が計画する各事業が円滑に実施できるよう、公立学校施設整備費に係る十分な財源措置、地方債における交付税措置率の引上げなどが必要である。

また、令和７年度は、学校施設環境改善交付金の当初予算額が前年度までと比べて大幅に減額され、各設置者は事業の実施に苦慮している。このため、各設置者の計画する事業が確実に実施できるよう、当初予算における予算の十分な確保が強く求められる。

さらに、県立高等学校体育館について、空調の整備費用及び光熱費が課題となっており、空調設備がなく、暑さのため避難所としての活用が難しい状況であることはもとより、空調のない体育館では暑さのため運動ができない場合があり、教育環境確保のため、屋内運動場の空調設備整備事業の補助対象化及びその光熱費への地方交付税措置が必要である。

２　現在、平成３０年度に策定した整備計画に基づき、教室不足解消に向けた施設整備を進めており、令和７年度の教室不足数は、前回調査時より９室を減じたが、依然として８２室が不足している状況である。そのため、引き続き、教室不足解消に向けた環境整備事業を実施していく必要がある。

【参考】公立学校施設整備に関する国の当初予算推移表

予算項目	Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８
	百万円	百万円	百万円
公立学校施設整備費（①+②+③）	68,346	69,134	67,768
① 公立学校施設整備費負担金	50,532	62,890	62,346
② 学校施設環境改善交付金	17,727	6,223	5,387
③ その他	87	21	35

外部人材等との連携による安全・安心な学校づくり

提案・要望事項　【文部科学省】

１　スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用に係る予算の拡充

２　地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業の継続と財源の確保

【提案・要望の内容】

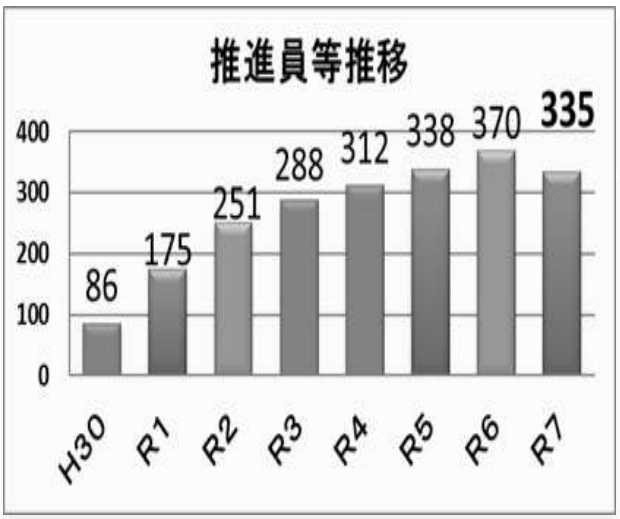
１　いじめ・不登校等の未然防止とその解消、身近に発生した事件・事故等でショックを受けたり、地震等の自然災害で被災したりした児童生徒等の心のケアを行う「スクールカウンセラー活用事業」とともに、福祉や医療等の関係機関と連携し、児童生徒の家庭環境改善等を支援する「スクールソーシャルワーカー活用事業」については、依然として学校や市町村からより手厚い支援を求める声が多くあることから、学校のニーズや地域の実情に応じた長期的な予算の確保及び拡充をお願いしたい。

２　コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進のため、本補助事業の令和９年度以降の継続と必要な財源措置をお願いしたい。

【現状・課題】

１　近年は、不登校児童生徒の増加に伴い、各学校においては、その未然防止及び早期対応のための活用が増加している。また、令和８年熊本地震後の児童生徒等の心のケア、住居や職を失った家庭及び貧困等の課題への支援も継続した課題である。心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのニーズはすべての校種で高いことから、本県事業の円滑な実施に向けた予算の確保及び拡充が必要である。

２　本事業により、各学校におけるコミュニティ・スクールの導入及び市町村における地域学校協働活動推進員等の配置は年々進んでいる。その結果、子供たちは多くの大人との関わりが増えたことにより、地域の活性化につながったり、教育活動が豊かになったりしてきている。今後も地域と学校の連携・協働体制の整備を進め、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進するため、本事業による継続的な財政支援が必要である。



県内小中義務教育学校数	地域学校協働活動（地域学校協働本部及び推進員による学校カバー数）	コミュニティ・スクール（学校運営協議会設置学校数）
344校	344校（推進員335名）	341校（国版333校、熊本版8校）
	100%（学校カバー率）	99%（国版97%、熊本版2%）

安心して私立学校で学べる教育環境の実現

提案・要望事項　【文部科学省】

１　学校経営の健全性の確保及び学習環境の充実のための財政支援の強化

２　広域通信制高校の教育の質の確保、向上に向けた仕組みづくり

３　いわゆる「高校無償化」に係る安定財源の確保等

４　私立学校施設の耐震改築及び空調設備整備事業に係る所要の予算確保

５　ＩＣＴ一人一台端末の整備に係る財政支援の強化

【提案・要望の内容】

１　私立学校の学校教育に果たす役割の重要性に鑑み、学校経営の健全性の確保及び学習環境の充実のため、経常的経費、施設・設備の整備及び外部人材等の配置等に対する財政支援の強化をお願いしたい。

２　広域通信制高校については、圏域をまたいだ教育活動を行うことや学習指導要領の特例などにより様々な課題が発生していることから、教育の質の確保・向上、施設管理・運営の適正化、情報公開の徹底や点検の強化等の論点を整理し、全国一律での実効性がある指導ができる仕組みづくりをお願いしたい。

３　私立学校へ通う生徒の保護者の経済的負担軽減については、令和８年度からいわゆる「高校無償化」が実施されたが、地方に負担を転嫁することなく令和９年度以降は国において恒久的な財源を確保し、別枠で一般財源総額の増額確保を図っていいただきたい。また、奨学のための給付金については、令和７年 10 月の自民党・公明党・日本維新の会の合意事項を踏まえ、全額国庫により実施していただきたい。

　就学支援金、奨学のための給付金の手続きについては、保護者の申請手続きや学校・都道府県の確認手続きの簡素化を図るとともに、必要な事務費については国庫で負担していただきたい。

　また、事業開始後一定期間を経た後に、事業の進め方や課題等について、地方を交えて検証する場を設けることとし、地方の意見を真摯に受け止め、必要な措置を講じていただきたい。

４　進捗が遅れている私立学校施設の耐震化を緊急かつ集中的に促進するため、耐震改築事業に対する所要の予算確保をお願いしたい。

　また、私立学校の教室や体育館等で空調設備を整備する際の補助制度の継続及び拡充、所要予算の確保をお願いしたい。

５　ＩＣＴ一人一台端末の整備については、保護者負担の場合でも補助対象となるよう、制度の見直しをお願いしたい。また、学校負担による端末整備については、補助金対象経費の下限１００万円の撤廃をお願いしたい。

【現状・課題】

１　本県の高校生の約３７．７％（全国第７位）が学ぶ私立学校は、本県の学校教育の振興に大きな役割を果たしているが、少子化の影響により経営状況は厳しく、学習環境の充実が思うように進められない状況にある。公私の区別なく学習環境の充実や教職員の働き方改革を促進させるため、特にＩＣＴ教育環境の整備や専門的な外部人材の配置を促進する必要がある。

　しかし、私立学校施設整備費補助金は、事業計画書を提出したが不採択又は国庫補助率を大きく下回る交付となっており、所要予算の確保が必要である。また、経常費助成費補助金（教育改

革推進特別経費）は、新たに追加された教員業務支援員の推進の上限額（最大 30 万円）が当該私立学校の負担に比べ十分ではない。

2　広域通信制高校では所轄庁の圏域外のサテライト施設において日常的な教育活動が行われているが、他県所在のサテライト施設の実態調査、指導等を行うことは体制等の理由により困難（全国私立学校審議会調査では３６県が未実施）。また、他県所管の広域通信制が設置するサテライト施設への指導権限はないため、圏域内に存在していても教育活動等の確認、指導等が困難である。

全国的に統一された認可基準を設ける等、教育活動が圏域をまたぐ広域通信制の実態を踏まえ、都道府県において実効性のある指導ができる仕組みづくりが必要である。

3　いわゆる「高校無償化」については、令和７年２月２５日の自由民主党、公明党、日本維新の会の３党合意に基づくものであり、本来は国の責任において全額国庫負担で実施すべきところ、就学支援金については、急遽、都道府県が１／４負担することとされた。その負担分を地方に転嫁することがないよう、国において責任をもって恒久的な財源を確保し、別枠で一般財源総額の増額確保を図る必要がある。

また、奨学のための給付金については、令和７年 10 月の自民党・公明党・日本維新の会の合意事項として、中所得層までの支援範囲を拡大するとともに、地方負担が生じることのないよう国の負担割合を 10/10 とするとされたことを踏まえ、全額国庫により実施する必要がある。事務費はこれまでも都道府県負担となっており、対象者拡大により更なる事務費負担が見込まれる。

また、実施に当たっては、都道府県、学校の負担増大につながらない仕組みとし、システム改修などにより事務負担の軽減を行うとともに、事業開始後一定期間を経た後に、事業の進め方や課題等について、地方を交えて検証する場を設けることとし、地方の意見を真摯に受け止め、必要な措置を講ずること。

4　耐震改築事業への補助については令和８年度（２０２６年度）まで延長されているが、現在のところ３校７施設で令和９年度以降に工事が行われる予定である。工事未了の学校は生徒の命に関わる問題として対応が求められることから、耐震改築事業に対する継続的な補助制度及び所要予算の確保が必要である。

また、省エネ・脱炭素化への対応、近年の気温上昇が続いている中での熱中症対策という視点から、生徒が活動する体育館等の施設における空調設備の整備が急務となっているが、整備には億単位の高額な費用を要するため、整備を希望する学校が十分な補助を受けることができるよう、施設環境改善整備事業（空調（熱中症対策））の所要予算の確保が必要である。

5　公立高校では保護者負担による一人一台端末整備が進み、私立学校においても同様の動きが進んでいるが、私立高等学校等ＩＣＴ教育設備整備推進事業補助金においては学校負担の場合しか補助対象となっていないため、見直しが必要である。また、一部の私立学校では、経済的困窮世帯貸与分として学校負担による端末整備も継続することから、小規模校でも当該補助メニューを活用できるよう、補助金対象経費の下限１００万円の撤廃が必要である。

高等学校専攻科における安心して学べる環境の実現

提案・要望事項　　【文部科学省】

１　高等学校専攻科生の経済的負担軽減のための修学支援制度の拡充

２　生活保護受給世帯の高等学校専攻科生への給付型奨学金の支給対象拡大

【提案・要望の内容】

高等学校専攻科に通う生徒は、制度の狭間で学費及び生活費への支援が十分に受けられない状況にあることから、以下のとおり経済的負担軽減のための制度拡充を図っていただきたい。

１　高等学校専攻科は中等教育に位置付けられるものの、修学支援制度上の取扱いは専修学校並みであるため、高等学校専攻科生もいわゆる「高校無償化」が実施された本科生と同等の学費支援を受けられるよう、修学支援制度を拡充していただきたい。

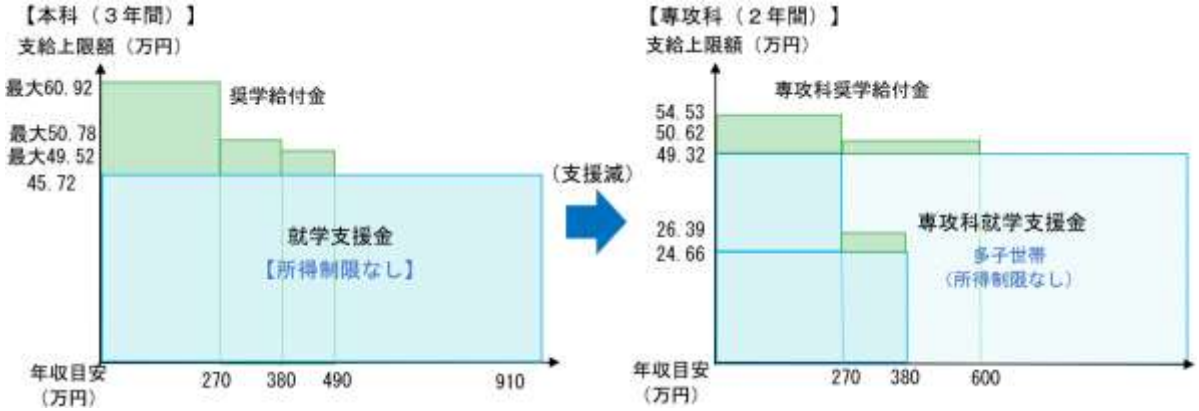
また、国２分の１、都道府県２分の１となっている負担割合を、本科と同等の負担割合（国：４分の３、都道府県：４分の１）にしていただきたい。

２　生活保護受給世帯のこどもが高等学校専攻科に進学した場合、大学、専門学校等の学生と同様に世帯分離が適用され、保護費が支給されなくなる。一方で、高等学校専攻科は高等教育を対象とする給付型奨学金の支給対象外とされているため、生活保護世帯の高等学校専攻科生を給付型奨学金の支給対象としていただきたい。

【現状・課題】

１　高等学校等専攻科の生徒への修学支援においては、いわゆる「高校無償化」が実施された「本科生」と同じ中等教育でありながら、「所得制限なし」は多子世帯のみとなっており、支援に差が生じている。

＜私立高等学校本科から専攻科に進む場合の学費支援状況＞



２　大学、高等専門学校、専門学校等の学生は、高等教育の修学支援制度により、授業料減免と給付型奨学金を受けることで、安心して就学することができるものの、高等学校専攻科に進学した生徒は、給付型奨学金の対象外であるため、学生生活を送るための費用を捻出しなければならない。

とりわけ、生活保護受給世帯のこどもが、高等学校に進学した場合、３年生までは保護費（生活扶助・生業扶助）の対象であるが、専攻科がある場合で４年（専攻科１年）以上になると、大学、専門学校等の学生と同様に世帯分離が適用され、保護費が支給されなくなる。このため、生活保護受給世帯や生活困窮世帯のこどもが、高等学校専攻科へ進学した場合も、大学、高等専門学校、専門学校等に進学した場合と同様に給付型奨学金の給付が必要である。

「阿蘇」の世界文化遺産登録に係る支援

提案・要望事項　　【文部科学省】

「阿蘇」の世界文化遺産暫定一覧表への早期の追加記載

【提案・要望の内容】

本県で取組みを進めている「阿蘇」の世界文化遺産への登録に向けて、早期の世界文化遺産暫定一覧表への追加記載をお願いしたい。

【現状・課題】

「阿蘇」は、平成２０年（２００８年）に暫定一覧表候補のカテゴリーⅠａ に位置付けられ、その際に示された指摘・課題等に対して、県と関係市町村が共同で取組みを進めている。

令和５年３月、県と関係市町村は文部科学省及び文化庁に「阿蘇の早期の暫定一覧表記載」について要望活動を実施。その際、文部科学省から、世界に向けて説明できる世界文化遺産としての価値の整理と資産候補地の法的保護を更に進めるよう指摘された。

そのため、世界文化遺産としての価値については、令和５年度の２回の阿蘇世界文化遺産学術委員会での議論を経て更なる整理を行い、具体的な内容をまとめ、令和６年４月３０日に、世界文化遺産暫定一覧表追加に係る提案書を文部科学省及び文化庁に提出した。

また、資産候補地の法的保護については、これまで３次にわたり草原を中心に重要文化的景観の選定を受けており、更に法的保護を進めるため、第４次の追加選定申出に向けて取組みを進めているところ。

このほか、令和６年１０月には、県において、専任課として「阿蘇草原再生・世界遺産推進課」を新設し、阿蘇の草原再生及び世界文化遺産登録の業務の一元化及び推進体制の強化を行った。

また、昨年８月から、阿蘇の草原等を維持する活動を支援するための新たな仕組みとして、民間団体との連携により「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」を構築し、寄付金の募集を開始するとともに、同９月には、海外有識者から国際的な批評を得るための国際ワーキンググループを開催し、世界遺産の審査機関における評価ロジックに基づき、「阿蘇」のコンセプト及び登録基準への適合性について、高い評価をいただいたところ。

しかし、「阿蘇」における重要文化的景観の選定については、これまで全国で重要文化的景観に選定された地域より遥かに資産候補地が広大であり、且つ、多くの地域住民の居住地に範囲が及ぶことから、保護措置の完了までには相当の期間を要する見込みである。このことから、「阿蘇」を暫定一覧表に追加記載いただくことで、地域の更なる機運醸成につなげ、重要文化的景観選定申出の期間短縮を実現したい。そのために、「阿蘇」の早期の暫定一覧表への追加記載に向けた貴省の格別の取り計らいが必要である。





【重要文化的景観に選定された草原】

選手育成と地域のスポーツ振興

提案・要望事項　　【文部科学省】

１　次世代アスリート育成支援の充実と環境整備

２　パラスポーツの普及やパラアスリートの育成に向けた財政支援

３　部活動の地域展開（移行）に係る予算の確保

【提案・要望の内容】

１　本県における次世代アスリートの育成強化や取組の充実のための補助など必要な財政支援を講じていただきたい。

２　パリ 2024 パラリンピックや東京 2025 デフリンピックのレガシーを後世に残すためにも、パラスポーツ・デフスポーツの普及やパラアスリート・デフアスリートの育成に向けて、パラスポーツ・デフスポーツ競技団体、パラスポーツ・デフスポーツ指導者協議会等の組織基盤の強化や取組みの充実のために、必要な財政支援を講じていただきたい。

３　中学校部活動の地域展開については、本県においても各市町村の実情に応じた取組が進められているが、指導者の確保や財源の確保等、様々な課題を抱えている。国及び県が令和 13 年度末までの休日の地域展開の完了を目指している中、今後さらに取組を進める市町村の増加が見込まれることから、子供たちが将来にわたり継続してスポーツ（文化芸術）活動に親しむことができる環境整備に必要な財源について、引き続き十分な予算を確保していただきたい。

【現状・課題】

１　各種国際スポーツ大会等での本県関係選手の活躍が、大規模災害からの復旧・復興へ歩みを進める県民への大きな後押しになっている。国際大会等で活躍できる次世代アスリートの発掘・育成の取組みや国と連携した強化策の取組みが必要であるが、そのための環境整備や財政的支援が十分ではない。

２　パラスポーツ・デフスポーツの普及やパラアスリート・デフアスリートの育成には、パラスポーツ・デフスポーツ競技団体やパラスポーツ・デフスポーツ指導者協議会等の役割が重要であるが、地域における競技団体等はその多くがボランティアで運営されており、収入も助成金や募金等で賄われているため、組織基盤強化のための財政支援が必要である。

３　中学校部活動の地域展開については、県内 44 市町村中 32 市町村が、令和 8 年度から開始された国の補助事業（地方スポーツ振興費補助金）を活用し、取組を進めているが、指導者の確保や財源の確保等、多くの課題を抱えている。これらの課題への対応には、継続的な財政支援が不可欠であり、国の補助事業がなければ取組の継続が困難な市町村も少なくないことから、引き続き、必要な予算の確保・拡充等、地域展開に係る支援の充実が必要である。

医療・介護・保育の人材確保・定着に向けた支援

提案・要望事項　【内閣府、厚生労働省】

１　医療・介護・保育の人材確保・定着に向けた施策の充実・財政支援

２　医療・介護・保育の人材確保・定着に向けた報酬体系・公定価格等の見直しによる処遇改善の推進

【提案・要望の内容】

１　喫緊の課題である医療・介護・保育の人材確保・定着に向け、職場環境改善や人材育成、医療・介護・保育職への理解促進とイメージアップのための情報発信等の施策をより一層充実させるとともに、国による強力な財政支援をお願いしたい。

〇介護の魅力発信、外国人介護人材の確保・定着に向けた財政支援

２　国が定める公的価格等により運営する医療機関や社会福祉施設、保育施設等については、限られた財源の中から、職員の給与等が支払われることとなるが、特に介護・保育の業種では、他産業と比較し、給与が低い水準に止まっている。

これらの事業の利用者等に安全・安心で質の高い医療・介護・保育を提供し、地域における医療、福祉体制を充実させるためには、人材の確保・定着が必要となる。他産業と比べて遜色ない給与水準となるよう、国において、報酬体系・公定価格等の見直し等による処遇改善の推進をお願いしたい。

〇看護職員等の処遇改善
〇介護職員等の処遇改善
〇介護支援専門員（ケアマネジャー）の処遇改善
〇障害福祉サービス等従事者の処遇改善
〇保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

【現状・課題】

１　本県の人口は、全国よりも約１０年早く人口減少局面に入っており、生産年齢人口の減少が続いている。

一方で、高齢化の進展も速いことから、医療・介護のニーズは今後も増加することが見込まれている。また、国が進める「こども未来戦略」を踏まえた保育士の配置基準の改善や、「こども誰でも通園制度」の創設などにより、保育人材の確保も急務となっており、医療・介護・保育の担い手不足は深刻な課題である。

特にこれらの業種については、不規則な勤務形態や業務量が多い、業務負担が過大であるイメージを持たれていることや、医療・介護・保育に関する問題等が大きく報道され、責任が重く感じられることなどにより、求職者が少なくなっている。人材確保・定着に向けて、職員の業務負担軽減につながるような職場環境の改善や業種のイメージアップのための情報発信等の施策が必要である。

２　医療・介護・保育のニーズの高まりを受けて、これらを支える人材の確保・定着が必要となるものの、特に介護・保育については、他産業と比較し、給与が低い水準に止まることなどから、ＴＳＭＣ進出を契機とした半導体関連産業の集積等が進む本県において、人材確保が課題となっている。

医療機関や社会福祉施設、保育施設等については、国が定める公的価格等により運営していることから、職員に対して他産業と遜色ない給与を支払うことができるよう、国において、報酬体系・公定価格等の見直し等による処遇改善を推進することが必要である。

長寿で安心して暮らせる施策の充実

提案・要望事項　　【厚生労働省】

１　地域医療介護総合確保基金に対する所要額の確保、更なる財政支援及び制度運用の見直し
２　介護職員等の処遇改善や訪問介護の実態に合わせた介護報酬の見直し
３　介護支援専門員（ケアマネジャー）の処遇改善等
４　介護現場への介護テクノロジー（ロボット・ＩＣＴ機器）導入支援の拡充
５　介護事業所における介護助手（介護補助業務）活用の更なる促進
６　介護の魅力発信、外国人介護人材の確保・定着に向けた更なる財政支援
７　介護福祉士など潜在有資格者の再就職に向けた施策の推進
８　くまもとメディカルネットワークと全国医療情報プラットフォームの連携推進
９　地域の実情等を踏まえた実効性のある医師偏在対策の検討・実施
10　がん医療提供体制の充実に係る財政支援
11　看護職員等の処遇改善
12　物価高騰や燃料費高騰に対する継続した財政支援及び適正な介護報酬の改定
13　高齢者に対する新しい就労支援制度の創設

【提案・要望の内容】

１　地域医療介護総合確保基金について、令和８年度以降も都道府県計画等に基づく医療従事者及び介護従事者の確保等に支障がないよう、引き続き所要額を確保するとともに、遅くとも上半期中に内示・交付決定を行うなど事業執行に必要なスケジュールを十分に確保していただきたい。

また、老朽化が進む施設の改修やそれに伴う設備改修について、人件費上昇や資材高騰の実態を反映した補助の上限額及び補助率の引き上げをお願いするとともに、事業区分間の額の調整を認めるなど、柔軟な活用が可能な制度となるよう見直しをお願いしたい。

２　介護人材の確保がますます困難となる中でサービス提供体制の確保を図るため、令和９年度介護報酬改定において、収益の中心である基本報酬の見直しをお願いしたい。

なお、基本報酬の見直しが難しい場合においては、他産業との賃金格差は未だ解消されていないため、介護職員等処遇改善加算について加算率の更なる引き上げをお願いしたい。併せて、介護職員等処遇改善加算の取得を支援するための十分な財源の確保も、引き続きお願いしたい。

また、訪問介護については、令和６年度報酬改定による基本報酬の引き下げにより、経営が厳しい事業所が多くみられるとともに、地方においては介護を要する高齢者の所在が点在しており、効率的なサービス提供が困難であるため、移動時間を介護報酬の算定に反映させる他、災害時以外でもオンラインによる相談やリハビリを可能とするなど、地域の実態やサービス提供体系に合わせた介護報酬の見直しをお願いしたい。

3　介護支援専門員の安定的な確保・定着に向け、介護報酬の加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置となるよう見直しをお願いしたい。

4　介護現場における介護テクノロジー（ロボット・ＩＣＴ機器）の導入を推進するに当たり、その最大の障壁となる介護事業所の費用面に対する不安を解消するとともに、業務効率化や介護人材確保に向けて積極的に取り組む介護事業所を安定的・継続的に支援するためにも、引き続き、十分な財源の確保をお願いしたい。

5　介護事業所において、元気な高齢者や障がい者等による介護補助業務への参加を促進するため、処遇改善加算の取得要件の中でも、「幅広い採用の仕組みによる介護職員の確保」や「職員間の適切な役割分担の取組みによる業務効率の改善」を実施した場合における、加算率の上乗せをお願いしたい。

6　介護人材の確保に向けて、介護の魅力発信について継続的な予算確保をお願いするとともに、外国人介護人材が介護の現場で安心して活躍できるよう受入環境整備や、定着に向けた取組みを積極的に推進するため、補助率の嵩上げ等更なる財政支援をお願いしたい。

7　介護福祉士等の資格を持ちながら離職している潜在介護福祉士等の再就職を促進するため、国の指定機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センター等と連携した潜在介護福祉士の掘り起こしや登録制度の周知、支援策の充実をお願いしたい。

8　全国医療情報プラットフォームの構築に当たり、既設の地域医療情報連携ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）との棲み分けや連携のあり方などについて早期に方針を示していただきたい。

9　医師偏在是正に向けた実効性のある対策の検討・実施に当たっては、「医師多数県」や「医師少数県」といった機械的な区分けにより一律に行うのではなく、地域の実情等を踏まえた上で、都道府県としっかり協議を行いながら進めていただきたい。

10　がん診療拠点病院制度が見直され、新たに都道府県小児がん拠点病院やがんゲノム医療拠点病院の指定推薦を都道府県が担うこととされたが、併せて、新たに都道府県に財政負担が求められている。拠点病院の整備については、全国同様に進められるべきものであり、従来どおり国において全額負担をお願いしたい。また、がん診療拠点病院について集約化の方針が示されているが、都市圏域から離れた、人口減少等により採算が厳しい地域においても、放射線治療等、通院により必要な治療を安心して受けられるよう、身近な地域の中核病院での医療機器等の整備に対する財政支援をお願いしたい。

11　診療報酬による看護職員等の収入引き上げにより、看護職員等の処遇が公平、かつ確実に改善されるよう、適切に制度を運用するとともに、被保険者に過度な負担が生じることのないよう、十分な財源の確保を含めた必要な措置を講じていただきたい。

12　物価高騰による事業所・施設等の運営経費の増加に対して、安定的な事業運営ができるよう継続した財政支援及び施設における食費・居住費に関する基準費用額の適正な見直しを行っていただくとともに、物価や他産業の賃金動向に合わせて報酬単価が連動する物価スライド制を構築していただきたい。また、燃料油高騰による通所介護及び短期入所生活介護における送迎費用増大も大きな負担となっていることから、燃料費高騰分に関する支援も併せてお願いしたい。

13　ADL 低下後の高齢者は、加齢に伴う障がい（難聴など）をもって、障害者総合支援法に規定する障害者等の定義には該当せず、介護保険法の適用を受けることになるので、就労継続支援の利用に至ることができないことから、就労継続支援と同様の支援を受けることができるよう、高齢

者に対する就労支援や当該支援へのつなぎを評価する体系を介護報酬で新設するとともに、市町村が実施主体である介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動事業のうち通所型サービスの新たな類型として就労支援事業を新設していただきたい。

また、高齢の障害者への支援ノウハウがある既存の就労継続支援A型及びB型で高齢者も受け入れられるよう、共生型サービスの一類型に就労支援を追加していただきたい。

【現状・課題】

1　介護分については、生産年齢人口の減少により介護従事者の確保がますます難しくなる中、今後介護ニーズは増加することが見込まれるため、介護従事者の確保に対応可能な基金所要額の確保が必要である。（施設整備分の内示率　Ｒ７：１００%、Ｒ6:２６．６%、Ｒ５：９２%、※ 従事者分は内示率１００%）

（参考）国予算　Ｒ８：８６億円、Ｒ７：９７億円

なお、現在、国において消費税減税の議論が進められているが、地域医療介護総合確保基金は消費税増収分を財源としており、国民生活に必要な施策を進めるためにも、減税の有無にかかわらず、安定的に財源を確保していただく必要がある。

また、令和７年度においては、国の内示が１２月（令和６年度は介護施設整備分については１０月、介護従事者分については令和７年２月）と、事業所の事業実施期間を十分に確保できないなど、事業の執行に支障を来したため、今後は遅くとも着工の遅れが解消できる上半期中に内示・交付決定を行っていただく必要がある。

さらに、現在は医療分、介護分ともに事業区分間の額の調整は認められていないが、地域医療構想の達成並びに介護基盤の整備と介護サービスの質の向上を図るためには、施設又は設備の整備のみならず、医療分については在宅医療の充実や医療従事者の確保、介護分については介護従事者の確保や介護現場の生産性向上など、時勢や地域の実情によって必要な事業や資源が変化していくため、過年度に造成した基金の残余額について、事業区分間における一定額の調整を認めるなど、より有効かつ柔軟な活用ができる仕組みとする必要がある。

2　介護を必要とする方に持続的に介護サービスを提供するためには、介護人材の確保・定着が不可欠であるため、介護職員の資格、経験、能力を反映した適切な給与水準を確保し、確実な収入の引き上げを行うことが必要であり、本来は基本報酬改定での対応が求められる。

令和８年度介護報酬改定により、介護職員等処遇改善加算の加算率が１．９５%引き上げられ、併せて対象サービスや職種が拡充されたものの、未だ他産業との賃金格差があるため、更なる加算率の引き上げにより、継続して処遇改善に取り組む必要がある。

また、事業所の介護職員等処遇改善加算の確実な新規取得や上位加算への移行につながるよう、研修の実施や個別相談窓口の設置などの地域の実情に応じた十分な支援が必要である。（Ｒ７：１４，０９１千円に対して８，１５６千円の内示（▲５，９３５千円）。Ｒ８：満額（１２，４５３千円）内示）

さらに、訪問介護については、令和６年度報酬改定で基本報酬が引き下げられ、経営が厳しい事業所が多くみられるため、地域包括ケアシステムを維持していくためにも、地域の特性や点在する高齢者へのサービス提供の実態に合わせた介護報酬の見直しを行い、経営の安定化を図るとともに、介護人材の確保や定着を力強く推進する必要がある。

加えて、介護保険における居宅・通所サービスでは、自宅での生活状況を適時確認し、PDCA サイクルに沿って適切な支援内容の検討や評価を行うことが前提となっている。特に、地方部において「適切な予防的介入（例：家具の配置変更による転倒予防や、食事形態の確認による誤嚥防止など）ができていれば、施設入所や入院を防げたケース」を考慮すると、専門職の確保が難し

い地域に対するアプローチが必要。定期的にオンラインを活用して専門職が生活状況を確認・助言できる環境が整えば、結果として高齢者の健康寿命の延伸や、社会保障費の抑制にもつながると考えられる。

3　要介護認定者の増加が見込まれる中、利用者の状況に応じた適切なサービスを提供するために必要な専門知識・技能を有する介護支援専門員の確保・定着が必要である。令和８年度の介護報酬改定により、介護職員等処遇改善加算の対象サービスや職種が拡充され、介護支援専門員も加算対象となったが、人材の安定的な確保のためには、基本報酬に組み込むことで安定的に処遇改善に取り組む必要がある。

4　少子高齢化の進行により、福祉・介護分野における人材へのニーズは高まる一方、生産年齢人口は減少している。介護人材確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題であることから、本県では、昨年４月、介護テクノロジーの導入や活用等による業務改善に向けた介護事業所の取組みに対して、ワンストップで支援する総合相談窓口「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」を開設し、介護現場の取組みを推進しているところである。

県内の介護事業所においては、当センターの活用により、現場の課題に応じた介護テクノロジーの有効性や必要性への理解、業務改善への機運が確実に高まってきており、本県の補助事業にも積極的な申請が行われているが、応募件数に対して予算額が著しく不足し、採択されない事業所が多数存在している現状にある（令和７年度採択事業所数：６９／２８９事業所）。

介護テクノロジーの導入における最大の障壁は、費用面への不安であるという声も多く聞かれることから、介護事業所が安心して導入に踏み切れるようにするとともに、また、国においても目標設定して推進していることから、引き続き、国の有利な財源を活用し、支援していく必要がある。

5　高齢化率の上昇、生産年齢人口の減少が加速する中、元気な高齢者が末長く活躍できるよう社会参加を促すとともに、多様な介護人材の確保に取り組む必要がある。

県内では、現場で働く介護職員の負担軽減とサービスの質の向上を図るため、身体介助など有資格者が行う専門的な業務と、清掃、配膳など無資格・短時間でも就労可能な介護補助業務とに切り分け、元気な高齢者や障がい者の方が介護助手として活躍する職場づくりを積極的に進める事業所があるが、一方で、人件費負担などの懸念から、業務の切り分けや介護助手の導入に慎重な事業所もある。

国においても介護助手の掘り起こしや事業所とのマッチングを支援する基金事業を設けていただいているが、事業所における介護補助業務の切り分けや介護助手の導入を後押しするためには、介護助手に関する処遇改善加算の取得要件を満たした場合における一定の財政支援が必要である。

6　介護人材確保が喫緊の課題となる中で、県では、働きやすい職場づくりに取り組む事業所などをホームページや動画で広く紹介しているほか、介護従事者が自ら誇りを持ち、介護の魅力をポジティブに伝える「KAiGO PRiDE」との連携によるＰＲなどに取り組んでいるところ。

介護の魅力発信は、一過性ではなく絶え間なく取り組む必要があることから、継続的な予算の確保が不可欠となる。

また、本県の外国人介護人材の数は、令和元年の１３４人から、令和７年度は２，００９人と１５倍近く増加しており、県では、事業所における住居借上げや奨学金貸与に係る費用の支援、技能実習生等への日本語学習支援を行っている。

今後も、他産業も含め全国的に外国人材のニーズが更に高まることが見込まれることから、受入れはもちろん、定着に向けて支援を継続していく必要があり、介護事業所からの要望にしっかり対応できるよう国庫補助率の引き上げなど更なる財政支援が必要である。

7　社会福祉法等の一部改正（令和９年４月１日施行）に伴い、現行の離職等をした介護福祉士等に係る届出制度について、地域における介護人材の実態把握や必要なキャリア支援を行うため、現任の介護福祉士等についても届出の努力義務を課すこととされている。

あらゆる分野で人材確保が難しくなる中で、介護福祉士の資格を持ちながら様々な事情で離職中である潜在介護福祉士への再就職を促す取組みの重要性が増しているが、本県における介護福祉士資格等取得者届出制度については、登録者数は約 450 人と少なく、また、福祉人材センターにおいて、登録者に対する無料相談対応や再就職貸付制度などの支援を行っているが、再就職者は伸び悩んでいる状況。

介護福祉士の登録は国の指定機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センターが担っており、都道府県において潜在介護福祉士の把握ができないため、国と登録機関において、潜在介護福祉士の掘り起こしや登録制度の周知、登録と再就職のインセンティブとして支援策の充実が必要である。

8　本県では、医療・介護関係施設で患者・利用者情報を共有するための地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）の構築を推進しており、医療・介護関係施設のネットワーク加入促進を図りつつ、ネットワークに参加する県民数の増加を図っている。他方、国では、個人の健診・診療・投薬情報が医療機関等の間で共有できる全国医療情報プラットフォームについて、令和３年１０月から一部運用が開始されている。令和６年６月及び１２月に開催された国の第２２回・第２３回健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報利活用ワーキンググループにおいて、全国医療情報プラットフォームと地域医療情報連携ネットワークの併存（棲み分けや連携）について議論されたところであるが、早期の方針検討が必要である。

9　国が示す医師偏在指標上、本県は「医師多数県」に分類されているものの、都道府県別の医療施設従事医師数に占める３５歳未満医師数の割合は、１３．９％と全国で最も低く、若手医師が非常に少ない状況であり、近い将来、更なる医師不足に陥る可能性がある。

国においては、本県における持続可能な医療提供体制が構築できるよう、地域の実情等を踏まえた実効性のある対策の検討・実施が必要である。

10　都道府県小児がん拠点病院やがんゲノム医療拠点病院（都道府県拠点）を設置し、地域の中核としての診療体制の整備を進めていくことは重要ではあるが、拠点病院の整備については全国同様に進められるべきものであり、従来どおり国における全額負担が必要である。また、がん医療提供体制の整備において、人口等が少ない地域での医療機能の集約化の方針が示されているが、都市圏域から離れた、人口減少等により採算の確保が難しい地域においても、住民の方々が安心して暮らせる環境を確保するためには、放射線治療等、通院により必要な治療を受けられる医療提供体制が不可欠である。そのため、このような地域においても、がん診療を行う中核病院が放射線治療に必要な機器等の維持・更新を行えるよう、更なる国の財政支援が必要である。

11　令和６年度から施行された医師の働き方改革を推進するためには、医師のタスクシフト、タスクシェアを進める必要があり、今後、更に看護職員等が果たす役割が大きくなることから、人材確保及び定着が課題となっている。

本県では、ナースセンターによる無料職業紹介や再就業支援等により人材確保の取組みを推進しているところだが、病院の常勤看護職員の離職率は１割を超えていることから、人材定着に向けた処遇改善の取組みが必要である。特に、離職の理由として給与への不満等が挙げられているため、診療報酬加算率の引上げ等による更なる収入引上げが必要である。

12　昨今の急激な物価高騰による食材料費や生活用品費の大幅な上昇、賃上げが図られる中、介護報酬によって運営されている介護保険事業所や施設では、運営費用が増大し、経営を圧迫してい

る状況にある。安定的な事業運営ができるよう継続した財政支援、食費、居住費の適正な見直しが必要であり、報酬単価が物価等に合わせて変動する物価スライド制の導入が必要である。

また、燃料費の高騰により、送迎が必要な通所介護、短期入所生活介護の送迎費も増大しており、送迎費は介護報酬に含まれているところではあるが、高騰した部分には対応できていないと考えられるため、支援が必要である。

13　県内で高齢者の孤独・孤立問題への対応を求める声が多くあり、その中には、定年退職で途端に人間関係がなくなったとの声や、通いの場は男性は通いづらいとの声、就労であれば男性も通いやすいが、ADL 低下後やひきこもりがちになった後でも就労できる場所が少ないとの声がある。

国のデータ（※１、２、３）から、シニア層ほど孤独や孤立を身近に感じ、中でも男性は孤立が深刻になる傾向や、退職がその引き金になっている可能性が示唆される。

ADL 低下後やひきこもりがちになった後の高齢者を就労に結び付けることは社会とのつながりを作ることになり、孤独・孤立防止の意味でも重要だが、現在の高齢者に対する就労支援は、健康な方を対象とするものが多い。

また、介護保険の通所介護においては、要介護高齢者の社会参加や機能訓練の一環として、有償ボランティア活動を取り入れ、利用者が謝金を受け取る仕組みがあり、自らの役割を通じて社会に貢献し、その対価を得ることは、高齢者の「生きがい」の創出や、ADL 維持・向上において極めて重要な要素となることが考えられるが、有償ボランティアを通じた社会参加に取り組む事業所への就労支援の報酬・評価がなく、実施事業所が極めて限られている。

※１　孤独・孤立対策に関する世論調査（R7/10）では、「孤独や孤立を身近に感じる」と回答した割合はシニア層（50 歳以上）ほど高い。

※２　孤立死者数（R7 年推計）では、65 歳以上が 71.6％を占め、65 歳以上のうち男性が 77.4％を占める。

※３　生活状況に関する調査（H30/12）では、ひきこもりになった年齢は 60 歳以上が一番多く、ひきこもりになった理由は退職が一番多い。

障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実

提案・要望事項　【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

１　障がい者（児）のニーズに応じた安定的な支援のための財源確保

２　医療的ケア児及びその家族の支援体制・制度の充実
（１）短期入所事業所等の設備導入等に係る財政支援や自宅以外でも訪問看護を受けることができる制度等の創設
（２）保育所等で安心して医療的ケア児を受け入れるための看護師等の加配や施設改修等に係る財政支援の拡充
（３）学校で安心して医療的ケア児を受け入れるための看護師配置に係る財政支援の拡充
（４）在宅の医療的ケア児（者）が購入する非常用発電機等に対する助成制度の創設

３　重度障がい者医療費助成制度の創設・現物給付方式導入に係る財政支援
（１）国の公費負担医療による全国一律の重度障がい者医療費助成制度の創設
（２）当面の間の地方単独事業での実施における現物給付方式導入に係る国民健康保険国庫支出金の減額調整措置の全面廃止及びシステム改修等への財政支援

４　難聴者に対する支援制度の創設
（１）軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等の助成制度の創設
（２）補聴援助システム購入費の助成制度の創設

５　障害福祉サービスの安定的な運営及び質の向上に向けた報酬の見直しや補助金の創設等
（１）物価や賃金の上昇による影響や他産業の給与水準を踏まえた報酬の見直し等
（２）更なる医療的ケア支援体制の充実及び通院支援やターミナルケア等への対応を考慮した報酬の増額
（３）就労選択支援事業運営の安定化と質の向上を担保するための報酬の増額
（４）一時帰省時の居宅介護及び重度訪問介護を利用可能とする支給決定の見直し
（５）外国人材の確保・定着に向けた介護分野と同様の補助金の整備
（６）介護分野と同等の国庫補助事業メニューの充実

６　障害児通所支援事業所の人員基準の見直し等

７　事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し

８　障害年金の支給開始年齢の見直し及び障害年金の適正な支給

９　家族単位の支援計画を作成した場合を評価する新たな報酬の創設及びグループホームを利用する前に出産した障がい者とこどもとのグループホームでの同居に関する基準の緩和

10　障がいのある方の審議会等委員への登用促進

11　旧優生保護法に関する歴史的資料保存の推進

【提案・要望の内容】

1　障がい者（児）のニーズに応じた安定的な支援を行うため、地域生活支援事業費等補助金（地域生活支援事業・地域生活支援促進事業）、社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金について、所要額を確保していただきたい。

特に、地域生活支援事業については、県、市町村ともに所要額と補助額との乖離が大きく、障がい者の生活を支えるために必要な事業の継続が難しい状況にあるため、所要額の確保をお願いしたい。

2（1）医療的ケア児を受け入れる事業所を増やすため、短期入所事業所等開設時における備品等の購入費用に対する補助制度の創設と財源の確保をお願いしたい。また、医療的ケア児が自宅以外でも訪問看護を受けることができる制度の創設又は拡充と財源の確保をお願いしたい。

（2）保育所等で安心して医療的ケア児を受け入れるため、施設への給付費に看護師等配置の加算制度を設けるなど、質の高い医療的ケアが担保される制度の創設と財源の確保、施設改修や設備の導入等に係る国の負担割合の引き上げなど、十分な財政支援をお願いしたい。

（3）学校における医療的ケア児の受入れと保護者のレスパイトケアの充実を図るため、現在行われている看護師配置に係る経費の 1/3 の財政支援について、申請額の満額補助が可能となる予算の拡充を継続してお願いしたい。また、私立学校における国負担割合の拡充をお願いしたい。

（4）在宅の医療的ケア児（者）が購入する非常用発電機等に対する助成制度の創設をお願いしたい。

3（1）重度障がい者に対する医療費助成事業は、本来、全国一律に実施されるべきもので、重度障がい者の自立と社会参加促進の観点からも、国において公費負担医療制度として創設されるようお願いしたい。

（2）現物給付方式により実施した場合に国が行う、国民健康保険国庫支出金の減額調整措置については、市町村にとって大きな追加的財政負担となることから、全面的な廃止をお願いしたい。また、現物給付方式導入に取り組む市町村のシステム改修等への国の財政支援をお願いしたい。

4（1）軽度・中等度難聴児は、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象外となっているため、補聴器購入費等助成制度の創設をお願いしたい。

（2）補聴援助システムについて、補装具種目一覧で示す補装具扱いとしていただき、購入費等助成制度の創設をお願いしたい。

5（1）処遇改善加算等について、光熱水費等の物価や賃金の上昇による影響、他産業の給与水準を踏まえ、定期改定を待たず障害福祉サービス等報酬の見直し等により、安定的な運営が継続できる支援をお願いしたい。

（2）障害者支援施設やグループホームにおいては、利用者の重度化や高齢化が進んでいるため、更なる医療的ケア支援体制の充実を図るとともに、通院支援やターミナルケア等への対応を考慮した報酬の増額をお願いしたい。

（3）就労選択支援サービス施策を確実に遂行し、本サービスが一段と広がるようにするためには、アセスメント等に要する専門的な工数や地域連携に係る多大な調整業務を適正に評価し、事業運営の安定化と質の向上を担保することが不可欠であることから、次期報酬改定等において報酬単価の増額をお願いしたい。

（4）一時帰省時の居宅介護について、施設との移動日も含めて居宅介護及び重度訪問介護が利用できるよう支給決定の見直しをお願いしたい。

（5）介護分野の地域医療介護総合確保基金事業における介護福祉士を目指す留学生への日本語学習支援、技能実習生等介護人材受入支援事業、外国人材の住居借上げに係る支援及び外国人材の介護福祉士養成施設に係る費用の支給等、介護分野と同様の補助金の整備をお願いしたい。併せて、外国人介護人材獲得強化事業及び外国人介護人材定着促進事業については、円滑に事業を実施できるよう当初予算での対応をお願いしたい。

（6）国の令和７年経済対策において、障がい分野は、職員１人当たり月額1.0万円×６ケ月分の支援のみ示されたのに対して、介護分野は、その他に賃上げの更なる上乗せ、食料品等の購入費に対する助成、サービスを円滑に継続するための設備、備品の購入費用等のメニューが示されたが、障がい分野と介護分野における人材不足、定着及び物価高騰に係る課題は共通している面が多いため、障がい分野においても介護分野と同様の事業の実施をお願いしたい。

６　中山間地域等の実情に応じ、小規模事業所を対象とした常勤規制の緩和（サービス提供時間帯に限定した人員配置）等の弾力的な運用をお願いしたい。

７　市町村が不正を行った指定障害福祉サービス等事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫補助金を返還する必要が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合など、やむを得ない事情があると認められる場合には、国庫負担金の返還を免除する仕組みの早急な構築をお願いしたい。

８　障がい児が 18 歳に到達し、障がい者としてグループホーム等の住まいの場に係るサービスを利用する場合、生活費の負担が４万円から６万円ほどかかり、障害基礎年金の受給資格がない20歳未満の障がい者は、生活費の原資である年金の受給開始年齢まで経済的理由からサービスの受給を諦める可能性があることから、障害基礎年金の受給開始年齢を 18 歳に引き下げるなど適正な支給をお願いしたい。

また、厚生労働省の「令和６年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」によれば、令和６年度の障害年金の新規請求のうち非該当とされた割合は 13.0％と過去最高の水準となっている。障がい者の自立を支援する重要なセーフティネットである障害年金の適正な支給をお願いしたい。

９　現行の障害福祉サービスの報酬体系は個人の自立支援に特化しており、家族単位の支援の評価は限定的であるが、現場では「8050 問題」や「障がいのある親による育児」といった家族全体の崩壊につながる深刻な課題が噴出しており、個人単位の支援だけでは対応しきれない課題があることから、障がい当事者とその家族を一体的に支えるための新たな報酬体系の創設をお願いしたい。

具体的には、以下の３点をお願いしたい。

①家族全体の共通の意向に基づいた家族支援の計画（ファミリープラン（仮称）、以下「プラン」という。）の策定を評価する加算制度の創設

②家族支援の司令塔となる事業所（以下「ハブ事業所」という。）の従事者が、プランに基づき障がい当事者の家族に対して行う具体的な相談支援を評価する加算制度の創設

③ハブ事業所と日常的な連携や、プランの策定会議に参加する他の障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所等に対する加算制度の創設

併せて、グループホームを利用する障がい者が出産した際、直ちに新たな住居等を確保することが困難な場合には、こどもとの同居を認めても差し支えないとする特例に加えて、プランの支援の範囲として、支給決定当事者である障がい者への給付を通じて支援を行うという考えの下、特例として、グループホームを利用する前に出産した障がい者であっても、グループホームでのこどもとの同居を認めていただきたい。

10　国の行動計画における「障害のある人を自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、政策決定過程への参画を促進する」ため、内閣府や厚生労働省をはじめ、他の省庁においても、多様な分野の審議会等へ障がいのある方を登用されることで、その動きが都道府県や市町村をはじめ、民間等へ波及し、取組みが加速するよう各方面へ働きかけをいただきたい。

11　旧優生保護法指定医の標札（優生保護法施行規則等の一部を改正する省令（平成８年厚生省令第54号）による改正前の優生保護法施行規則その他の優生保護法指定医なる表示をいう。）等歴史的資料の取扱いは、旧優生保護補償法第 33 条に基づいて国で調査・検証等を行う中で、国において検討をお願いしたい。

【現状・課題】

1　地域生活支援事業費等補助金については、所要額に対して十分な国費が確保されず、一般財源による補充等を強いられている市町村もある。また、国の補助率が“1/2 以内”とされていることから、令和７年度の本県事業の内示率が約 45.0%に止まっている。必要な事業を計画的に実施できるよう、明確な補助率の設定と、所要額の確保が必要である。

また、障がい者福祉施設については、老朽化に伴う建替えや利用者の重度化・高齢化に対応した増改築のほか、共同生活援助や日中活動系事業所など地域生活移行の受け皿となる施設等の整備についての要望が年々増加しているが、令和７年度に係る本県の採択率は14.5%と非常に低くなっており、所要額の確保が必要である。

なお、国の補正予算（経済対策）においては、令和６年度及び令和７年度はすべて不採択となっており、現在 13 件の事業が整備できない状況となっている。当該事業の中には、建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備の整備及び感染拡大を防止するための多床室の個室化の整備等が含まれている。障がい者等の命の安全に関わることから、本県としては積極的な整備を早急に進めていきたい。

【県事業における過去４年間の当初予算に対する地域生活支援事業費等補助内示率（通常分のみ）】

年度	R4	R5	R6	R7
補助内示率	57.3%	75.7%	55.3%	45.0%

【県事業における過去４年間の社会福祉施設整備費補助採択率】(単位：億円)

年度	R4	R5	R6	R7
国予算額（全国）	133	144	147	158
補助採択率（金額）	68.3%	68.0%	63.9%	14.5%

２（１）医療的ケア児等を一時的に預かる環境の整備に対する助成（医療的ケア児等総合支援事業）はあるものの、医療的ケア児の受入れが可能な事業所等が不足している状況を解消するために短期入所事業所等の設置に対する支援が必要である。本県では県独自で事業所開設に係る備品等の経費補助を実施しているが、体制の充実を図るためにも、医療的ケアを行うに当たって必要となる機器（電動ベッド、排痰補助装置等）や送迎用自動車等の導入に対する国の支援が必要である。また、外出先や移動の付き添い等の自宅以外での訪問看護に医療保険が適用されず、移動手段を担っている福祉有償運送の報酬に上限がある等、医療的ケア児の家族やその支援者に負担が生じているため、国における支援が必要である。

（２）医療的ケア児保育支援事業では、事業実施主体の市町村が取り組まなければ施設は制度利用ができないため、市町村の財政負担を軽減するための補助率の嵩上げや、施設が独自で看護師等を配置するための経費に充てる費用の貸付制度の創設（免責事項含む）など、制度の拡充が必要である。また、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始することが補助率拡充の要件とされているが、同施設で継続して複数名の受入れを行っているケースもあり、これらの要件について見直しが必要である。加えて、施設改修や設備の導入等に関しては、現在、保育環境改善等事業を活用しているが、国の負担割合が 1/3 となっており、県及び市町村の財政負担の増加が課題となっている。

（３）看護師配置に係る経費については必要額の 1/3 を申請するが、交付決定額は申請額の約８割程度に留まっている。年々拡充していただいているところであるが、県や市町村は一般財源を持ち出している状況。また、私立学校では、看護師配置事業において国の負担割合が 1/3 であり、学校の負担が大きい。県内の医療的ケア児は増加傾向にあり、国支援の拡充が必要である。

（４）在宅で常時人工呼吸器を装着している医療的ケア児の場合、非常用電源装置を常備していなければ災害時には生命維持の危機に直結するリスクを抱えている。非常用電源については、在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業による助成はあるものの、医療機関に対する補助であり、停電時にはじめて医療的ケア児に電源装置を貸し出すものになっている。また、令和８年度から始まった医療的ケア児等総合支援事業の医療的ケア児支援センターに対する補助についても停電時にはじめて医療的ケア児に電源装置を貸し出すものになっている。このため、発災直後も使用できるよう、本県では県独自で、在宅に移行する常時人工呼吸器を装着している医療的ケア児に対して非常用電源を貸与する事業を令和７年度から実施しているが、体制の充実を図るためにも、本県が行うような事業に対する国による助成が必要である。

３（１）重度障がい者に対する医療費助成事業は、都道府県も財政支援を行いつつ、市区町村において、地方単独事業として実施しているが、各自治体とも、自己負担額や所得制限などの助成内容に差異が生じている。医療費に関する助成事業は、本来、全国一律に実施されるべきものである。

（２）重度障がい者に対する医療費助成事業は、市町村における助成方式が償還払い方式の場合、障がい者本人及びその家族にとって、一時的な自己負担額が生じることに加え、医療機関の領収書の保管・整理、受診日から１年以内に市町村への助成申請が必要であり、経済的・身体的な負担となっている。

　また、市町村が現物給付方式導入に取り組む際には、システム改修費等も必要になることから、更なる国の財政支援が必要である。

４（１）軽度・中等度難聴児は、補聴器の装用により、言語の習得や学業、認知、コミュニケーシ

ョン等社会生活において健全な発達が促されるため、早期に対応することが重要である。しかし、身体障害者手帳の交付対象外であることから、補装具費の支給対象外となっており、購入等に要する費用が利用者の経済的負担となっている（こどもの成長によるイヤーモールドの交換、故障による修理等）。

（2）補聴援助システムについて、耳かけ型補聴器の装用者以外については補装具費の支給対象外となっているため、購入等に要する費用が、人工内耳の装用者など補聴器利用者の経済的負担となっている。

軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成事業を独自に実施している市町村及び補聴援助システムを特例補装具として助成対象としている市町村もあることから、こども政策を推進される国における補助制度の創設が必要である。

5（1）処遇改善加算等について、公定価格・利用者負担で運営されている指定障害福祉サービス事業者等においては、物価高騰の影響分を利用者へ価格転嫁することができないため、事業所等は経費削減等で対応している。併せて、他産業との賃金格差や最低賃金の上昇により、人材不足の状況は年々厳しさを増している。事業者等の経営努力だけでは社会情勢の変化に対応することは困難であることから、安定的な事業運営に向け、物価高騰や賃金上昇等に即時的に対応できる制度が必要である。

（2）利用者の重度化・高齢化について、令和６年度報酬改定において、障害者支援施設等では、利用者への医療的ケアの対応状況を踏まえ看護職員の配置人数に応じた評価が拡充されたが、更なる医療的ケア支援体制の充実とともに、障害者支援施設やグループホームでの重度化・高齢化に伴う通院支援や看取りへの対応増も考慮した報酬の見直しが必要である。

（3）就労選択支援サービスの提供が令和７年10月から開始されたが、本県における指定サービス事業者は10か所（令和８年２月１日時点）に止まっており、全県的な広がりに欠ける状況にある。現場の事業者からは、質の高いアセスメントを担う専門人材の確保が極めて困難であるとの声が上がっており、現状の報酬体系では事業運営の安定化や新規参入の促進が図りにくい実態がある。ついては、本サービスが真に障がい者の就労選択の質を担保する基盤として定着するよう、次期報酬改定等において報酬単価の増額が必要と考える。

（4）一時帰省時の居宅介護について、障害者入所施設の利用者が、昼間生活介護又は就労継続支援事業所を利用しても、施設入所支援の報酬が減額されることはない。これを踏まえ、障害者支援施設の利用者の一時帰省の際、親の高齢化等により重度障がい者の受入れが困難な事態が生じていることから、施設との移動日も含めて居宅介護支援及び重度訪問介護が利用できるよう制度の見直しが必要である。

（5）人材不足が深刻化する状況において、外国人の更なる活用への期待も聞かれる中、外国人材を迎えるにあたり、住居や生活手段の確保等の環境整備に関して困難に直面している事例等があり、地域の実情に応じた人材の確保・定着に向けた支援策を確保する必要がある。

（6）国の令和７年経済対策において、障がい分野にはない国庫補助事業メニューが介護分野で示されたが、両分野が持つ人材不足、定着及び物価高騰に係る課題は共通している面が多く、障害福祉サービス事業所から「障がい福祉分野が取り残されている」との不安の声が大きいため、障がい分野においても、介護分野と同様の事業実施が必要である。

6　「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）に基づき、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の人員基準は、利用児童数が10人までの場合、児童指導員又は保育士を２人以上（うち１人以上は常勤）配置し、かつ児童発達支援管理責任者を１人（専任かつ常勤）配置することが規定されている。しかしながら、利用人数が国の基準である10人に満たない小規模な事業所においても、一律に基準通りの人員配置が求められるため、採算性の確保や人材確保が極めて困難な状況にある。こうした地域の児童は、近隣市町村の事業所まで通所せざるを得ず、長時間の移動が負担になるとともに、本来受けるべき療育時間が十分に確保できないといった弊害が生じている。

7　自立支援給付費等（国負担１／２）について、指定障害福祉サービス等事業者による不正利得があった場合、不正を行った事業者に対して指定取消等の措置を取るにあたり、市町村は事業者に返還を求め、その財源をもって国庫負担金を返還するが、返還金を徴収できなかった場合は、適切な事務執行の責務を果たしている市町村が肩代わりして国庫負担金を返還せざるを得ない制度となっている。

8　障害福祉サービスについては、所得区分に応じた負担限度額で利用できるが、グループホームを利用する場合の共同生活に係る利用者負担分（食費、光熱水費、家賃等）は実費負担である。グループホームの利用者のうち、生活保護又は低所得の世帯が負担する家賃を対象として、利用者１人当たり月額１万円を上限に補足給付が行われているが、利用者が負担する実費（約半数が４万円以上６万円未満、３割強が６万円以上）と比べて著しく不十分である。

　このため、障害年金支給開始前の18歳から20歳未満の障がい者がグループホームを利用する場合、低所得の世帯にとってはその負担が大きく、障がい者の社会参加を支援するための社会資源を活用できないという実情がある。

　また、障害年金の認定状況について、昨年度から大きく制限されているとの県内団体からの声がある。

9　障がい当事者を巡る課題は、生活の選択や「親なきあと問題」、社会的な偏見の払拭など、その多くが家族単位のテーマである。しかし、現行の障害福祉制度は、個人への給付を中心に構成されているため、家族という枠組みの中で複雑化した構造的課題に対し、既存のサービスのみでは適切な支援が困難となっている。

　熊本県が相談支援事業所に対して実施した実態調査では、契約者の 11.7%にあたる 2,346 人が既に家族支援を必要とする状況にあり、この「11.7%」という数字は、かつて強度行動障害支援体制加算が創設された際の対象者割合（12.6%）と同程度の規模であることから、制度化を図る上で十分なボリュームがあることを示している。

　本県では、家族の共通意向を反映したプランを策定し、家族を一体的に支援するモデル事業を令和８年度に実施。社会的コストの削減も見据え、令和９年度に分析・効果検証を行う予定である。今後蓄積された事例報告に基づき、家族支援の有効性を正当に評価する報酬体系の構築を国へ要望することとしており、国においても、本県での成果を今後の施策における重要な指標とされたい。

10　本県では、令和７年度に全庁各課へ審議会等委員への障がいのある方の積極的登用等の推進を依頼したところ、防災や図書館、文化振興、選挙管理委員会など、新たに９つの多様な会議体に11名の障がいのある方を登用した（令和８年２月末現在）。

　各省庁において、障がいのある方の登用や審議会等の運営における好事例等が蓄積することで、関連する業務を所管する自治体や民間等の模範となり、より多くの会議体に障がいのある方の登用が進むことが期待できる。

11　旧優生保護法指定医の標札は、旧優生保護法の被害者から過去にどのような人権侵害があったか学ぶ資料となるとの理由で収集・保存してほしいとの要望に接しているが、旧優生保護補償法第33条に基づいて国で調査・検証等を行うこととされており、その中で、検討いただきたい。

(参考)　9の本県モデル事業に係る試算結果

(熊本県試算)

予防的コスト	単価（円）	算定数	算定人数（人）	費用総額（円）	うち公費9割（円）
ファミリープラン作成等加算（Ⅰ）	11,780	12月	124,620	17,616,283,200	15,854,654,880
ファミリープラン作成等加算（Ⅱ）	1,500	3回	124,620	560,790,000	504,711,000
ファミリープラン実施加算	2,000	48回	124,620	11,963,520,000	10,767,168,000
				合計（A）	27,126,533,880

将来的減少見込社会的コスト	単価（円）	算定数	算定人数（人）	費用総額（円）
障害児入所施設措置費	421,000	12月	3,256	16,449,312,000
措置入院	422,000	5.8月	3,589	8,784,436,400
生活保護費	144,000	12月	1,591	2,749,248,000
			合計（B）	27,982,996,400

（A）―（B）　＝　▲856,462,520円の社会的コストの削減効果あり

○　相談支援事業所への実態調査において家族支援が行われている総数2,346人（11.7%）を全国の障がい福祉サービス利用者数に当てはめると124,620人となる。（1,065,136人*11.7%）

※1：1,065,136人は社会保障審議会障害者部会（第145回）R7.1.30資料（障害児除く）

○　相談支援事業所への実態調査において、代表的な家族支援の事例を収集した。その結果、提供された328事例のうち、予防効果として関連する件数は以下のとおり。※2：328事例は各事業所代表例を1事例回答するよう求めた結果の事例数

➢ 児童関係62件　精神疾患68件　金銭関係30件（回答率70%）

○　今回の実態調査の有効回答率は70%であったため、回答率100%に換算した場合の件数は以下のとおり。

➢ 児童関係88人　精神疾患97件　金銭関係43件（回答率100%）

○　さらに、※1の数値と28,721人（相談支援事業所の実態調査契約者総数（20,105人（70%）を回答率100%に置き換えた数値）の割合（37倍程度）に応じて算定した全国の件数は以下のとおり。

➢ 児童関係3,256人　精神疾患3,589件　金銭関係1,591件

こどもの歯の健康づくりに対する支援

提案・要望事項　【厚生労働省】

効果的なむし歯予防対策のフッ化物洗口の取組推進に係る施策の充実・財政支援

【提案・要望の内容】

集団フッ化物洗口については、「地方公共団体における歯科保健医療業務指針」において、高いむし歯予防効果と安全性が十分に確立しており、健康格差の縮小等の優れた公衆衛生学的特性を踏まえ、市町村において実施に努めることとされている。近年の人員不足等の現状を踏まえ、将来にわたって持続可能な取組みとなるよう、実施体制の確保に対する財政的支援の更なる強化や、関係者の合意形成に向けた予防効果等に関する積極的な情報発信をお願いしたい。

【現状・課題】

本県では、熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例等に基づき、効果的なこどものむし歯予防対策として、保育所・幼稚園、小中学校等におけるフッ化物洗口の取組みを推進し、むし歯の減少効果も現れ始めているところである。

一方で、人口減少が急激に進む中、市町村、教職員の人員不足・働き方改革の徹底等により、フッ化物洗口の実施体制の確保が難しくなりつつあり、将来を見据え、持続可能な体制への転換が急務となっている。また、実施にあたっては、「地方公共団体における歯科保健医療業務指針」において、「関係者の合意を得た上で学校における集団フッ化物洗口の実施に努めること」とされており、教職員等をはじめ関係者の協力を得るためには、その効果や必要性について関係者と共通理解を形成することが重要となっている。

これらの現状を踏まえ、教育現場等の負担軽減等を図り、持続可能な実施体制へと転換していくためには、溶液タイプやポーションタイプの洗口液の活用やボランティアの参画促進など、実施方法等を積極的に見直していく必要がある。しかしながら、溶液タイプ等を活用する場合、顆粒製剤タイプの１０倍以上の予算確保が必要となるほか、ボランティアの人材確保も難しく、有償ボランティア等に頼らざるを得ない状況もあることから、フッ化物洗口に取り組む市町村に対する財政的支援の強化が不可欠となっている。

また、現場の教職員等をはじめ関係者との合意形成を探るためには、集団フッ化物洗口の効果や必要性の発信が必要であるが、各地方自治体がそれぞれ取り組んでいる状況で、その対応にも大きな労力を要している。集団フッ化物洗口の実施については、全国で進めている施策であり、その効果等についても関係者の理解や協力体制の構築を進めるため、国において、関係省庁が連携しながら、積極的に取り組んでいただくことが必要である。

公務員獣医師の確保

提案・要望事項　【文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】

１　獣医系大学における公務員獣医師養成コースの創設を見据えた、公務員獣医師に特化したカリキュラムの充実や地域枠入学制度の拡充

２　公衆衛生獣医師確保修学資金補助制度の創設

【提案・要望の内容】

１　公務員獣医師の安定的確保に向けた抜本的な改革として、獣医系大学における公務員獣医師養成コースの創設を見据えた、公務員獣医師に特化したカリキュラムの充実や地域枠入学制度の拡充について、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び環境省等の各関係省庁による連携、検討をお願いしたい。

２　本県では公務員獣医師確保のため、獣医系大学の学生に対し修学資金給付事業を実施している。安定した財源確保のため、当修学資金に対し、補助制度の創設等の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

１　公務員獣医師は、公衆衛生・家畜衛生の両分野で重要な役割を担っている。公衆衛生分野においては、HACCP の導入支援、輸出施設認定・監視指導、輸出証明書の発行等に加え、動物愛護や食品衛生など多岐にわたる業務、また、家畜衛生分野においても、高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生予防等の家畜防疫に係る業務などで職員の負担は年々増加している。一方、獣医系大学の実情として、地方出身の入学者が少なく、かつ就職希望先として小動物臨床の人気が高いため、地方での公務員獣医師の不足の大きな要因となっている。

新規採用職員はもとより、獣医師職員が育児休業等を取得した際の代替職員の確保も困難な状況であり、このような状況が続く場合、技術の継承や人材育成ができず、職員の質の低下、ひいては、負担増加に伴う早期退職者の増加など負の連鎖につながることから、早急な抜本的改革が必要である。

２　本県では、獣医師確保のために、獣医系大学の学生に対する修学資金給付事業を実施しているが、産業動物獣医師の確保に関しては農林水産省から１／２補助があるのに対し、公衆衛生獣医師の確保に関する国の補助制度はない。公衆衛生獣医師確保についても十分な財政支援が必要である。

【本県の公務員獣医師の採用状況】

受験年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
採用予定者数ａ	7	8	11	13	10	16	10	11	19	23	16	14	16
受験者数	31	20	26	14	12	14	10	3	4	13	6	3	－
採用内定者数	22	16	14	12	12	13	8	3	3	12	6	3	－
採用者数 ｂ	5	7	9	8	4	9	5	2	1	8	2	1	－
ｂ－ａ	−2	−1	−2	−5	−6	−7	−5	−9	−18	−15	−14	−13	－

【本県の修学資金給付事業】

事業名	就職先	備考
熊本県産業動物獣医師修学資金給付事業	・県職員（農林水産部のみ） ・民間産業動物獣医師	農林水産省から 1/2 補助
熊本県獣医師確保修学資金給付事業	・県職員（健康福祉部、農林水産部）	補助なし

医療用医薬品等の安定供給への対策

提案・要望事項　　【内閣官房、厚生労働省】

１　医療用医薬品の安定供給に向けた対策の推進

２　緊急時における県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の活用

３　KMバイオロジクス株式会社が開発中の新型コロナウイルス不活化ワクチンの早期実用化

【提案・要望の内容】

１　品質が確保された医療用医薬品が安定的に供給されるよう、国として医薬品製造業者等の法令遵守の徹底を図るとともに、医薬品製造業者等に対する支援の充実、物価上昇等の影響を踏まえた薬価制度の在り方の見直しなど、実効性のある対策を講じていただきたい。また、医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が、医療用医薬品の供給状況を迅速かつ容易に共有し、需給状況に適切に対応できる体制の充実をお願いしたい。

２　国の備蓄方針に基づき、国及び都道府県が行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（行政備蓄）について、季節性インフルエンザの流行時に薬剤が逼迫した場合等に、薬剤の需給状況を踏まえながら国備蓄分は緊急的に使用が可能となるよう取扱いが示されたところ。都道府県備蓄分も活用できる仕組みの構築に向けた本県との協議・検討をお願いしたい。

その中で、国におかれては、緊急時の使用にあたっての条件等について、医薬品製造業者等の関係者と調整いただくなどの環境整備をお願いしたい。

３　新型コロナワクチンについては、国産ワクチンの承認が進んではいるものの、大部分を海外からの供給に依存している状況は続いており、国産ワクチンの早期実用化が望まれている。

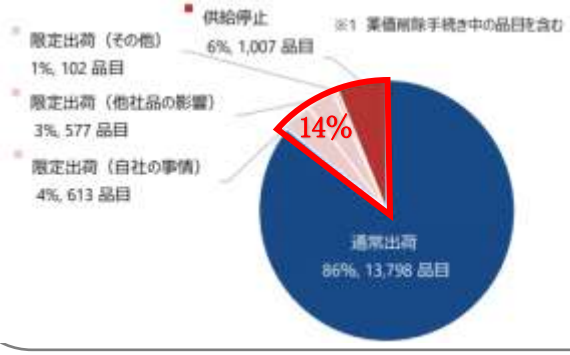
KMバイオロジクス株式会社が開発中の新型コロナウイルス不活化ワクチンについて、品質、有効性及び安全性が確認されれば、一日も早い実用化に向けて、特段の配慮をお願いしたい。

【現状・課題】

１　厚生労働省が公表している「医療用医薬品供給状況報告（２０２５年１２月）」では、全医薬品の１４％が限定出荷・供給停止の状況にある。

医療用医薬品の安定供給体制の強化等を目的として、令和７年５月に薬機法が改正され、段階的に施行されることとなった。令和７年１１月には、供給不安の迅速な把握・報告聴取・協力要請、供給確保医薬品の指定、安定確保措置の指示等の改正法が施行された。令和８年５月には、製造販売業者に対する「安定供給体制管理責任者」の設置義務や、出荷停止時の届出義務など、企業側の供給責任を抜本的に強化する改正法が施行された。これら施策の効果の検証を行うとともに、引き続き実効性のある対策を講ずる必要がある。

「供給停止」、「限定出荷」の割合

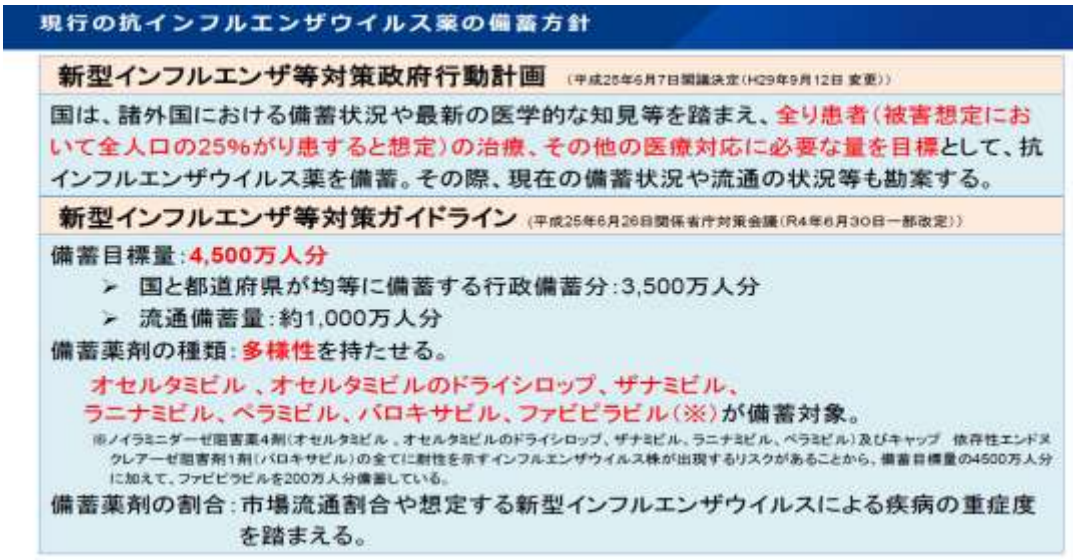


2025年12月 調査結果	供給停止		限定出荷	
	銘柄数	構成比	銘柄数	構成比
先発品	80	8%	120	9%
長期収載品 ※	59	6%	67	5%
後発品	599	59%	843	65%
その他医薬品 ※	269	27%	262	20%
合計	1,007	100%	1,292	100%

2　国の備蓄方針に基づく抗インフルエンザウイルス薬は、政府が策定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づき、地方交付税措置を受け都道府県が一定量を備蓄している。

国において、医療用医薬品の安定供給体制の確保に取り組まれているが、季節性インフルエンザの急な感染拡大により薬剤の増産等が必要になる場合には、製造等に一定の時間を要し、一時的に薬剤が逼迫することが考えられる。

そのため、都道府県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬について、備蓄の趣旨や市場への影響に留意しつつ、一定の条件下で緊急的に活用することは、感染危機対応のみならず、安定供給の対策として有効であると考える。



R6.5.27 第 85 回厚生科学審議会感染症部会資料

3　KMバイオロジクス株式会社が開発している不活化ワクチンは、インフルエンザワクチンや日本脳炎ワクチンなどの長年の使用実績があるワクチンであり、国民の信頼度も高く、早期に実用化することが望まれている。

同社は、２０２３年１２月から、小児を対象としたワクチンの臨床試験を進めており、２０２５年４月からは株を変更（ＸＢＢ．１．５系統→ＪＮ．１系統）して有効性を検証している。

認定就労訓練事業への財政支援の拡充

提案・要望事項　　【厚生労働省】

１　認定就労訓練事業に対する人件費補助制度の創設

２　認定就労訓練事業の支援体制整備に対する財政支援の拡充

【提案・要望の内容】

１　認定就労訓練事業所が生活困窮者を受け入れる際に必要となる、支援担当者による指導・見守り、相談対応、関係機関との連絡調整、職場定着支援等に係る人件費について、国による恒久的な補助制度を創設していただきたい。これにより事業所の人的負担の軽減を図り、新規参入及び受入人数の拡大を促進していただきたい。

２　利用者の受入れに必要な安全管理体制の整備、職場環境の改善、研修の実施、支援マニュアルの整備など、受入体制の構築及び継続運営に要する経費を補助対象として拡充していただきたい。また、令和８年改定の手引きにおいて関係機関の連携による就労支援の強化が求められていることを踏まえ、認定就労訓練事業所の確保・拡充に必要な財源については、地方自治体への負担転嫁とならないよう、国の責任において十分な財政措置を講じていただきたい。

【現状・課題】

１　認定就労訓練事業所は、一般就労が直ちには困難な生活困窮者に対し、日常的な指導・見守り、相談支援、関係機関との連絡調整及び職場定着支援などを実施している。しかし、これらを担う職員の人件費に対する直接的な補助制度は設けられておらず、事業所が独自に負担している状況にある。

２　就労経験が乏しい者や複合的な課題を抱える者を受け入れるためには、安全管理や職場環境の整備、職員研修、支援体制の構築などが必要である。しかし、受入環境の整備や支援体制の構築に活用できる支援制度は一部にとどまり、認定就労訓練事業所の受入体制整備や継続運営を安定的に支える財政措置は十分ではない。令和８年６月改定の「生活困窮者自立支援制度に関する手引き」では、関係機関が連携した就労支援の推進が示されているが、受け皿となる認定就労訓練事業所は十分に確保されておらず、地方自治体のみで新たな財政負担を担うことは困難であり、制度の実効性確保のため、国による十分な財政支援が必要である。

食料安全保障の一翼を担うくまもと農林水産業の実現

提案・要望事項　【内閣官房、総務省、農林水産省】

１　競争力強化による稼げる農業の実現への支援

２　水田政策の充実強化と需要に応じた米麦大豆生産への支援

３　農業構造転換集中対策期間における確実かつ十分な予算の確保

４　強固な生産基盤の確立及び施設の保全管理への支援

５　「浜の活力再生プラン」による稼げる水産業の実現への支援

６　新たな水産資源管理に関する十分な予算の確保と遊漁を含めた資源管理制度の充実

７　養蜂業の振興と花粉交配用蜜蜂の安定確保等への支援の充実・強化

８　農業委員会が業務を適正に遂行するための十分な予算の確保

９　農林水産物の合理的な価格形成の実現に向けた対応

10　ＴＰＰ、日ＥＵ・ＥＰＡ、日米貿易協定、米国による追加関税等への対応

【提案・要望の内容】

１（１）強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業、畜産クラスター事業等の十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。また、新基本計画実装・農業構造転換支援事業については、県及び市町村の負担を軽減するために地方債の対象拡大をお願いしたい。さらに、交付決定後の事業費増加にも柔軟に対応いただきたい。

（２）果樹の新植、改植及び小規模基盤整備等を支援する果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の十分な予算確保と制度の維持をお願いしたい。

（３）輸出拡大に向けた非関税障壁交渉や各国輸入条件の周知強化をお願いしたい。特に、輸出国への残留農薬基準値の緩和に係る要望及び卸売市場を通じて青果物を仕入れる輸出者等への輸出青果物の残留農薬基準順守の継続的な周知についてお願いしたい。

（４）大都市圏市場等における荷待ち・荷役時間の削減やパレット輸送の円滑な推進に向けて、国による主導的かつ積極的な対応をお願いしたい。

　また、遠隔地からの輸送効率化のため、パレット輸送に適した集出荷施設の機能強化等に係る事業を拡充するとともに、食料生産県である本県の農林水産物が持続的かつ安定的に大都市圏へ出荷できるよう特段の支援をお願いしたい。

（５）農林水産物の高付加価値化の取組みを推進するため、６次産業化等を支援する農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）の継続と十分な予算の確保をお願いしたい。

（６）農地中間管理機構を通した貸借や売買を確実に行うとともに、担い手への農地集積・集約化を更に推進するために必要となる農地中間管理機構事業の十分な予算確保をお願いしたい。

２（１）米価安定のため、適時、的確な需給見通し情報の提供や国の流通調整への関与と併せ、情報提供を受けた生産者が、需要に応じた米の生産に柔軟に対応できるよう、制度面での措置もお願いしたい。

（2）水田政策の見直しに当たっては、生産者が中長期的な生産計画を立てられるよう、現行制度以上の助成水準をお願いしたい。見直し後も、現場の実態に即した制度となるよう、引き続き単価や仕組みを検証し、運用に反映していただきたい。併せて、現場で円滑に政策を実行できるような実施体制の整備と必要な予算の確保をお願いしたい。

（3）需要に応じた麦・大豆の安定生産を図るため、生産基盤の強化への継続的な支援をお願いしたい。

（4）主要農作物種子（米・麦・大豆）の持続可能な生産・供給体制の構築に向けた継続的な支援と十分な予算確保をお願いしたい。

3　農業構造転換集中対策として集中的・計画的に推進されている、農地の大区画化（中山間地におけるきめ細やかな整備を含む）等、共同利用施設の再編・集約化、スマート農業技術の開発・導入等については、対策期間中の計画的な事業執行ができるよう、引き続き、確実かつ十分な予算の確保をお願いしたい。

4　強固な生産基盤の確立に向け、農業農村整備事業関係予算の総額確保及び県内で実施中の国営事業について、事業の着実な推進をお願いしたい。また、地方負担と農家負担の軽減及び農村地域の実情を踏まえた事業制度の拡充と柔軟な運用をお願いしたい。特に、人口減少のさらなる進行を踏まえ、国営造成施設と同規模である県営造成の農業水利施設等の保全管理に係る支援制度の拡充をお願いしたい。

5　浜の活力再生プランに掲げる取組みを着実に推進するための関連事業や水産業成長産業化沿岸地域創出事業の十分な予算確保と重点配分、水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業と競争力強化型機器等導入緊急対策事業の併用を可能としていただきたい。

また、地域水産業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を加速するため、補助率の更なるかさ上げをお願いしたい。

6　新たな資源管理への取組みに対する漁業経営安定対策等に関する支援について十分な予算の確保をお願いしたい。

また、令和７年１月からマダイが、同年７月からブリのＴＡＣ管理が開始された。特に、マダイについては、種苗放流の効果や遊漁者による採捕調査の結果を資源評価に反映させるとともに、漁獲可能量の設定にあたっては、漁業者による漁獲だけでなく、遊漁者による採捕量も考慮した上で、漁獲可能量を設定していただきたい。

7　養蜂業の振興及び花粉交配用蜜蜂の安定確保に対する継続的な支援並びにミツバチヘギイタダニ対策への支援強化をお願いしたい。

8　農地の権利移動に係る許可業務や農地利用最適化推進活動、地域計画の策定及び実現に向けた取組みなど、農業委員会の業務量は年々増加しており、農業委員会が業務を適正に遂行するため、機構集積支援事業をはじめ、必要な予算を十分に確保いただきたい。

9　農林水産業は食料の供給だけではなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、国民の安全を守り、豊かな生活を支える役割を担っている。農林水産業の持つ多面的機能への国民の理解醸成と農林水産業者の持続的な経営発展のための消費者理解の醸成を図るとともに、食料システム法に基づく合理的な価格形成の仕組みについて、コスト指標を参考に生産・集出荷の各段階で価格転嫁が実現されるよう検討いただきたい。

10　農林水産業の経営安定化・競争力強化等に向けた万全な対策の継続的な実施や米国による追加関税の影響を受ける事業者等が、輸出先の多角化・新規販路開拓等に取り組む場合の支援、地域にとって自由度の高い予算を継続的に確保いただきたい。

【現状・課題】

1（1）強い農業づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業等については、全体予算額の減少及び優先枠等の設置による一般枠の予算圧迫などにより、産地の収益力強化に不可欠な基幹施設の整備に支障が生じているため、十分な予算確保が必要。また、新基本計画実装・農業構造転換支援事業については、財政力に制限のある本県及び市町村が地方財政措置を十分に活用するため、農協のみならず農事組合法人に対する県及び市町村の上乗せ補助が起債の対象となる必要がある。さらに、交付決定後に資材価格等の高騰によりやむを得ず事業費が増額した場合は、事業主体の負担軽減のため、国費を再度算定する必要がある。

（2）果樹の新植、改植及び小規模基盤整備等を支援する果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業は、予算の不足が懸念されている。各産地の担い手が計画的に事業に取り組むための十分な予算の確保と制度の維持が必要である。

（3）更なる輸出の拡大に向けた取組みを進めるにあたり、輸出相手国において残留農薬基準値が日本と大きく異なる場合があり、輸出の大きな障壁となっている。さらに、卸売市場経由など産地が意図しない形で青果物が輸出され、残留農薬違反となる場合があり、産地のブランドへの悪影響が懸念されることから、引き続き、継続的な啓発活動等を実施し、輸出者等への残留農薬基準の順守徹底が必要である。

（4）働き方改革関連法改正以降、本県では「物流の 2024 年問題」に対応するため、モーダルシフトやパレット輸送の実証試験、商慣行の適正化推進、農産物集出荷システムの試験導入等を実施してきたところ。今後はさらに労働力不足が懸念される２０３０年問題に向け、本県農林水産物を持続的かつ安定的に消費地へ届けるため、大消費地市場等での荷待ち・荷役時間の削減やパレット輸送への移行等に加え、輸送コスト増加を産地（農業者）のみの負担とせず、産地間で不公平感が生じないよう全国的な仕組みづくりや消費地側の理解醸成が必要である。

（5）本県は、「食のみやこ熊本県」創造に向け、令和７年７月に「『食のみやこ熊本県』創造ビジョン」を策定し、稼げる農林水産業の実現及び食関連産業の発展への取組みを進めている。本施策の実現に向け、６次産業化等地域資源を活用し付加価値の創出を加速化させる取組みは重要であり、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）の継続と十分な予算確保が必要である。

（6）令和５年４月に改正された基盤法等の施行に伴い、機構では増加する貸借や売買への対応、地域計画のさらなるブラッシュアップへの対応に加え、近年の賃金上昇の影響もあり、農地中間管理機構事業に要する経費が増加している。今後も、機構を通した貸借や売買による担い手への農地集積・集約を進め、保有する農地の中間管理を確実に行うためには、農地中間管理機構事業の十分な予算確保が必要である。

2（1）米価の変動幅が大きく、経営の見通しを立てにくい中、需要に応じた生産と流通調整の両輪による、生産コストに見合った米価の安定が求められており、生産者が適時・的確な情報を踏まえ、需要に応じた生産へ柔軟に移行できる体制の整備や仕組みが必要である。

（2）水田農業は、交付金を踏まえた経営の中で、耕畜連携を含めた営農体系が構築され、中長期的な生産計画のもと機械設備投資等が行われていることから、現行以上の助成水準及び現場の実態に即した交付単価や仕組みが必要である。

（3）麦・大豆については、食料安全保障の観点や水田政策の見直しに対応するため、生産性の向上に向けた営農技術や機械・施設の導入など生産基盤の強化が必要である。

（4）主要農作物種子（米・麦・大豆）については、担い手の減少や生産者の高齢化の進展に伴う新たな産地の育成確保、既存の種子調製施設の老朽化に伴う再編・合理化が課題となっていることから、持続可能な生産・供給体制の構築に向けた継続的な支援と十分な予算確保が必要である。

3　国におかれては、令和７～１１年度の５年間を農業構造転換集中対策期間と位置づけ、農地の大区画化（中山間地におけるきめ細やかな整備を含む）等、共同利用施設の再編・集約化、スマート農業技術の開発・導入等を集中的・計画的に推進しているところ。本県においては、県内の農業団体や生産者からの要望を受け、計画的な事業執行が求められていること及び、大規模災害からの復旧と併せた、将来にわたる持続的な農業に実現に向けた農地の大区画化等の生産性向上に資する基盤整備を進めるため、来年度以降の確実かつ十分な、対策期間中の安定した予算の確保が必要となっている。

4　今後、食料安全保障を永続的に確保するためには、農地等の生産基盤を強固にしていくことが不可欠であり、現下の資材や人件費高騰による事業費の上昇分を踏まえ、農業農村整備事業関係予算の総額を確保するとともに、県内で実施中の国営事業(八代平野、宇城、羊角湾、八代、玉名横島)を着実に進める必要がある。

また、県営、団体営事業を加速化するため、地方負担・農家負担の軽減策の更なる充実を図るとともに、国内の飼料生産拡大など食料安全保障の重要性の高まりや農家人口の減少などの自然社会条件の変化を踏まえ、費用対効果算定手法の見直しなど、事業制度の拡充と柔軟な運用を求める。

農業水利施設については、農業者の減少・高齢化に伴い、管理体制が脆弱化するとともに、気候変動、営農の変化等により、管理が複雑化かつ高度化し、さらに、突発事故や物価高騰も相まって管理コストも増加している。こうした中、改正土地改良法において、土地改良区や市町村等の関係者が共同して、将来の保全体制を構築する連携管理保全計画（通称、水土里ビジョン）が位置付けられた。熊本県においても、施設の適切な保全管理に向け、水土里ビジョンの策定を促進するため、水土里ビジョン策定までの間、一定規模以上の土地改良施設を管理する土地改良区の維持管理費を一部支援する県単独の事業制度を創設した。それでもなお、今後、人口減少の更なる進行により、地域住民による施設の管理負担の増加が懸念されることから、国営造成施設と同等規模の農業用ダムや排水機場等の県営造成施設も補助の対象とする制度拡充など、農業水利施設等の保全管理への支援の拡大を求める。

5　水産資源の減少、燃油や資材の高騰、漁村地域の過疎化・高齢化など、水産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている中、漁村地域の活性化や所得向上を目指す「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力広域再生プラン」に基づく取組みを推進する必要がある。

また、荷さばき施設などの共同利用施設は、その大半が昭和５０年代から平成１０年代初頭にかけて集中的に整備され、老朽化により機能が低下しており、その多くが更新時期を迎えている。

一方、事業実施主体である漁業協同組合は、担い手の減少、水揚量の減少などにより、その経営は極めて厳しい状況にあり、多額の自己資金を要する施設の再整備は困難である。

地方公共団体においても、厳しい財政状況下にあるため、補助率のかさ上げが必要である。

6　新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者が安心して資源管理に取り組むことができるよう、資源管理対象魚種の採捕停止等に係る収入減を補填する漁業収入安定対策事業等の十分な予算の確保が重要である。

令和７年１月からマダイが、同年７月からブリのＴＡＣ管理が開始された。特に、マダイにつ

いては、種苗放流の効果や遊漁による採捕調査の結果を踏まえて、資源評価を行う必要がある。
　また、漁獲可能量の設定にあたっては、漁業者による漁獲だけでなく、遊漁者による採捕についても考慮した上で設定する必要がある。

7　近年、養蜂業ではミツバチヘギイタダニの被害が特に深刻化し、蜜蜂の増殖が困難となっており、養蜂業経営への影響が深刻化している。動物用医薬品によるダニ対策を講じているものの、その薬剤への耐性を持ったダニが増加しているとの報告もあることから、薬剤のみに頼らない総合防除技術の検討も必要であるため、養蜂振興への蜜源増殖に向けた継続的な支援とともに、ダニ対策等のさらなる充実を図る必要がある。併せて、本県野菜の主要品目であるすいか、いちご、メロンは交配に蜜蜂を利用しており、花粉交配用蜜蜂の安定確保等に向けた継続的な支援が必要である。

8　平成２８年の法改正に伴い、担い手への農地利用の集積・集約化などの農地利用の最適化推進が農業委員会の必須業務に位置付けられ、さらに令和５年には地域計画策定の法定化により、目標地図の作成や地域計画の達成に資する利用権設定等が農業委員会の重点取組みとなった。
　このように、年々農業委員会の業務は増大していることから、各市町村農業委員会からは、機構集積支援事業をはじめ、必要な予算の十分な確保を求める声が高まっている。

9　農林水産業は、食料の供給だけではなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、国民の安全を守り、豊かな生活を支える多面的機能を有している。その恩恵は国民全体に及ぶものであり、農林水産業が果たす役割について国民の理解醸成が重要である。
　我が国の農産物の多くは市場流通が主流であり、卸売市場は、大量・多種な農産物の集荷と迅速な分配、公正で透明性の高い価格形成と確実な決済、大量流通による流通コスト削減など、多数の産地と多数の実需者を結ぶための効率的な流通に大きく貢献している。また、出荷された全量を引き受ける体制は産地にとって大きなメリットとなっている。一方で、市場流通による価格は、需要と供給のバランスにより決まることから、生産コストの上昇分を販売価格へ転嫁する仕組みとはなっていない。県による価格転嫁に係るアンケート調査結果では、価格転嫁ができている（一部を含む）とした生産者・出荷団体は２割に満たなかった一方で、仲卸・販売店は約７割であった。
　このような実情を踏まえ、新たに成立した食料システム法に基づく合理的な価格形成の規制的措置について、国民の理解醸成を図るとともに、生産・集出荷の各段階で価格転嫁が実現されるような仕組みの確立が必要である。

10　ＴＰＰ、日ＥＵ・ＥＰＡ協定、日米貿易協定をはじめとした国際貿易協定や南米南部共同市場（メルコスール）とのＥＰＡ協定交渉、米国による追加関税により、地方の基幹産業である農林水産業や、農山漁村の維持・発展へ影響が及ばないようにする必要がある。

環境と調和のとれた農林水産業の実現に向けた支援

提案・要望事項　　【農林水産省】

１　森林資源の循環利用の確立に向けた林業への支援

２　「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた支援

【提案・要望の内容】

１（１）「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用の実現に必要となる森林環境保全整備事業、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策、森林集約・循環利用対策等の十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。

（２）新技術・新工法（ＣＬＴ等）を活用したモデル的な施設整備等の十分な予算確保をお願いしたい。

２　「みどりの食料システム戦略」実現のため、農林漁業者だけでなく消費者にも参加意識を持ってもらうよう、国民全体に向けた周知啓発をお願いしたい。また、関連技術の早期開発・実用化をはじめ、生産資材や機械導入に対し、より一層の支援をお願いするとともに、補助事業の要件として導入されているクロスコンプライアンスについては、報告後の内容確認が生産現場の負担増とならないようお願いしたい。

【現状・課題】

１（１）県内の人工林の約８割が本格的な利用期を迎え、主伐が進む中、再造林面積も増加傾向にあるが、森林資源の着実な循環利用を進めるため、花粉症対策を踏まえながら再造林を推進していく必要がある。

また、令和５年１０月に決定した「花粉症対策初期集中対応パッケージ」を踏まえ、スギ人工林の伐採・植え替え等の加速化やスギ材需要の拡大等に取り組む必要がある。

（２）民間建築物を含む建築物一般の木造化・木質化に加え、新技術・新工法（ＣＬＴやＢＰ材等）による施設整備など新たな需要創出に向けた取組みが必要である。

２　持続可能な食料システムの構築に向け策定された本戦略を実現するためには、農林漁業者の戦略への理解と取組みへの動機づけに加え、消費者が地球環境問題に貢献しているという参加意識を持って農産物を購入するよう、本戦略についてわかりやすい情報発信と説明を行い、理解促進を進め、国民の行動を変容させることが必要である。

技術実証に係る支援策が充実する中、環境負荷低減活動の更なる取組みには新たな生産技術の早期開発及び実用化が不可欠となっている。また、化学肥料・農薬のこれまで以上の削減やＣＯ２の排出削減を進めるには、新たな技術導入に係る資材や機械の導入コストに対する支援が必要である。

また、補助事業の要件として令和９年度から本格導入されるクロスコンプライアンスは、提出後に現地（現場）確認が行われるため、農林漁業者に制度の説明と過度な負担とならないよう配慮が必要である。

農林水産業の持続的発展に資する担い手の確保と経営安定対策の強化

提案・要望事項　【総務省、農林水産省】

１　親元就農をはじめとした担い手の確保・育成と認定農業者等中心的な担い手に対する支援策の充実・強化

２　全国随一のいぐさ産地である熊本のい業の担い手に対する恒久的な支援

３　スマート農林水産業の推進への支援

４　半導体集積地域における畜産営農継続に向けた取組みに対する継続的な支援

５　自然災害(地震、豪雨、台風、噴火)及び経営環境の悪化等のリスクへの対応強化

６　豚熱やアフリカ豚熱などの悪性家畜伝染病、ミカンコミバエなどの重要病害虫等の対策強化及び家畜防疫業務の効率化による負担軽減

７　技術系公務員確保に向けた対策の強化

【提案・要望の内容】

１（１）親元就農をはじめとした新規就農者の初期投資を支援する経営発展支援事業及び世代交代・初期投資促進事業については、新規就農者の定着や経営発展に有効であり、引き続き十分な予算確保及び確実な地方財政措置をお願いしたい。さらに、都道府県の財政負担軽減のため負担割合の見直しなど、なお一層の国の支援をお願いしたい。

　また、国の令和７年度経済対策にて創設された新規就農者チャレンジ事業については、65歳未満の意欲的な新規就農者の機械・施設の導入が支援対象であり、県としても重要な施策として推進していることから、当初予算での恒常的な措置及び運用をお願いしたい。

（２）親元就農や新規参入、雇用就農といった多様化する就農形態に鑑み、支援の対象や期間の拡充と、農業を担う者のあらゆる相談に対応する「県農業経営・就農支援センター」の十分な予算確保をお願いしたい。

（３）地域農業構造転換支援事業は地域計画を着実に進める支援メニューとして必要であり、現状の要件を維持し、引き続き十分な予算確保をお願いしたい。

（４）くまもと林業大学校において、即戦力となる担い手の確保・育成に向けた緑の青年就業準備給付金事業の予算確保及び給付要件の緩和を図るとともに、研修に必要な校舎改修や施設整備に対する支援をお願いしたい。

（５）本県の新規漁業就業者の多くは親元就業であり、現在の制度では支援を受けることができないことから、制度の見直しをお願いしたい。また、漁業就業直後の経営が不安定な時期に、初期投資の支援及び自立をサポートする給付金制度を創設していただきたい。

（６）技能実習制度及び特定技能制度の見直しについては、地域農業を支える外国人材が大都市その他の特定の地域に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応できる制度としていただきたい。また、農家等が必要な受け入れ態勢を整えるためにも早期の情報提供と令和９年４月の新制度開始以降に混乱なく移行できるよう十分な移行期間を設けていただきたい。加えて育成就労から特定技能へ移行する際の、日本語能力試験の追加に当たっては、学びたい者が十分な日本語教育を受けられる環境整備をお願いしたい。

2　い業の担い手の生産性向上・経営安定に必要な支援や国産畳表の消費拡大の取組みとともに、畳表価格安定制度等の継続と畳文化の維持、継承・発展等の国内い業振興に向けた法整備をお願いしたい。

3　担い手の急激な減少や労働力不足に対応するため、省力化・省人化や技術伝承等につながるスマート農林水産業の普及推進について、引き続き農業構造転換集中対策期間の別枠予算を含めた必要な関連事業の十分な予算確保をお願いしたい。また、中山間地域を含む現地実装を加速化させるため、低コストや小型化などの生産現場の実態に応じた技術の早期開発をお願いしたい。

4　半導体集積地域における畜産生産基盤の維持に向け、地域未来交付金を活用した畜産公共事業の実施に関する助言・指導に加え、自給飼料の確保や家畜排せつ物の適正処理に向けた取組みに対する支援を引き続きお願いしたい。

5（1）農業者の経営環境の悪化等のリスクへの対応強化のため、更なる柔軟なセーフティネットの構築をお願いしたい。

（2）災害時に被災した個人所有の養殖施設等について、農業施設における災害復旧と同程度の支援が受けられるよう支援制度の創設をお願いしたい。

6（1）国際的な人流・物流の増加を踏まえ、悪性家畜伝染病や重要病害虫の水際防疫対策等の更なる強化をお願いしたい。また、ミカンコミバエなどの重要病害虫の侵入警戒やまん延防止等の対策強化をお願いしたい。

（2）豚熱ワクチン接種については民間でワクチンの管理・使用が可能になるよう制度設計の見直しを行うとともに、ランピースキン病ワクチン接種については民間獣医師や共済獣医師による接種が可能となるよう要領を見直していただき、家畜防疫業務の負担軽減をお願いしたい。

7　熊本県では、農林水産系の技術職員者の確保に向け、高校等との官学連携やYouTubeを活用した情報発信など、農業土木の魅力や役割の普及啓発に取り組んでいるが、満足する採用人数には至っていない。そのため、更なる職員確保を目指し、若年層への認知度向上や就業促進に向けた全国的な広報活動など、国による普及啓発活動と連携した取組をさせていただきたい。

【現状・課題】

1（1）経営発展支援事業や世代交代・初期投資促進事業については、親元就農の継承に重要な施策である。本県では、事業活用を推進しており、十分な予算確保と、地方自治体が安定的に取り組むための確実な地方財政措置が必要である。さらに、要望額増加に伴い、本県の財政負担が増加しているため、国と県の助成額の負担割合の見直しなど、なお一層の国の支援が必要である。

　また、国の令和７年度経済対策にて創設された新規就農者チャレンジ事業については、６５歳未満の意欲的な新規就農者の機械・施設の導入が支援対象であり、県としても推進していることから、当初予算での恒常的な措置及び運用が必要である。

（2）基盤強化法の改正により各都道府県に設置された「県農業経営・就農支援センター」の予算については、各県の就農及び経営相談・経営継承の重要な窓口である。Ｒ８年度から企業参入の相談業務も新たに追加されており、現状の交付額では運営に要する経費を賄えるとは言えないため、十分な予算確保が必要である。

（3）地域農業構造転換支援事業については、国の要件見直し（担い手への目標集積率８割→６割に緩和）により地域計画実現に向け要望が増加しており、県としても、担い手への農地集積を進めるうえで本事業を推進している。また、機械・施設価格が高騰する中、担い手の設備投資に係る負担を軽減する上でも重要性が増していることから、引き続き十分な予算確保が必要である。

（4）くまもと林業大学校では、森林資源を積極的に活用し、林業の成長産業化と森林管理の適正化を推進するために必要な担い手の育成に向けて「緑の青年就業準備給付金事業」を活用し、即戦力となる林業担い手の確保・育成に取り組んでいる。こうした中、令和６年度からの定員拡大及び令和10年度に予定している新たなコースの創設に対応し、「選ばれる林業大学校」となるためには、給付金予算の十分な確保に加え、研修環境の充実に必要な校舎改修や施設整備への支援が必要である。

（5）経営体育成総合支援事業については、新規漁業就業者の確保を推進するため、親元就業を給付金の対象とするなど、効果的に活用できる制度への見直しが必要である。また、漁業学校等での知識の習得期間に限った給付金制度はあるものの、就業後は指導者への研修経費の支援のみであり、就業後に必要な漁船や漁具などの初期投資への支援や就業後の給付金制度は整備されていないため、支援創設が必要である。

（6）本県農業分野では、６，８０５人の外国人材が就労し、そのうち技能実習生が３，８９２人と５７％を占め、今回の制度見直しにおいては、多くの外国人材等が影響を受けることから、早期の情報提供と十分な移行期間の措置が必要である。また外国人材の受入れについては、賃金水準の地域間格差により、外国人材が賃金の高い大都市や特定の地域へ集中することが懸念されており、転籍要件の緩和にあたっては、地域間の偏りを是正する措置が必要である。

加えて現行制度では技能実習２号を満了すれば特定技能へ移行できたが、見直し後は新たに技術試験と日本語能力試験の合格が要件（Ｎ４～Ｎ３レベル）となり、特定技能へ移行する外国人材の減少が懸念されるため、日本語教育に係る環境整備や支援が必要である。

２　本県は、国産畳表需要のほとんどを担ういぐさの一大産地であり、熊本県議会議員提案による「熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例」を制定した（R7年３月）。本県のいぐさの生産状況は農家数、栽培面積共に減少が続き、加えて２年連続の災害による甚大な被害や、相次ぐ専用機械の製造中止により、産地維持がさらに難しくなっており、い業の担い手が意欲を持って営農継続と規模拡大に取り組めるよう恒久的に支援することが重要である。

３　本県では、高齢化等の進展等による担い手の減少や生産現場の労働力不足に対処するため、スマート技術の実装に向けた取組みを加速化している。各部門でスマート技術の導入を重点的かつ確実に実施し、少ない労働力による作業の効率化など生産性を向上することが必要である。

４　半導体企業の集積が進む県北・菊池地域では、農地の売買や賃借契約の解除等により、飼料生産や堆肥の還元に支障が生じている。このような状況を踏まえ、県・関係市町・関係団体が連携して畜産農家全戸を対象に意向調査を実施し、地域の実情に基づく営農継続構想を取りまとめた。本構想の実現に向けては、地域未来交付金等を活用し、地域住民との共生を図りつつ、自給飼料の確保、家畜排せつ物の適正な処理、堆肥の広域流通などの取組みを推進することとしている。これらの取組みを着実に進めるため、助言・指導並びに継続的な支援をお願いしたい。

５（1）増加する自然災害等に対し、農業者のセーフティネットへの更なる加入及び継続を促進するため、より農業経営の安定に資する制度とすることが必要である。

収入保険においては、大規模災害発生時に継続加入者の保険料等の補助を行うなど、農業者が安心して加入を継続するための対策が必要である。

（2）農業においては、災害時に被災した農業施設に対する支援制度（農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ））により、手厚い支援を受けられることから、水産業においても養殖施設等の復旧に関する同様の支援制度を創設する必要がある。

6（1）アフリカ豚熱（以下「ＡＳＦ」という。）は、有効なワクチンや治療法がないことから、国内で発生した場合の畜産業への被害は甚大なものとなる。ＡＳＦウイルス侵入防止対策については畜産だけでなく、野生いのししへのウイルス伝播及び死亡個体の処理など環境にも配慮した防疫対策が重要である。また、ＡＳＦ等の海外悪性伝染病を国内へ侵入させないために、外国からの観光客の靴底消毒徹底や畜産物等の不正持ち込み摘発等の水際防疫対策をさらに強化する必要がある。とりわけ熊本空港では、台湾や韓国との往来が増加しており、感染症侵入リスクの高まりを踏まえた対策強化が求められている。

農林水産省からは、国内線が到着する空港における靴底消毒に関して、関係機関と調整して推進するよう通知が発出されているが、県の責任において実施すべきなのか不明確である。負担を軽減する方法も含めて、消毒の必要性や効果について明らかにする必要がある。

さらに、九州全域において飛来が高頻度で確認されているミカンコミバエや九州本土で上陸が確認されたアリモドキゾウムシ、ジャガイモシストセンチュウ、沖縄と鹿児島で発生したセグロウリミバエ、加えて、中国において発生が確認され、宿主植物（花粉等）の輸入が停止されたナシ火傷病、ランピースキン病のベクターであるサシバエ、ヌカカ、ネッタイシマカなど重要病害虫の侵入警戒やまん延防止を図る必要がある。特に、ミカンコミバエについては、隣接県でミカンコミバエが多数誘殺された場合や防疫対策を強化する際には、航空防除などの県域を越えた広域な対策が迅速かつ効率的に実施できるよう、国の主導的かつ柔軟な対応が必要である。また、まん延防止対策等の防疫強化対策については、植物防疫事業交付金及び消費・安全対策交付金の弾力的な運用と十分な予算確保が必要である。

国内で令和６年１１月に初めて確認されたランピースキン病の主要な感染経路はサシバエ等の吸血昆虫による機械的伝播とされており、個体数が多いことと吸血頻度が多いことから、特にサシバエ対策が重要である。現在、国内におけるランピースキン病は沈静化しているものの、本年７月には韓国での発生が確認されており、再び国内に侵入するリスクが高い状況である。

また、九州本土で確認はされていないものの、本州等において分布が拡大している特定外来生物のクビアカツヤカミキリに対するモニタリング手法の確立と水際対策の強化が求められている。

（2）豚熱については、岐阜県での発生以降、6 年が経過し、北海道以外の全地域で継続したワクチン接種が実施されている。打ち手の確保として知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種も可能となったが、ワクチンの管理は豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針により都府県が実施するものと規定されている。ワクチン接種を行っている限り、豚熱の清浄化は長期的である。また、豚熱ワクチンは国内承認を受けたワクチンであるとともに、過去には市場流通していたものであることから、家畜生産農場衛生対策事業を活用するなど民間でワクチンの管理・使用が可能になるよう制度設計の見直しが必要と考える。これにより、現時点で生じている都道府県によるワクチンの管理や事務手続き等の家畜防疫業務の負担軽減につながる。なお、ワクチン接種農場の監視は、都府県による免疫付与確認検査により徹底可能である。

一方、平時も含めた調査・報告等の家畜防疫業務に対する負担は年々増加しており、現に通常業務がひっ迫している。また、近年の鳥インフルエンザや豚熱の国内発生及びＡＳＦ等の防疫対策として、家畜だけでなく、野生いのししに対する防疫対応も増えていることから、県の負担軽減が図られるよう業務の整理が必要である。

また、ランピースキン病ワクチンについては、家畜伝染病予防法第 31 条第 1 項の規定に基づく対応であるため、現状では家畜防疫員が接種を担わざるを得ない状況にある。複数の農場で同時に発生した場合等は、家畜防疫員は発生農場での防疫対応に追われ、接種人員の

不足が懸念される。このため、ワクチンの安定的な接種体制を構築するために、民間獣医師や共済獣医師等も接種可能とする制度の整備が必要である。

7　近年、農林水産業を担う技術系職員は、採用の申込者数が減少傾向にあり、気象災害や悪性家畜伝染病等の緊急時の対応をはじめ、平時の業務においても不足している状況にある。

そのため、国において、農業生産基盤の整備や新技術の普及を行う農林水産系の技術職員の魅力を発信するためのキャンペーンを実施するなど、学生等に対してその重要性を訴求されるなど広報・周知に対しての連携が必要である。

中山間地域農業・農村の持続的な発展に向けた総合的な支援

提案・要望事項　　【農林水産省】

中山間地域における農業・農村を維持継承していくための支援の強化・充実

【提案・要望の内容】

中山間地域は、平坦地に比べて、厳しい地形条件や生産条件、深刻な鳥獣被害などにより、担い手の減少や高齢化などが加速度的に進んでおり、今後、農業の維持だけでなく、集落そのものの維持が困難になることが懸念されている。

また、国においては、令和７～１１年度の５年間を農業構造転換集中対策期間と位置づけ、農地の大区画化や共同利用施設の再編・集約化、スマート農業技術の開発・導入等を集中的・計画的に推進されているところであるが、中山間地域は平坦地と比べ取り組みづらく、条件不利地域が取り残されることが不安視されている。

このため、中山間地域における担い手の維持・増加につながるよう、担い手の確保・育成はもとより、地形条件・生産条件の改善や有害鳥獣による農作物被害防止などの環境整備並びに集落維持や地域資源を活用した新たな価値を創出する取組み等に対する中山間地域への支援（補助事業や交付金等）の強化・充実をお願いしたい。また、中山間地域の農業者が積極的に活用できるよう都道府県が行う周知活動へのご協力をお願いしたい。

特に中山間地域への支援を強化・充実していただきたい補助事業や交付金等は以下のとおり。

地形条件の改善

① 農村集落基盤再編・整備事業（農山漁村地域整備交付金）及び中山間地域農業農村総合整備事業で実施する基盤整備において、省力化整備の実施状況や収益率等に応じた促進費の導入や中山間地域の多面的な価値を適切に評価した新たな促進費メニューの創設。

② 中山間地域での基盤整備は、平坦地と比べて事業費が大きくなることから、地方自治体の費用負担に対して地方財政措置の充実（起債充当率９０％→１００％、地方負担に対する交付税措置率２０％→５０％）。

③ 日本型直接支払制度において、地域の共同活動、営農や集落機能の維持に向けた取組を継続的に実施できるよう要望量に見合う十分な予算確保。また、県や市町村の事業推進のための十分な予算確保。

④ 水利施設管理強化事業において、農業用水を活用した冬期湛水などの地下水涵養に伴う、農業水利施設の施設管理の掛かり増し経費に対する費用負担の軽減策の創設。

生産条件の改善

① 新基本計画実装・農業構造転換支援事業について、農業構造転換集中対策期間の別枠予算も含めた国予算の確保とともに、県及び市町村の負担を軽減するために地方債の対象拡大。【再掲】

② 主要農作物種子（米・麦・大豆）の持続可能な生産・供給体制の構築に向けた継続的な支援。【再掲】

③ スマート農林水産業の普及推進において、引き続き農業構造転換集中対策期間の別枠予算を含めた必要な関連事業の十分な予算確保とともに、中山間地域を含む現地実装を加速化させるための低コストや小型化などの生産現場の実態に応じた技術の早期開発。【再掲】

④ 環境保全型農業直接支払交付金の見直しにあたっては、農業者がさらに意欲を持ち、継続して

環境保全型農業に取り組むことができる制度となるよう配慮。

⑤ 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）における十分な予算確保及び支援メニューの充実。

有害鳥獣による農作物被害防止

① 鳥獣被害防止総合対策交付金における必要な予算の確保及び捕獲補助金の上限単価の引上げ及び効果的な被害防止対策に関し地域の実情に応じた手法の分析・確立。

担い手の減少・人口減少対策

① 農村型地域運営組織（農村RMO）形成における補助金の自己負担分への配慮や、事業終了後の自走化への支援の充実。

② 経営発展支援事業及び世代交代・初期投資促進事業における引き続きの十分な予算確保並びに確実な地方財政措置及び都道府県の財政負担軽減のための負担割合の見直しなどより一層の国の支援。【再掲】

③ 地域農業構造転換支援事業における現状の要件の維持及び引き続き十分な予算確保。【再掲】

【現状・課題】

中山間地域は、県内経営耕地面積の約４割を占め、約半数の販売農家が生産活動を展開するなど、県農業を支える重要な存在であり、生産条件が不利な中山間地域も農業振興を図るうえでは、重要な地域である。

しかし、県の中山間農業における調査では、担い手・後継者の高齢化による人材不足、鳥獣被害の深刻化、条件の悪い農用地を引き受ける農業者の不足が課題としてあげられており、今後は、条件不利地域ほど過疎化・高齢化が進行することになり、農業だけでなく集落を維持するだけの担い手がいなくなることが懸念されている。

中山間地域の農業・農村が持続的に発展するためには、担い手の確保・育成が重要であり、厳しい地形条件・生産条件の改善や有害鳥獣による農作物被害防止などの環境整備、地域資源を活かした新たな価値創造への取り組みを加速度的に推進するためのインセンティブとして、中山間地域に対する支援の強化・拡充が必要である。

地形条件の改善

① 中山間地域の基盤整備において、農地集積の加速化や農家の負担軽減のための促進費を交付する制度の強化が必要である。また、促進費助成対象は集積のみならず、地域用水への活用など多面的機能を有している点も加算対象とすることが必要である。

② 中山間地域での基盤整備は、平坦地と比べて事業費が大きくなる傾向にあることから、地方自治体財政負担が大きくなっている。食料安全保障の強化のための重点対策では、農地の大区画化と併せて中山間地域においてきめ細やかな整備を実施することとされており、農業構造転換集中対策（農地の大区画化等）に係る地方財政措置は、新たに農業構造転換集中対策事業債（起債充当率１００％、交付税措置率５０％）が創設されたところである。中山間地域の持続的な農業の実現のために実施する農作業の省力化に資する農地法面勾配の緩傾斜化等、きめ細やかな整備を確実に進めるためにも、農業構造転換集中対策の要件を満たすことが困難な当該地域の基盤整備についても地方財政措置の充実による財政負担の軽減が必要である。

③ 日本型直接支払制度は、本県における中山間地域の農業・農村の維持・活性化に大きく貢献してきた。集落協定のネットワーク化や活動組織の広域化、対象農用地の拡大を推進する中

で、地域の共同活動、営農や集落機能の維持に向けた取組を継続的に実施できるよう引き続き十分な予算確保が必要である。また、人口減少や高齢化の進展に伴い、活動組織の計画的な取組みの実施と体制整備に向けて、推進交付金の十分な予算確保が必要である。

④ 県内では農業用水を活用した冬期湛水などの地下水涵養の取り組みが進められており、それらの取組みは多面的機能の発揮に寄与している一方、土地改良区などの施設管理者は農業水利施設の施設管理の掛かり増し経費が生じていることから、施設管理者に対する費用負担の軽減策が必要である。ついては、水利施設管理強化事業の特別型の拡充が必要である。

生産条件の改善

① 新基本計画実装支援・農業構造転換支援事業については、共同利用施設の老朽化が進んでいることから、農業構造転換集中対策期間において、施設の再編集約・合理化の実施による産地の生産基盤の強化を図るための別枠予算を含めた予算確保が必要である。併せて、財政力に制限のある本県及び市町村が地方財政措置を十分に活用するため、農協のみならず農事組合法人に対する県及び市町村の上乗せ補助が起債の対象となる必要がある。

② 主要農作物種子（米・麦・大豆）については、担い手の減少や種子生産者の高齢化が進展していることから、持続可能な種子生産・供給体制の構築に向けた継続的な支援と十分な予算確保が必要である。

③ 本県では、高齢化の進展等による担い手の減少や生産現場の労働力不足に対処するため、スマート技術の実装に向けた取組みを加速化している。各部門でスマート技術の導入を重点的かつ確実に実施し、少ない労働力による作業の効率化など生産性を向上することが必要である。

④ 環境保全型農業直接支払交付金の対象となる取り組みは、有機物の施用や、温室効果ガスの削減など、効果が現れるまで長期間を要するものが多い。現在支援期間を５年間とする見直し方針が出されているが、取り組みの効果が表れる前に支援が終了することで、農業者の経営負担が増え、継続が困難になる恐れがある。そのため、中長期的な観点で、取り組みの継続性を重視した見直しが必要である。また、農業者が提出する書類は専門的な内容が多く複雑なため、確認事務の簡素化が必要である。

⑤ 本県では農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）を積極的に活用しているが、採択方法の変更や支援水準の引き下げにより取組の停滞を懸念している。また、Ｒ７経済対策で措置された新メニュー（元気な地域創出モデル支援のうち地域力活用）については当初予算の通常メニューとしていただくことで、中山間地域での収益力向上等の取組が拡大すると認識。

有害鳥獣による農作物被害防止

① 本県における有害鳥獣による農作物被害について、令和７年度も５億円を超えており、依然として高止まりの状態である。鳥獣被害は、農家所得の減少と農業者の営農意欲減退に直結していることから、被害の減少に向けて、有害鳥獣の生息環境管理、侵入防止対策、捕獲及びジビエ利活用、並びにこれらを実践する人材の育成・確保等を強化していく必要がある。このことから、これらを実施する鳥獣被害防止総合対策交付金について、必要な予算の継続的な確保や捕獲経費の実態や物価高騰等による影響を考慮した捕獲補助金の上限単価の引上げが必要である。

また、被害減少のためには、地域における鳥獣被害の実態や野生鳥獣の生息状況を踏まえた手法を選択・実施することが重要である。このため、国における伴走支援を通じて、全国で実施している取組みの効果を分析・検証し、集約していただきたい。

担い手の減少・人口減少対策

① 農村ＲＭＯの形成補助のＲ９以降の新規取組には協議会等の自己負担が必須となり、経営や財政基盤が厳しい地域は取組をためらう可能性がある。また、集落の維持に向けては、事業終了後の自走化への支援の充実も必要である。

② 基幹的農業従事者の減少と高齢化が急速に進む中、親元就農者は地域の農業やコミュニティーの発展にも寄与できることからその確保・育成がますます重要となっている。

③ 地域農業構造転換支援事業については、国の要件見直し（担い手への目標集積率８割→６割に緩和）により地域計画実現に向け要望が増加しており、県としても、担い手への農地集積を進めるうえで本事業を推進している。また、機械・施設価格が高騰する中、担い手の設備投資に係る負担を軽減する上でも重要性が増していることから、引き続き十分な予算確保が必要である。

燃料・肥料・飼料等生産資材の安定供給及び価格高騰対策

提案・要望事項　【農林水産省】

中東情勢悪化の長期化による燃料や生産資材等の供給不足及び価格高騰の影響を最小化するための生産資材等の安定確保・供給に向けた対応や、燃油価格や肥料価格等の高騰に対応する経営安定対策の充実

１　施設園芸等燃料価格高騰対策（セーフティネット構築事業）の恒久化、十分な予算確保、発動基準価格の上限設定等制度の拡充

２　石油由来の生産資材等の安定確保・供給に関する取組み及び価格高騰に対する支援制度の創設並びに気候変動への対応に係る十分な予算の確保

３　肥料価格急騰時における影響緩和対策の迅速な発動と化学肥料の代替となる家畜排せつ物由来堆肥等の地域資源の利活用への支援

４　耕畜連携等による国産飼料増産に係る施策の充実・強化、配合飼料価格安定制度の安定的な運用に必要な十分な予算確保及び各種畜産経営安定対策の柔軟な運用と十分な予算確保

５　漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料価格安定対策事業）の十分な予算の確保と制度の充実

【提案・要望の内容】

１（１）令和１０年度が事業期限となっている施設園芸等燃料価格高騰対策については、恒久化するとともに十分な予算確保をお願いしたい。

（２）施設園芸セーフティネット構築事業および茶セーフティネット構築事業は、発動基準価格に上限を設定するとともに、国負担割合の拡大をお願いしたい。

（３）燃油・ガス等の燃料を利用する全ての農業者が、燃料価格高騰対策・セーフティネット構築事業への加入が可能となるよう制度の拡充をお願いしたい。

２　中東情勢悪化の長期化により燃料や生産資材の供給不足の懸念や価格高騰が生じている。産地への影響を最小化するため、被覆資材をはじめとする生産資材の安定確保・供給に対する国の働きかけをお願いしたい。加えて、ハウス被覆フィルムやマルチ、養殖用支柱やロープ等の生産資材のより一層の価格高騰も懸念されていることから、持続的な経営につながるような生産資材に対する支援制度の創設をお願いしたい。加えて、原油由来資材の供給が途絶する恐れが払拭できない中、農林水産物の生産・流通等の在り方について検討するとともに、生産価格のコスト上昇を踏まえた適正価格での流通実現に向けた関係者や消費者への更なる機運醸成や普及啓発をお願いしたい。また、夏季の高温対策として、生産現場で新たに必要となる遮光・遮熱資材等の導入に必要な予算の確保をお願いしたい。

３　肥料価格費の急激な変動に対応するため、次の事項をお願いしたい。

（１）肥料価格急騰時における影響緩和対策の迅速な発動

（２）家畜堆肥を利用した混合肥料の開発や下水汚泥等の未利用資源の肥料化に向けた施設整備及び機械導入支援に係る十分な予算の確保

（３）家畜排せつ物由来堆肥について、畜産農家等での良質堆肥生産のための施設や耕種農家の

円滑な活用を推進するための機械・施設等の整備に係る十分な予算の確保をお願いしたい。

4（1）本県では稲WCSが全国1位の生産面積であり、堆肥の耕種農家利用が行われているだけでなく、その裏作でイタリアンライグラス等を生産する農業生産法人が畜産農家に販売するなど、水田活用直接支払交付金を活用した耕畜連携が定着している。この耕畜連携が大きく減退することがないよう、令和9年度以降の水田政策の見直しに当たっては、これまでの本県の水田を活用した耕畜連携事例を畑作においても展開・発展できるよう、助成水準の維持と十分な予算確保及び必要な対策を講じていただきたい。

（2）飼料価格の更なる高騰により畜産農家の経営が圧迫されることのないよう、配合飼料価格安定制度の安定的な運用に必要な十分な予算を確保していただきたい。また、生産者の自助努力のみでは吸収できないコスト上昇が生じた時には、適切な支援措置を講じるなど、柔軟な対応をとっていただきたい。

（3）畜産経営安定対策について引き続き状況に応じた柔軟な運用と十分な予算の確保をお願いしたい。

5　配合飼料の更なる高騰により養殖業者の経営が圧迫されることのないよう、漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料価格安定対策事業）の十分な予算の確保と中小養殖業者の負担割合を現状の国対養殖業者の1対1から2対1へ拡大いただきたい。

【現状・課題】

1（1）農業者と国の拠出により、燃料価格が一定の基準を上回った場合に補填金を交付する施設園芸等燃料価格高騰対策事業については、令和10年度が事業期限となっている。

（2）発動基準価格は過去5か年、急騰特例基準価格は過去3年の平均単価を基に算定される。令和2年以降、燃油価格の高止まりが続いており、現状の算定方法では、今後発動基準価格等が上昇し、補填が受けられない事態が生じることが懸念される。

また、燃油以外の様々な生産資材コストも上昇しており、農業者の経営が厳しくなっているため、現在、国と農業者で1：1の負担となっている積立金について負担軽減が必要である。

（3）現行の対策では、野菜、果樹又は花きの施設園芸若しくは茶業を営む者が支援対象となっているが、本県の特産作物である、いぐさ、葉たばこが、乾燥工程において、重油、灯油を使用しているにも関わらず、対象外となっており、支援が必要である。

2　農業者は、燃料だけでなく、ビニルなどの被覆資材はこの3年間で13%程度高騰しており、農業所得が減少している。漁業者においても、養殖用飼料だけでなく、漁業生産に必要不可欠な養殖用資材や出荷用資材等がこの2年間で13%程度高騰しており、漁家経営を圧迫している。

林業・木材産業では、木材製品を梱包するための梱包資材や機械の潤滑油等の価格が高騰しており、経営を圧迫している。

今後、生産コスト上昇分を価格転嫁した適正価格での取引きの実現に向けた意識醸成の取組みや、原油由来資材の供給が途絶えるという最悪の状況を想定した、農林水産物の生産・流通等の在り方の検討を行う必要がある。

また、本県では、3年連続の記録的な猛暑となっており、高温障害の発生による農畜産物の品質・収量低下が懸念されている。令和6年度から米、野菜、果樹、畜産において農業団体と県を中心にプロジェクトチームを立ち上げ、生産現場で遮光・遮熱資材の導入などの対応策等に取り組んでいるが、本格的な暑熱対策の普及には国からの支援が必要である。

農業者や漁業者が安心して営農を継続することができるよう、生産資材の価格高騰に対する対策または支援制度の創設が必要である。

3　原油価格や物流コストの高騰に加え、中国によるリン酸肥料原料の輸出検査厳格化の継続や円安の影響、中東情勢悪化の長期化に伴う原材料価格の再上昇などから、肥料価格は依然として高止まりしている。県内の令和8年度の秋肥価格（R8年6月～R8年11月供給分）は、高騰前であ

る令和３肥料年度秋肥と比較して、32.６ポイントもの上昇となっている。

国において、令和６年３月、国内肥料資源利用拡大対策事業に肥料価格急騰時の影響緩和対策が盛り込まれており、農業者の負担軽減のために、迅速な発動をお願いしたい。

一方で、国際価格の影響を受けにくい体質とするため、化学肥料の代替となる家畜ふん堆肥を利用した混合肥料の開発や、下水汚泥等の未利用資源の肥料化など国内資源の活用を推進することが必要である。

また、化学肥料代替として堆肥を利用する際の課題である良質堆肥生産や堆肥のストックヤード及び堆肥散布に係る機械や散布労力を確保するためには、耕種農家が組織的に機械や施設を整備し、散布体制を確立することが必要である。

４（１）価格高騰時の公的な支援制度のない粗飼料や単体の飼料穀物については、国内の自給率を向上させることが肝要であるが、畜産農家の持つ土地基盤や労働力のみでは長大作物や牧草類、子実用とうもろこし等の国産飼料の増産に限界があるため支援の充実が必要である。

（２）配合飼料価格安定制度は、価格高騰時の激変緩和を目的とした制度であり、現在のように価格が高止まりしている状況下では補てんが発動されないことは承知している。

しかし、昨今の世界情勢等を踏まえると、今後の更なる価格高騰の可能性も否定できず、農家負担の軽減につながる柔軟な対応と支援が必要である。

（３）各種畜産経営安定対策等についても、飼料等の高騰の影響による個別経営体の資金繰りが悪化しており、状況に応じて経営安定対策の生産者負担金の納付猶予等、柔軟な運用をお願いするとともに、これらの制度が適切に機能するよう、十分な予算の確保が必要である。

５　養殖生産コストの約７割を占める配合飼料は、令和３年と比較して１．４倍に上昇するなど養殖業者の経営を圧迫している。配合飼料の高騰は、養殖業者の自助努力では対応できないことから、養殖業者の経営を安定化させるためには、漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料価格安定対策事業）の十分な予算の確保と中小養殖業者の負担割合を現状の国対養殖業者の１対１から２対１へ拡大することが必要である。

海洋環境の変化に伴う赤潮被害対策等への支援

提案・要望事項　【総務省、農林水産省、環境省】

１　海洋環境の変化に伴う被害軽減技術等の確立
２　事業継続・経営安定に関する支援
（１）養殖共済の見直し
（２）事業再建のための融資についての支援
（３）養殖生産の再開に向けた支援
（４）赤潮被害抑制の取組みに関する支援
（５）新技術や施設などの実証試験や新規漁場調査への支援
（６）高水温や赤潮による被害軽減のための施設整備に関する支援
３　高水温や赤潮対策などに取り組む地方公共団体に対する財政的支援

【提案・要望の内容】

夏季の高水温化に伴い、魚類養殖では、マダイの体表のスレや脱鱗を伴うへい死が、ブリやシマアジでは成長の停滞が確認されており、有害赤潮による影響も相まって、養殖業者の経営に甚大な影響を及ぼしている。また、ノリ養殖では、昨季はこれまでで最も遅い１１月６日から種付けが開始されるなど、養殖期間が短くなり生産量が減少している。この状況を養殖業者の経営努力と共済制度の枠組みや県、関係市町による支援だけで乗り越えていくことは困難であることから、養殖業者の希望の灯が消えないよう特段のご配慮をお願いしたい。

なお、令和８年度も赤潮への最大限の警戒をする中で、シャットネラ属赤潮によりカンパチ、シマアジなど約４７万尾がへい死し、１３億円を超える被害が発生した。令和３年度から６年連続での赤潮被害となり、被害総額は６０億円を超えている。

１　本県養殖業の維持・発展には、海洋環境の変化に対応するための抜本的な対策が不可欠であるため、国が主体となり、海水温が上昇しても養殖可能なブリ、マダイ、ノリなどの養殖用種苗等の研究開発をお願いしたい。併せて、海水温の上昇など環境変動が水産動植物に及ぼす影響について、国と関係県が連携しての評価・検証をお願いしたい。

また、赤潮の発生メカニズムは不明な点が多く、現状の被害防止対策の効果は限定的であることから、養殖業者が安心して持続的に養殖を営んでいくためには、有害赤潮による被害を最小化するための更なる研究・技術開発が不可欠である。

このため、国、大学等の英知を集結し、発生メカニズムの解明や発生防止対策の確立を進めるとともに、効果的かつ経済的な防除技術や赤潮に強い養殖魚の育種など被害軽減技術の開発及び早期の実用化をお願いしたい。

さらに、八代海のように広域に有害赤潮が発生し、複数の県で被害が発生する場合、単県では対応が困難であることから、国主導の下、防除対策をお願いしたい。

加えて、本県養殖業の維持・発展には、環境変動に対応するための抜本的な対策が不可欠であるため、国が主体となり、海水温が上昇しても養殖可能なブリ、マダイ、ノリなどの養殖用種苗等の研究開発をお願いしたい。併せて、海水温の上昇など環境変動が水産動植物に及ぼす影響について、国と関係県が連携しての評価・検証をお願いしたい。

２（１）養殖対象種毎の共済単価について、近年の養殖経営に係るコスト上昇に見合う見直しを行うとともに、これに伴う掛け金について、養殖業者の新たな掛金負担とならないよう、格段のご配慮をお願いしたい。

なお、かけ流し式のトラフグの陸上養殖についても、漁業共済の対象とするよう制度の拡充をお願いしたい。

また、赤潮被災漁場の生残魚については、エラの損傷や長期に亘る餌止め等により品質や歩留まり低下が生じるため、こうした赤潮に起因する二次被害についても赤潮特約で対応するようお願いしたい。

（2） 今般の赤潮により被害を受けた養殖業者の再建に向けて農林漁業セーフティネット資金や漁業近代化資金などの新たな借り入れに対する利子助成による無利子化、保証料免除など最大限の支援をお願いしたい。

また、利子助成による無利子化については、今回の赤潮被害による養殖業者の経営実態に鑑み、所要額全額を対象とするようお願いしたい。

なお、熊本県における令和５年及び令和６年の赤潮被害において赤潮被害を受けた養殖業者の運転資金の借入れについては、国の無利子化措置の上限を超える部分で、以下の件数・借入金額に対して利子助成を行っている。

令和５年の赤潮被害：５件/３億６千２百万円

令和６年の赤潮被害：２件/１億２千万円

利子助成の対象となる借入金額の内訳は、１億円が２件、９千万円が２件、５千万円が１件、３千２百万円が１件、２千万円が１件である。

（3） 赤潮により被害を受けた養殖業者が早期に養殖業を再建するため、養殖用種苗（人工種苗、中間魚）やその育成に必要な環境負荷に配慮した餌料等の購入に対する支援をお願いしたい。

（4） 養殖業者等による赤潮被害の発生抑制に向けた自主的な取組を推進するため、赤潮モニタリング調査やそのために必要な機材購入、海底耕うん、ＩＣＴを用いた監視体制整備、より効果の高い赤潮駆除剤や底質改良剤の散布などの取組みに対して引き続き支援をお願いしたい。

（5） 潮流が速い漁場においても設置できる生け簀網の深層化（足し網・底枠）の実証試験、高水温や赤潮に強い新魚種の導入、新規漁場の探索に向けた漁場調査など、新たに実証・調査が必要な取組について特段の支援をお願いしたい。

（6） 高水温や赤潮発生時の被害を軽減するため、生け簀の大型化や深さを変えることができる浮沈式生け簀、生け簀網の深層化（足し網・底枠）、これらに使用する関連設備の導入、これらに伴う生け簀の再配置等に必要なアンカーブロック等の係留施設の整備に対する支援をお願いしたい。

また、高水温や赤潮による被害を回避する新規・避難漁場の整備にかかる係留施設や消波施設等の設置について有八特措法等に基づく補助率のかさ上げ対象とするなど特段の支援をお願いしたい。

３　赤潮被害対策費用については、国により特別交付税の措置がなされているが、高水温や頻発する赤潮への対策費用は地方公共団体にとって財政的に大きな負担となることから、海洋環境の変化に対応するため、養殖業者が行う新たな魚種への転換・導入や、地方公共団体が行う試験研究の充実などを支援することができる、総合的な国庫補助制度の創設とそれに伴う地方財政措置（特別交付税の災害時並みの嵩上げ等）による更なる財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

１～３　魚類養殖では、マダイで夏場を中心に体表のスレや脱鱗を伴うへい死が、ブリやシマアジで

高水温期に成長の停滞が確認されている。ノリ養殖では、高水温により種付け時期が遅くなり養殖期間が短くなることで、生産量が減少している。

特に、令和３年度から６年連続で発生した八代海における赤潮被害は、６年間の被害総額が６０億円を超えるなど、本県の養殖業に深刻な影響を与えており、赤潮による被害を受けた養殖業者からは、将来に向けた事業継続を不安視する声が挙がっており、事業継続や赤潮対策への支援が急務となっている。

表　有害赤潮による漁業被害の状況（令和３年度～令和８年度）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合　計
被害尾数	65 千尾	2,916 千尾	1,124 千尾	665 千尾	517 千尾	497 千尾	5,784 千尾
被害金額	91 百万円	1,965 百万円	1,544 百万円	1,480 百万円	89 百万円	1,358 百万円	6,527 百万円

地域経済の維持・発展に向けた中小・小規模企業等への支援の強化

提案・要望事項　【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省】

１　物価高騰や人手不足、急激な最低賃金の引上げ等の経営環境の変化への対応に向けた事業者の新たな取組み等への継続支援

２　物価上昇に対する賃上げのための労務費等の適切な価格転嫁施策の継続・強化

３　官公需における適切な価格転嫁の推進

４　最低賃金制度の適切な運用

５　円滑な事業承継促進のための支援の継続

６　更なる人材確保のための多様な正社員雇用に対する税制優遇措置等による企業へのインセンティブの拡充

７　商工会・商工会議所が行う伴走型支援の機能強化のための経営発達支援計画実施への継続支援

８　米国の関税措置に対する対策の実施

【提案・要望の内容】

１　物価高や人手不足等の経営環境の変化に対応するためには、中小企業者の生産性向上やビジネスモデルの変革、販路開拓等の取組みが重要であることから、引き続き、中小企業省力化投資補助金や小規模事業者持続化補助金等にかかる予算の確保をお願いしたい。併せて、物価高等の経済情勢で苦しむ事業者に対しては、状況に応じた資金繰り支援の継続や、経営改善・事業再生に対する支援の強化をお願いしたい。

　また、今後の更なる最低賃金の引上げにより厳しい経営環境となる事業者に対し、賃上げの環境整備のため、生産性向上や事業効率化といった取組みへの継続的な支援をお願いしたい。

２　賃上げや原材料・燃料等の物価高騰に対応するための労務費等の適切な価格転嫁を促すため、取引調査員（取引Ｇメン）による訪問調査や、中小受託事業者との取引の適正化を推進することを目的として設置された“取引かけこみ寺”での相談受付等の取組みの継続及び強化をお願いしたい。

３　地方公共団体の発注において物価上昇等を踏まえた価格転嫁が可能となるように引き続き財政的な支援をお願いしたい。

４　最低賃金について、地方最低賃金審議会における公労使によって、法の趣旨および法に定める三要素に基づき、労働者と使用者双方の実態を十分に踏まえた審議がなされるよう、制度の適切な運用をお願いしたい。

５　熊本のみならず、全国的に企業の後継者不足が深刻となる中、地域経済を維持・発展させるためには、さらなる円滑な事業承継及び経営資源の引継ぎの促進が必要であることから、事業承継・Ｍ＆Ａ補助金の継続とともに、事業承継・引継ぎ支援センター等に対し、引き続き強力に支援いただきたい。

６　更なる人材確保のため、正社員として働く意欲はあるものの、子育てや介護その他の事情によりフルタイムでの就業が難しく現在就業していない方々の就労を促進するため、企業が職務・勤務地・時間を限定した多様な正社員を新たに雇用した場合、一定の税制優遇など一層のインセンティブの拡充をお願いしたい。

７　商工会・商工会議所による小規模事業者への伴走型支援の機能強化のため、経営発達支援計画の策定及び計画の実行に必要な経費の支援（伴走型小規模事業者支援推進事業補助金）を継続い

ただきたい。

8　米国の関税措置がもたらす経済への影響等について分析を行い情報提供を行うとともに、関税の影響を大きく受ける輸出関連企業や、経済の変動の影響を受けやすい中小企業・小規模事業者等に対する資金繰り支援、経営指導等、地方の産業や雇用への影響を最小限にするため、躊躇なく追加的に必要な対応を引き続き実施していただきたい。

【現状・課題】

1　物価高や人手不足等、事業者を取り巻く経営環境が変化し、その先行きが不透明感を増す中、事業者の事業継続と成長を促進させるためには、その生産性の向上やビジネスモデルの変革、販路開拓等にしっかりと取り組むことが重要である。現在、国が実施される中小企業省力化投資補助金や小規模事業者持続化補助金（通常枠・特別枠）等は、これらの取組みにとって効果的であることから、事業者の継続的な活動を強力に後押しするため、その継続が必要である。

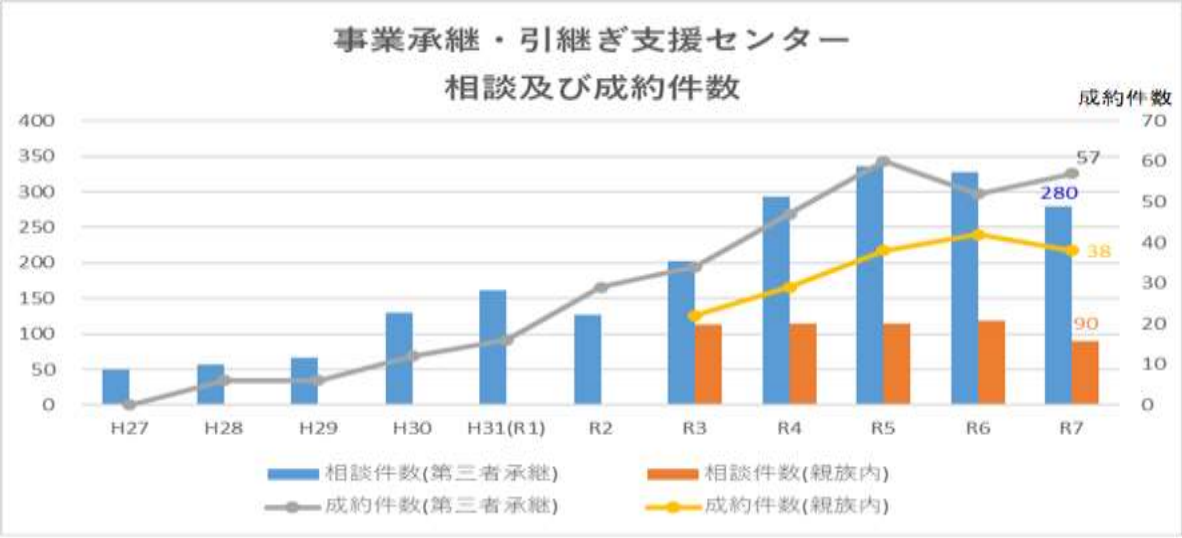
　また、急激な最低賃金の引上げにより、商工団体が会員企業に行った調査では、その７割以上が「今回の最低賃金の引上げが経営に大きな影響がある」と回答しており、併せて、物価高等の影響による資金繰り・経営の悪化が懸念されることから、状況に応じた資金繰り支援の継続や、経営改善・事業再生に対する支援の強化が引き続き必要である。

2　労務費等の適切な価格転嫁を促すため、取引Ｇメンによる訪問調査や取引かけこみ寺での相談受付等の取組みが行われているが、現在も取引かけこみ寺には年間１００件を超える相談があっており、価格転嫁の早期実現が喫緊の課題となっている。

3　従来からの物価高に加え、急激な労務費の上昇により、県内の中小企業・小規模事業者から経営環境への影響を懸念する声が出ており、民間の取引だけでなく、官公需においても適切な価格転嫁による適正価格での取引の実施が求められている。

4　最低賃金法は、労働者の生活の安定等を趣旨としたものであるが、都道府県によっては地方最低賃金審議会での実際の議論において、他県への人口流出を意識するあまり、過度な他県への競争を意識した議論となる傾向にあることや、審議会の多数決の場で委員の一部が退席するなど、公労使それぞれの理解のうえで審議がなされていない場合もあり、特に県内商工団体からは、その体制や審議の方法について見直しの必要性が指摘されている。

5　本県では、事業承継診断を行った事業者のうち、約４割の事業者が「後継者候補はいない」と回答しており、円滑な親族内承継の推進とともに後継者不在企業への支援が重要となっている。事業承継・引継ぎ支援センターにおいては、相談件数・成約件数ともに年々増加傾向にあるが、事業承継の取組みをさらに後押しするため、事業承継・M&A補助金により、専門家の活用や事業承継・引継ぎ後の設備投資等への支援の継続が必要である。



6　厚生労働省の「雇用均等基本調査（令和７年度）」によると、多様な正社員制度「あり」と回答した事業所は２６．６％となっている。人材不足対策は喫緊の課題であり、短時間正社員制度など多様な働き方の推進を加速するため、キャリアアップ助成金の「多様な正社員制度規定に関する加算措置」に加えて、企業が職務・勤務地・時間を限定した多様な正社員を新たに雇用する場合の一定の税制優遇措置など一層のインセンティブの拡充が必要である。

7　商工会・商工会議所による経営発達支援計画（小規模事業者支援法）に基づく小規模事業者への伴走型支援の更なる推進と機能強化に必要な所要額の確保に向け、伴走型小規模事業者支援推進事業補助金による支援の継続が必要である。

8　令和７年７月２３日に関税措置について日米間で合意に至り、相互関税や自動車関税は１５％とすることとされた。当初の関税率から引き下げられたものの一定の関税率が課されることから、中長期的に見ると本県のあらゆる産業への影響が懸念される。また、相互関税に対する違憲判決を受けて令和８年２月２４日から１０％の代替関税が適用されていたが、令和８年７月２４日からは代替関税の失効に伴い、１２．５％の関税が発動されており、米国の関税措置の動向を引き続き注視する必要がある。

ＦＩＴ期間終了を迎える再エネ施設に係る諸課題への対応強化

提案・要望事項　【経済産業省、環境省】

１　ＦＩＴ期間終了後の太陽光発電施設放置ゼロに向け、撤去資金を「貯める」、ＦＩＴ期間終了後も「使う」、適切な「リサイクル」を促進する取組みの強化

２　地域共生型の再エネ導入「推進」と「抑制」との両立が可能となる仕組みの構築

【提案・要望の内容】

１　ＦＩＴ固定価格買取制度の期間満了後、太陽光発電事業の廃止や太陽光パネルの大量廃棄、さらには撤去されず放置されることを懸念しており、「太陽光ＦＩＴ後放置ゼロ」に向けた取組みをしっかりと進める必要がある。そのため本県では、学識経験者、事業者（発電、リサイクル）及び行政で構成する「熊本県太陽光ＦＩＴ後パネル等放置ゼロ対策検討会議」を設置し、残されたＦＩＴ期間内に効果的な対策が実施できるよう検討した。

この検討会議では、地球環境だけでなく、豊かな自然環境も未来に残すためにも、撤去資金を「貯める」、ＦＩＴ期間終了後も「使う」及び太陽光パネルの適切な「リサイクル」が必要とされており、次の取組みをお願いしたい。

（1）撤去資金を「貯める」

・物価高騰によって、撤去を行う際の資金不足の懸念があり、撤去積立の積み増し及び発電事業者への周知を行うこと。

・物価高騰の影響を踏まえ、解体・撤去費用の積算について再度検証すること。

・ＦＩＴ期間終了前に、各事業者の撤去資金の確保状況等に関する調査を実施し、その結果を自治体と共有すること。また、資金不足が明らかで、撤去ができない恐れがある発電事業者等に対しては、「ＦＩＴ交付金の一時停止措置」も含めた対応も検討すること。

（2）ＦＩＴ期間終了後も「使う」

・地球温暖化対策の推進には、再エネの更なる推進が必要であり、国内企業による中小規模の発電施設の集約化など、再エネの長期安定電源化に向けた取組みを推進すること。

（3）適切な「リサイクル」を促進

・太陽光パネルのリサイクル義務化を行わなければ、埋立（最終処分）に流れ、最終処分場の容量を圧迫するおそれがあることから、早期に廃棄の量に関わらずすべての太陽光パネルのリサイクルを義務化すること。

・国は「多量事業用太陽電池廃棄者」に対する規制を行う方針だが、分割して撤去するなど、容易に義務を免れることができないようにすること。

・ガラスの水平リサイクルに加え、自動化など経済性を向上する技術開発及び支援を行うこと。

２　再エネを「促進」すべきは「促進」し、「抑制」すべきは「抑制」することができるよう、地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」の設定だけでなく、「抑制区域」（仮称）の設定など、再エネ導入と抑制との両立が可能となる仕組みの構築をお願いしたい。

【現状・課題】

１　平成２４年（２０１２年）のＦＩＴ制度の創設により、全国で太陽光発電施設が急速に普及。今後も地球温暖化対策の推進には、再エネの更なる推進が必要である。ＦＩＴ制度開始から１０年以上が経過し、ＦＩＴ期間の折り返しを過ぎる発電施設も生じる中、「太陽光パネルが撤去されず放置されるのでは」、「太陽光発電の大規模な停止が起こるのでは」、「大規模な太陽光パネルの廃棄が生じるのでは」といった懸念が生じている。ＦＩＴ後の太陽光パネル等の処理が適切になされなか

った場合、再エネ自体の批判につながり、更なる再エネの推進に対する逆風になりかねない。

そのため、まず、太陽光パネルが撤去されず放置されることがないよう、撤去に必要な資金を確実に「貯める」必要がある。現在、国が解体費用等積立基準額を定め、ＦＩＴ制度の中で積み立てる「太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度」が令和４年（２０２２年）７月に開始済みだが、①物価高騰、②傾斜地などの設置場所、③リサイクル関係費用増などにより、同制度による資金のみでは撤去資金が不足することが懸念されることから、必要額の再検証、撤去積立の積み増しや発電事業者への周知が必要である。また、資金確保については全国的な課題であるため、その状況把握に努めるとともに、自治体に現状を周知していただきたい。また、「ＦＩＴ交付金の一時停止措置」などを活用し、発電事業者等に対し適切な対応を促すことも検討していただきたい。

また、温暖化対策のためには、ＦＩＴ期間終了後も太陽光発電を継続して「使う」ことが必要であり、ＦＩＴ期間終了後も長期安定電源として活用される必要がある。そのために有効である国内企業等による中小発電施設の集約化などを促進していただきたい。

一方、災害リスク、景観・自然等に支障、不適切管理など課題がある太陽光発電施設もあることから、県・市町村から事業者に対し、事業終了後の太陽光パネルの撤去と、そのための資金確保等を実施するよう働きかけを実施していく予定。そのためにも、２の「抑制区域（仮称）」の指定などが重要となる。

さらに、「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」が令和８年（２０２６年）４月に閣議決定され、「多量事業用太陽電池廃棄者」に対する規制を行うこととされているが、今後太陽光パネルが安易に埋立（最終処分）に流れ、最終処分場の容量を圧迫することを避けるため、早期に廃棄の量に関わらずすべての太陽光パネルを対象としたリサイクル義務化を実現いただきたい。

また、太陽光パネルは、屋外でも長期間発電できる頑丈な構造で、非常にリサイクルし難いため、リサイクル費用の軽減が図られるよう、ガラスをリサイクルする技術開発だけでなく、処理の自動化やガラスの性状に応じた効率的処理など、経済的に成り立つ高度なリサイクル施設の社会実装等に対して柔軟に支援していただきたい。

さらに、製品を製造・輸入する段階からリサイクルに不向きな材料等が使用されないよう、リサイクルがしやすい製品の普及を義務づける措置を早急に実現いただきたい。

併せて、太陽光パネル放置のリスクを低減するため、売電していない太陽光パネルを撤去せず放置した場合の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）上の不法投棄への該当性を通知で明確化し、自治体の指導力を強化するとともに、廃掃法に基づく処理責任を果たすよう指導できるようにするなど、放置・不法投棄を防止する対策を強化していただきたい。

２　令和４年（２０２２年）４月、改正地球温暖化対策推進法において、地域共生型再エネの立地を促進するために市町村が指定する「促進区域」の制度が創設されたことを受けて、本県では、促進区域の設定に関する県基準の策定や、基準の内容を可視化したゾーニング図の公表などの取組みを進めている。しかし、令和８年（２０２６年）３月時点で、促進区域の設定は球磨郡山江村、球磨村及び熊本連携中枢都市圏のうち１０市町に留まっており、県内全域に至っていない。

一方で、県内では、阿蘇地域のメガソーラーなど、環境・景観への懸念等から、再エネの抑制を求める声も根強く、昨年７月、阿蘇地域の自然をメガソーラーの設置から守るため、抑制すべきエリアを市町村と連携して明確に示し、阿蘇地域において抑制すべきエリアの全体像を可視化した阿蘇地域太陽光抑制エリア図を公表。市町村では、不適地での再エネを抑制する意向があるため、再エネ導入「推進」と「抑制」の両立に向け、促進区域だけでなく、再エネを抑制し、環境や景観等を保全するエリア設定が可能となるような措置が講じられる必要がある。

大規模災害発生時におけるエネルギー確保に向けた支援

提案・要望事項　【経済産業省、環境省】

避難所等における自立分散型再エネ電源等の整備に向けた特別な財政支援

【提案・要望の内容】

避難所等における再エネ電源等の整備に対する国庫補助率の嵩上げ及び家庭におけるレジリエンス強化のための再エネ電源等整備に向けた補助制度の創設をお願いしたい。

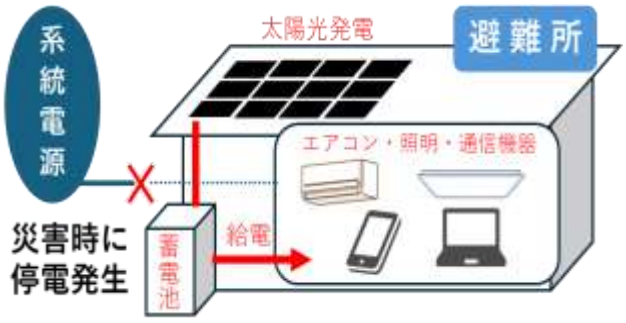
【現状・課題】

令和８年熊本地震では、最大４万９千戸が停電し、発災から３日後の７月３１日に高圧線が復旧したが、その間、酷暑のなか避難所での厳しい避難生活を強いられることとなった。一方、家庭においても家屋被害が軽微であるにも関わらず、停電の影響によりやむなく避難所での避難や車中泊避難を選択した事例も少なからず存在した。

避難所等や家庭において再エネ電源等を整備することで、平時は脱炭素電源として活用しながら、災害により停電した場合は非常用電源として活用することができるが、本県においては、約 1300 か所の避難所等のうち、315 か所にしか再エネ電源等の整備がなされていない。

現在、国においては、「防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援事業」として、避難所等における再エネ電源等の導入を進めている。一方、家庭におけるレジリエンス強化のための再エネ電源等の整備については国庫補助制度がない状況。

二度の大地震を経験した本県として、今後の大規模災害発生に伴い停電した際においても、県民が安心して避難又は自力で命をつなぐことができるよう、避難所等における再エネ電源等の導入に必要な国庫補助率の嵩上げ及び家庭向けの国庫補助制度の創設が必要である。



（避難所における自立分散型再エネ電源等整備のイメージ）



（屋上に設置された太陽光発電設備と蓄電池）

燃料油価格高騰に伴う生活者・事業者に向けた支援

提案・要望事項　【内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

燃料油価格の高騰に対する県民生活の安定化や事業者等の事業継続に向けた支援

【提案・要望の内容】

中東情勢が緊迫化し、長期化する中、燃料油価格の高騰に伴い、県民生活はもとより運輸業、農林水産業、製造業、卸売・小売業、建設業などの幅広い産業活動及び事業者の経営に甚大な影響を及ぼすことが懸念される。

ついては、県民生活の安定と地域経済の持続的発展に向け、以下事項について特別な配慮をお願いしたい。

1　燃料油価格激変緩和事業の継続及び燃料油の安定的確保
- 現行の激変緩和措置に係る補助水準の引上げ及び期間延長。
- 中東情勢の長期化を見据えた安定的な燃料油の確保。

2　社会生活基盤の維持や生活困窮者に向けた支援

（1）医療機関等の社会生活基盤の維持に向けた支援
- 原油由来の製品を含む資材・燃料等の流通、供給への影響により、医療・介護・福祉等のサービス提供に支障が生じないよう、需給状況を把握し、必要な対策を迅速に講じること。
- 燃料油や石油製品の調達への影響により、ごみの収集、運搬、処分に支障が生じないよう、需給状況を把握し、必要な対策を迅速に講じること。

（2）生活困窮者に向けた支援
- 物価高騰対策として、生活困窮者への生活支援を拡充すること。

3　事業者等の事業継続に向けた支援

（1）事業者に対する燃油及び石油化学製品の安定供給及び価格高騰対策。

（2）トラック・バス・鉄道・航路等の物流・交通事業者への燃料費等支援及び価格転嫁の環境整備。

（3）航空機燃料に係る補助の拡充。

【現状・課題】

1　中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置を講じられている一方で、事態が長期化する中、運輸業や１次産業事業者が廃業に追い込まれることや、原油価格高騰に伴う物価上昇により、特に低所得世帯や高齢世帯に対する影響が懸念される。

そのため、県民生活の安全化や各産業分野における事業継続のため、軽油・重油・灯油も含めた燃料油の価格に対する継続的かつ安定的な支援が必要である。

【参考：政府による燃料油価格に関する支援】

油　種	ガソリン	軽油	灯油・重油	航空機燃料
補助額	26.2 円			20.9 円
補助率	170 円超過分 (10／10)			ガソリン補助額 ８割程度

（令和８年９月３日以降の支給単価）

２（１）医療現場では、原油を精製してできるナフサ由来の使い捨てプラスチック製品として注射器、カテーテル、透析回路等が使用されている。また、介護福祉等の現場でもプラスチック製品等が使用されているほか、送迎車両の燃料への影響も懸念される。必要な方々に対して安定的にサービスが提供できるよう状況に応じて対応が必要である。

また、廃棄物処理事業では、石油燃料が焼却の助燃、収集車等に利用されており、廃棄物の適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図る必要がある。

（２）物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し生活困窮者支援を行っているが、物価高騰が長期化し既存支援では生活不安の解消が十分ではない場合は、支援需要が増す可能性がある。

３（１）原油価格の高騰により、い草や茶などの特産農産物や施設園芸、漁船漁業や養殖業、農林畜水産物の輸送などにおいて、燃料油の安定的確保や燃料経費の上昇が懸念されるほか、供給不足の粗製ガソリンを原料とする住宅関連製品（断熱材等）や梱包資材等の価格高騰による農林水産業への影響が懸念される。

また、シンナー、インク・塗料、潤滑油、塩化ビニール・ポリエステル製品等の資材の仕入不安定化により、受注停止などの影響を受けたことによる運転資金の相談が増加している。

（２）軽油価格の高騰で燃料費の支払いが困難となる事業者が出始める一方、中小運送事業者が多く多重下請け構造の中で価格転嫁が進みにくいため、燃料費支援と価格転嫁の環境整備の一体的な支援が必要である。

また、重油・軽油等の燃料価格は高止まりしており、公共交通の維持・確保に支障を来す懸念がある。公共交通は住民の生活を支える重要な移動手段であることから、安定的な運行継続のための支援が必要である。

（３）燃油の供給量減少及び仕入燃油価格の高騰により、航空機の運航に支障を来す懸念がある。

特に天草エアラインのような経営規模が小さい地域航空会社にとっては、燃油価格高騰の影響を大きく受けることから地域住民の生活を支える路線の持続的・安定的な運航継続のため支援が必要である。

公共事業予算の安定的な総額確保

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

１　社会資本整備の着実かつ計画的な推進のため、令和７年度補正と令和８年度当初予算総額を上回る予算総額の確保

２　老朽化対策に対する持続的な支援

【提案・要望の内容】

１　激甚化・頻発化する災害から県民の生命・財産を守り、地方創生に向けた取組を下支えするため、さらに持続的な経済成長の実現を図り、農山漁村の安全・安心の実現や生産性の向上を図る必要がある。

道路・河川・砂防・治山・港湾・漁港・土地改良施設（排水機場等）・上下水道・公営住宅などの社会資本整備は、経済財政運営と改革の基本方針2026において、「成長戦略」の中核に位置付けられる危機管理投資・成長投資に相当するため、これら社会資本整備の着実かつ計画的な推進のため、令和７年度補正と令和８年度当初予算総額を上回る予算の確保とともに、現下の資材価格や人件費の高騰を踏まえた必要な予算の総額確保をお願いしたい。

２　高度経済成長期に整備された社会資本の老朽化が著しく、一斉に更新時期を迎えていることから、計画的に維持修繕や更新を進めていくために必要な支援をお願いしたい。

【現状・課題】

１　本県における社会資本の整備状況の一例として、道路改良率は６０．６％（全国３２位、道路統計年報２０２５ 都道府県別道路現況）であるなど依然として低い水準である。

また、社会資本の整備は安全・安心な社会を実現するだけでなく、ＴＳＭＣの進出に伴う企業立地、雇用、民間投資の誘発に加え観光客の増加といった地方創生及び持続的な経済成長の実現に向けた様々な効果を発揮するものであることから、戦略的かつ計画的な整備の推進が必要である。

２　道路・河川・砂防・治山・港湾・漁港・土地改良施設（排水機場等）・上下水道・公営住宅などの社会資本の整備は、未来への投資であり、ストック効果の最大化に取り組みながら、その社会資本を将来世代に確実に引き継いでいく必要がある。

令和７年１月には埼玉県八潮市内において、下水道管の破損に起因すると思われる陥没が起き、周辺住民への日常生活に支障が生じるなど、全国的にも社会的に影響の大きい事案が発生している。高度経済成長期に整備され老朽化した社会資本の更新は待ったなしの状況であり、計画的な維持修繕や更新への継続的な支援が必要である。

特に、老朽化（共用開始３０年以上経過）が進行した排水機場が５割を超えるなど土地改良施設の老朽化が進んでおり、管理者である市町村や土地改良区等の維持、補修費用がかさんでいるため、支援が必要である。

土砂災害から人命を守るために土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する交付金制度の要件拡充等

【内閣官房、防災庁、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）から安全な地域への住宅移転を促進する交付金制度の要件拡充等

【提案・要望の内容】

頻発する土砂災害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）から安全な地域への住宅移転を促進する交付金制度の要件拡充等をお願いしたい。

【現状・課題】

○　熊本県内の土砂災害警戒区域約２万６千箇所（指定予定含む）の約９割で土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が指定（予定）されており、そこには２万戸以上の人家が立地している。

○　土砂災害を防止する為のハード対策は人家５戸以上の限られた区域が対象となっている。一方で、土砂災害は毎年各地で頻発しており、土砂災害から人命を守り、地域の防災力の向上を図るためには、効果的なハード対策と合わせてソフト対策の強化が不可欠である。

○　熊本県では土砂災害から人命を守るために、レッドゾーンから安全な地域への住宅移転を促進する「土砂災害危険住宅移転促進事業」を平成２７年度から県単独事業で実施しており、令和８年３月末までに１８７件が土砂災害警戒区域外の安全な地域へ移転されている。

○　地方では、少子高齢化・人口減少が深刻化しており、ハード対策の対象外となる地域の更なる増加が懸念され、危険箇所から住宅を移転することは人命を守るために極めて有効な対策であると考えられる。

○　このためレッドゾーンから安全な地域への移転に要する経費等への補助を行う「がけ地近接等危険住宅移転事業」や「居住誘導促進事業」等の既存制度の要件拡充や新たな事業制度の創設等、危険箇所からの住宅移転を促進し住民の生命・身体を守るための財政支援が必要である。




移転前


移転後



阿蘇山直轄砂防事業の促進

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

１　阿蘇山直轄砂防事業の促進に必要な予算の確保

２　事業箇所の拡充

【提案・要望の内容】

１　阿蘇地域の住民の生命、財産を守るため、土石流・流木による被害を防止・軽減する「阿蘇山直轄砂防事業」に必要な予算の確保をお願いしたい。

２　荒廃が著しい箇所の対策を行うため、事業箇所の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

１　阿蘇地域は、全国平均の約２倍の年間降水量や、火山性の脆い地質のため、土砂災害が起こりやすい地域である。平成２８年熊本地震とその後の降雨により、阿蘇地域のいたるところで山腹崩壊、土石流、がけ崩れ等が発生するとともに、膨大な量の不安定土砂が残存し、土砂災害の発生リスクが高まった状態となった。県では、災害関連緊急事業や激甚災害対策特別緊急事業等の採択を受け、砂防堰堤等の整備を進めることとなったが、流域の荒廃は著しく、更なる対策が必要な状況にあった。

　このような中、阿蘇地域における土石流・流木災害から、人命・財産を守るとともに、白川・黒川流域の土砂・洪水氾濫リスクの低減を図るため、平成３０年度から国交省による阿蘇山直轄砂防事業に着手していただいた。令和３年４月には、対策工事の本格化に向け阿蘇砂防事務所が開設され、強力に事業を推進していただいており、事業予定箇所（２５箇所程度）のうち、これまでに１３箇所の整備が完了し、現在１２箇所で事業が進められている。

２　平成２８年熊本地震で生じた崩壊土砂に加え、昨今の激甚化・頻発化する豪雨や火山性の脆い地質と地震による地盤の緩みにより、今後大量の不安定土砂が長期間にわたって流出を続けることが懸念されている。このため、現在実施中の施設整備を迅速に進める必要がある。また、阿蘇地域では、令和８年５月より全国で初めて複数自治体が連携した「市町村管理構想」の策定が進められており、土砂災害対策を考慮した集落機能の維持等が検討されていることから、阿蘇地域の防災まちづくりとの連携にむけ、地域特有の土砂災害リスクの調査を実施するなど、将来にわたり対応が必要である。

阿蘇山直轄砂防事業	期　　間：平成30年度～令和９年度（予定） 総事業費：約256億円 箇 所 数：25箇所程度

夜峰山２砂防堰堤(南阿蘇村)　令和６年３月完成





水道事業の経営基盤強化等に向けた取組への支援

提案・要望事項　　【総務省、国土交通省】

水道事業の経営基盤強化等に向けた財政支援の拡充

【提案・要望の内容】

水道事業の経営基盤強化に向けた広域化等を推進するために、次の事項についてお願いしたい。

（１）水道事業運営基盤強化推進事業（広域化事業）の要件緩和

（２）老朽化対策や耐震化の推進に向けた補助対象施設の拡大及び補助率の引上げ

（３）簡易水道事業の整備について、その財源となる過疎対策事業債の必要額確保

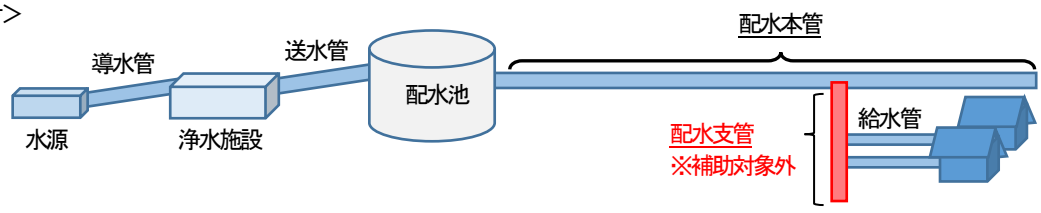
【現状・課題】

（１）人口減少により料金収入が減少する中、水道事業の安定的な経営には、広域化による効率的な事業運営が有効な手段の一つとされている。しかしながら、事業統合や経営の一体化が要件とされており、経営基盤が脆弱な小規模水道事業者に対してもインセンティブが働き、広域化の取組が進むよう、事業統合等を伴わない施設の共同化（管路整備含む）などの事業についても交付対象とするなど、補助採択基準を緩和する必要がある。

（２）能登半島地震を受け、浄水場など上下水道システムの急所施設の耐震化や、避難所など重要施設に接続する上下水道管路等の一体的耐震化に関する支援制度の拡充等がなされたが、これらに該当しない配水管の更新等において活用する「水道管路緊急改善事業」については、令和７年度から補助率が引き下げ（１／３→１／４）られた。全国的にも水道管の老朽化による漏水事故が発生し、老朽化・耐震化への対応が急務となる中、資材の高騰等により、市町村の財政負担が大きくなり、配水管の更新等への影響が懸念される。

　このため、経営環境の厳しい水道事業者においても、配水支管を含めた管路の更新や耐震化が計画的に進められるよう、水道施設の老朽化対策や耐震化の推進に係る支援制度全般について、補助対象施設の拡大（配水支管を追加）及び補助率の引上げが必要である。

<参考>



（３）簡易水道事業の整備は、地方負担額の５０％までについて過疎対策事業債（ハード分）を活用できることとなっているが、本県内の過疎市町村（３２団体、うち全部過疎２６団体、みなし過疎１団体、一部過疎５団体）の起債要望額に対する内示率は、令和４年度が８９．８％、令和５年度が８５．６％、令和６年度が７８．６％、令和７年度が８１．２％、令和８年度（一次協議時点）が７５．４％という状況にある。

　水道は、住民生活に必要不可欠なライフラインであり、整備に当たっては緊急性が求められることから、必要となる財源は国により確保される必要がある。

九州の横軸をはじめとする幹線道路ネットワークの整備推進

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

１　幹線道路ネットワークの整備推進
〇九州中央自動車道 〇南九州西回り自動車道 〇中九州横断道路 〇有明海沿岸道路
〇熊本天草幹線道路 〇熊本西環状道路 〇国道３号植木バイパス

２　道路関係予算の安定的な総額確保

【提案・要望の内容】

１　令和８年熊本地震や豪雨災害など、近年の激甚化・頻発化する災害に対応するため、強靭で信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築や平常時・災害時を問わない安全・円滑な人流・物流を支え、地域活性化や生産性向上など地域未来戦略、ひいては地方創生の実現のため、道路ネットワークの構築が重要である。

本県においては、中九州横断道路「熊本環状連絡道路」の令和７年度事業化や南九州西回り自動車道「芦北出水道路」の供用年度の明示、さらには「大津西ＩＣ～下硯川ＩＣ」間の有料道路事業の導入決定など、幹線道路整備を大きく推進いただいている。

これらの取組みをさらに加速させ、県内はもとより九州全体の発展につなげるため、次の項目について、特段の御配慮をお願いしたい。

〇九州中央自動車道
・「清和～蘇陽」間の早期事業化、「蘇陽五ヶ瀬道路」の早期整備、「矢部清和道路」の事業推進

〇南九州西回り自動車道
・「芦北出水道路」の令和１０年度内での１日も早い開通

〇中九州横断道路
・「大津熊本道路」、「熊本環状連絡道路」の整備加速化、「滝室坂道路」の令和８年度内での１日も早い開通、「竹田阿蘇道路」の早期整備、「大津道路」の事業推進

〇有明海沿岸道路
・「三池港 IC 連絡路」の早期整備、「荒尾道路」の事業推進、「荒尾市～長洲町」間の早期事業化、「長洲町～玉名市」間の計画段階評価の早期完了、「玉名市～熊本市」間の早期事業化に向けた取組みの推進

〇熊本天草幹線道路
・「大矢野道路」、「本渡道路Ⅱ期」の早期整備のための所要額確保
・「熊本宇土道路」及び「宇土道路」の早期整備、「宇土三角道路」の事業推進

〇熊本西環状道路
・中九州横断道路と連動し相乗効果を発揮する「砂原工区」の早期整備のための所要額確保

〇国道３号植木バイパス
・熊本都市圏における渋滞緩和に大きく寄与する事業中区間（３―１工区）の早期整備、未事業化区間（１工区）の早期事業化

２　資材価格などの上昇に対応する中でも計画的かつ長期安定的な道路整備・管理が進められるよう、新たな財源の創設等により、道路関係予算は、所要額の満額確保をお願いしたい。

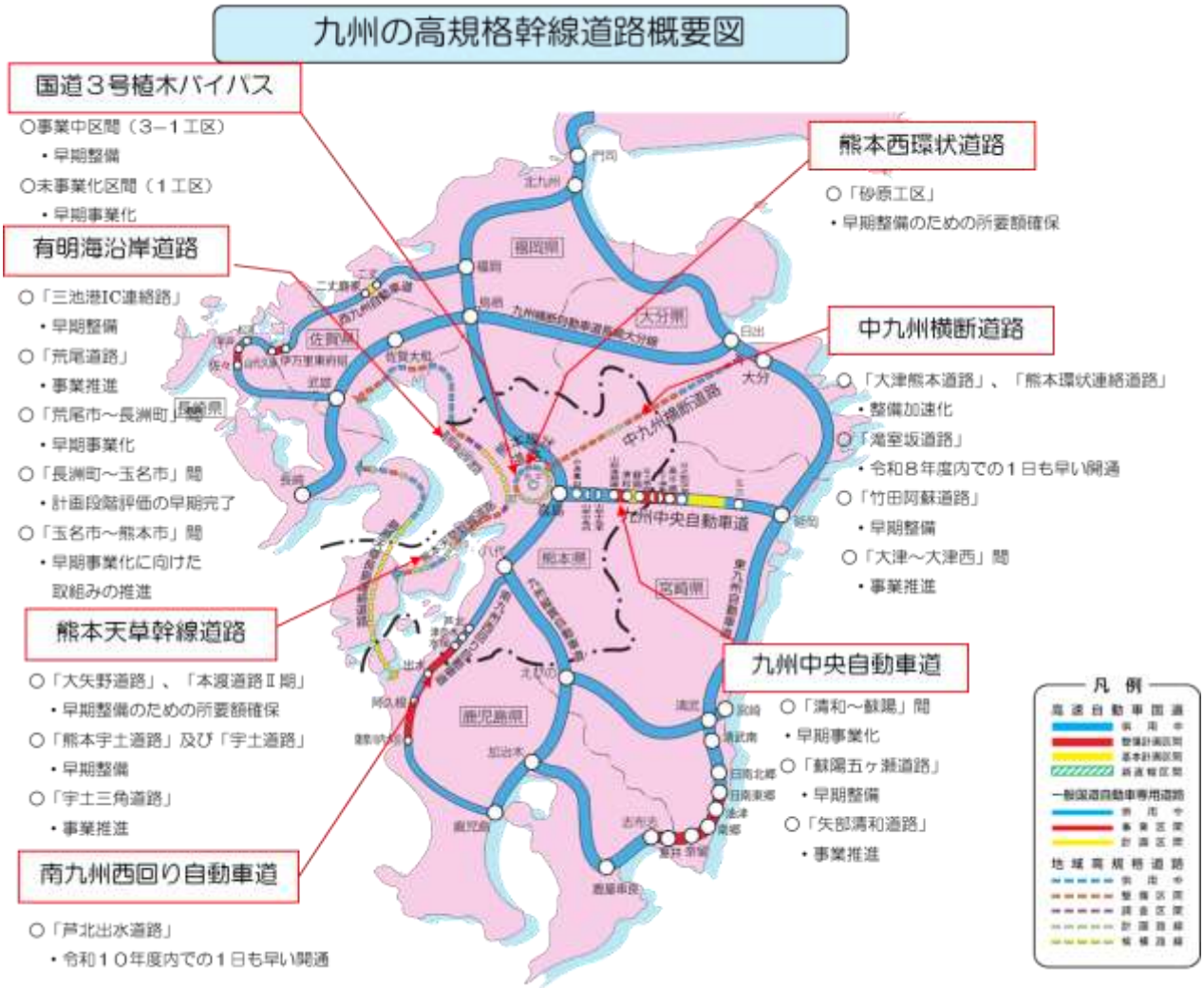
また、国土強靭化実施中期計画を踏まえた関係予算については、予算編成過程で資材価格等の高騰等の影響を適切に反映し、頻発する災害も踏まえ通常予算とは別枠で必要な予算の総額確保をお願いしたい。

【現状・課題】

本県が九州の中心に位置するという地理的特性を踏まえ、‘すべての道はくまもとに通じる’という考えのもと、本県と九州内の主要都市を効率的に結び、九州の一体的な発展を図るとともに、平成２８年熊本地震をはじめ、令和２年７月豪雨、令和８年７月豪雨、令和８年熊本地震における教訓を踏まえ、広域防災拠点として大規模災害時に近隣県に対して支援・救援等が速やかに行えるよう整備等を進める必要がある。

特に、九州の横軸となる九州中央自動車道及び中九州横断道路については、観光振興や沿線の産業・経済活動に寄与するとともに、今後、南海トラフ地震の発生が懸念される中、熊本と宮崎や大分とを結ぶ「命の道」として整備が急務である。

県内はもとより、九州全体の発展につなげるため、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、中九州横断道路、有明海沿岸道路、熊本天草幹線道路、熊本西環状道路などの本県の高規格道路の整備や国道３号植木バイパスなどの一般広域道路整備をさらに加速させる必要がある。



熊本都市圏の新たな高規格道路の実現に向けた支援

提案・要望事項

【国土交通省】

熊本都市圏３連絡道路の早期実現に向けた最大限の支援

【提案・要望の内容】

熊本都市圏の円滑な交通に資する都市交通ネットワークを形成するため、熊本都市圏北連絡道路、熊本都市圏南連絡道路、熊本空港連絡道路（以下、熊本都市圏３連絡道路）の早期実現に向け、以下の事項について最大限の支援をお願いしたい。

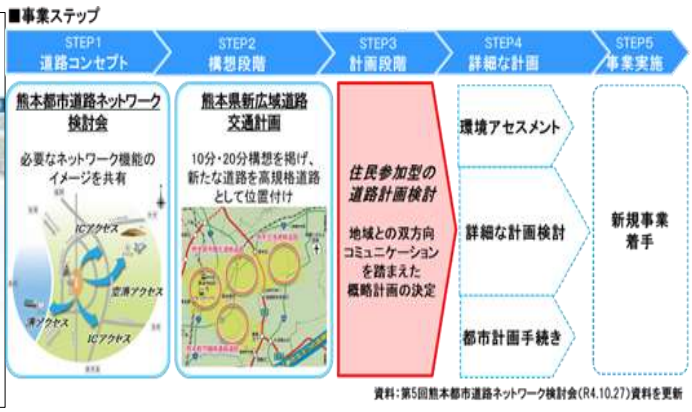
１）概略ルート帯や構造等の決定に向けた道路計画検討に係る技術的支援
２）早期整備のための有料道路制度の活用を含む事業手法の検討に係る支援

【現状・課題】

熊本都市圏においては、熊本市中心部の平均旅行速度及び主要渋滞箇所数がいずれも３大都市圏を除く政令指定都市ワーストワンであるなど、常態化した交通渋滞により市民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている状況にある。

そのような中、令和３年６月に熊本県・熊本市により策定した「熊本県新広域道路交通計画」において、熊本市中心部から九州縦貫自動車道までを約１０分、熊本空港までを約２０分で結ぶ「１０分・２０分構想」を掲げ、定時性と速達性を兼ね備えた熊本都市圏３連絡道路を新たな高規格道路として位置づけた。令和４年８月に熊本都市圏の市町村や経済界と「熊本都市圏３連絡道路建設促進協議会」を設立。現在、道路計画の具体化に向けて、「住民参加型の道路計画検討」を進めており、令和８年３月３１日に「第３回熊本都市圏３連絡道路有識者委員会」を開催し、本道路が果たすべき役割である政策目標の妥当性を確認した。今後、政策目標や技術的検討を踏まえ、令和８年度内に複数のルート帯案の提示、再度意見聴取を行い、有識者の助言をいただきながら、ルート帯や主な道路構造など概略計画の決定に向けた調査・検討を進めることとしている。しかしながら、都市部における大規模な道路計画立案であり高度な知見を要する。世界的半導体企業であるＴＳＭＣの進出を九州全体の発展につなげるためにも、熊本都市圏３連絡道路の早期実現に向け、技術面や財政面等、国の絶大な支援が必要不可欠である。





住宅耐震化の推進

提案・要望事項　　【財務省、国土交通省】

住宅耐震化の推進に必要な財政支援

【提案・要望の内容】

住宅の耐震化は、住民の生命・財産を守るために不可欠であり、被害を最小限に抑えるため、住宅耐震化の推進に関する予算総額を確保するとともに、耐震診断や、改修設計費及び工事監理費を含めた改修工事に対する補助率の引上げによる地方負担や補助上限額の嵩上げによる住宅所有者の負担の軽減をお願いしたい。

【現状・課題】

令和８年熊本地震により、8.1 万棟(令和８年 10 月 23 日時点)を超える住家が被災し、今後も住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、被災箇所の修繕や耐震化工事が必要である。

政府地震調査委員会の長期評価において、日奈久断層帯の日奈久区間及び八代海区間は、今後３０年以内にマグニチュード７級の地震発生の可能性が最も高いＳランクに位置付けられた。今回の地震で活動した断層は、日奈久断層帯の一部とされており、再び大きな地震が発生することも想定する必要がある。

これまで、平成２８年熊本地震の甚大な被害を教訓とし、木造住宅の耐震化に取り組み、令和５年度時点で県内の住宅耐震化率は約９０％となったが、都市部と比べ高齢化が進む中山間地域などでは耐震化率が低い傾向にあることから、より一層、住宅の耐震化を進める必要がある。

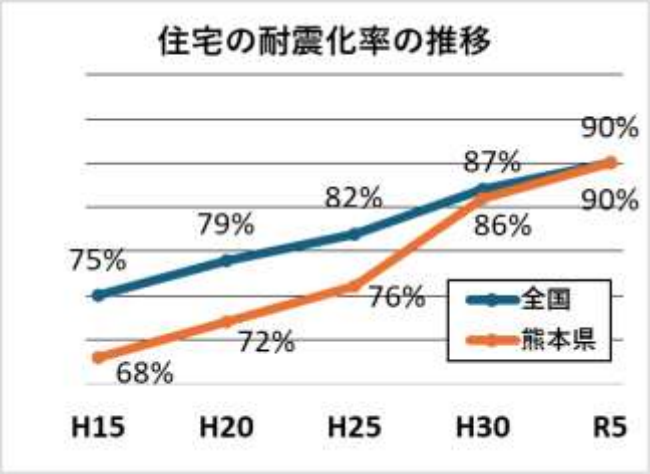
また、本県では、旧耐震基準（昭和５６年以前）の住宅や高齢者等世帯住宅への補助額の増額や、新耐震基準（平成１２年以前）の住宅への補助対象拡大を行い、住宅所有者や事業主体となる市町村の負担軽減を行ってきた。

しかしながら、人件費や建築資材物価の高騰による住宅所有者の耐震診断や耐震改修工事に要する負担がますます大きくなっており、耐震化を進めるため、負担軽減が求められている。

耐震化の必要性は、これまでの市町村と連携した普及啓発に加え、今回の令和８年熊本地震により、県民の関心も高まっている。

耐震化を着実に進めていくため、予算総額の確保とともに、より多くの所有者に補助が行えるよう、補助率の引上げによる地方負担の軽減や補助上限額の嵩上げによる住宅所有者の負担軽減が必要である。





並行在来線（肥薩おれんじ鉄道）に対する支援

提案・要望事項　【総務省、財務省、国土交通省】

１　並行在来線の鉄道施設・設備や車両に係る修繕・更新費に対する支援制度の拡充及び必要な予算額の確保

２　並行在来線に対する赤字補填・運営費助成等の財政支援制度及び地元負担に対する地方財政措置の構築

３　自然災害等による鉄道ネットワーク不通の影響（線路使用料収入の予期せぬ減少）が生じた場合における支援制度の構築

【提案・要望の内容】

１　並行在来線は、収益性の低い区間のみが分離されたものであり、極めて厳しい経営状況が続いている。安全かつ安定的な運行に必要不可欠な鉄道施設等は、今後、老朽化による多額の費用負担が見込まれることから、社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）における国庫補助事業の十分な予算枠の確保をお願いしたい。また、令和１３年度以降の貨物調整金制度の見直しについて、並行在来線が将来にわたって安定的に運営できるよう新たな仕組みづくりをお願いしたい。

２　鉄道施設等の維持には多額の費用を要するため、公的支援が必要不可欠であるが、地方の財政事情が悪化する中、今後の維持存続が危惧されている。そのため、現行の鉄道施設等の修繕・更新費に対する補助制度のみならず、赤字補填や運営費補助等の新たな財政支援制度や地元負担を軽減するための地方財政措置（路線バスと同等の特別交付税措置）の構築をお願いしたい。

３　自然災害等による鉄道ネットワークの不通は、全国の貨物鉄道の運行に影響を及ぼすだけでなく、並行在来線各社において鉄道施設等の修繕・更新費の財源に充てられている線路使用料収入の予期せぬ減少を招くことを踏まえ、並行在来線が将来にわたって安定的に運営できるよう影響が生じた場合の支援制度の構築をお願いしたい。

【現状・課題】

１　貨物調整金制度については、平成２７年１月１４日付け政府・与党申合せ「整備新幹線の取扱いについて」により制度見直しの方向性が示され、令和１３年度以降は「貸付料を財源とせずに、並行在来線に必要な線路使用料の確実な支払いを確保する新制度へ移行する」とされている。

２　Ｒ７決算では経常損益が１０．７億円の損失計上となり、開業（Ｈ１６）以降、２０年連続で赤字となっている。中期経営計画を策定し、経営改善に向けた各種取り組みを実施しているが、沿線の人口減少や燃料価格高騰等の影響を大きく受け、未だ改善の見通しは立っていない。

３　Ｈ３０年７月に発生した西日本豪雨において山陽本線が不通となった際、同年７月～１０月にわたってＪＲ貨物の貨物列車が運休減便となり、線路使用料収入が約４０，０００千円減額。当初予定していた鉄道施設等の修繕・更新を翌年度に繰り延べるなどで対応している。

地域公共交通（路線バス・地域鉄道）の確保・維持等に対する支援

提案・要望事項　【総務省、国土交通省】

１　路線バスや地域鉄道の確保・維持等に対する国庫補助の必要な予算額の確保

２　事業構造の変更を行った地域鉄道の維持や運営に対する財政支援制度の構築

３　路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の算定方法の見直し

４　地域公共交通の新たなマネジメント組織の取組みに対する支援

【提案・要望の内容】

１　路線バスや地域鉄道は、いずれも地域住民の通学・通院・買物等の生活を支える交通手段として必要不可欠なものであるが、人口減少等を背景に各事業者ともその経営状況は厳しく、収支改善に向けた生産性向上の取組み等を検討・実施してもなお、それを支援する県及び市町村の負担は年々増加傾向にある。特に鉄道の車両検査費について、過去に、再構築事業者であっても要望満額で予算措置がなされないケースがあったことから、路線バスや地域鉄道の確保・維持等に必要な予算額の確保をお願いしたい。

２　本県においては、平成２８年熊本地震で被災した南阿蘇鉄道や令和２年７月豪雨で被災したくま川鉄道の復旧にあたり、「上下分離方式」を導入し、地方において鉄道施設等の維持管理に公的支援を行っているが、地方の財政事情が悪化する中、今後の維持存続が危惧されることから、将来にわたって安定的に維持確保できるよう、路線の維持や運営に対する財政支援制度や地元負担を軽減するための地方財政措置の構築をお願いしたい。

３　路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金は、地域区分（補助ブロック）ごとに定められた「地域キロ当たり標準経常費用」を上限に算出した補助対象経常費用を基に算定することとされており、本県は、南九州ブロック単価（Ｒ７：３４９．８８円）が適用されているが、実態に即していない状況となっていることから、北九州ブロック単価（Ｒ7：４４２．０１円）の適用や、中九州ブロック単価の新たな設定などの見直しをお願いしたい。

４　本県のバス事業者５社は、令和３年（２０２１年）４月から重複区間の最適化など共同経営を展開しているが、各社とも運転士不足等に直面するなど、厳しい経営環境に置かれている。そこで、現行の共同経営の取組みをさらに深化させ、行政と民間による公共交通ネットワークの維持と最適化を図る新たなマネジメント組織の構築及び当該構築に向けて実施する公共交通施策に対する支援をお願いしたい。

【現状・課題】

１　過去に、路線バスに対する地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について減額査定の可能性が示唆されたり、地域鉄道に対する鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について所要額の予算が確保されないことがあった。令和８年度においては再構築事業者以外への地域鉄道の車両検査費に対する補助の配分がなされていない。安全輸送や路線維持に支障をきたさないよう所要額の確保が必要である。

２　本県においては、平成２８年熊本地震で被災した南阿蘇鉄道や令和２年７月豪雨で被災したくま川鉄道の復旧にあたっては、「上下分離方式」を導入し、地方において鉄道施設等の維持管理を

行っていくこととしているが、資材の物価高騰等もあり、鉄道施設の維持管理に要する経費は今後増大していくことが予想される中、地方における財政事情の悪化もあり、今後の路線の維持管理が危惧される状況。

3　県内バス事業者のうち、特に熊本都市圏周辺を主な運行エリアとしているバス事業者の「実車走行キロ当たり経常費用」は、南九州ブロック単価（Ｒ６：３３０．７２円）を大幅に上回っている状況（A社:約３８８円）にあり、実質赤字系統であっても補助対象基準に適合しないなど、実態に即していない仕組みとなっている。

4　国においては、地域交通の「リ・デザイン」の議論を踏まえ、バス・タクシー等の「エリア一括協定運行事業」及び「共創・MaaS 実証プロジェクト」をはじめとした支援制度を創設しているところではあるが、持続可能な公共交通ネットワークの実現に向けて、車両・人員・営業所等の経営資源の共有化や、車両の標準化等を進めることで、運営の一層の効率化や余剰資源によるサービス水準の向上を図るとともに、災害時等における迅速かつ柔軟な相互協力体制の構築を推進する必要がある。

天草地域及び県南地域における交通基盤づくりへの支援強化

提案・要望事項　　【国土交通省】

１　天草・県南地域の海上交通の維持確保及び充実を図るために必要な支援の拡充

２　「島原・天草・長島架橋構想」及び「八代・天草シーライン構想」の具体化

【提案・要望の内容】

１　海に囲まれた「天草地域」、八代市を中心とする「県南地域」は、海上交通が地域住民のライフラインとして重要な役割を果たしており、また、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」等の世界文化遺産登録、八代港へのクルーズ船寄港増加などにより、県境を越えた広域的な交流が活発化していることから、天草地域及び県南地域における海上交通の維持・確保及び充実を図るため、国庫補助対象航路の拡大など必要な支援の拡充をお願いしたい。

２　九州地方新広域道路交通計画で構想路線として位置付けられた「島原・天草・長島架橋構想（島原天草長島連絡道路）」や八代・天草を結ぶ「八代・天草シーライン構想」は、天草・県南地域の地方創生、ひいては熊本県の発展に寄与する重要な構想である。構想段階にある交通ネットワークの具体化をお願いしたい。

【現状・課題】

１　天草地域及び県南地域では、少子高齢化による利用者数の減少に伴う経営状況の悪化などのため、多くの定期航路が休廃止されており、航路の維持確保が喫緊の課題となっている。本県では、地元自治体と連携して、国庫補助の対象とならない離島航路及び半島航路に運営費補助を行っているが、船舶の老朽化に伴う修繕費の増加や代替船建造等が課題となっている。

２　「島原・天草・長島架橋構想」においては、関係機関と連携しながら、実現に向けた要望活動、自然観測調査等を継続して実施している。長崎、熊本、鹿児島で設立する協議会では、毎年、６００人規模の構想推進地方大会を開催し、国による調査再開を提言する決議を行っている。

「八代・天草シーライン構想」においては、知事を会長とし、県議会、地元首長、県の商工団体が参画する協議会を令和３年２月に設置。協議会設置後は、毎年、構想推進大会を開催し、構想の早期実現を国に要望している。また、令和６年３月に国、県、市で構成する勉強会を設置し、これまでに計４回の勉強会を開催。今年７月には国、県、市による道路検討委員会が設置され、道路計画の具体化に向けた検討を進める体制が整備された。



熊本港の整備推進

提案・要望事項　　【国土交通省】

耐震強化岸壁の整備推進

【提案・要望の内容】

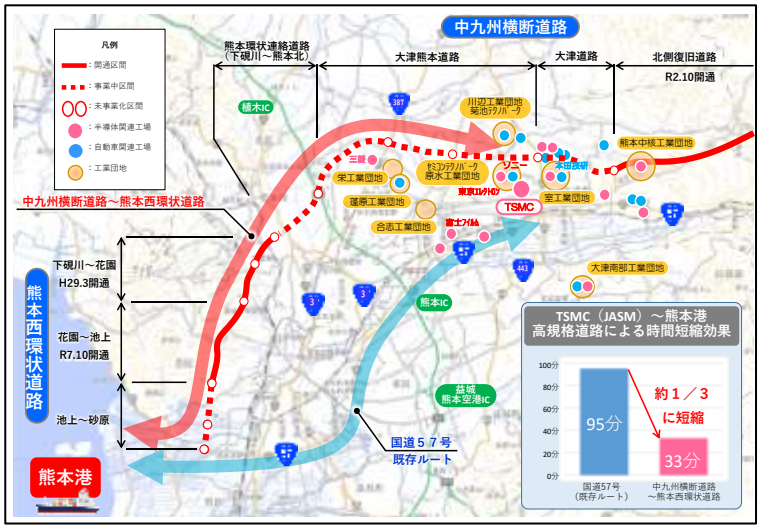
熊本港が熊本都市圏の防災拠点としての機能を発揮するとともに、大規模地震等災害発生時に世界的半導体企業であるＴＳＭＣや関連企業を含む背後圏企業のサプライチェーンの維持、更には、特定利用港湾として国民保護の迅速・効率的な対応に資するため、港湾予算の総枠の確保と耐震強化岸壁の着実な整備推進をお願いしたい。

【現状・課題】

平成２８年熊本地震では、港を利用した緊急支援物資の搬入や給水・入浴支援、ホテルシップなど、海上支援の重要性が認識された。将来、発生が懸念される南海トラフ地震等災害発生時において、災害支援や経済活動を支える九州の広域防災拠点としての熊本港の役割が期待される。更に令和６年８月には特定利用港湾となり、国民保護の迅速かつ円滑な対応を可能とする施設利用の早期実現も求められている。

また、熊本港の背後圏では半導体関連産業の集積や設備投資の活発化、中九州横断道路や熊本西環状道路等の道路ネットワーク整備が進んでいる。令和７年１月には新たなガントリークレーンの整備も完了し、コンテナ取扱貨物量も堅調に増加するなど物流拠点として重要性が高まるなかで、企業のＢＣＰひいては日本の経済安全保障の観点から、大規模地震等災害発生時にも物流機能を確保し、サプライチェーンの維持を支援していく必要がある。

そのためにも、港湾予算の総枠の確保が必要であり、特に熊本港においては、防災機能の強化と取扱貨物の安定的な荷役に対応するため、耐震強化岸壁の整備推進が重要である。



【 熊本港と企業集積地間の道路ネットワーク 】



【耐震強化岸壁着工式 R6.6.8 】



【 完成したTSMC(JASM)工場 】

八代港の整備推進

提案・要望事項　　【国土交通省】

１　外港地区水深１４m航路等の整備推進

２　加賀島地区水深１２m岸壁の事業化

【提案・要望の内容】

１　県内最大の物流機能を有する八代港の更なる機能強化と特定利用港湾として国民保護の迅速・効率的な対応に資するために必要な水深１４m航路等の着実な整備推進をお願いしたい。

２　八代港における物流機能の一層の効率化及び企業立地の促進を図るため、港湾事業予算の総枠確保と加賀島地区の活用に関する技術的助言及び水深１２m岸壁の事業化の検討をお願いしたい。

【現状・課題】

１　港内最大の水深１４m岸壁及び前面泊地は平成２５年度に完成しているが、航路については現在も整備中のため船舶の大型化に対応した水深が十分確保されておらず、船舶は積荷を軽減するなどの非効率な輸送を強いられている。また、令和６年８月には特定利用港湾となり、国民保護の迅速かつ円滑な対応を可能とする施設利用の実現のためにも、早期の水深確保が求められている。

２　八代港は近年の海外における原木需要の高まりに伴い、原木の取扱いが急激に増加しており、また令和６年６月にはバイオマス発電所の稼働に伴う木質ペレットの輸入が開始された。そのため、外港地区では蔵置場不足や岸壁利用調整の過密化、工業用地不足が課題となっている。

　これらの課題に対処するため、県では加賀島地区において工業用地の整備を進めており、海外向け輸出を主体とする企業の誘致と、水深１２m岸壁を含む新たな公共埠頭の整備による荷役の効率化が求められている。



天草エアラインへの支援

提案・要望事項　【財務省、国土交通省】

地域のライフラインを担う天草エアラインへの支援の充実・強化

【提案・要望の内容】

天草エアラインの地域航空ネットワークを安定的に維持・確保するため、更なる「公租・公課の減免やその基準の見直し」、「国庫補助金で購入された機材・部品等の地域航空会社間での融通（共有）」に係る要件緩和、仕組みづくり」、「地域航空路線（高速交通空白地域）における航空機等購入や運航費等への支援制度創設」などの支援の充実・強化をお願いしたい。

【現状・課題】

天草エアラインは、天草地域と熊本・福岡都市圏とを結ぶ唯一の高速交通機関として大幅なアクセス時間短縮を図るとともに、ビジネスや観光等による交流人口の増加に伴う天草地域の振興や、医療従事者の通勤利用に伴う天草地域医療体制の充実（「命の翼」）に大きく貢献している。

一方で、天草エアラインでは、就航当初より１機運航による高コスト化、機材不具合時の後続便の欠航などの構造的課題を抱えている。

加えて、天草地域の人口減少等に伴う利用者の減少や、昨今の燃油・物価高騰に伴う運航コストの増加など、経営的課題がこの状況に拍車をかけている。

このような中、日本エアコミューター社との機材整備に係る協業（Ｈ３０～）や「地域航空サービスアライアンス有限責任事業組合（ＥＡＳＬＬＰ）」（現在は、「地域航空サービスアライアンス協議会（ＥＡＳ　Ａｌｌａｎｃｅ）」）における系列を超えた各種協業の推進（Ｒ１～）による運航品質の向上、並びに、「小規模・地域密着」型の旅行商品造成・販売を目的とした旅行業としての登録や航空運賃の値上げなどによる収支改善に努めているが、安定運航・収益改善のためには、「公租・公課の減免やその基準の見直し」、「国庫補助金で購入された機材・部品等の地域航空会社間での融通（共有）に係る要件緩和、仕組みづくり」、「地域航空路線（高速交通空白地域）における航空機等購入や運航費等への支援制度創設」などの支援の充実・強化が必要である。

ゼロカーボン社会の実現

提案・要望事項　【内閣官房、経済産業省、環境省】

１　原油価格高騰等を踏まえた省エネルギー施策等の更なる推進、地域脱炭素の推進に必要な交付金の継続・拡充等

２　脱炭素先行地域に係る計画変更等における柔軟な制度運用

３　脱炭素に取り組む市町村に対する支援の継続

４　デコ活推進に取り組む地域地球温暖化防止活動推進センターに対する支援の拡充

５　ゼロカーボンに資する技術開発や新技術・既存技術の普及及びカーボンニュートラル燃料の普及に向けた環境整備等

【提案・要望の内容】

１　原油価格高騰等の社会情勢を踏まえ、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用に向けた取組の重要性がこれまで以上に高まっており、国においては、時機を捉えた主体的な取組及び地方への支援の拡充をお願いしたい。また、地域脱炭素推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業・重点対策加速化事業等）（以下「脱炭素交付金」という。）について、既に採択されている事業の実施に十分な財政措置を引き続きお願いしたい。さらに、地方における脱炭素に向けた取組を推進するため、事業の採択要件の緩和・簡素化や地域での事業実施に向けた支援の拡充など、地方自治体が取り組みやすい制度設計を御検討いただきたい。

２　脱炭素先行地域に関し、経済情勢の変化や物価高騰、国の制度改正等の様々な要因で、計画の変更が必要となっているが、当該事業をより円滑に推進するため、事業間の事業費の調整を含め計画変更の手続きをより柔軟に運用し、効率化を図っていただきたい。

３　市町村の脱炭素化については、財源や専門知識の不足のほか、地域脱炭素を推進する人員等の不足も深刻である。そのため、補助金・交付金など国の財政支援の継続に加えて、国において市町村のニーズにワンストップで対応する体制の構築、研修の充実など、地域人材の育成・確保につながる支援の継続・拡充をお願いしたい。

４　「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）については、地球温暖化対策に関する地域住民への普及啓発等を推進するため、地域地球温暖化防止活動推進センターの事業への安定的な財政支援をお願いしたい。

５　廃食油を精製してつくられる高純度バイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）等のカーボンニュートラルな燃料の更なる利活用に向けた環境整備について後押しするなど、ゼロカーボンに資する技術開発や新技術・既存技術の普及について、国による積極的な取組・支援をお願いしたい。

【現状・課題】

１　昨今の原油価格高騰等は、国を挙げて対応すべき課題であり、省エネルギー等に向けた国の主体的な取組の拡充が不可欠である。また、本県では、脱炭素交付金を活用して、脱炭素先行地域である阿蘇くまもと空港周辺地域の脱炭素化や県の率先行動として県有施設の脱炭素化を加速し、市町村等への横展開を含めた脱炭素の基盤作りに取り組んでいる。脱炭素交付金について、令和８年度以降の新規採択は全て停止となったが、既採択の事業を着実に実施し、県内における脱炭素化を促進させるためには、引き続き、財政措置が必要である。また、県内市町村の多くは、

限られた人員で様々な業務を行っており、脱炭素の推進に関するノウハウや情報が十分でなく、脱炭素に関係する交付金等の活用の検討に当たり、先進性が求められる計画の策定や実施体制の確保は難しい状況にある。今後、地域の脱炭素化を確実に進めるためには、市町村等が取り組みやすい採択要件を設定し、アドバイザーの派遣や先行事例の共有等を含め、市町村等の実情を踏まえた支援の拡充が必要である。

2　脱炭素先行地域については、昨今の物価高騰、人材不足等の影響など経済状況の変化や、国の制度見直し等、様々な要因で、計画の見直しが生じている（太陽光発電設備の導入について、事業者とも調整の上、導入量は変えずに事業方式のみを変更した場合でも、計画の変更を求められる、など）。現在は、計画の変更部分に加え、更なる取組等が、協議の中で追加されるなど、より良い事業計画になるように取り組んでいる。また、先行地域も９９地域が選定されており、国においても今まで以上に計画変更の手続きが煩雑化・長期化することが懸念される。さらに、物価高騰の影響や国の制度改正の関係で事業ごとの必要額に増減が生じているほか、令和８年熊本地震のような自然災害による状況変化も生じている。これらを踏まえ、計画した事業全体に影響がない事業間調整など、一定規模の変更であれば、変更内容の見直しのみにするなど、事務の簡素化をお願いしたい。

3　本県では、ゼロカーボンシティ宣言を行った市町村が２８に上る一方で、多くの市町村が専門知識、財源、人材の不足により、単独で脱炭素の計画を立案、実行していくことへの負担を感じている。そのため、地域脱炭素を推進するためには、市町村に対する財政的な支援を含め、専門人材の派遣や人材育成など必要な施策の構築に取り組むことで市町村への負担を最小化する必要がある。

4　地域地球温暖化防止活動推進センターによる普及啓発の活動については、営利目的が馴染まない一方で、脱炭素の取組を地域に普及するための事業実施には費用を要する。地域地球温暖化防止活動推進センターへの支援について、令和６年度以降、段階的に補助率が下げられており、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするためには充足した財政支援が必要である。

＜参考：地域地球温暖化防止活動推進センターへの補助率の推移＞

～令和５年度補助率　９／１０、令和６年度補助率：７／１０、令和７年度補助率：５／１０、令和８年度補助率　５／１０

5　高純度バイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）は、電化等が困難な建設現場の重機等の軽油の代替燃料として活用されており、CO_2削減に大きく貢献している。今後の利活用の拡大に向けては、揮発油等の品質の確保等に関する法律で規格が定められ品質が保証されている「Ｂ５（軽油にＢＤＦを５％混合したもの）」に加え、「Ｂ３０」「Ｂ１００」など、よりＢＤＦの割合が多く、CO_2削減効果の高い燃料の普及に向けた環境整備等についても国による後押しが必要である。

水俣病対策の推進／水俣・芦北地域の振興

【内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

１　公式確認７０年を機に強化した水俣病啓発事業を継続し、水俣病に関する正しい理解をより一層促進するための積極的な取組の実施

２　水俣病関係団体からの要望の実現に向けた取組の実施

３　救済措置に係る熊本県の財政負担及び関係市町の国民健康保険財政負担の増加への適切な対応

４　認定審査において、申請者の負担軽減等を図り、認定業務を迅速かつ適切に進めるための方策の構築

５　水俣病発生地域の医療・介護・福祉の充実（大規模災害発生に備えた事前防災を含む）等のために必要な予算額及び人材の確保等の支援

６　「第八次水俣・芦北地域振興計画」に掲げる事業の推進に必要な財源の措置並びにより一層の地域振興を図るための予算及び制度の拡充

７　チッソ金融支援に係る所要の措置

８　「環境調査研修所」の研修の拡充

【提案・要望の内容】

１　公式確認７０年を機に、水俣病に関する正しい理解をより一層促進するため、本県で実施する啓発事業に対する支援とともに、国としても積極的な啓発の取組を行っていただきたい。

２　「離島加算の増額」「通院等の交通手段の確保」などの団体からの要望について、特段の配慮をお願いしたい。

３　救済措置に係る本県の財政負担に今後も対応いただくとともに、関係市町の国民健康保険財政の負担増について、国の特別調整交付金等での適切な対応を図っていただきたい。

４　申請者の負担軽減等を図り、認定審査業務を迅速かつ適切に進めるための方策を講じていただきたい。

５　水俣病発生地域の医療・介護・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）の促進、更に地域振興等について、今後も必要となる予算額の確保及び人材確保に向けた支援を講じていただきたい。また、大規模災害発生時において水俣病患者等に対する支援を継続できるよう、事前防災の取組に対する財政支援をお願いしたい。さらに、平成７年政治解決に伴い地域の医療・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）等の拠点として、国、県及び関係市町の出資により建設された「もやい直しセンター」について、当該施設の老朽化対策や機能強化等に必要な関係市町における費用負担の軽減を図るため、財政支援を講じていただきたい。

６　昭和５３年（１９７８年）６月の閣議了解に基づく「第八次水俣・芦北地域振興計画」を、令和７年７月に策定しており、同計画に掲げる事業の着実な推進のため、必要な財源措置を講じていただきたい。

また、本年７月７日に出された自由民主党の環境・温暖化対策調査会の提言において、「環境首都水俣」創造事業の拡充などにより、不知火海の「海の再生」や「一次産業の振興」「豊かな地域

資源を活かした地域活性化」のほか、「環境価値を活用した地元企業の稼ぐ力の強化」「企業誘致のためのインフラ整備」「人的資本投資の拡充」「中心市街地活性化・地域公共交通への支援」などを図ることが盛り込まれたところであるが、人口減少に直面する水俣・芦北地域における一層の地域振興を図るために重要なものであることから、同提言を踏まえた事業を実施するために必要となる予算及び制度の抜本的な拡充をお願いしたい。

7　チッソ株式会社に対する金融支援として、これまでに発行した県債の償還や、県が支払猶予等を行う場合に、県財政に支障をきたさぬよう、引き続き閣議了解に基づいた所要の措置を講じていただきたい。

8　水俣病の歴史と教訓を現地で学ぶことによる国・地方公共団体職員の意識向上及び交流人口の拡大等による水俣・芦北地域の発展のため、同地域における「環境調査研修所」の研修の内容や定員の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

1　令和７年に大手教育事業者や県内の自治体において水俣病に関する誤った情報が発信される問題が発生しており、水俣病に関する正しい理解をより一層促進していくことが必要。本県でも公式確認７０年を機に啓発事業を強化しているが、県内のみならず国内外に効果的な情報発信を行うため、国とも一体となって啓発の取組を進めていく必要がある。

2　水俣病関係団体との意見交換を踏まえ、本県では、環境省に対し繰り返し要望を行ってきた。令和７年度予算には、離島加算の増額、令和８年度予算には、療養手当における物価スライドの導入が盛り込まれるなど、一部要望に沿った対応をいただいたものの、離島加算の更なる増額などの支援が必要である。

3　平成７年の救済措置対象者は7，９９２人、水俣病特措法救済措置対象者は３７，６１３人に上っている。また、水俣市をはじめとする関係市町の一人当たりの医療費は、右表のとおり県内市町村の中でも上位を占めている。

関係市町の一人当たりの医療費（単位：円）

市　町　名	令和６年度
水　俣　市	612,909(2)
芦　北　町	653,224(1)
津 奈 木 町	598,740(3)
天　草　市	526,808(12)
上 天 草 市	580,388(5)
県内市町村平均	477,788

※（ ）内は県内順位。後期高齢者医療制度に係る医療費は含まれていない。

4　被害にあわれた方の迅速な救済に向け、平成２８年度以降１，８７２件の審査を行った。令和７年度末時点の認定申請者は２２１人となっており、申請者の負担軽減等を図り、認定審査業務を迅速かつ適切に進めていく必要がある。

水俣病認定申請数（各年度末）　（単位：人）

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1,264	1,146	890	632	419	359	369	380	344	257	221

5　被害者・家族の高齢化が進み、疲弊した地域社会の再生を図るため、水俣病発生地域の医療・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）の促進、更には地域振興等のために、継続的な予算額の確保が必要である。

特に、胎児性・小児性水俣病患者の方々の安心した日常生活及び社会参加の促進のため、個々のニーズに応じた支援の更なる充実が必要である。

また、本県では平成 28 年熊本地震や令和２年７月豪雨、令和８年熊本地震など大規模災害が頻発しており、今後の大規模災害への備えとして、胎児性・小児性水俣病患者の方々の地域生活を支援する事業所が行う簡易トイレ、非常用飲料水等の防災備蓄の整備等が必要である。

また、平成７年政治解決時に国、県及び関係市町の出資により建設された、水俣市及び芦北町の「もやい直しセンター」３施設については、地域の保健・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）を進めるための重要な拠点であるが、いずれの施設も開館から約３０年が経過し老朽化が

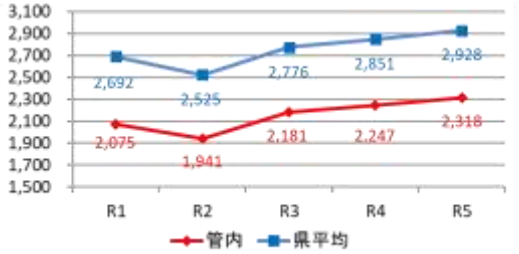
進んでいる。また、施設設置の目的達成のためには、現場のニーズに即した機能強化等を図る必要があるが、関係市町における運営費用の負担は年々増加傾向にあり、国の財政支援がなければ対応が困難な状況となっている。

さらに、水俣芦北地域の中核病院である水俣市立総合医療センターでは常勤医師の確保が困難な診療科があり、また、胎児性患者等を支援する事業者において介護職員が不足している。水俣病被害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう医療・介護・福祉人材を確保していく必要がある。

6　当地域は、過疎化・高齢化が著しく、一人当たりの市町村民所得が県平均の約８割の水準に止まるなど依然として非常に厳しい状況にあり、「第八次水俣・芦北地域振興計画」に掲げる事業について国の財源措置が必要である。また、公式確認７０年を機に、まちづくりや産業振興、雇用確保等、より一層の地域振興を図るため、予算及び制度の拡充が必要である。
（[水俣・芦北地域]Ｒ７年１０月１日時点高齢化率：県内最高の４６．２％　Ｒ５年度一人当たり市町村民所得：２，３１８千円）

１人当たりの市町村民所得　単位：千円

	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
管　内	2,075	1,941	2,181	2,247	2,318
県平均	2,692	2,525	2,776	2,851	2,928



（出典：令和５年度市町村民経済計算）

7　熊本県のチッソ株式会社への貸付等に係る県債の未償還残高（元利合計）は以下のとおり。

【熊本県のチッソ県債未償還残高（元利合計）】　R8.3.31 現在（単位：億円）

	患者県債	H7 一時金県債	H22 一時金県債	特別県債	合計
未償還残高	13.1	0.2	37.9	42.4	93.6

8　平成２８年（２０１６年）３月、まち・ひと・しごと創生本部の「政府関係機関移転基本方針」により、「環境調査研修所」の研修機能の一部移転が決定し、平成２８年度から環境研修の一部が水俣環境アカデミア等で実施されている。令和７年１月の環境問題史研修には環境省職員を含む３０名が参加されたが、水俣病問題に対する更なる理解促進に向けて、現地研修の内容や定員の拡充が必要である。

「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進

提案・要望事項

【経済産業省、環境省】

「水銀フリー社会」の実現に向けた本県の取組に対する財政支援と連携、国内外に向けた国の積極的な取組の推進

【提案・要望の内容】

1　水銀を使用しない「水銀フリー社会」の実現に向けた取組を今後も着実に進めていくため、本県の取組に対する継続的な財政支援や、様々な場面での連携をお願いしたい。

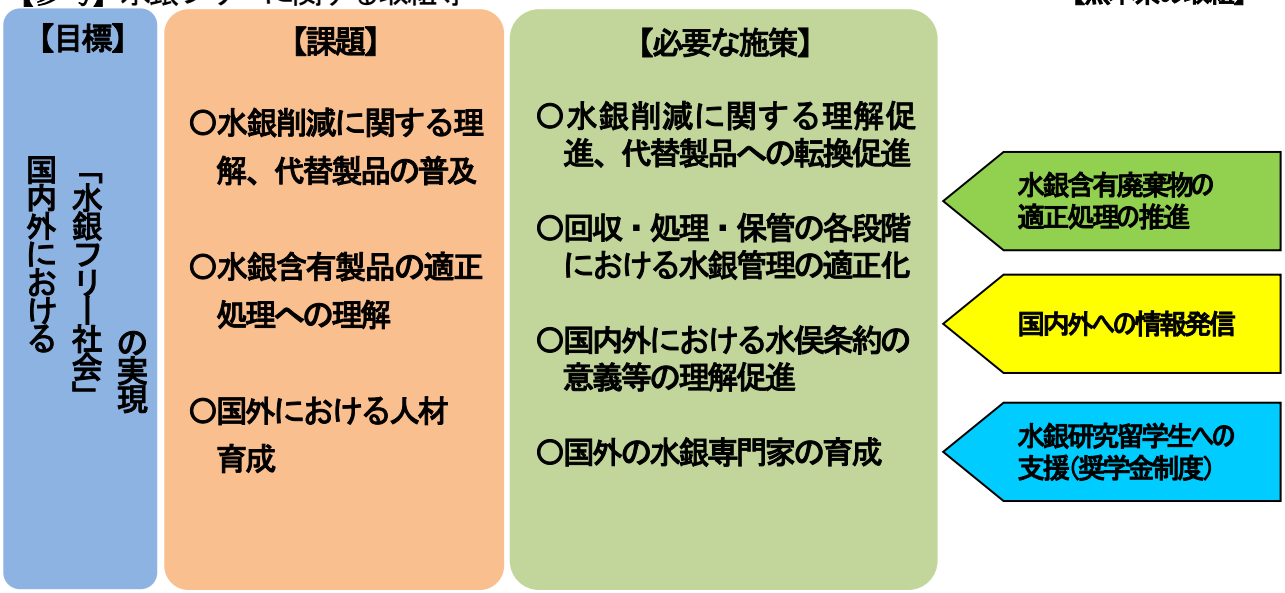
2　国が率先して「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組を全国の地方公共団体と連携して行っていただくとともに、国内外への情報発信や国際貢献等に一層ご尽力いただきたい。

【現状・課題】

水俣病を経験した本県では、平成２５年１０月に熊本市・水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」を契機に、本県では水銀を使用しない「水銀フリー社会」の実現に向けて、国内外への情報発信や水銀専門家の育成等に積極的に取り組んでいる。令和７年度から環境省の水俣病総合対策費補助金を活用して当該事業を進めているが、令和８年５月に水俣病公式確認７０年、令和９年８月に水俣条約発効１０年の節目を迎え、改めて水銀に対する国内外の関心が高まる中、今後の着実かつ効果的な事業実施のため、継続的な財政支援や、国・県での連携した周知啓発等が必要である。

また、令和９年末に蛍光灯の製造・輸出入禁止を控える中、国内外における「水銀フリー社会」の実現に向けて、国においては、本県をはじめとする地方公共団体と連携し、水銀含有製品の使用削減、適正処理の理解促進、代替製品への転換促進などの取組を着実に進めていただくとともに、我が国の経験や技術・ノウハウを生かした国内外への情報発信、途上国の水銀対策強化への貢献等が必要不可欠である。

【参考】水銀フリーに関する取組等



有明海・八代海等の再生

提案・要望事項

【農林水産省、国土交通省、環境省】

１　有明海・八代海等の再生に係る具体的な目標・再生手順の提示、国が主体となった抜本的な底質改善対策の実施など必要な事業・調査等の予算確保

２　有明海における国と沿岸４県協調による調査・実証事業等の継続・拡充及び国が主体となった大規模な海底耕うん等の実証事業の実施

３　八代海湾奥部をはじめとした八代海における調査等の充実・強化

４　漂着物、漂流物及び海底ごみの回収・処理等の予算確保、補助率の嵩上げ等による地元負担の軽減及び大雨等により漁場に堆積した土砂撤去等の底質環境改善対策の予算確保

５　閉鎖性海域へのプラスチックごみ排出抑制・回収強化、マイクロプラスチック調査実施

６　特定外来生物スパルティナ属の防除等に必要な財源措置

【提案・要望の内容】

１　本県では、泥質化、藻場干潟の消失等を要因とした海域環境悪化やアサリ・クルマエビなど水産資源の減少が指摘されている。底質環境改善対策として覆砂、作れい、海底耕うんは対症療法としての効果はあるものの永続的ではないため、関係省庁が連携し、国が主体となって泥土堆積や底質悪化のメカニズムを解明のうえ、底質環境改善の抜本的対策を実施していただきたい。

　また、有明海・八代海等総合調査評価委員会報告に示された再生方策の「河川からの土砂流入量の把握、適切な土砂管理、ダム堆砂及び河道掘削土砂の海域への還元の検討等」について令和８年度有明海・八代海等総合調査評価委員会報告に向けて着実に推進し、森里川海のつながりを活かし、流域全体を再生していただきたい。

　さらに、「海域の栄養塩や基礎生産量と水産資源との関係」を解明するための調査研究を行い、その結果を踏まえ、必要な具体的方策を報告に盛り込んでいただきたい。

２　有明海について、国と有明海沿岸４県（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県）協調の取組により実施している調査・実証事業等については継続・拡充するとともに、成果が見え始めたものは、国が主体となって大規模な海底耕うんなどの実証事業を実施し、有明海の再生の更なる加速化を図っていただきたい。

　また、令和７年度に創設された有明海再生加速化対策交付金については、各県漁業団体及び各県の意見を十分に踏まえつつ、柔軟な制度運用と十分な予算確保をお願いしたい。

３　八代海については、有明海に比べ海域環境や水産資源に関する調査、分析等が不足しているため、令和８年度の有明海・八代海等総合調査評価委員会において、専門的な知見に基づき、より詳細な現状分析を行い、今後の再生方策を具体化していただきたい。特に、八代海の現状に鑑み、多様な生態系等を有する豊かな海に回復するため、地域の実情を踏まえた有明海と同等の調査研究等に必要な予算の確保や実施体制の充実及び実証事業の実施をお願いしたい。また、土砂堆積による影響が懸念される八代海湾奥部については、生態系の維持や「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」第２０条に基づく自然災害の発生の防止のため、関係省庁が連携し、近年の気候変動の影響を踏まえた将来的な影響等の調査についても確実に実施していただきたい。

４　河川を介して流入する流木等の漂着物、漂流物、海底ごみは、海域の環境悪化を招くため、引き続き回収・処理等に係る予算の確保及び補助率の嵩上げ等により地元負担を軽減いただくと

ともに、国主導による大規模な回収処理を実施していただきたい。また、近年頻発している豪雨災害に伴い、漁場への土砂の流入、堆積による底質環境の悪化が深刻化しており、迅速な対応が必要であることから、底質環境改善対策に係る財源を確保していただきたい。

5　海洋プラスチックごみ問題について、閉鎖性海域である有明海・八代海等の海域環境の保全のため、陸域での発生抑制及び海域への流出を防止する対策をお願いしたい。また、海域におけるマイクロプラスチックの更なる実態解明に向け、有明海・八代海等での調査を実施していただきたい。

6　海岸近くの河口域に生育する特定外来生物スパルティナ属は繁殖力が強いため、短期間で防除するために必要な財源の確保及び直轄事業の実施をお願いしたい。また、不要となった防除資材の撤去・処分を行い、在来植物群落を再生・回復させることへの対応が可能となるよう、特定外来生物防除等対策事業の拡充をお願いしたい。

【現状・課題】

1　有明海・八代海等の再生に向けて、国や関係県と連携しながら総合的な対策に取り組んでいるが、漁業生産は不安定な状況が続いており、一刻も早く抜本的な対策に取り組む必要がある。再生への取組を効果的に進めるには、具体的な再生目標及びそれを達成するための手順について関係者間で認識を共有し、具体的な施策を進めるためのスキームを整えることが必要である。本県では、泥質化、藻場干潟の消失等を要因とした海域環境悪化やアサリ・クルマエビなど水産資源の減少が指摘されており、抜本的な底質改善対策の実施が急務である。

　さらに、「海域の栄養塩や基礎生産と水産資源」との関係について、社会的関心や調査研究に対するニーズが高まってきていることから、国における調査研究及び調査結果に基づいた具体的方策を検討の上、有明海・八代海等総合調査評価委員会報告書への反映が必要である。

2　４県協調による調査や実証事業は、二枚貝類等の資源回復のために体系的に実施されるべき重要な取組であり、事業を継続・拡充するとともに、成果が見え始めたものについて国主体で大規模に事業を展開することで、再生への動きを更に加速化する必要がある。

　また、有明海再生加速化対策交付金については、地元漁業者が、より効果的な取組を実施できるよう、現場の状況に応じた柔軟な制度運用と支援の継続が必要である。

3　八代海は、有明海に比べ海域環境や水産資源に関する調査等が不足しており、生態系構造の解明等に向けた調査研究の拡充が必要である。また、海域の現状を踏まえると、多様な生態系等を有する豊かな海へ回復するための対策が必要である。さらに、八代海湾奥部では、沿岸域で内水被害が発生しているほか、土砂堆積による干潟の生態系への悪影響が懸念されている。加えて、海岸樋門からの自然排水については排水不良が起こり、地元でも災害等に対する不安が拡がっている。今後、気候変動の影響による貧酸素水塊や赤潮の頻発化、高潮や豪雨被害の深刻化等が懸念されるため、生態系の維持や自然災害の発生の防止に向けて将来的な影響等の調査が必要である。また、令和８年熊本地震により八代海沿岸地域の漁港等に甚大な被害を受けた水産業の復旧・復興と併せ、中長期的な視点に立った水産資源の回復及び海域環境の保全を図る取組を更に進めることが必要である。

4　漂着物、漂流物、海底ごみは、海域の環境悪化の原因や漁具の破損や船舶航行の妨げになるなどの弊害をもたらしているが、漁業者等の回収処理には限界があるため、予算確保をはじめ、財源確保と併せて国主導による大規模な回収処理が必要である。さらに、海岸漂着物の回収処理に支援いただいている災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業についても補助率の嵩上げ等による地元負担の軽減が必要である。

　また、近年、頻発している豪雨災害により漁場に土砂が大量に流入、堆積し底質環境の悪化が深刻になっているため、土砂除去等による底質環境改善に速やかに取り組むための財源確保が必要である。

5　有明海・八代海に流れ込んだプラスチックごみの多くが外洋に出ず、海域内を回遊しながら漂

着するため、ごみを排出した自治体と回収する自治体が異なる状況である。また、一度河川に流出したごみを海洋で回収するには非常に大きなエネルギーが必要となる。そのため、陸域や水路・河川での回収、さらには海洋へ排出されない仕組みづくりが必要である。また、同海域を回遊する過程で劣化が進み、マイクロプラスチックとなって蓄積することも懸念されるため、経年変化の確認や実態解明に向けて、マイクロプラスチックの調査・分析が必要である。

6　スパルティナ属は、国内では愛知県、山口県及び熊本県のみで生育が確認されている。本県では平成２３年に確認された後、当初に形成された大規模群落は防除を完了したものの、防除後も散発的再発生への対応や状況確認に加え、枯死が確認された箇所については不要となった防草シート等防除資材の撤去及び処分を計画的に行い、在来植物群落の再生・回復を着実に進める必要があるため、引き続き財源確保等が必要である。

国立公園への誘客等の推進に関する対策等への支援

提案・要望事項　【環境省】

阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙天草国立公園への誘客等の推進に向けた取組に必要な財源の確保

【提案・要望の内容】

1　阿蘇くじゅう国立公園について、「世界水準のデスティネーション」を目指し、自然景観の保護と公園利用の好循環につなげるため、雄大な景観を代表する草原景観の維持・再生や各利用拠点のインフラ整備などに必要な財源の確保をお願いしたい。

2　雲仙天草国立公園について、令和８年７月２０日に天草地域が国立公園指定７０周年を迎えたことを契機として更なる誘客を推進するため、天草西海岸の夕日やキリシタンに関連する史跡など、当公園が持つ優れた資源を十分に活用することが求められる。このため、多くの来訪者が利用する施設の整備や改修などのインフラ整備に必要な財源の確保をお願いしたい。

【現状・課題】

1　阿蘇くじゅう国立公園は、平成２８年７月に国が進める「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルに選定されており、現在、本県では、世界水準のデスティネーションとなることを目指して、令和３年３月に「国立公園満喫プロジェクト阿蘇くじゅう国立公園地域協議会」により策定された「ステップアッププログラム 2025」に沿って、関係機関と連携しながら各種事業を実施している。なお、令和８年度中に次期「ステップアッププログラム」が同協議会で策定される予定である。

　今後、観光客が安心安全に利用できる受入環境を整備するとともに、更なる上質化を目指して自然景観の保全・回復、景観への配慮等を図っていく必要がある。

2　雲仙天草国立公園においても、令和４年３月に本県において満喫プロジェクトの取組方針を策定し、現在、同方針に基づき、海や山の豊富な自然資源とキリシタン文化を活かした誘客の推進に取り組んでいる。

　引き続き、優れた自然資源や歴史・文化を活用し、その場所でしか味わえないコンテンツを造成・磨き上げるとともに、令和８年７月２０日に天草地域が国立公園指定７０周年を迎えたことを絶好の機会ととらえ、機運醸成を図り更なる誘客を推進するため、インバウンド対策を含む受入環境の整備等に取り組んでいく必要がある。

プラスチックの資源循環等の促進に向けた支援

提案・要望事項　【総務省、経済産業省、環境省】

プラスチックの資源循環等の促進に向けた財源の確保及び市町村への財政支援

【提案・要望の内容】

令和４年４月１日から施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）に基づく取組が進むよう、十分な財源確保をお願いしたい。特に、市町村が新たに分別収集等に取り組むことで生じる負担の最小化に向け、地域の実情を踏まえた必要な財政支援をお願いしたい。

【現状・課題】

プラスチック製品廃棄物の排出を抑制し、市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び資源化を円滑に進めるには、プラスチック資源循環促進法に基づく、事業者、消費者、自治体の取組を後押しするための十分な財源確保が必要である。現在、市町村に対しては処理量に応じて特別交付税措置を講ずることとされている。しかしながら、特に人口密度が低い市町村は収集運搬費用等の負担が大きく、プラスチック製品の分別収集・再商品化が円滑に進まないため、地域の実情を踏まえた財政支援が必要である。

容器包装プラスチック（１品目以上）の分別収集実施	45 市町村／県内 45 市町村
プラスチック使用製品廃棄物の資源化等（※）実施	14 市町村／県内 45 市町村

（R7.７現在）

※１４市町村中、５市町村（荒尾市、山都町、宇城市、美里町、人吉市）はプラスチックごみを再商品化（再資源化のために処理委託）、６市町村（阿蘇地域）は燃やすごみとともにRDF（固形燃料）化、３市町村（宇土市、八代市、氷川町）はリサイクル業者へ売却している。

治安基盤の整備充実

提案・要望事項　　【警察庁、総務省】

１　警察官の増員による人的基盤の充実

２　警察装備等の物的基盤の整備・充実

【提案・要望の内容】

１　地域社会の安全・安心の確保のため、警察官の増員による人的基盤の充実をお願いしたい。

２　地域社会の安全・安心の確保のため、物的基盤の整備・充実をお願いしたい。

【現状・課題】

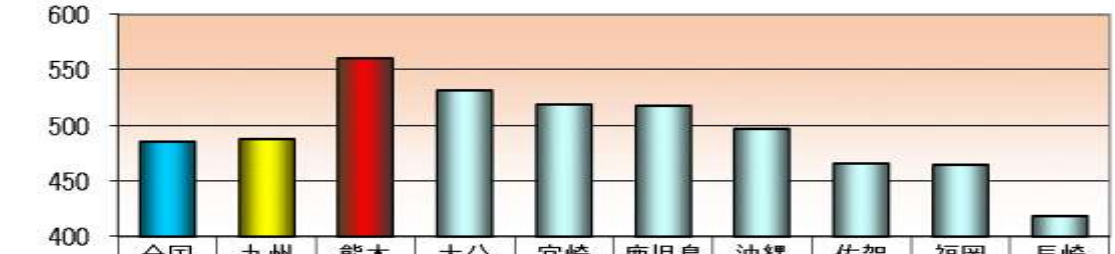
１　本県の人口は、令和８年４月１日現在で、九州で２番目に多く、また、本県は、九州に存在する３つの政令指定都市のうちの１つを有するなど、九州において重要な位置付けにあるが、その重要な位置付けにもかかわらず、本県警察の警察官一人当たりの負担人口が九州で最も多い状態が２０年以上続いている。

本県警察では、このような限られた人的リソースで十分な警察力を発揮できるよう、所属・部門を超えたリソースの重点化や能率的でメリハリのある組織運営、先端技術の活用等による警察活動の高度化、働きやすい職場環境の形成等、更なる業務の合理化・効率化に向けた取組を進めている。

しかしながら、本県における犯罪情勢では、令和７年中の特殊詐欺事件の被害金額が前年比で倍増するなど極めて甚大な被害が発生しているほか、治安対策上の脅威となっている匿名・流動型犯罪グループの台頭、ＳＮＳ上で犯罪の実行者を募集する「闇バイト」情報を始めとするサイバー空間をめぐる脅威の深刻化等、治安上の重要課題が山積している。

このような情勢の中、令和８年度地方警察官の増員において、本県に７人の増員措置が講じられたところではあるが、これらの課題への適切な対応を一層推進し、安全で安心して暮らせる熊本を実現するためには、本県警察官の増員による更なる人的基盤の強化が必要である。

※　［九州各県の警察官一人当たりの負担人口］



	全国	九州	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	佐賀	福岡	長崎
負担人口	485	487	560	532	519	517	497	465	464	418

※　負担人口については、外国人住民を含む県内人口を、警察官政令定数で除したもの

２　あらゆる警察事象に迅速、的確に対処するための警察車両を始めとする装備資機材の整備及び令和９年３月から運用開始予定の刑事手続ＩＴ化に伴い、国が推進する施策に的確に対応するための物的基盤の整備・充実（必要経費に対する国庫補助の充実等）が必要である。